

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和３年３月31日

【発行者名】 ダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン）
(Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman))

【代表者の役職氏名】 取締役 松葉 恭明

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309号、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気付
(c/o Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 下瀬 伸彦
同 大西 信治
同 白川 剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ -
ダイワ債券コア戦略ファンド
(Daiwa Discovery Fund Series - Daiwa Core Bond Strategy Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 米ドル・コース受益証券
80億アメリカ合衆国ドル（約8,358億円）を上限とします。
豪ドル・コース受益証券
110億オーストラリア・ドル（約8,809億円）を上限とします。
NZドル・コース受益証券
120億ニュージーランド・ドル（約8,978億円）を上限とします。
南アフリカ・ランド・コース受益証券
1,000億南アフリカ・ランド（約6,880億円）を上限とします。
トルコ・リラ・コース受益証券
220億トルコ・リラ（約3,133億円）を上限とします。
(注)アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」といいます。）、ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランドおよびトルコ・リラの円換算は、便宜上、2021年１月29日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場
の仲値（１米ドル＝104.48円、１豪ドル＝80.08円、１ニュージーランド・ドル＝74.82円、１南アフリカ・ランド＝6.88円および１トルコ・リラ＝14.24円）によります。以下同じです。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ - ダイワ債券コア戦略ファンド
(Daiwa Discovery Fund Series - Daiwa Core Bond Strategy Fund)

（注１）ダイワ債券コア戦略ファンド（以下、個別にまたは総称して「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。現在、ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズは、本ファンドを含む２本のサブ・ファンドで構成されています。なお、アンブレラとは、１つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みを指します。

（注２）ファンドの名称の表記として、「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ - 」を省略することがあります。また、コース名を含め「ダイワ債券コア戦略ファンド（米ドル・コース、豪ドル・コース、NZドル・コース、南アフリカ・ランド・コース、トルコ・リラ・コース）」と表記することがあります。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券の５種類です（以下、個別にまたは総称して「受益証券」または「コース」といいます。）。

ダイワ・アセット・マネジメント・サービシズ・リミテッド（ケイマン）(Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman))（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

受益証券は追加型です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

米ドル・コース受益証券

80億米ドル（約8,358億円）を上限とします。

豪ドル・コース受益証券

110億豪ドル（約8,809億円）を上限とします。

NZドル・コース受益証券

120億ニュージーランド・ドル（約8,978億円）を上限とします。

南アフリカ・ランド・コース受益証券

1,000億南アフリカ・ランド（約6,880億円）を上限とします。

トルコ・リラ・コース受益証券

220億トルコ・リラ（約3,133億円）を上限とします。

（注１）米ドル、豪ドル、ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランドおよびトルコ・リラの円換算は、便宜上、2021年１月29日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝104.48円、１豪ドル＝80.08円、１ニュージーランド・ドル＝74.82円、１南アフリカ・ランド＝6.88円および１トルコ・リラ＝14.24円）によります。以下同じです。

（注２）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、純資産総額は各コースの基準通貨（米ドル・コース受益証券については米ドル、豪ドル・コース受益証券については豪ドル、NZドル・コース受益証券についてはニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランド・コース受益証券については南アフリカ・ランド、トルコ・リラ・コース受益証券についてはトルコ・リラ）で算出されます。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込みを受け付けた取引日に適用される各コースの１口当たり純資産価格。発行価格に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に同じ。

（注１）「１口当たり純資産価格」とは、あるコースの純資産総額を評価日時点の当該コースの発行済本受益証券口数で除して、英文目論見書の規定にかかわらず、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券の場合は小数第３位を四捨五入した価額をいいます。また、１口当たり純資産価格を「基準価額」と表記することがあります。以下同じです。

（注2）「取引日」とは、原則として、以下に掲げる日（土、日を除きます。）をいい、および／または管理会社が受託会社と協議の上ファンドの一切のコースについて随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

(a) 米ドル・コース：

日本、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日

(b) 豪ドル・コース：

日本、ニューヨーク、オーストラリアの銀行、ニューヨーク証券取引所、オーストラリア証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日

(c) NZドル・コース：

日本、ニューヨーク、ニュージーランドの銀行、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日

(d) 南アフリカ・ランド・コース：

日本、ニューヨーク、ヨハネスブルグの銀行、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日

(e) トルコ・リラ・コース：

日本、ニューヨーク、トルコの銀行、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日

（注3）「営業日」とは、日本およびニューヨークの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）ならびに／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

（5）【申込手数料】

買付は、口数でのみ申込みができます。

申込手数料の額は、申込口数に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とします。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.30%（税抜3.00%）
1万口以上5万口未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	申込金額の1.10%（税抜1.00%）
10万口以上	申込金額の0.55%（税抜0.50%）

（参考）

例えば、基準価額100.00米ドルの時に100口買付を行う場合は、次のように計算します。

申込手数料 = 100.00米ドル × 100口 × 3.30%（税込） = 330.00米ドル

となり、申込金額に申込手数料を加えた合計額10,330米ドルを支払うこととなります。

（注1）基準価額は、通常、取引日の日本における翌営業日に日本で発表されます。

（注2）円貨で申し込む場合、外貨と円貨との換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。詳しくは、日本における販売会社までお問い合わせのこと。

（注3）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

（6）【申込単位】

1口以上1口単位

（7）【申込期間】

2021年4月1日（木曜日）から2022年3月31日（木曜日）まで

（注1）各取引日の日本における販売会社（以下で定義されます。）が定める時刻（午後5時）までに当該日本における販売会社が受け付けた買付申込みを、当該取引日の受付分として取り扱います。当該時刻を過ぎて行われる買付申込みは、翌取引日の取扱いとなります。

（注2）申込期間は、終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（8）【申込取扱場所】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

（以下「大和証券」または「日本における販売会社」といいます。）

ホームページ・アドレス：<https://www.daiwa.jp/>

（注）上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（9）【払込期日】

取引日から起算して5営業日目（以下「払込期日」といいます。）

なお、投資者は、申込金額および申込手数料を、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常、取引日の日本における翌営業日をいい、以下「約定日」といいます。）から起算して、日本における4営業日目（以下「日本における払込日」といいます。）までに円貨または各コースの基準通貨（米ドル貨、豪ドル貨、ニュージーランド・ドル貨、南アフリカ・ランド貨またはトルコ・リラ貨）で日本における販売会社に支払うものとします。ただし、トルコ・リラ・コースについては、基準通貨（トルコ・リラ貨）のみでの支払となります。

日本における販売会社の定めるところにより、上記の日本における払込日以前に申込金額および申込手数料の支払を投資者に依頼する場合があります。

各約定日における申込みに関して日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、日本における販売会社によって、管理事務代行会社および資産保管会社に、払込期日までに各コースの基準通貨で払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

前記「（8）申込取扱場所」と同じです。

（11）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（12）【その他】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

大和証券は、管理会社との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2015年9月11日付の契約に基づき、日本において受益証券の募集を行います。

管理会社は、日本における管理会社の代行協会員として大和証券株式会社を指定しています。

（注）「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、基準価額の公表を行い、また目論見書、決算報告書その他の書類を他の販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額および申込手数料は、円貨または各コースの基準通貨（米ドル貨、豪ドル貨、ニュージーランド・ドル貨、南アフリカ・ランド貨またはトルコ・リラ貨）で支払うものとします。ただし、トルコ・リラ・コースについては、基準通貨（トルコ・リラ貨）のみでの支払となります。円貨での支払に際し、円貨と各コースの基準通貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによるものとします。

申込金額は、日本における販売会社により払込期日までに管理事務代行会社および資産保管会社に各コースの基準通貨で払い込まれます。

（二）日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ダイワ債券コア戦略ファンド（以下「ファンド」といいます。）はアンブレラ・ファンドであるダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。

管理会社は、随時指定するコースの受益証券を発行することができます。本書の日付現在、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券の5つのコース受益証券の取得申込みが可能です。ファンドは米ドル建てです。各コース受益証券は、下記の各コース受益証券に関連する基準通貨建てとします。

- (a) 米ドル・コース受益証券は、米ドル建て
- (b) 豪ドル・コース受益証券は、豪ドル建て
- (c) NZドル・コース受益証券は、ニュージーランド・ドル建て
- (d) 南アフリカ・ランド・コース受益証券は、南アフリカ・ランド建て
- (e) トルコ・リラ・コース受益証券は、トルコ・リラ建て

他のコースの受益証券が、将来発行されることがあります。

ファンドは、さまざまな債券（広範な債券市場から相対的に高い収益をもたらす仕組証券および社債を含みますが、これらに限りません。）に投資します。戦略は、米ドル建ての債券等に投資を行い、インカムおよびキャピタルの組み合わせによりトータル・リターンを最大化することを目指します。

ファンドの特色

トラストは、2011年8月5日付基本信託証書（2015年9月7日付変更証書により修正済、以下併せて「基本信託証書」といいます。）により設立されたオープン・エンドのアンブレラ型投資信託です。

トラストは、アンブレラ型投資信託として設立されました。独立したポートフォリオまたはファンドを設定または設立することができ、当該ファンドに帰属する資産および負債が割り当てられます。各ファンドのみに関連する受益証券が発行されます。ファンドは、2015年8月7日付追補信託証書（以下「基本信託証書」と併せて「信託証書」といいます。）により設定されました。

管理会社は、適格投資家に対して、取得申込みを受け付けた取引日に適用される各コースの基準価額でファンドの受益証券を発行することができます。

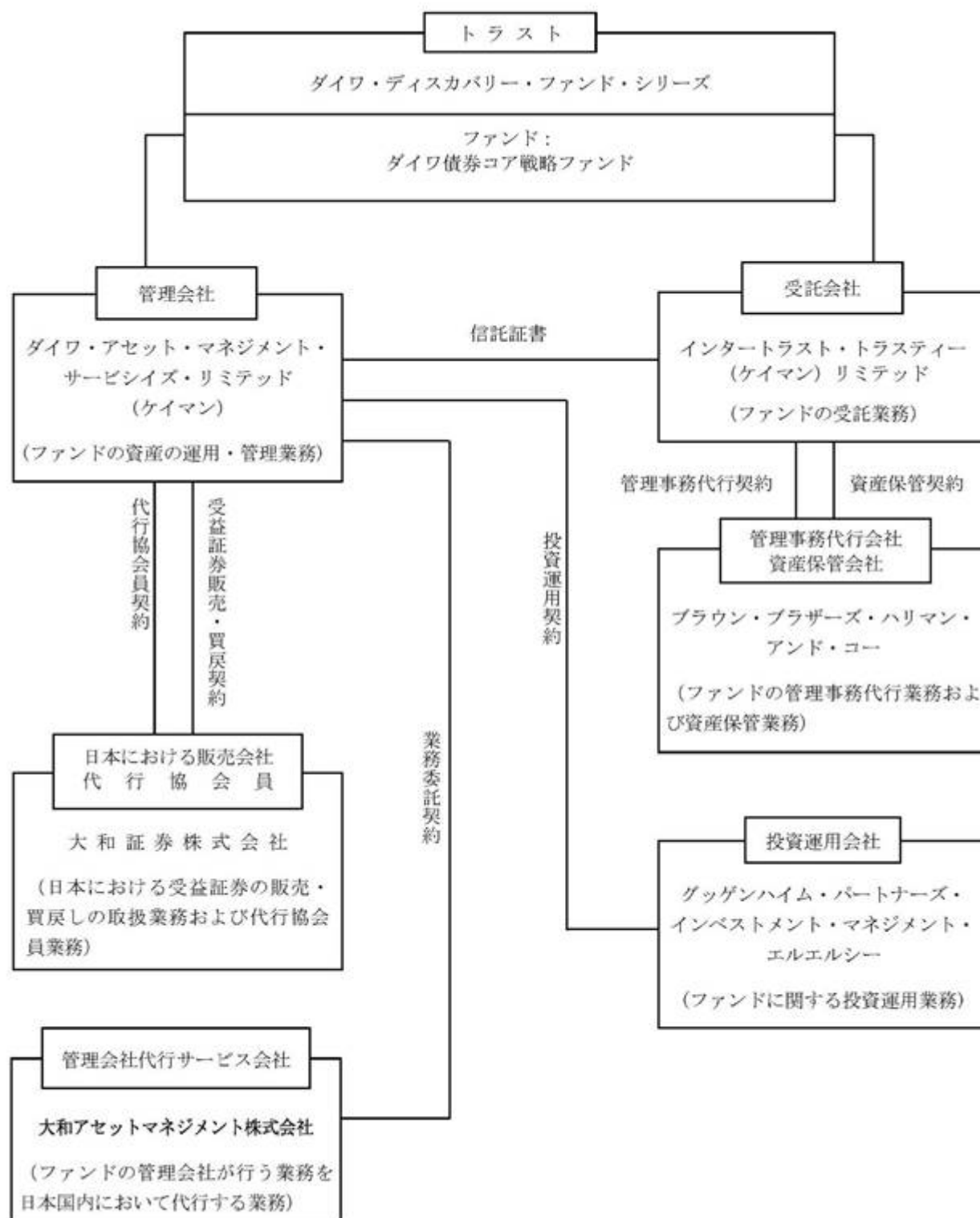
受益証券は、受益者からの請求があった場合、買戻請求を受け付けた買戻日（取引日）に適用される各コースの基準価額で、管理会社により買い戻されます。

（2）【ファンドの沿革】

2005年8月8日	管理会社の設立
2011年8月5日	基本信託証書締結
2015年8月7日	追補信託証書締結
2015年9月7日	基本信託証書の変更証書締結
2015年10月1日	ファンドの運用開始
2019年11月13日	信託期間の終了日を2025年9月30日に変更（当初は2020年9月30日）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
ダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン） (Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman))	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に基づき、ファンドの資産の運用・管理業務を行います。
グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (Guggenheim Partners Investment Management, LLC)	投資運用会社	管理会社との間で締結された2015年9月2日付投資運用契約 ^(注1) に基づき、管理会社に対して投資運用業務を行います。
インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッド (Intertrust Trustees (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)	管理事務代行会社 資産保管会社	受託会社との間で締結された2015年9月4日付管理事務代行契約 ^(注2) に基づき、ファンドの管理事務代行業務を行います。 受託会社との間で締結された2015年9月4日付資産保管契約 ^(注3) に基づき、ファンドの資産保管業務を行います。
大和アセットマネジメント株式会社	管理会社代行サービス会社	管理会社との間で締結された2015年8月31日付業務委託契約 ^(注4) に基づき、管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務を行います。
大和証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	管理会社との間で締結された2015年9月11日付代行協会員契約 ^(注5) および2015年9月11日付受益証券販売・買戻契約 ^(注6) に基づき、日本における受益証券の代行業務および販売業務を行います。

（注1）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、管理会社に対してファンドのために投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務代行業務を提供することを約する契約です。

（注3）資産保管契約とは、受託会社によって任命された資産保管会社が、ファンドの資産保管業務を提供することを約する契約です。

（注4）業務委託契約とは、管理会社によって任命された管理会社代行サービス会社が、管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務を提供することを約する契約です。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、基準価額の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注６）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概要

- （ ） 設立準拠法
管理会社は、ケイマン諸島の会社法に基づいて、2005年８月８日に設立されました。
- （ ） 事業の目的
管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ファンドのために受益証券の発行および買戻し、ファンド資産の管理・運用を行う義務があります。
- （ ） 資本金の額
管理会社の資本金の額は、2021年１月末日現在、5,000万円です。
- （ ） 会社の沿革
2005年８月８日設立
- （ ） 大株主の状況

（2021年１月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	50,000,000株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2020年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

準拠法の内容

ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。更に、ケイマン諸島信託法（2020年改正）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得しています。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者が、受益証券についての申込みまたは購入をするか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しな

ければなりません。目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に提出しなければなりません。

トラストはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づき定められた規則、金融庁法（2020年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改訂）（以下「マネーロンダリング防止規則」といいます。）またはトラストの免許の条件を遵守せずに、事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン諸島事務所です。トラストの会計監査は、アメリカ合衆国で一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて行われます。

トラストは、会計年度末から6か月以内に当該会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出しなければなりません。

(ロ) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、会計年度末から5か月以内および半期終了時から2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年9月30日に終了します。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、当該会計期間の最終営業日の純資産価額に基づき作成されます。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号（改正済））（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。更に、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は大和証券株式会社のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を確実に遵守させるための監督および執行の権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、毎年CIMAに対する指定された詳細事項および監査済財務書類の届出を要求しています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。かかるCIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金を課される結果となり、CIMAが、裁判所にトラストの解散を請求する結果となる場合があります。

規制された投資信託が、その義務を履行できないまたはその可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような認可投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反して認可条件に従わずに業務を遂行または遂行を企図する場合、規制投資信託の監督および管理が適切な方法にて実施されていなかった場合、また規制投資信託の管理会社の立場にある者がその立場に適していない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

トラストの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてCIMAの認可を受けている、インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッドの被支配子会社です。また、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されています。受託会社は、CIMAの監督下にあります。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ファンドは、さまざまな債券（広範な債券市場から相対的に高い収益をもたらす仕組証券および社債を含みますが、これらに限りません。）に投資します。戦略は、米ドル建て債券に投資を行い、インカムおよびキャピタルの組み合わせによりトータル・リターンを最大化することを目指します。

投資戦略

投資運用会社のアプローチは、以下を組み合わせで行われます。

- ・セクターにおける機動的な配分およびインデックス加重ではなく相対的価値を非常に重視する証券レベルを採用するアクティブ運用
- ・厳格な証券調査および投資運用会社のマクロな観点を混合したボトムアップ式およびトップダウン式のポートフォリオ構築
- ・債券ユニバースの分析（ベンチマーク指数に含まれていないセクターを含みます。）に重点を置くこと

ファンドのために、投資運用会社の裁量でデリバティブ取引によって投資されることがあります。デリバティブは、マーケット・エクスポージャーを得るため、または、金利、証券、商品、クレジット、外貨またはその他の要因に関するポートフォリオにおけるリスクをヘッジするために使用されることがあります。かかるデリバティブは、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ、先渡、先物およびオプション（キャップ、フロア、プット/コールスプレッドおよびスワップションを含みますが、これらに限りません。）を含みますが、これらに限りません。

管理会社は、米ドル建て以外のかかる投資（以下「投資通貨」といいます。）については、シリーズ・トラストの勘定で、投資通貨を売却し、米ドルを購入することにより通貨ヘッジ取引を行うために通貨ヘッジプロバイダーを任命することができます。当該取引は、為替リスクを軽減し、シリーズ・トラストの資産の一部または全部を、米ドルに対する投資通貨の下落から保護しますが、排除するように設計されたものではありません。

投資者は、5つの異なるコースを申し込むことができます。米ドル・コース受益証券の場合を除き、下記の方法で米ドルを売却し、当該コースの該当するヘッジ通貨を購入することにより、各コースに関してヘッジ取引を行うことができます。

豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券

豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券（以下、それぞれおよび総称して「ヘッジコース」といいます。）に関して、為替ヘッジ取引は、米ドルを売却し、当該ヘッジコースの各コースの該当するコース基準通貨である該当するヘッジ通貨を購入することにより、米ドル建ての（または米ドルにヘッジされる）投資対象に投資する場合に為替変動リスクを最小化する目的で、当該ヘッジコースの保有者の勘定で行われます。

ヘッジコースのヘッジ通貨における金利が米ドルの金利を上回る場合、かかる金利差は、当該ヘッジコースに関して維持される勘定のヘッジ収益となる予定です。ヘッジコースのヘッジ通貨における金利が米ドルの金利を下回る場合、かかる金利差は、当該ヘッジコースに関して維持される勘定のヘッジ費用となり、需給要因等によっては、さらにヘッジ費用が拡大することもあります。

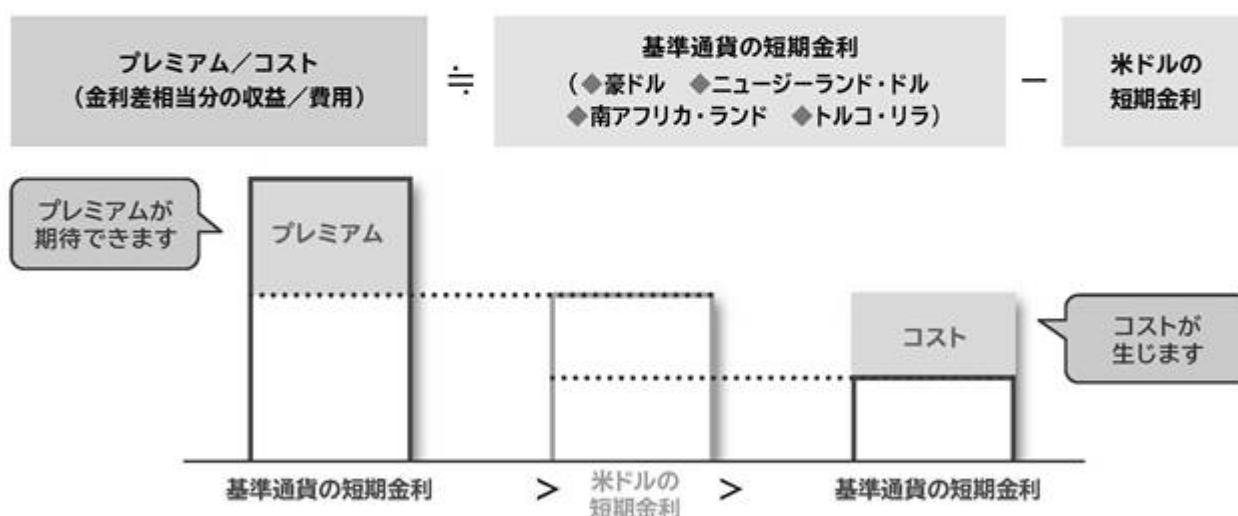
米ドル・コース受益証券

米ドル・コース受益証券は、ヘッジされず、米ドル以外の通貨にエクスポージャーを提供することを目指しません。

コース名	為替ヘッジ取引の内容	基準通貨
米ドル・コース	為替ヘッジ取引を行いません	米ドル
豪ドル・コース	米ドル売り／豪ドル買い	豪ドル
NZドル・コース	米ドル売り／ニュージーランド・ドル買い	ニュージーランド・ドル
南アフリカ・ランド・コース	米ドル売り／南アフリカ・ランド買い	南アフリカ・ランド
トルコ・リラ・コース	米ドル売り／トルコ・リラ買い	トルコ・リラ

為替ヘッジ取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）について

- ◆米ドル・コース以外の各コースの基準通貨の短期金利が、米ドルの短期金利よりも高い場合、「プレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できます。逆の場合には、「コスト（金利差相当分の費用）」となります。



- 上図表はイメージ図であり、実際のプレミアム／コストとは異なります。
- 通貨間の為替変動を為替ヘッジ取引によって完全に排除することはできません。
- プレミアム／コストは、基準通貨と米ドルの金利差の変化等を受けて変動します。
- 上図表は投資成果を示唆するものではなく、保証するものでもありません。
- 実際の為替取引によるプレミアム／コストの水準は、需給要因等によって金利差相当分とは異なる水準となり、プレミアムの縮小、コストの拡大が生じることがあります。

- 大量の取得申込みもしくは買戻請求が行われたと判断するとき、市場もしくは投資対象についての急激もしくは重大な変化が予想されるときおよび／またはファンドの終了の準備のため、もしくは信託財産の規模を考慮した上で、合理的に必要であると判断したとき、一時的に前期の運用が行われないことがあります。

投資運用会社は、以下の場合において、本紙に記載される投資方針、投資制限および投資ガイドラインを逸脱することができます。

管理会社と協議の上、投資運用会社が、受益証券に関する多額の申込申請または買戻請求を行うことを決定する場合、

管理会社と協議の上、投資運用会社が市場またはファンドが投資する投資対象に急激または重大な変化があると予測する場合、および／または逸脱が、投資運用会社の単独の裁量により、

(a) ファンドの終了に備える目的において、または

(b) ファンドの資産規模の結果として合理的に必要である場合。

投資ガイドライン

(a) 戦略に関する以下の投資ガイドラインは、ファンドが直接所有する投資対象の公正な市場価格に基づいています。投資運用会社は、ファンドの総資産が1億米ドルを下回る場合はいつでも、以下の表に記載された最大で許容される割合を逸脱することができます。また、（特に、格下げ、再編および転換に起因する）投資対象の購入または取得後の投資対象の公正な市場価格の変更により、一または複数のガイドラインが充足されない可能性があります。かかる場合、投資運用会社は、いずれかの制限を遵守する目的でファンドを元の状態に戻すために投資対象のバランスを取り戻す義務を負いません。更に、いずれかの時点でいずれかの制限が充足されない場合、当該制限に関する現行のポートフォリオ配分が維持または改善される限り、追加の投資または配分を行うことができます。

投資ガイドライン	%
投資適格証券およびローンの上限割合	100%
投資非適格証券およびローンの上限割合	20%
仕組証券（注）の上限割合	100%
非米ドル建て証券およびローンの上限割合	20%
単一債務者または発行者（米国政府発行証券および機関発行証券を除きます。）の上限割合	10%
E T F の買入れの上限割合	100%

（注）債務担保証券、ローン担保証券、アセット・バック証券、仕組債およびモーゲージ担保証券（住宅ローン担保証券および商業不動産担保証券（かかる用語は本書に定義されます。））を含みますが、これらに限りません。

(b) 品質格付

- ・ 未格付の銘柄は、購入されることができ、投資運用会社の決定に従って投資適格または投資非適格とみることができます。
- ・ 債務不履行の証券は、基準を満たす信用度を有していると決定される場合、投資運用会社によって購入されることができます。

ファンドは、投資運用会社の関連会社と共にクロス取引を含む取引に従事することができます。

ファンドの目的

主として米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、
トータル・リターンの最大化をめざします。

ファンドの特色

- 1 主として米ドル建ての複数種別の債券等に投資します。
- 2 インカムとキャピタルの適切な組み合わせにより、
トータル・リターンの最大化をめざします。
- 3 運用は、グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・
マネジメントLLCが行います。
- 4 米ドル・コース以外の各コースは、米ドル建て資産に対して、
米ドル売り、基準通貨買いの為替ヘッジ取引を行います。

ファンドの仕組み

◆基準通貨の異なる5つのコースで構成されています。

ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
ダイワ債券コア戦略ファンド



※ファンドの受益証券の基準価額は、これらの基準通貨建てにより表示されます。

- 5 毎年3月7日および9月7日（休業日の場合、翌営業日）に、
分配方針に従い、分配を行います。

（２）【投資対象】

投資ユニバース

ファンドは、主に、米ドルおよび非米ドルの債券（以下「投資対象」といいます。）に投資します。投資対象は、現金および以下の種類の証券を含みますが、これらに限りません。

米国債および政府機関債、地方債、アセット・バック証券、（商業用および住宅用の）モーゲージ・バック証券、債務担保证券（ローン担保证券および商業用不動産ローン担保证券を含みます。）、社債（優先債務、後順位債務および劣後債務を含みます。）メザニン証券および優先証券、転換債務（転換などにより受け取る株式となることがあります。）、コマーシャルペーパー、現金等価物、インフレ連動債、仕組債、銀行預金証書、定期預金、銀行債券、バンクローン（第一順位および第二順位担保権、短期リボルバーローン、ブリッジ・ローンならびにDIPローン）、資産担保CP、債券に重点を置いた上場投資信託（以下「ETF」といいます。）、新興市場債券、株式に組み換えられた債券、ソブリンおよび国際機関債を含む国際証券。

投資対象は、規則144A、レギュレーションDおよびレギュレーションSの公布ならびに1933年米国証券法（改正済）第3(a)(2)条および第4(a)(2)条に基づき発行された証券を含みます。投資対象には、1940年米国投資会社法（改正済）の規定に従い、投資運用会社によって運営される登録投資会社を含むことがあります。

投資する債券等の例



- 資産担保证券：不動産ローンや自動車ローン等の債権を担保として発行された証券。
住宅ローンを担保としたRMBS、商業用不動産ローンを担保としたCMBS、自動車ローン・リース債権などを担保としたABSなどがあります。
- 優先証券：債券と株式の性質を併せ持ち、法的弁済順位が普通株式より優先される証券。
- バンクローン：銀行などの金融機関が、主に格付が投資適格未満の事業会社等に対して行う貸付の債権。

※劣後債、転換社債、債券ETFほか、上記以外にも投資する場合があります。

（３）【運用体制】

管理会社は、投資運用会社に運用を委託しています。投資運用会社の運用体制は、以下のとおりです。

投資運用会社であるグッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、債券運用チーム全員の見識を最大限に投資プロセスに生かします。

ポートフォリオ・マネジャー

ポートフォリオ・マネジャーはモデルポートフォリオに基づいたポートフォリオの執行、相対価値の判断を下します。

グローバル最高投資責任者およびアシスタント最高投資責任者によるマクロ投資テーマをポートフォリオに反映し、セクター責任者およびトレーダーと連携してクレジット・トレンドおよび相対価値を決定し、日々のポートフォリオのリスク・モニタリングを行います。また、リスク管理およびポートフォリオ構築チームと密接に連携をとり金利およびスプレッド・リスク・トレンドに着目します。各ポートフォリオは、一銘柄毎に構築されます。ポートフォリオ・マネジャーはそれぞれのセクター・チームから承認を受けた証券にのみ投資できるものとされ、またポートフォリオは、顧客の投資リターンおよび利回り目標を達成するよう構築されます。

セクター・チームによる銘柄選定

アナリストは、様々な金利シナリオにおける債務不履行、債権回収および繰上返済をテストするため、社内運用のモデルおよび業界をリードするソフトウェアを活用します。

セクター・チームは、コベナンツや契約書の条項を弁護士チームと共に検証します。また、規制の動向についての解釈も検討対象として考慮されます。

アナリストが個別銘柄を慎重に分析した後、取引に値すると判断する証券を各セクターのリーダーに推奨します。セクター・リーダーは、他のシニア投資メンバーとともにこれら詳細資料を検証し、投資の承認、非承認または継続モニタリングを決定します。

各セクターは専任のチームが担当します。

ストラクチャード・クレジット(ABS、CMBS、RMBS)

コーポレート・クレジット(ハイイールド債、バンクローン、投資適格社債、優先証券)

地方債

米国・政府機関債

マクロ経済調査

グローバル最高投資責任者およびそのマクロ経済チームは、マクロ経済上の洞察およびテーマを創出します。チームは経済のトレンド、デフォルト予想、コモディティおよびイールドカーブ予想などを含むマクロ経済見通しについて見解を述べます。これらの洞察およびテーマは、ボトムアップの個別銘柄分析を通して得られるセクターまたは産業ごとの分析と組み合わせられます。

ポートフォリオ構築

ポートフォリオ構築グループは、ボトムアップの個別銘柄分析およびマクロ経済調査による見通しを勘案しセクター間、産業間または資産クラス間の相対価値の見通しを決定します。

ポートフォリオの配分はかかる分析を反映し、さらにポートフォリオ・マネジメント・チームが顧客の運用ガイドラインに即して個別ポートフォリオを構築します。

最後に、ポートフォリオ・マネジメント・チームのための「モデル」ポートフォリオを作成し、定量分析を用いてドローダウン・シナリオを予想します。

リスク管理

リスク管理は投資プロセス全体において行われます。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオのリスクおよび投資機会を把握するために定性的および定量的ツールを活用します。

このアプローチにより、ポートフォリオ・マネジャーは効率的に情報を集約化し、かつチーム全員とその情報を共有することができます。ポートフォリオ・マネジャーは個々のポートフォリオのリスクをモニターする一方で、ポートフォリオ・マネジメントに特化したリスク管理チームは会社全体のポートフォリオのリスクをモニターします。最高リスク管理責任者およびそのチームは、あらゆるタイプの潜在的なポートフォリオのリスク特性を特定、計測、モニタリングおよび機動的に管理する義務を負っています。

〈グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLCについて〉

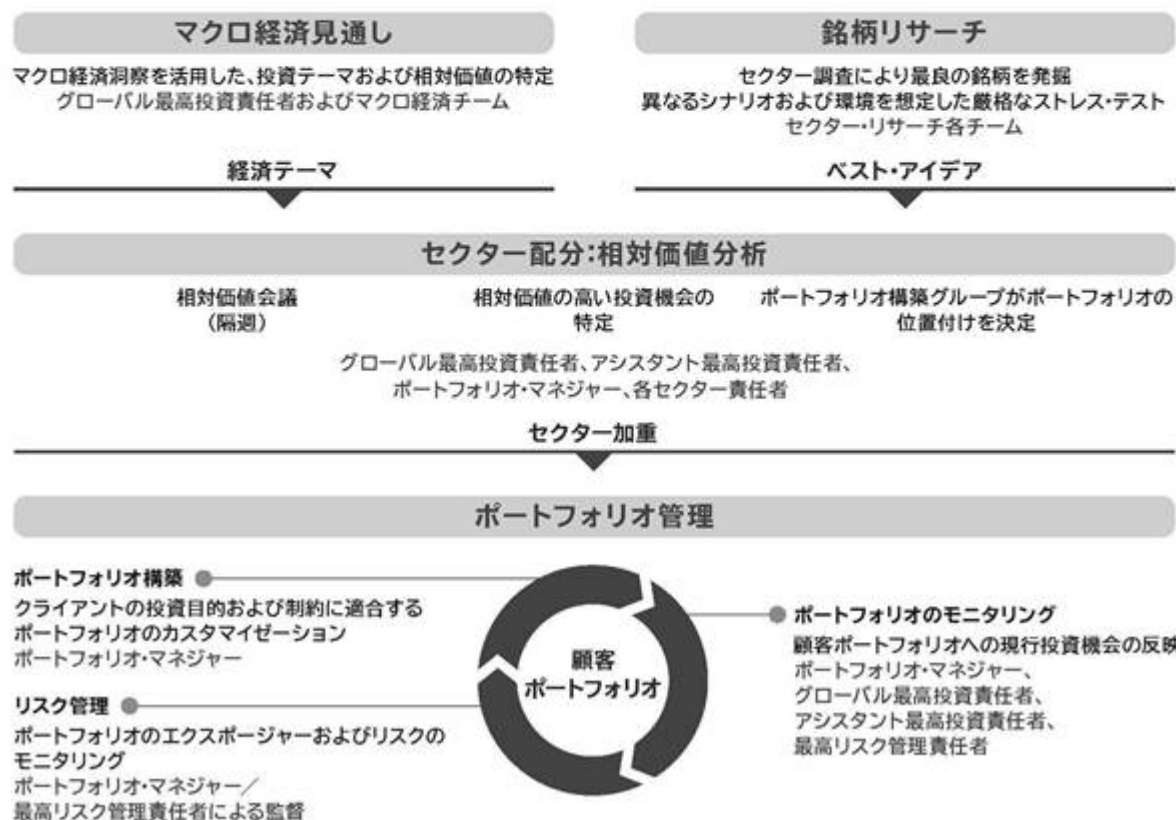
- グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLCは2,312億米ドルの資産を運用する運用会社であり、米国サンタモニカを本拠地としています。
- 同社は、米国の金融グループであるグッゲンハイム・パートナーズの運用会社として設立されました。
- グッゲンハイム・パートナーズは、ニューヨーク及びシカゴに本部を置いており、グローバルに各種金融サービスを提供し、運用業務、証券業務、保険関連業務を行っています。

（2020年12月末現在）

●運用にあたっては、以下の点に留意します。

- マクロ経済分析を活用した投資テーマの発掘および債券等の各種別内の個別銘柄分析による魅力的な銘柄の発掘につとめます。
- 各種別間、銘柄間の相対的な価値の分析を活用し、投資対象の評価を行うことでポートフォリオを構築します。
- ポートフォリオ運用は、投資可能ユニバースの徹底的な分析に重点を置き、顧客の投資目的および制約に合うようにポートフォリオをカスタマイズします。

運用プロセス



（４）【分配方針】

受託会社は、管理会社からの指示に基づき（および関連する分配日がケイマン営業日でない場合、管理会社は）、各分配計算期間（以下「現分配計算期間」といいます。）について、次の分配計算期間における分配日に、すべてのコースの本受益証券の各保有者に対し、管理会社により決定される金額の分配を行います。

管理会社は、通常、債券ポートフォリオの最終利回り、各分配計算期間に対応するその他の報酬、経費および費用、ならびにヘッジコースの場合には適用されるヘッジ通貨と米ドルの金利差を含みますが、これらに限らない要因を考慮した上で、分配金額を決定します。ただし、特定の分配計算期間について分配が行われない場合もあります。

管理会社は、配当収益ならびに実現および未実現の利益をもとに分配を行うことを目指します。ただし、関連するコースに帰属する元本から分配を行うこともあります。

現分配計算期間に関する分配は、現分配計算期間における基準日において関連するコースの本受益証券の名義人としてファンドの受益者名簿に登録されている者に対し行われ、すべてのかかる分配は、該当するコース基準通貨の最小通貨単位となるよう切り捨てられます。切捨てによる利益は、ファンドにより保有されます。

管理会社は、その裁量により、分配方針を随時変更することができます。

毎年３月７日および９月７日（休業日の場合、翌営業日）に、分配方針に従い、分配を行います。

（５）【投資制限】

(a) 投資運用会社は、ファンドのために、純資産総額の50%を超える部分を金融商品取引法第２条第１項に規定される「有価証券」に投資します。

(b) 管理会社および管理会社を代理する投資運用会社のいずれも、ファンドの勘定において以下を行うことはできません。

有価証券の空売りを行うこと。

受益者の利益を損なうような取引またはファンドの資産の適正な運用を害するような取引（管理会社または受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引を含みますが、これに限りません。）を行うこと。

即時に換金することのできない流動性に欠ける資産に対し、純資産総額の15%を超えて投資を行うこと（価格決定の透明性を確保する方法が採られている場合は、この限りではありません。）。

投資会社ではない同一銘柄の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドにより保有される当該銘柄の議決権付株式総数が当該銘柄の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、かかる取得を行うこと。

後記「借入方針」の項に記載する借入方針に基づく借入れ以外の一切の借入れを行うこと。

投資信託または投資会社の利害関係者に対し投資を行うこと。

単一銘柄の株式または単一の投資信託の受益証券の保有総額（以下「株式エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えることとなる場合に（かかる株式エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、かかる株式または受益証券を保有すること。

単一のカウンターパーティーに対しデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し発生する純エクスポージャー（以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えることとなる場合に（かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、かかるポジションを保有すること。

単一の法主体により発行され、組成され、または引き受けられた(A)有価証券（上記に規定する株式または受益証券を除きます。）、(B)金銭債権（上記に規定するデリバティブを除きます。）および(C)匿名組合出資持分の保有総額（以下、総称して「債券エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えることとなる場合に（かかる債券エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）（注：担保付取引の場合はかかる担保の評価額は、発行体等に対する支払義務が存在する場合はかかる支

払義務の額を控除します。）、かかる有価証券、金銭債権または匿名組合出資持分を保有すること。

単一の発行体またはカウンターパーティーへの株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの総額が純資産総額の20%を超えることとなる場合に、かかる発行体またはカウンターパーティーに対するポジションを保有すること。

管理会社または投資運用会社が決定する合理的な方法により事前に計算される額が純資産総額を超えることとなる場合に、デリバティブ取引またはその他の類似取引を行うこと。本

において、管理会社もしくは投資運用会社がファンドのために決定する合理的な方法であるとみなされるデリバティブ取引またはその他の類似取引を管理する方法は、以下のとおりです。

(A) 標準的手法を参考的に用いたリスク・ウェイトが純資産総額の80%以内となる市場リスク相当額算出方法、

(B) 内部格付手法（VaR手法）を参考的に用いたリスク・ウェイトが純資産総額の80%以内となる市場リスク相当額算出方法、または

(C) 欧州連合のU C I Tに適用される規則に基づく方法

ファンドが、投信協会の「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」（以下「投信協会規則」といいます。）により純資産総額の10%超に相当する単一発行体の債券、その他の債務証券またはデリバティブの原証券（投信協会により制定された投資信託等の運用に関する規則第17条の2第2項第2号に規定される機関により発行され、または保証される債務を除きます。）を保有すること。投信協会規則によると、ショート・デリバティブ・エクスポージャーは、本制限では考慮されません。

(c) 抛出および払戻しまたは市場価格の変動に起因していずれかの時に上記(a)または(b)に明記される本投資制限からの逸脱が生じた場合、投資運用会社は、1か月以内にファンドの投資対象が、かかる投資制限の遵守を回復するために必要な措置を講じます。

管理会社は、投信協会規則の改訂を反映する目的で、上記(b)に規定する投資制限の一切の部分を必要に応じて随時変更することができます。

借入方針

ファンドの勘定において金銭の借入れを行うことはできますが、借入残存総額が借入時における純資産総額の10%を超えないことを条件とします。ただし、特別の緊急事態（ファンドと別のシリーズ・トラスト、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームの合併を含みますが、これに限りません。）によりかかる制限を一時的に超える場合は、この限りではありません。投資運用会社は、信用枠を設定することにより、かかる資金調達および借入れを行うことができます。リバース・レポ契約およびリバース・レポ取引は、レバレッジまたは借入れを構成しません。ファンドは、レポ契約（有価証券と引き換えに現金を貸し付けるもの）を締結することもでき、これは、借入制限には考慮されません。

借入れは、ファンドの資産により全額担保され、ファンドのためにのみ実施されます。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

投資者は、受益証券の価格が下落することもあれば上昇することもあることを理解しておく必要があります。ファンドへの投資は、重大なリスクを伴います。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、受益者は買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。当初の投資元本は保証されているものではなく、受益証券は当初の投資元本を下回る価額で買い戻されることがあります。ファンドの資産に関して発生する収益および損失はすべて受益者に帰属します。

以下は、受益証券への投資および/またはその保有に伴うリスクのすべてを網羅した完全なリストとして示すことを意図したものではありません。投資者は、受益証券の購入および保有にかかるリスクを慎重に検討する必要があります。

投資者は、受益証券の購入前に、ファンドへの投資に伴うリスクについて十分に理解しておく必要があります。

投資戦略に関連するリスク

債券一般

あらゆる種類の発行者が存在する債券は、格付されるか否かにかかわらず、投機的な特性を有することがあります。かかる証券の発行者（ソブリン債発行者を含みます。）は、著しい継続的な不確実性および債務の条件に従って金利および元本を適時に支払う発行者の能力を損なうことがある不利な状況に対するエクスポージャーに直面することがあります。

ディーラーによる市場形成

投資運用会社は、ファンドの勘定で債券に投資することができます。債券の価値は、債券市場（ディーラーの債券における「市場形成」能力によって影響を受けます。）のボラティリティおよび流動性等の一般的な市場状況によって影響を受けることがあります。近年、債券市場が著しく増加する一方で、ディーラーの資産は、市場規模に比べて著しく減少しています。ディーラーの資産の減少は、資本要件等の規制上の変化によるものであり、減少し続けることが予想されています。ディーラーの資産が減少するにつれて、ディーラーの債券市場において変動性のある市場を形成する（ひいては流動性を形成する）能力も低下します。これによって、特に金利が発生する期間中において債券市場により大きなボラティリティおよび非流動性が生じ、ファンドの勘定の収益性が損なわれ、または、ファンドの勘定において損失を被る可能性があります。

金利リスク

金利の変更により、債券である本投資対象の価値に影響が及ぶことがあります。金利の上昇により、債券である本投資対象の価値が下落することがあります。仮に、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が低格付の商品、満期が長い債券、無利息の債券（ゼロ・クーポン債務証券等）または他の債券の形式で現金でない利息を支払う債券に投資する限りにおいて、金利リスクが増大する可能性があります。

期限前弁済リスク

債券に関して期限前弁済（債務者による自発的な期限前弁済および債務不履行による期限の利益喪失を含みます。）が起こる頻度は、金利およびスプレッドの実勢水準ならびに経済的、人口統計的、税務上、社会的、法的およびその他の要因を含む様々な要因によって影響されます。一般に、債務者は、実勢金利が自己の債務のクーポンレートを下回った時にその確定利付債務を期限前弁済する傾向があります。同様に、変動利付債券の発行者および借入人は、スプレッドが狭くなった時に自らの債務を期限前弁済する傾向があります。

通常、「プレミアム」証券（市場価格が元本または額面価額を上回る有価証券）は、予想よりも早い期限前弁済によって悪影響を被り、「ディスカウント」証券（元本または額面価額が市場価格を上回る有価証券）は、予想よりも遅い期限前弁済による悪影響を被ります。多くの債券は、金利および／またはスプレッドが高い時にディスカウント証券となり、金利および／またはスプレッドが低い時にプレミアム証券となるため、かかる債券は、金利環境における期限前弁済の変動によって悪影響を被ることがあります。

期限前弁済の悪影響は、以下の二通りの形で投資対象に及ぶことがあります。第一に、特定の投資対象は、実際の、または予想される、より早い期限前弁済の環境におけるインタレストオンリー証券の場合のように、完全な損失を被ることがあります。第二に、特定の投資対象は、投資運用会社が当該投資対象のために構築したヘッジに比べて低いパフォーマンスを示すことがあり、投資対象のポートフォリオ全体の損失となることがあります。特に、（額面価格での）期限前弁済は、多くの証券の元本または額面金額に対する価格上昇の可能性を制限することがある一方で、これらに対応するヘッジには、しばしば無制限の損失の可能性があります。

将来における資金手当義務

投資運用会社は、随時、ファンドの勘定で資金手当義務を負うことがあり、かかる義務は投資対象に関して将来生じることがあります。例えば、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、完全に引き出されていないリボルビング与信枠を貸付人から購入することができます。その後、借入人が当該与信枠につき資金を引き出す場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、支払うべき金額を手当てすることを義務付けられます。ファンドの勘定で行為する投資運用会社が支払期限が到来した債務を支払うことができない場合、ファンドに帰属する収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある重大な違約金が生じることがあります。また、投資運用会社は、契約に従ってファンドの勘定で第三者によって生じる債務不履行リスクにつき責任を負うことに同意する契約を締結することができ、一方で、第三者がファンドの勘定で債務不履行に対する保護を提供する契約を締結することができます。

ゼロ・クーポン債および利息繰延債券

ゼロ・クーポン債および利息繰延債券は、額面金額よりも大幅な割引価格で発行された債務です。当初割引額は、当該債券について発生し、満期または最初の利息発生日までの期間に複利で計算される、発行時の当該証券の市場レートを反映する利率での利息の合計金額に近い金額です。ゼロ・クーポン債の場合、利息の定期的な支払は必要ありませんが、利息繰延債券は、一般に、定期的な利息支払が開始される前の繰延期間を定めています。かかる投資対象の市場価格は、定期的な利息支払を定めた債務に比べて金利の変動によるボラティリティが高くなります。

社債

会社が発行する債券、約束手形および債務証券は、固定または変動の金利を支払うことがあり、ゼロ・クーポン債務を含むことがあります。社債は、信用格付の格下げの対象となることがあります。その他の債券は、最低の品質格付を有するか、または、無格付であることがあります。更に、社債における投資対象および関連する金融商品に関して、ファンドの勘定で現物で金利が支払われることがあります（例えば、債券投資に関してファンドの勘定で所有される元本は、かかる債券投資に関して支払期限が到来した金利の金額をもって増額されることがあります。）。かかる投資対象の市場価格は、定期的な現金での利息支払を定めた債務に比べてボラティリティが高くなることがあり、債務不履行の場合、ファンドの勘定に重大な損失が生じることがあります。

米国債および政府機関債 - 米国政府証券

米国政府証券は、米国財務省の直接的な債務ならびに 米国の十分な信頼および信用（例えば、連邦政府抵当金庫による証明書）、米国財務省から借入れを行う発行者の権利（例えば、連邦住宅貸付銀行の証券）、発行者に貸付を行うための米国財務省の裁量権（例えば、ファニーメイ証券）、および 発行者単独の信用度（例えば、フレディマック証券）によって裏付けられた証券を含む、米国政府機関および代行機関によって発行された債務を含みます。米国政府も、その機関または代行機関のいずれも、自らが発行する有価証券の市場価格を保証しません。したがって、かかる有価証券の市場価格は、金利の変化に応じて変動することが予想されます。

ストレス債

経営難の発行者は、まだ破綻または破産状態にあると判断されていない発行者であり、その債券（ストレス債）は、額面金額の割引価格で取引されますが、破綻の水準には至りません。かかる発行者の一例として、クレジット契約上のテクニカル・デフォルトの状態にあるか、または、戦略上または運営上の変更が進行中であり、そのため市場価格が不確実である場合が挙げられます。ストレス証券およびディストレス証券の市場価格は、変動性が高く、当該証券の買値と売値のスプレッドは、しばしば非常に広いものとなります。

不良証券

特定の債務証券は、不良または債務不履行の状態にあることがあります。更に、債務者または該当する保証人もまた、破産または清算の状態にあることがあります。かかる債券に関する支払の金額および時期（もしあれば）に関する保証はありません。

問題のある発行体による発行

支払不能状態にあるか、または、深刻な財政難の金融機関またはその他のエンティティが債券を発行する場合、当該債券が発行される基準、売却機関に対する遡求権または当該債券の利子が支払われる基準または当該債券の基準に悪影響が及ぶことがあります。

ソブリン債

複数の要因により、政府、その機関、代行機関またはその中央銀行が発行した債券（以下「ソブリン債」といいます。）に関して、その支払能力に影響が及ぶことがあります。かかる要因には、投資運用会社が判断する有価証券が、該当する発行者の国外の債務の再編に含まれる可能性があること、かかる債券の市場価格、および ソブリン債が、将来の再編（当該発行者の（x）取引残高および国際的な資金調達の利用、（y）国際的な金利の変化によって影響を受け得る、当該債務の利子支払に関するコスト、および（z）国外の債務の支払に利用可能な米国ドル以外の為替の総額に影響を及ぼすことがある、国際通貨準備金の水準を含みます。）に含まれること、が含まれます。継続的な著しい不確実性および不利な状況に対するエクスポージャーにより、金利および元

本を適時に支払う発行者の能力が損なわれることがあり、発行者は、自らのソブリン債に関して債務を履行しないことがあります。

劣後証券

劣後クラスの債券への投資には、上位クラスの銘柄またはシリーズよりも大きな債務不履行に関する信用リスクを伴います。モーゲージ・ローン全体の債務不履行に関連するリスクの多くは、劣後証券において増大します。債務不履行リスクは、債券を担保しているか、または、債券がその持分を示す原資産のプール規模が比較的小さいか、または、分散性が低い場合に更に顕著になることがあります。特定の劣後証券（以下「ファーストロス証券」といいます。）は、一切のその他のクラスの証券がリスクにさらされる前に債務不履行によるすべての損失を負担します。ファーストロス証券は、通常、当該証券が信用強化または持分をほとんどまたは全く伴わずに発行される場合に大きな損失リスクにさらされます。したがって、かかる証券は、通常は株式投資に関連する特徴をいくつか有しています。

アセット・バック証券およびアセット・バック・コマーシャル・ペーパー

アセット・バック証券（以下「資産担保証券」といいます。）およびモーゲージ・バック証券（以下「モーゲージ担保証券」といいます。）の投資特性は、一般的な債券とは異なります。主な違いの一部として、金利および元本の支払がより頻繁に（通常は毎月）行われること、ならびに通常、裏付けとなっているローンまたはその他の資産をいつでも期限前償還できることから、元本をいつでも期限前償還できることがあります。

劣後するアセット・バック証券およびモーゲージ・バック証券

劣後モーゲージ担保証券および劣後資産担保証券への投資は、上位クラスの銘柄またはシリーズよりも大きな債務不履行に関する信用リスクを伴います。債務不履行リスクは、モーゲージ担保証券および資産担保証券を担保しているか、または、モーゲージ担保証券および資産担保証券がその持分を示す裏付けとなっているローンのプール規模が比較的小さいか、または、分散性が低い場合に更に顕著になることがあります。特定の劣後証券は、特に当該証券が信用強化または持分をほとんどまたは全く伴わずに発行された場合、一切のその他のクラスの証券がリスクにさらされる前に債務不履行によるすべての損失を負担します。したがって、かかる証券は、通常は株式投資に関連する特徴をいくつか有しています。

商業用モーゲージ・バック証券

商業用不動産のモーゲージ・ローンは、ローン元本の大部分がローン期間中に償却されず、満期時点で支払可能となるように構成されることが多く、したがって、ローン元本の返済は、しばしば既存のもしくは代理の貸付人からの不動産による資金調達の将来における利用可能性ならびに／または不動産の現行の価格および販売性に依拠します。したがって、不動産による資金調達が利用できないことにより、債務不履行となることがあります。モーゲージ担保証券の裏付けとなっている大部分の商業用モーゲージ・ローンは、有効なノンリコースの借入人の債務であり、担保以外に借入人の資産に対する遡求権が存在しないことを意味します。借入人が、当該モーゲージ・ローンに関して支払義務がある元本および金利を支払うために負担が付された不動産に関して借換えまたは処分を行うことができないか、または、これらを行う意思がない場合、劣後クラスの関連するモーゲージ担保証券の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。劣後クラスのモーゲージ担保証券の損失（もしあれば）の最大限度は、モーゲージ手形の交渉により割引かれた決済、再編もしくは売却または不動産に設定されたモーゲージの実行手続（または実行手続に代わる行為）およびその後の不動産の清算が行われた後にのみ決定されることができません。モーゲージの実行手続は、多額の費用を要し、訴訟および／または破産により遅延する可能性があります。不動産の所在地、不動産に対する権原の法的地位、不動産の物理的な状態および財務上の収益、環境リスクならびに不動産の状態に関する政府による開示要件等の要因により、第三者がモーゲージの実行による売却時に不動産を購入することを希望しないか、または、関連するモーゲージ担保証券に関する債務を充足するために十分な価格を支払うことを希望しないことがあります。かかるモーゲージ担保証券の裏付けとなっている資産から得られる収益は、借入人によって保持されることができ、投資リターンは、他の者に対する支払を行うため、保険の補償額を維持するため、税金を支払うため、または、維持費を支払うために使用されることができません。かかる流用された収益は、通常、担保のキャッシュフローを管理する、裁判所が任命した管財人なしでは回収することができません。

アセット・バック証券化

投資運用会社は、ファンドの勘定で、資産担保証券の形態で発行された債券または資産担保証券における株式に投資することもできます。かかる証券化は、通常、主要な証券が支払を受領する契約上の権利を有するように構築されます。例えば、かかる支払は、賃貸借、債務、企業ローン、モーゲージ・ローン、売掛金、個人ローン、信用限度額、売上債権、用船契約、フランチャイズ契約、裁判所命令による和解またはロイヤルティ契約からの支払であることがあります。代替として、または、更に、資産担保証券の発行者、スポンサーまたは借入人は、証券化に対して払込みを行うために、かかる契約上の権利における自らの株式に質権を設定することができます。一部の場合同時に、追加の担保として、かかる証券化によって航空機、産業機器、知的財産、自動車、棚卸資産、不動産等の契約上のキャッシュフローがない資産に対する偶発的な担保権を受領することもできます。「物理的な」資産またはその他の資産に関するかかる偶発的な担保権は、通常、返済の主要な資金源（すなわち、裏付けとなっている契約上の資産）が、証券化に関する準拠契約に基づき支払期限が到来した場合に資産担保証券の投資者に対する金利および元本の支払に不十分である場合にのみ実行可能です。例えば、自動車ローンの証券化において、投資者は、返済につき、自動車の所有者が行う元本および金利の支払に依拠します。自動車自体は、資産担保証券の保有者に返済を行うために換金することができません。ただし、保有者が支払を行わず、サービサーが連邦、州および現地の法律および消費者保護要件に従って再所有および売却を行うことができる場合を除きます。一部の場合同時に、資産担保証券の債務または資産は、企業または保険提供者等の法主体から偶発的、部分的または完全な保証を得ることがあります。

通常、投資運用会社は、ファンドの勘定で、破産に関する検討事項および包括担保を考慮に入れた譲渡可能な最大の返済がなされる証券化に投資することを目指します。ただし、証券化の借入人およびスポンサーは、通常、証券化に対する最小限の包括担保を拠出することを希望し、可能な限り、資産担保証券の投資者の偶発的な請求から自らのその他の資産を保護することを目指します。更に、法的、裁判管轄上および税務上の事柄により、一部もしくは全部の資産プールおよび／または偶発的な請求に対する担保権の完全な実行可能性が妨げられることがあります。投資運用会社は、返済に利用可能な資金源を最大限増やし、かかる返済の障害となるものを少なくするよう努めますが、各証券化は、不払い、格下げおよび／または買戻し、値下がり、約定返済の内容に関して適時に売却できないこと、偶発的な請求の価格、準拠契約および該当する法律に基づく請求および担保権の実行可能性ならびに市場環境に関するリスクを伴います。更に、その他の債券投資と同様に、資産担保証券は、期限前弁済、期間延長および金利に対する（価格およびキャッシュフローの時期における）感応度に関するリスクを伴うことがあります。

住宅ローン担保証券

住宅ローン担保証券（以下「RMBS」といいます。）の保有者は、信用リスク、市場リスク、金利リスク、構造上のリスクおよび法的リスクを含む様々なリスクを負担します。RMBSは、一つないし四つの家族向け住宅用モーゲージ・ローンを担保とする住宅用モーゲージ・ローンのプールにおける持分を表章します。かかるローンは、いつでも期限前に弁済されることがあります。住宅用モーゲージ・ローンは、当該ローンのみにおける借入人の債務であり、当該ローンは政府機関によって証券化されることができ、発行された証券は保証されます。しかし、通常、その他の者またはエンティティによる付保または保証は行われません。住宅用モーゲージ・ローンにつき債務不履行および損失が生じる割合は、一般的な経済状況および担保付不動産が所在する地域の一般的な経済状況、モーゲージ・ローンの条件、担保付不動産における借入人の正味所有分ならびに借入人の財務状況を含む多数の要因により影響されます。住宅用モーゲージ・ローンが債務不履行の状態にある場合、かかる住宅用モーゲージ・ローンの担保実行手続は、長期間にわたる困難なものとなり、多額の費用を伴うことがあります。更に、債務不履行となった住宅用モーゲージ・ローンまたはモーゲージ実行手続が行われた不動産のための市場は、非常に限定されることがあります。

RMBSへの投資は、例えば、裏付けとなっている住宅用モーゲージ・ローンの借入人が債務不履行に陥るか、または、支払を行うことができない場合、裏付けとなっている住宅用モーゲージ・ローンが期限前に弁済される場合、住宅市場が全般的に下落している場合、またはRMBSの発行者による一定の米国連邦法の特定の規定の違反により、当該発行者の、該当する裏付ローンのすべてまたは一部の元本または金利を回収する能力が制限される場合に損失を被るか、または、利回りが減少する場合があります。

債務担保証券

投資運用会社は、ファンドの勘定で債務担保証券（以下「CDO」といいます。）に投資することができます。トラスト型優先証券およびアセット・バック証券を担保とするCDOならびにローン担保証券（以下「CLO」といいます。）と称する、企業ローンおよび債券を担保とするCDOを含む、様々な異なる種類のCDOがあります。ポートフォリオは、マルチ・セクターCDO持分、トラスト型優先CDO持分およびCDO債を含む様々な異なる種類の商品を含むことがあります。CDO証券は、信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクにさらされます。ファンドが購入するCDO持分は、無格付であるか、または、非投資適格格付である可能性が高いです。ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、CDO持分の保有者として、CDOの債務不履行において、限定された救済のみを利用できます。投資運用会社は、ファンドの投資目的を達成するため、または、自ら出資を約束した資本を完全に投資するために、十分な数の魅力的な機会を見つけることができないことがあります。例えば、CDO取引の市場は、随時、取引のための上位および劣後の資金調達方法の利用可能性の減少によって悪影響を受けており、かかる減少は、一部には、資金調達提供者に対する、かかる者の当該取引に対するエクスポージャーを減らすか、または、排除するための規制上の圧力の結果として生じます。CDOは、資産の集中ポートフォリオにしばしば投資を行います。いずれか一名の債務者の裏付ポートフォリオの集中により、当該債務者による債務不履行に関して該当するCDO証券がより高度なリスクにさらされ、ポートフォリオがいずれか一つの産業に集中することにより、当該産業に関連する不況に関して該当するCDO証券がより高度なリスクにさらされます。

ファンドの勘定で所有されるCDO証券の価格は、通常、特に、該当するCDOの資産の裏付ポートフォリオ（以下「CDO担保」といいます。）の債務者または発行者の財務状況、一般的な経済状況、特定の金融市場の状態、政治的事由、特定の産業の発展または傾向および実勢金利の変化によって変動します。したがって、CDO証券の保有者は、CDO証券に関する支払につき、CDO担保の分配またはCDO担保の収益のみに依拠します。CDO担保の分配がCDO証券の支払を行うのに不十分である場合、当該発行者のその他の資産は不足額の支払に利用できず、CDO証券が現金化された後、通常、不足額を支払う義務は消滅します。CDO担保は、高利回り債券、ローン、アセット・バック証券およびその他の金融商品で構成されることがあり、しばしば投資適格格付（または同等の信用度）未滿で格付されます。高利回り債券は、通常無担保であり（ローンは無担保であることがあります。）、当該債券の発行者の特定のその他の債券に劣後することがあります。高利回り債券の低格付および投資適格格付未滿のローンは、発行者の財務状況の不利な変化または一般的な経済状況の不利な変化またはその両方により、該当する発行者または債務者の、元本または金利を支払う能力が損なわれることがあるというより大きな可能性を反映します。かかる投資は投機的であることがあります。

CDO上位トランシェおよびCDO債の強制償還

特定の場合において、一切の該当するCDO債および該当するCDO持分の保有者に対して別途支払われるCDO担保からのキャッシュフローは、該当するCDO上位トランシェを償還するために使用されます。これにより、かかるCDO債またはかかるCDO持分の保有者に対して行われる金利支払、元本返済またはその他の支払が排除されるか、繰り延べられるか、または、減額されることがあり、かかるCDO債またはかかるCDO持分の保有者に対するリターンに悪影響が及ぶ可能性があります。

CDO上位トランシェおよびCDO債の選択的償還

CDOの選択的償還により、該当するCDOのセキュリティ・マネジャーまたはポートフォリオ・マネージャーが他の望ましい場合よりも早くポジションを清算することを要求される可能性があり、これにより、売却されたCDO担保の種目の実現価値に悪影響が及ぶ可能性があります（同様に、該当する一切のCDO債の保有者および／または該当する一切のCDO持分の保有者に悪影響が及ぶ可能性があります。）。

地方債証券

地方債証券は、信用リスク、金利リスクおよび期限前弁済リスクにさらされることがあります。更に、地方債証券は、好ましくない立法上または政治的な事象ならびに州および地方の発行者または連邦政府（かかる発行者に財政的支援を行う場合）の経済状態および財政状態の不利な変化によって影響を受ける可能性があります。地方債市場の特定のセクターは、市場全体よりも重大な影響を及ぼす特別なリスクを有しています。多くの地方債商品が類似のプロジェクトの資金調達を行うために発行されているという事実により、関連する産業の状態が、地方市場全体に重大な影響を

及ぼす可能性があります。保険会社によって付保されている地方債証券は、特定の保険会社に関連する事象または市場全体に関するより一般的な事象によって悪影響を受けることがあります。地方債証券は、その評価が困難であり、かつ、その他の投資対象より流動性が低い可能性があるため、パフォーマンスに影響が及ぶことがあります。

ローン

バンクローンへの投資に伴う特定のリスク

バンクローン（シニアローンとも呼ばれます。）は、一般的に、借入人の資産により保証される非投資適格の変動金利商品となります。バンクローンは、通常、借入人の資本構成において上位のポジションを占めます。したがって、バンクローンは、通常、無担保のバンクローン、社債、劣後債、営業債権者および優先株主または普通株主に優先して返済されます。金利の著しい上昇は、借入人がより高額となった債務返済要件を満たすための資金源を有さない可能性があるため、バンクローンの焦げ付きの増加を招く可能性があります。多くのバンクローンに関する即時に入手可能かつ信頼できる情報は、上場有価証券を含むその他の多くの種類の商品の場合と比べ、より少なくなります。バンクローンは、いずれの国における証券取引所または気配自動通報システムにも上場しないため、バンクローンの大部分は流動性が低く、このことは、ファンドの勘定で行為する投資運用会社がこれらを公正価格で迅速に売却できないことがあることを意味します。一部のバンクローンにつき流通市場が存在する場合、かかる市場は、流動性の高い上場有価証券の市場と比べ、変動性がより高く、取引活動が変則的であり、ビッド/アスク・スプレッドが広く、取引決済期間が長くなる可能性があります。バンクローンの市場は、経済不況または金利の乱高下が発生した場合には混乱し、かかる混乱は純資産総額を変動させ、ファンドのバンクローン・ポートフォリオの評価を困難にする可能性があります。バンクローンはまた、資本構成上、下位となる可能性があり、借入人の資本構成において株式およびその他の債券より上位となる可能性があるものの、借入人の子会社の債務には劣後する可能性があります（つまり、借入人は、借入人の子会社の債務が返済された後でのみバンクローンに関する支払を行うことが可能となります）。債務不履行リスクは、経済不況または金利の乱高下が発生した場合には増加します（バンクローンの金利が引き上げられた場合、借入人の債務返済額は増加します。）。

ローンは、様々な理由により不良債権となる可能性があります。かかる不良債権は、多大な債務整理交渉または再編を必要とする可能性があり、これには、特に金利の著しい引き下げおよび/またはローン元本の著しい減額が伴う可能性があります。ローンの借入人が破綻した場合、貸付人としてのファンドの勘定で行為する投資運用会社の権利は制限される可能性があります。財務制限条項の形で過去に存在した特定の貸し手保護は、現在米国の機関投資家向けローン市場の半分以上を占める「コベナント・ライト」ローンの普及により明らかとされており、近年著しく減少しています。財務制限条項は多岐にわたりますが、多くの場合、借入人が負担できるレバレッジ額および一定水準の金利カバレッジを維持する要件が義務付けられます。財務制限条項の違反は、通常、貸付人によるローンの返済請求を可能とし、追加の手数料が発生するか、または借入人の営業活動に影響を及ぼす可能性があります。ファンドの勘定に損失を招く可能性もあります。財務制限条項をより少なくすることが主流となると、借入人は、何らかの措置を講じる貸付人の権利を発生させることなく更に破綻し、または悪化する可能性があります。したがって、ファンドの勘定で行為する投資運用会社によるローン（財務制限条項が少ないかまたは付されていないもの）への投資には、より多くのリスクが伴います。

加えて、ローン契約の独特かつ特殊な性質およびローンの私的シンジケートのため、ならびに歴史的に見てローンが決済に数日から数週間を要してきたことに起因して、ローン市場の取引高は、他の市場と比べて少なくなっています。ローンは、その独特かつ特殊な性質のために取引が遅延することがあり、譲渡にはエージェント銀行および/または借入人の同意が必要となることがあります。バンクローンに伴うリスクには、借入人が債務の元利金を支払えなくなること（すなわち信用リスク）、手数料または違約金を支払うことなくいつでも期限前返済を行うことができること、およびスプレッドが縮小している期間に期限前返済権が行使された場合は、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が期限前返済による代金を利回りのより低い投資対象に再投資することを余儀なくされる可能性があること、ならびに金利感応度、借入人の信用力に関する市場の認識および全般的な市場の流動性等の要因による価格変動（すなわち市場リスク）が含まれますが、これらに限られません。

投資運用会社は、ファンドの勘定での売却または譲渡によりローンの持分を取得することがあります。譲受人は、通常、譲渡人のすべての権利および義務を引き継ぎ、ローンまたは債務に関する

与信契約に基づく貸付人となりますが、その権利は、譲渡人の権利と比べ、より制限される可能性があります。

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、バンクローンをオリジネートせず、主に譲渡により直接バンクローンの持分を取得し、時折シンジケート・ローンへの参加を通じてバンクローンを取得することもあります。

ローン市場

シンジケート・ローンの買い手は、主にCLO、商業銀行、ヘッジ・ファンド、機関投資家向け個別運用口座、ミューチュアル・ファンドおよび投資銀行です。流通市場の取引高の増加に伴い、市場の流動性を向上させるローン取引を円滑にするための標準契約書を新規のローンにおいて採用することが多くあります。しかし、ローン取引の需給の将来的な水準が十分な程度の流動性を与えるという保証または現在の流動性の水準が継続されるという保証はありません。ローンは、公に取引される有価証券と同等程度に容易に売買されるものではなく、従来、ローン市場における取引高は、例えば高利回り債市場と比べて小規模です。ファンドの勘定で行為する投資運用会社が投資するバンクローンの貸付期間中に当該ローンの大部分が完全には償却されないため、満期時においてローンに未払いの元本が存在するおそれがあり、借入人が満期時に負債を借換えまたは返済できない場合はこれによりファンドの勘定における相当の損失となることがあります。

ローンの評価は、ドッド・フランク法に基づく米国リスク・リテンション最終規則といった、ローン市場の需給のダイナミクスに影響を及ぼす規制上の変更による悪影響を受けることがあります。市場参加者は、リスク・リテンション規則によりCLO形成の減少が生じ、また、CLOにより提供される信用金額が減少すると予想しています。CLOはローンの主要な買い手の1つであることから、これを受けて、ローンの需要および市場における流動性が減少することがあります。2013年、米国連邦準備制度理事会、通貨監督庁および連邦預金保険公社（以下、総称して「本監督機関」といいます。）は、レバレッジド・レンディングに関する省庁間ガイドライン（Interagency Guidance on Leveraged Lending）を発表しました。レバレッジド・レンディングの新たな枠組みの結果、利益（利息発生、課税、減価償却および無形資産償却前）に対する総負債の6倍のレバレッジを上回るローンについては、本監督機関から指摘を受ける潜在的なリスクがあり、引受銀行に違約金が発生することがあります。これを受け、米国の銀行は、一定のレバレッジ取引への参加度合いを低減させることがあり、これにより、借入人がより規制の少ない市場から資金調達を行わざるを得ないことがあります。したがって、与信枠は、市場の低迷、金融危機または債務不履行リスクの増大により信用市場内の債務不履行を増幅させる可能性があるとして投資者が考える時期の間に、縮小させられることがあります。

ロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」といいます。）の上昇は、CLOの資金調達経費を増加させます。CLO内の担保付き上位ローンの多くはLIBORフロアを有するため、（LIBORは上昇したもののかかる担保付き上位ローンのLIBORフロア平均率を下回る状態である場合、）これに対応する、当該CLOの持分投資者に対する少額の分配の支払による投資収益の増加がないことがあります。したがって、ファンドが当該CLOの持分投資者であるときは、LIBORが上昇しなかった場合に本来受け取る額よりも少額を受け取ることがあります。

占有継続債務者（以下「DIP」といいます。）ローン

米国破産法（改正済）第11章（チャプター・イレブン）に基づく保護を申し立てた会社へのローンは、そのほとんどが資産ベースのものであり、再編の過程において必要とする当座資金および継続利用中の運転資金の両方を債務者に対して提供する第11章の事例の適用開始時に実行される運転資金の与信枠を供与します。かかるローンは、債務者の資本構成の弁済優先順位に基づくその他の種類のローンの多くよりも通常リスクが少ないことおよびかかるローンの条件が米国連邦破産裁判所命令により承認されていることを理由として、当該債務者の再編努力が成果をあげない可能性およびDIPの貸付人の担保の流動性を確保する手取金がDIPローンの完済に不十分となりうる可能性があります。したがって、かかるDIPローンがファンドの勘定で保有されたときに、担保が当該ローンを支払うに不十分である場合、損失が発生することがあります。

ブリッジ・ローン

企業買収（レバレッジド・バイアウトを含みます。）の買い手のアドバイザーを務める場合に当該企業買収を円滑にするためのブリッジ・ローンを提供する約定を行うことは、金融機関にとって一般的なやり方です。ブリッジ・ローンは、資金が必要となった時において、時期または市場を理

由として長期の資金調達を利用可能でないことにより、企業買収のクローリング時に行われることが一般的です。過去において、その他の資金調達源が利用可能であったことからこのようなコミットメントが利用されたことはあまりありません。しかしながら、これらのその他の資金調達源（主に高利回り債取引）の利用可能性に影響を及ぼす市況により、ブリッジ・ローンのコミットメントは、以前よりも定期的に利用されているか、または今後定期的に利用される可能性があります。当該融資確約は過去に定期的に利用されていないため、投資家がブリッジ・ローンへの投資対象を評価する際に依拠する過去の実績はほとんどありません。ブリッジ・ローンは、たいていの場合短期間の満期を有します。借入人および貸付人は、通常、短期間の満期内に、ブリッジ・ローンが他の形態の資金調達に代替されるとの予想に基づいた上で、かかる短期間の満期に合意します。ただし、かかる代替の資金調達の資金源および時期については不確実であることがあり、また、とりわけ、市況およびブリッジ・ローンの満期日時点での借入人の財務状態による影響が及ぶことがあります。借入人が代替の資金調達を得ることおよび満期時にブリッジ・ローンを返済することができない場合、ブリッジ・ローンの条件をもって、当該ブリッジ・ローンがより長期間のローンに転換されることがあります。投資運用会社が予測していた日付時点でブリッジ・ローンが返済されない（または有利な条件で処分することができない）場合、投資運用会社がファンドに帰属する資産を自らのモデルおよび予測に従って運用する能力またはファンドのパフォーマンスならびに分配能力に悪影響が及ぶことがあります。

非投資適格証券に関する信用リスク

投資運用会社は、ファンドの勘定で、非投資適格証券に投資することがあります。非投資適格証券は、継続的な不確実性および低調な経営状態、財政状態または経済情勢へのエクスポージャーに直面する可能性があり、このことは、発行体が元利金を適時に支払えなくする可能性があります。

ファンドの勘定で保有される一部の証券の格付けが低いことは、発行体の財政状態もしくは全般的な経済情勢もしくはその両方の悪化または金利の予想外の上昇が発行体の元利金支払能力を損なう可能性がより大きいことを示しています。かかる証券には、より大きな債務不履行リスクが伴い、このことは、本投資対象の資本価値に影響を及ぼす可能性があります。

有価証券の格付けに関する特定の問題が投資対象の価格に悪影響を及ぼす可能性があること

本投資対象に付される格付機関による格付け等は、有価証券の購入、保有または売却を推奨するものではありません。ファンドへの各投資予定者は、自らが適切と判断する要因を考慮した上で、受益証券の申込みの適切性につき（投資対象の一切の部分に付される格付けに依拠せずに）独自の判断を行わなければなりません。

有価証券の格付けは、関連する格付機関によりいつでも変更可能性があります。ある格付けが一定期間維持されるとの保証または格付けが関連する格付機関により引き下げられないもしくは撤回されないという保証はありません。

また、格付機関は、爾後の事由に応じた信用格付けの変更を適時に行わないことがあり、このため格付けは、格付機関の手法および基準の債券への適用を最新ベースで正確に反映していない可能性があります。

格付機関および格付手法は、特に2006年以降の仕組み金融証券の下落に起因して、継続的に監視されています。米国議会において信用格付けに関するヒアリングが行われてきており、米国証券取引委員会は、米国証券取引委員会の規則につき、格付機関の行為に影響を及ぼし、投資対象の格付けにも影響を及ぼすと思われる特定の変更を行うことを提案しました。また、格付機関は、自らのイニシアチブを変更することがあり、かかる変更もまた、かかる格付けに影響を及ぼす可能性があります。かかる変更（採用された場合）の性質、時期および影響は、予想することができません。

投資対象は、1社以上の格付機関が投資対象を投資適格未満に格付けした場合であっても、少なくとも1社の格付機関が投資対象を投資適格以上に格付けした場合は、投資適格な投資対象であるとみなされます。

本書は、格付機関の手法もしくは基準または投資対象の格付けへのこれらの適用につき詳しく記載することは意図していません。各投資者は、各格付機関の手法および基準ならびに関連する事項につき独自の判断を行わなければなりません。各格付機関は、前述に関する一部の情報をウェブサイト上で提供しています。各投資者は、受益証券に投資するか否かの判断につきかかる情報を検討しなければなりません。

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、ある有価証券の格付けが購入時の格付けを下回っていた場合は、かかる有価証券を必ずしも売却するとは限りません。投資運用会社は、信用格付けのみに依拠せず、発行体の信用度の分析を独自に行います。

格付けが引き下げられるリスク

一部の投資者は、格付機関（または全米保険監督官協会）により定められる特定の格付基準を満たさない有価証券への投資を制限されることがあります。かかる制限は、投資ガイドライン、内部方針および／または法律により実施されます。場合によっては、1社の格付機関による格付けの引下げは、信用度が低い商品へのエクスポージャーが方針または法律により制限されている投資者による強制売却を招く可能性があります。かかる投資者による大規模な強制売却は、市場全体に重大な悪影響を及ぼし、価格の下落を招き、投資対象に損失をもたらす可能性があります。

ディストレス証券およびローン

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、財政状態が脆弱および／または悪化しており、業績が悪化しており、多額の設備投資を必要としており、場合によっては債務超過に陥り、特定の競合問題もしくは製品の陳腐化問題に直面しており、または倒産手続きもしくは会社更生手続きを開始している会社により発行される有価証券およびローンに投資することがあります。この種の投資対象は、重大な金融リスクおよびビジネスリスクを伴う可能性があり、これらのリスクは多くの場合、発行体に関する確かな情報を取得できないことにより増大します。かかる投資対象は、多額の損失または場合によっては全額の損失を招く可能性があります。また、ディストレス証券および高利回り証券の市場は、時折流動性が低くなります。

デリバティブに関する規則

近年制定されたデリバティブに関する法律（ドッド・フランク法および欧州市場インフラ規則ならびにこれらに基づき定められる規則）については、一定の不確実性が存在するため、かかる法律がファンドの勘定で保有されるデリバティブ商品に最終的に与える最大の影響は、今日まで十分に知られていません。ドッド・フランク法には、店頭デリバティブ市場を初めて包括的に規制する規定が含まれています。

ドッド・フランク法は、大部分の店頭（以下「OTC」といいます。）デリバティブ取引を規制市場で行い、規制された決済機関で決済することを義務付けています。規制された決済機関において決済されないOTC取引は、米国商品先物取引委員会、米国証券取引委員会または関連する銀行規制当局により定められる当初最低証拠金要件および変動証拠金要件に従います。

ドッド・フランク法は、これまで当事者同士で行われていたOTCデリバティブ取引の多くを規制された決済機関で決済することを最終的に要求しますが、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が行うデリバティブ取引の一部は、当事者同士またはファンドの勘定で行為する投資運用会社と第三者の間で私的に締結されるOTC契約により行われ続ける可能性があります。これらの店頭商品の場合、カウンターパーティー不履行リスクは重大なものとなる可能性があり、これまでの著しく規制されていない市場におけるビッド／アスクのスプレッドは異常に拡大する可能性があります。ドッド・フランク法はこれらのリスクの軽減を部分的に意図していますが、この点における成功には不確実性が残ります。ドッド・フランク法の施行により軽減されなかった場合（もしあれば）、かかる商品および技法に伴うリスク（極めて複雑となり、ファンドの勘定で保有される資産のレバレッジを伴う可能性があります。）には、信用リスク（カウンターパーティーによる財政上の義務の不履行に起因する損失可能性へのエクスポージャー）、市場リスク（金融資産または金融商品の価格の不利な変動）、法的リスク（取引の性格または当事者の取引を行う法的能力は、金融契約を執行不能とする可能性があり、カウンターパーティーの破産または倒産は、本来であれば執行可能であった契約上の権利を阻止する可能性があります。）、オペレーショナル・リスク（不十分な管理、不完全な手続き、人為的ミス、システム障害または詐欺）、ドキュメンテーション・リスク（不十分なドキュメンテーションに起因する損失へのエクスポージャー）、流動性リスク（デリバティブを早期に解約できないことに起因する損失へのエクスポージャー）、システムティック・リスク（ある機関の財政難または重大な市場混乱が金融システムに支配不能な経済的被害を及ぼすというリスク）、集中リスク（特定の業界へのエクスポージャーまたは特定の法主体に連動するエクスポージャー等の密接に関連するリスクの集中に起因する損失へのエクスポージャー）、ならびに決済リスク（取引の一当事者が自らの契約上の義務を履行したものの、カウンターパーティーから対価を得ていない場合に直面するリスク）が含まれます。

上記のすべての理由により、ファンドはデリバティブおよびその他のヘッジ・メカニズムの利用から利益を得ることがありますが、デリバティブおよび関連する技法の利用は、本投資対象を重大な損失リスクにさらし、投資運用会社がファンドの勘定でかかる取引を行わなかった場合と比べ、ファンドの勘定での全体的なパフォーマンスを低下させる可能性があります。

デリバティブ、技法および手段のリスク

先物およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は変動性が高くなっています。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、特に、金利、変化する需給関係、政府の貿易、財務、金融および為替管理のプログラムおよび方針、ならびに国内外の政治的・経済的事由および政策の影響を受けます。更に、政府は、随時、直接および規制により、一定の市場、特に通貨および金利関連先物およびオプションの市場に介入します。かかる介入は、しばしば、価格に影響を与えることを直接意図しており、他の要因と相まって、特に金利変動により、かかる市場全体を同じ方向に急速に変動させます。技法および手段の活用もまた、ヘッジされている投資対象の価格の変動および金利の変動の予測の可否への依存、ヘッジ手段とヘッジされている投資対象または市場セクターの間の不完全な相関関係、このような手段を使用するのに必要とされる技能が投資対象を選択するために必要とされる技能と異なるという事実、特定の時期に特定の手段のための流動性のある市場が存在しない可能性、ならびに効率的なポートフォリオ運用または買戻しの請求に応じる能力に対する障害の可能性、を含む一定の特別なリスクを伴います。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、カウンターパーティーが契約（善意の契約であるか否かを問いません。）の条件に関する紛争または信用もしくは流動性に関する問題を理由に条件に従い取引を決済しないという事態に直面し、よって損失を被ることがあります。このような「カウンターパーティー・リスク」は、満期がより長いために様々な事由により決済が妨げられうる契約または取引が単独もしくは小規模グループのカウンターパーティーとの間で行われる場合については増大します。ファンドに関する受託会社および管理会社ならびにこれらの代行者は、特定のカウンターパーティーとの間で取引を行うことまたは一部もしくは全部の取引を単独のカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。また、管理会社は、カウンターパーティーの信用力を評価する内部的な信用機能を有していません。受託会社および管理会社がいかなる単独または複数のカウンターパーティーとの間でも取引を行うことができること、ならびにかかるカウンターパーティーの財務能力に関する有意義かつ独自の評価がないことは、ファンドが損失を被る可能性を高めることがあります。

非上場デリバティブ商品には組織化された取引所でのデリバティブ商品の取引参加者に与えられる保護（取引決済機関の履行保証等）と同様の保護が付かないため、ファンドは、非上場デリバティブ商品の取引におけるカウンターパーティーの信用リスクにさらされることがあります。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認の取引所ではなく取引に関与する特定の会社または機関となるため、受託会社、管理会社またはこれらの代行者がファンドに関し行う未上場デリバティブ取引のカウンターパーティーの破産、倒産または債務不履行は、ファンドに多大な損失をもたらす可能性があります。ファンドに関する受託会社、管理会社およびこれらの代行者は、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づき、債務不履行が生じた場合は契約上の救済が与えられることがあります。ただし、かかる救済は、担保またはその他の入手可能な資産が十分でない場合は十分に与えられない可能性があります。

過去には、一部の有名な金融市場参加者（店頭取引およびディーラー間取引のカウンターパーティーを含みます。）が、自らの契約上の義務を期日までに履行せず、または殆ど履行しなかったことがあり、これにより金融市場の不確実性が増大し、前例のない政府の介入、信用および流動性の低下、取引および金融上の取決めの早期終了ならびに支払および引渡しの停止および不履行が発生しました。かかる混乱により、支払能力を有するブライム・ブローカーおよび貸付人でさえ、近年の条件と比べて著しく不利となる条件で新たな投資のための資金調達または資金提供を行うことをためらうか、または以前ほど自発的ではなくなりました。カウンターパーティーが債務不履行にならないとの保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

店頭取引における規制の欠如およびカウンターパーティー・リスク

投資運用会社は、ファンドの勘定で店頭取引を行うことがあります。通常、店頭市場に対し行われる政府の規制および監視は、組織化された取引所での取引に対し行われるものと比べて少なくなります。また、一部の組織化された取引所の参加者に与えられる保護（取引決済機関の履行保証等）の多くは、店頭取引については与えられません。このため、ファンドは、カウンターパーティーが信用もしくは流動性に関する問題または契約条件に関する紛争を理由に取引を決済しないというリスクにさらされます。投資運用会社は、取引を単独のカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。したがって、ファンドは、投資運用会社がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合と比べ、債務不履行に起因するより大きな損失リスクにさらされます。

ファンドは、破産、倒産、政府による禁止またはその他の要因に起因するかを問わず、カウンターパーティーが取引に関する履行を行えないというリスクにさらされ、このことは、ファンドに多大な損失をもたらす可能性があります。投資運用会社は、かかるリスクを軽減するため、ファンドの取引を信用力があると確信されるカウンターパーティーに制限するよう努めます。

先物契約の流動性

先物ポジションは、一定の取引所が、「1日当たり価格変動制限」または「1日当たり値幅制限」と称される規制により1日の間の一定の先物契約価格における変動を制限するため、非流動的であることがあります。かかる1日当たりの制限の下では、1取引日中、1日当たりの制限を超える価格での取引を行うことができません。一旦、特定の先物についての契約の価格が1日当たりの制限と同額で増減すると、トレーダーが制限以内で取引を発効させることに異存がない限り、先物のポジションは、積み上げることも流動化することもできません。このことは、投資運用会社が望ましくないポジションを流動化することを妨げるおそれがあります。

先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されず、標準化されていません。むしろ、銀行およびディーラーが、このような市場で本人として行動し、個別に各取引を交渉します。先渡しおよび「現金」取引につき、実質的な規制がありません。1日当たりの価格変動について制限はなく、投機的なポジション制限の適用を受けません。先渡市場において取引を行う者は、自己が取引する通貨について市場を形成し続けることを要求されず、このような市場は、非流動的な期間（時には相当の期間となります。）に見舞われることがあります。市場の非流動性または途絶は、ファンドにとって多大な損失となるおそれがあります。

私募証券

投資運用会社は、ファンドの勘定で私募証券に投資することがあります。かかる証券には取引市場が存在しない可能性があり、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、かかるポジション（もしあれば）を不利な価格でしか清算できない可能性があります。このため、投資運用会社は、不利な価格変動のために、かかる証券をファンドの勘定で保有することを余儀なくされることがあります。私募証券に投資できる投資対象のポートフォリオの額に制限はありません。

投資運用会社は、投資運用契約に規定される評価方法に従い、投資対象によるポートフォリオにおける私募証券を評価します。かかる評価が公正な買い手が購入を希望する証券価格を正確に予想できるという保証はありませんが、かかる評価は、純資産総額の算定に用いられます。

空売り

証券の空売りは、借り入れた証券の価格が下落し、当該証券の返却時に当該証券をより低い価格で購入できることを予想して、借り入れた証券を売却することを伴います。空売りに伴う損失リスクは、借り入れた証券の価格が上昇し、当該証券の購入価格も上昇する可能性があるため、空売りの証券の当初価格よりも大きくなります。政府による措置もまた、ファンドの勘定で空売りを行う投資運用会社の能力に影響を及ぼす可能性があります。

プライム・ブローカーおよび先物取次業者の信用リスク

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、投資対象をプライム・ブローカーに委ねることに伴う信用リスクを負い、かかるプライム・ブローカーの不履行または倒産は、ファンドの勘定に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。ファンドの勘定で行為する投資運用会社が先物取引およびオプション取引を行う場合で、投資運用会社がファンドの勘定で口座を維持する先物取次業者がファンドの勘定で保有される資産を分離しなかった場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、先物取次業者が倒産した場合における損失リスクを負います。投資運用会社は、一定の状況において、ファンドの勘定で行為する投資運用会社に明らかに帰属する資産であったとしても、倒産した先物取次業者の顧客に対し分配可能な全資産の比例按分額のみを回収できることがあります。

為替リスク

コースの基準通貨は米ドル、豪ドル、ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランドおよびトルコ・リラであり、コースの基準価額は、かかるコース基準通貨建てで表示されます。したがって、適用あるコース基準通貨（以下「投資通貨」といいます。）以外の通貨建ての（またはこれにヘッジされる）本投資対象に投資が行われる場合、各コースの基準価額は、投資通貨と関連するコース

基準通貨との間の為替レートの変動にさらされます（以下「為替リスク」といいます。）。特に、新興国の通貨に関する為替レートが比較的短期間の間に大幅に変動することがあることから、新興国の通貨に関する為替リスクは先進国の通貨と比べて相対的に高いといえます。NDF取引を用いて為替取引を行う場合、コストは需給や規制等の影響により、金利差から予想される費用の水準と大きく異なることがあります。増加したコストおよび金利差は、基準価額に悪影響を与えることがあります。

投資運用会社は、非米ドルの投資通貨に起因して生じる非米ドル通貨エクスポージャーを米ドルにヘッジするまたはヘッジしないことがあります。ポジションが米ドルにヘッジされない範囲において、投資者は、かかる非米ドルの投資通貨と各コース基準通貨との間の為替リスクにさらされます。投資運用会社が各投資通貨を米ドルにヘッジする範囲において、かかるヘッジ分そのものが米ドルと各コース基準通貨との間のエクスポージャーとなります。ただし、かかる米ドルに関する為替リスクを低減させることを企図した通貨ヘッジは、受益証券の一定のコースの勘定で、以下に記載される方法により実施されます。

ポートフォリオ・ポジションの価値下落に対するヘッジは、かかるポジションの価値の変動を排除せず、またはかかるポジションが下落した場合における損失も防ぐものではありませんが、これらと同じ局面において上昇することとなる他のポジションを積み上げることにより、ヘッジされるポートフォリオ・ポジションの価値下落を軽減させます。ファンドのヘッジ取引の成功は、通貨および利率の方向の変動次第です。ヘッジ戦略に使用される商品の価格変動とヘッジされるポートフォリオ・ポジションの価格変動との間の相関関係の程度は、異なることがあります。投資運用会社は、かかるヘッジを行う投資対象とヘッジされる投資通貨との間において完全な相関関係を確立できないことがあります。かかる不完全な相関関係により、投資運用会社が予定されるヘッジの達成を妨げ、またはファンドを損失リスクにさらすことがあります。

為替取引が実施される市場は、変動性が高く、専門性が高く、かつ、高度な技法を駆使するものです。極めて短期間の間（数分であることがよくあります。）に、重大な変更（流動性の変化および価格の変更を含みます。）がかかる市場に発生する可能性があります。為替取引のリスクには、為替レートリスク、金利リスクおよび現地為替市場、外国投資または特定の外国通貨取引に係る規制を通じた外国政府による介入可能性を含みますが、これらに限りません。

豪ドル・コース受益証券

通貨取引は、米ドルの売りおよび豪ドルの買いを行うことで米ドルに関する為替リスク低減の追求を目的として、豪ドル・コース受益証券の勘定で、通貨ヘッジ実施者により執行されます。ただし、通貨ヘッジ取引を利用してかかる米ドルのエクスポージャーに伴う為替リスクを完全に排除することは不可能です。さらに、ヘッジされない状態の非米ドルに関する為替リスクが多少ある可能性があります。したがって、豪ドル・コース受益証券の保有者は、豪ドル・コース受益証券の基準価額の下落から損失を被ることがあり、その結果かかる受益者は、為替レートの変動により自らが投資した金銭の全部または一部について損失を出すことがあります。豪ドルの金利が米ドルの金利よりも低い場合、両通貨の金利間における差額は豪ドル・コース受益証券に関して維持される勘定においてヘッジ・コストとなり、需給要因等によっては、さらにヘッジ・コストが拡大することもあります。

NZドル・コース受益証券

通貨取引は、米ドルの売りおよびニュージーランド・ドルの買いを行うことで米ドルに関する為替リスク低減の追求を目的として、NZドル・コース受益証券の勘定で、通貨ヘッジ実施者により執行されます。ただし、通貨ヘッジ取引を利用してかかる米ドルのエクスポージャーに伴う為替リスクを完全に排除することは不可能です。さらに、ヘッジされない状態の非米ドルに関する為替リスクが多少ある可能性があります。したがって、NZドル・コース受益証券の保有者は、NZドル・コース受益証券の基準価額の下落から損失を被ることがあり、その結果かかる受益者は、為替レートの変動により自らが投資した金銭の全部または一部について損失を出すことがあります。ニュージーランド・ドルの金利が米ドルの金利よりも低い場合、両通貨の金利間における差額はNZドル・コース受益証券に関して維持される勘定においてヘッジ・コストとなり、需給要因等によっては、さらにヘッジ・コストが拡大することもあります。

南アフリカ・ランド・コース受益証券

通貨取引は、米ドルの売りおよび南アフリカ・ランドの買いを行うことで米ドルに関する為替リスク低減の追求を目的として、南アフリカ・ランド・コース受益証券の勘定で、通貨ヘッジ実施者

により執行されます。ただし、通貨ヘッジ取引を利用してかかる米ドルのエクスポージャーに伴う為替リスクを完全に排除することは不可能です。さらに、ヘッジされない状態の非米ドルに関する為替リスクが多少ある可能性があります。したがって、南アフリカ・ランド・コース受益証券の保有者は、南アフリカ・ランド・コース受益証券の基準価額の下落から損失を被ることがあり、その結果かかる受益者は、為替レートの変動により自らが投資した金銭の全部または一部について損失を出すことがあります。南アフリカ・ランドの金利が米ドルの金利よりも低い場合、両通貨の金利間における差額は南アフリカ・ランド・コース受益証券に関して維持される勘定においてヘッジ・コストとなり、需給要因等によっては、さらにヘッジ・コストが拡大することもあります。

トルコ・リラ・コース受益証券

通貨取引は、米ドルの売りおよびトルコ・リラの買いを行うことで米ドルに関する為替リスク低減の追求を目的として、トルコ・リラ・コース受益証券の勘定で、通貨ヘッジ実施者により執行されます。ただし、通貨ヘッジ取引を利用してかかる米ドルのエクスポージャーに伴う為替リスクを完全に排除することは不可能です。さらに、ヘッジされない状態の非米ドルに関する為替リスクが多少ある可能性があります。したがって、トルコ・リラ・コース受益証券の保有者は、トルコ・リラ・コース受益証券の基準価額の下落から損失を被ることがあり、その結果かかる受益者は、為替レートの変動により自らが投資した金銭の全部または一部について損失を出すことがあります。トルコ・リラの金利が米ドルの金利よりも低い場合、両通貨の金利間における差額はトルコ・リラ・コース受益証券に関して維持される勘定においてヘッジ・コストとなり、需給要因等によっては、さらにヘッジ・コストが拡大することもあります。

その他の投資ピークルへの投資

概論

投資会社またはその他の投資ピークルへの投資には、S & P グローバル・レーティング（以下「S & P」といいます。）預託証券（以下「SPDR」といいます。）およびその他の投資会社（クロード・エンド型ファンド、ミューチュアル・ファンド、関連する短期債務ファンドまたはETFを含みます。）の類似する有価証券等の指数ベースの単位型投資信託が含まれることがあります。かかる投資対象には、米国投資会社法の規定に従い、投資運用会社またはその一もしくは複数の関連会社が運用する登録投資会社が含まれることがあります。投資ピークルへの投資には、手数料およびその他の経費の重層化が伴う場合があります。また、かかる投資ピークルの投資判断は、その投資顧問業者が互いに独立して行います。そのため、ある特定の時点において、ある投資ピークルが、他の投資ピークルに有価証券が販売されている発行体の有価証券を購入することがあり、最終的に何らの投資成果もあげることができずに、ファンドの勘定において間接的な取引コストが発生する可能性があります。ファンドはまた、事業展開および規制上の進展等による影響が投資ピークルに及ぶリスク、およびファンドが投資しているプール型投資ピークルが予想どおりのパフォーマンスをあげないリスクにもさらされます。

S & P 預託証券およびETF

プール型投資ピークルはまた、その資産の大部分を特定の指数を表章する有価証券で保有することがあります。SPDRの場合、表章される指数はS & P 500種指数ですが、ファンドは、その他の指数または市場セクターをトラッキングするよう設計されたその他の指数ベースの投資対象に投資することがあります。オンショアのファンドは、現金ポジションを管理する一手段として、株式市場、商品市場、債券市場もしくはかかる市場の特定のセクターに対するエクスポージャーを得ると同時に流動性を維持するために、または市況が悪化している中で損失の回避を目指すために、指数ベースの投資対象（指数をトラッキングするよう設計されたETFを含みます。）を利用することがあります。ETF受益証券の市場価格は、当該ETFの純資産価額を上回ることもあれば、下回ることもあります。発行体から購入されるETF受益証券の販売価格および償還価格は、当該発行体の純資産価額に基づきます。ETFへの投資には、当該ETFのパフォーマンスが、当該ETFがトラッキングするよう設計された指数（もしあれば）のパフォーマンスをトラッキングしないリスクが伴います。指数とは異なり、ETFでは、有価証券の取引にあたり管理事務費用および取引コストが発生します。また、ETFの受益証券を購入する投資家および償還する投資家によるキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローの時期および規模によっては、当該ETFのパフォーマンスを指数から乖離させる原因となる現金残高（常に「全額投資済」の状態が続きます。）が形成される可能性があります。また、ETFのパフォーマンスおよび当該ETFがトラッキングするよう設計された指数のパフォーマンスは相違することがありますが、これは、指数

の構成銘柄と当該ETFが保有する有価証券が時に異なることがあるためです。さらに、ETFは、関連する指数のパフォーマンスをトラッキングするためにデリバティブを用いることが多いため、かかるETFへの投資は、本書に記載されるものと同様のデリバティブ・リスクを負います。

現金およびその他の短期投資対象

投資運用会社は、ファンドの勘定において、投資目的で、またはその他の投資が行われるまで、ファンドの勘定で保有されている資産の全部または一部を現金または短期金融商品に投資することがあります。かかる短期金融商品には、数多くのマネー・マーケット商品（米国および米国以外の国の政府および政府機関もしくは仲介機関により発行された流通性のある有価証券もしくは流通性のない有価証券またはかかる政府および政府機関もしくは仲介機関への短期預金、銀行引受手形、質の高いコマーシャル・ペーパー、定期預金、レポ契約、銀行預金証書、ならびに信用力があると投資運用会社が判断する米国または米国以外の国の発行体の短期債券等）が含まれることがあります。ファンドの勘定で行為する投資運用会社はまた、現金または短期金融商品を保有する投資ビークルに対する持分を保有する場合があります。一般に短期金融商品への投資に伴うリスク水準は相対的に低いものの、かかる投資により生まれるリターンは予想よりも低いことがあり、損失が生じる可能性があります。また、短期金融商品およびマネー・マーケット・ファンドへの投資によりもたらされる流動性は、投資の時点で予測されていたよりも低くなる場合があります。

レポ契約およびリバース・レポ契約

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、レポ契約およびリバース・レポ契約を締結することにより、有価証券の借入れまたは貸付を行うことがあります。投資運用会社がファンドの勘定でレポ契約を締結する場合、投資運用会社は、金融機関に対して有価証券を「売却」し、その上で、相互に合意された日付において、当該金融機関が支払った価格に交渉により決定された料率の利息を加算した金額で当該有価証券を買い戻すことに同意します。リバース・レポ取引においては、投資運用会社は、金融機関が、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が支払った価格に交渉により決定された料率の利息を加算した金額で有価証券を買い戻す義務を負うことを前提として、ファンドの勘定で当該金融機関から当該有価証券を「購入」します。レポ契約およびリバース・レポ契約の利用には、一定のリスクが伴います。リバース・レポ契約に基づきファンドの勘定で行為する投資運用会社に対して有価証券を売却した者が破産その他により原証券を買い戻す義務を履行しなかった場合、かかる有価証券の清算にあたり経費または遅延が生じる可能性があり、実現された金額がかかる有価証券の買戻価格に合意された利息額を加算した金額と等しくならないかまたはこれを上回らない場合には、損失が発生することがあります。売り手が破産した場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、原証券に対する持分を裏付けることができないか、または原証券を処分する能力が制限される可能性があります。レポ契約またはリバース・レポ契約の取引相手方が支払不能に陥った場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社に支払われるべき買戻価格またはリバース・レポ契約の場合はファンドの勘定で行為する投資運用会社が売却した有価証券の回収が遅延することがあります。リバース・レポ契約は、実質的に資金の借入れに相当するものとみなすことができるため、レバレッジの一形態を構成します。ファンドの勘定で行為する投資運用会社がリバース・レポ契約の手取金を当該契約に伴う経費を下回る料率で再投資する場合、当該契約の締結によりファンドの勘定における利回りは低下します。

その他の様々な投資

投資に関連するヘッジ取引

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、証券市場の変動および金利の変動により投資対象によるポートフォリオの市場価格が変動することを防ぐため、投資対象によるポートフォリオの評価額から得られる未実現利益を守るため、投資対象の売却を容易にするため、その他の有価証券の代替物としてポジションを設定するため、投資対象のリターン、スプレッドもしくは利益を拡大もしくは保持するため、ファンドに帰属する負債もしくは資産に関する金利もしくは為替レートをヘッジするため、投資運用会社が後日ファンドの勘定で購入する予定である有価証券の価格が上昇することを防ぐため、または投資運用会社が適切と判断するその他の理由により、投資目的およびリスク管理目的で、スワップ、キャップ、フロア、プット・オプション、コール・オプション、先渡し契約およびその他の類似の取決め等の様々な金融商品を利用することがあります。かかる商品の市場は流動的であり、変動性が高く、介入を受ける可能性があります。

ポートフォリオ・ポジションの価格下落に対するヘッジは、ポートフォリオ・ポジションの価格変動を排除せず、かかるポジションの価格が下落した場合における損失も防ぐことはありません

が、むしろかかる動きから利益を得ることによりポートフォリオ・ポジションの価格下落を軽減することが企図されたその他のポジションを設定することを追求します。もっとも、かかるヘッジ取引は、ポートフォリオ・ポジションの価格が上昇した場合において、利益を得られる機会を制限することとなります。更に、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、為替レート、金利または証券価格の変動があまりにも一般的に予想されているため、かかる変動により予想されるポートフォリオ・ポジションの価格下落から自らの資産を保護するに十分となる価格でヘッジ取引を行うことができず、かかる変動に対してヘッジできなくなる可能性があります。スワップまたはその他のデリバティブ市場の参加者は、通常、取引を行うデリバティブ商品の継続的な市場を形成することを要求されません。かかる参加者はまた、デリバティブ契約の値付けを拒否し、または非常に広いスプレッドをもって値付けを行う可能性があります。価格の透明性または流動性の減少または欠如は、関連する取引の証拠金要件を引き上げる可能性があります。ファンドの勘定に多大な損失または流動性の欠如をもたらす可能性があります。様々な規制当局、自主規制機関または取引機関によりデリバティブに課されるポジション制限もまた、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が希望する取引を行うことを制限する可能性があります。ポジションの上限は、特定の金融商品においてある者または法主体が保有し、または支配することのできるネットのロング・ポジションまたはショート・ポジションの最大額となります。

デリバティブ商品には、様々なレバレッジが含まれる可能性もあります。したがって、デリバティブ商品の取引によるレバレッジは、ファンドの勘定における損益を増大させる可能性があります。よって、他のレバレッジされた投資対象と同様に、デリバティブ取引は、投資額を上回る損失をもたらす可能性があります。適用されるレバレッジの額の増加は、適用される追加レバレッジの額により損失リスクを増大させます。

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、ポートフォリオ・ポジションのヘッジを試みることを要求されず、様々な理由により、かかるヘッジを試みない決定を行うことがあります。また、投資運用会社は、市場金利の変動またはその他の推移に起因する本投資対象のポジションの価格の変動をヘッジする義務を負いません。更に、投資運用会社は、かかるヘッジを追求するため特定のリスクを事前に考慮しないことがあります。投資運用会社はリスクを軽減する目的でファンドの勘定でヘッジ取引を行うことがありますが、かかる取引は、投資運用会社がかかるヘッジ取引を行わなかった場合と比べ、ファンドの全体的なパフォーマンスを低下させる可能性があります。加えて、ヘッジ戦略で利用される商品の価格変動とヘッジされるポートフォリオ・ポジションの価格変動の間の相関性は、変動する可能性があります。投資運用会社は、様々な理由により、かかるヘッジ商品とヘッジされるポートフォリオ持分の間に完全な相関関係を構築することを目指さないことがあります。かかる不完全な相関関係は、投資運用会社が意図するヘッジを達成することを妨げ、またはファンドを損失リスクにさらす可能性があります。ヘッジおよびリスク管理取引の利用を成功させるには、本投資対象選定力を補完する技能が必要となります。また、ポートフォリオは（特定の有価証券およびカウンターパーティーに関連する）信用リスク、「流動性リスク」および「拡大リスク」等のヘッジできない特定のリスクに常にさらされることに留意する必要があります。

近年制定された法律（ドッド・フランク法、欧州市場インフラ規則およびかかる法律に基づき定められる規則を含みます。）については著しい不確実性が存在するため、かかる法律がデリバティブ商品の投資対象に最終的に与える最大の影響は、今日まで十分に知られていません。上記のすべての理由により、ファンドはデリバティブおよびその他のヘッジ・メカニズムの利用から利益を得ることがありますが、デリバティブおよび関連する技法の利用は、投資対象を重大な損失リスクにさらし、投資運用会社がファンドの勘定でかかる取引を行わなかった場合と比べ、ファンドの勘定での全体的なパフォーマンスを低下させる可能性があります。

償還請求権付入札利率債券

償還請求権付入札利率債券、残余持分償還請求権付入札利率債券および逆変動利付債への投資は、投資対象を、デリバティブへの投資に伴うリスクと同一のリスクおよびレバレッジに伴うリスク（特にボラティリティ上昇リスク）にさらすこととなります。これらの有価証券への投資には、通常、確定利付地方債への投資と比べ、より多くのリスク（元本喪失リスクを含みます。）が伴います。残余持分償還請求権付入札利率債券および逆変動利付債に関する分配は、短期地方債の金利に反比例します。残余持分および逆変動利付債につきファンドの勘定で行為する投資運用会社に支払われる分配金は、短期地方債の金利が上昇した場合は減額され、極端な場合はゼロとなり、短期地方債の金利が下落した場合は増額されます。残余持分償還請求権付入札利率債券および逆変動利付債は、通常、金利上昇環境においては確定利付地方債市場を下回ります。これらの投資対象のその他の特定の側面に関する課税上の取扱い是不確実である可能性があり、規制上の変更は、スポン

サー付償還請求権付入札利率債券が費用対効果の高い投資対象であり続ける能力に影響を及ぼす可能性があります。

優先証券に伴うリスク

優先証券への投資には、特別なリスクが伴います。優先証券には、発行体はその裁量により配当を一定期間または無期限に繰延べまたは停止することを許可する条項が付されることがあります。このため、優先証券は、配当の支払の繰延べまたは停止に起因して価値が著しく下落する可能性があります。

優先証券は、多くの場合、特定の税務上もしくは法律上の変更が生じた場合または発行体から要請があった場合は償還を可能にする条項に従います。かかる償還が行われた場合、ファンドは、同等の利益率で償還代金を再投資することができないことがあります。優先証券は、法人税および清算時の支払における優先順位の点で発行体の資本構成において確定利付証券に劣後するため、確定利付証券に比べより多くのリスクが伴います。優先証券は、普通株式、確定利付社債および米国債等のその他の多くの証券と比べ、取引頻度がより低く、取引高がより少なく、価格変動がより激しいまたは不安定である可能性があります。優先証券の市場価格は、金利変動の影響を受け、確定利付証券の価格と比べ、発行体の信用力の変化の影響をより大きく受けます。

イベント・ドリブン取引

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、資本再構成、スピンオフ、法人および財務のリストラクチャリング、訴訟またはその他の引き金として指向された状況を含む、「イベント・ドリブン」取引を行うことがあります。かかる投資対象は、多くの場合、分析が困難となります。かかる投資機会には、関連する取引が成功しないか、相当な期間を要するか、または分配が行われる有価証券もしくはその他の金融商品の購入価格を下回る額の金銭もしくは新たな有価証券が分配されるというリスクが存在します。同様に、想定されるカタリストが予想外の結果をもたらし、または実際は発生しなかった場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、損失を甘受して投資対象を売却するか、または投資対象を保有し続け、最終的に当初の投資額を下回る額を回収することがあります。投資運用会社は適切なリスク管理戦略を用いる予定ですが、かかる戦略は、投資運用会社が予定する活動に内在するリスクから投資運用会社を完全に分離することはできません。更に、投資運用会社は、特定の状況において、関連する費用またはその他の関連する状況を理由にリスク管理戦略を実施できなくなり、または実施しないことを選択することがあります。

ダラー・ロール取引

投資運用会社はダラー・ロール取引を行うことがあり、かかる取引において、投資運用会社は、ファンドの勘定でモーゲージ・バック証券またはその他の有価証券を同日決済で売却し、著しく類似する有価証券（ただし同一の有価証券ではない）を後日決済で買い戻します。投資運用会社がファンドの勘定でダラー・ロール取引を行う場合、譲渡される有価証券または売却代金が投資される有価証券の市場価格の変動は、ファンドの純資産総額に影響を及ぼす可能性があります。このため、ダラー・ロール取引は、時折、実質的に借入れに相当し、レバレッジの形態を構成するとみなされることがあります。ダラー・ロール取引には、投資運用会社がファンドの勘定で交付することを要求される有価証券の純資産価格が当該有価証券の合意された買戻価格を下回るというリスクも伴います。また、カウンターパーティーが支払不能となった場合、投資運用会社によるファンドの勘定での代金の使用は、著しく類似する有価証券を購入する義務の履行を強制するか否かに関する決定がなされる時まで制限される可能性があります。

一般的な投資リスク

投資の損失リスクが存在すること

投資運用会社の投資アプローチが成功する旨のいかなる保証または表明も行われません。特に、投資運用会社の過去の実績は、必ずしもファンドの将来のパフォーマンスを示すものではありません。いかなる投資にも当てはまることですが、ファンドへの投資が完全または部分的に失われるリスクが存在します。ファンドの勘定に多額の損失が発生する場合、その残存する資産ベースが減少し、ファンドの投資目的が達成される見込みが重大に損なわれます。投資運用会社によるリスク管理アプローチは、リスクを排除するのではなく、リスクを特定し、軽減することを目指します。したがって、投資運用会社の活動により、特定の状況において資本が喪失する可能性があります。

投資に分散性が欠如する可能性

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、特定の分散要件およびガイドラインに従いますが、本投資対象がかかる要件によって企図されていない方法で集中する可能性があります。投資対象のポートフォリオが比較的集中する場合、投資対象の価額は、高いボラティリティにさらされ、投資対象がより分散された場合に比べて単一の経済的、政治的もしくは規制上の事由の発生または単一の会社もしくは産業の先行きの影響を受けやすくなる可能性があります。

回転率によって追加の費用が生じること

ファンドの投資戦略により、投資運用会社は、投資対象を積極的に取引するよう要求されることがあります。更に、投資運用会社は、取引の実行において投資対象の回転率に関する制限を受けません。ファンドの投資目的および投資方針を考慮すると、投資対象の回転率は相当なものであり、かかる回転率により、多額の仲介手数料および仲介報酬が発生します。

投資における広範な裁量権

本書に規定される制限を除き、投資運用会社の投資裁量に制限はありません。したがって、投資運用会社は、ファンドの投資プログラムに広範な裁量権を有します。

評価リスク

投資対象は、信頼できる市場価格情報を有していないことがあり、内部で開発された価格決定モデル等の情報源に基づき評価されることがあります。信頼できる市場価格情報が存在しない資産の評価過程は、内在する不確実性に基いており、結果として生じる価値は、当該資産に関して既存市場が存在している場合に使用されていた価値とは異なることがあり、当該資産が売却されることができるとは異なることがあります。特定の時期にかかる投資対象に付与された価値が、投資運用会社がファンドの勘定において最終的に実現することができる価値と同一であるという保証はありません。かかる評価困難な資産の評価過程により、受益者が受益証券の分配または買戻しに関して受領する金額に悪影響が及ぶことがあります。更に、投資運用会社は、確立された価値が受託会社、管理事務代行会社、資産保管会社および投資運用会社が受領した報酬の計算に影響を与えることがあるため、かかる評価困難な資産の評価において相反に直面することがあります。

ファンドによるレバレッジの使用によって投資者に対するリスクが増加すること

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、本書に規定する制限に従い、投資運用会社が適切であると考える金額および条件で借入金の形態ならびにレボ契約およびリバース・レボ契約、トータル・リターン・スワップ、先渡し、クレジット、デフォルト・スワップ、金利スワップ、オプション、先物、信用限度額およびその他の構造および証券の形態によるレバレッジの形態の負債を被ることがあります。かかるレバレッジは、投資対象の取得および資金調達、報酬および費用の支払ならびにその他の目的で使用されることがあります。かかるレバレッジは、担保されるか、および／または無担保であり、ならびに、優先および／または劣後であることがあります。

レバレッジの使用が多いほど、純資産総額および基準価額に大きな変化が生じる可能性が高まります。したがって、投資対象の価値に悪影響を及ぼす事由は、レバレッジが使用される範囲で増大します。投資対象に不利益にする市場における当該投資対象に関するレバレッジの使用による累積的な効果により、当該投資対象がレバレッジされていない場合よりも大きい損失を生じさせることがあります。更に、証拠金取引により、ファンドに帰属する利払い費用が生じます。投資運用会社は、様々な種類の金融上の約定を締結する広範な裁量権を有します。ただし、金融上の約定を特に有利な条件で得ることができるという保証はありません。

受益証券の買戻しに関する買戻金の支払に資金を手当するため、ブローカーと借入れの約定を締結することができます。かかる買戻金の支払後に残存する、ファンドの勘定で保有される資産は、払い戻されるまで、当該借入れにより設定されたレバレッジのリスクを負います。

システム・リスク

流動性または運営上の必要性を充足するために相互に依存する複数の大規模な機関による不履行によって信用リスクが生じることがあります。一つの機関による不履行により、他の機関による一連の不履行が生じる可能性があります。これは、「システム・リスク」と称されることがあり、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が関わる決済機関、銀行、証券会社および取引所等の金融仲介機関に悪影響を及ぼすことがあります。組織的な不履行により、ファンドおよびファンドの勘定で行為する投資運用会社が投資を行うことを予定する証券の市場に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

マクロ・イベント・ドリブン・リスク

産業レベルのリスクは、経済が景気および信用循環の様々な段階を経て変動するにつれて推移します。信用循環の最終段階において、株式および信用市場は、将来のパフォーマンス、信用商品の不履行率および最終回収率に影響を与え得る特定のマクロ・ドリブン・リスクの影響を益々受けやすくなります。

投資運用会社は、様々な世界の環境下で会社および信用を慎重に調査しますが、すべての起こりうる不測の市場事由を予測することは困難であることがあります。投資運用会社は、異なる経済環境下で基本的な測定基準を監視し、信用を再評価し、新しい環境下で存続すると自らが判断する投資対象を保持する一方で、自らが最終的に不履行となる可能性があるとは判断する投資対象へのエクスポージャーを軽減します。ただし、投資運用会社がかかるマクロ・ドリブン事由から生じるボラティリティを回避または軽減することができるという保証はありません。

固有のメソッド

投資運用会社の投資戦略の特定の要素は、投資運用会社の固有のものであることにより、投資者は、投資戦略のすべての詳細を確認することができず、または、投資戦略がどの程度遵守されているか評価することができません。かかる戦略は、投資運用会社によって予測されない、一部の市況下におけるリスクを伴うことがあります。投資運用会社が利用する投資の隙間、裁定取引機会または市場非効率性は、投資運用会社および競合するアセットマネージャーまたは投資者が同一もしくは類似の方法で（利益を得られる機会に対して裁定取引を実行する傾向があります。）より規模の大きな資産グループを運用すること、または市況が変化することにより、時間と共に収益性が低くなる可能性があります。投資運用会社が用いる戦略は、従来の投資方法より著しく大きなリスクおよび多額の取引コストを伴うことがあります。

有利なスプレッド、競争および供給で資産を取得する能力

受益者に当座の収益および資本増価がもたらされる潜在的な可能性は、主に、ファンドの勘定において有利な条件で投資対象を取得する能力に依拠します。投資を行うことができる特定の市場は、魅力的な投資機会に関して極めて競争が激しい市場です。ファンドの投資目的が充足される機会のみににおける投資対象を投資運用会社が特定し、または追求できる十分な数の適切な投資機会が存在する保証はなく、または、かかる投資機会によりファンドによる投資が完了するという保証はありません。魅力的な投資機会を特定し、完了し、かつ、実現する活動は、非常に競争が激しく、高度な不確実性を伴います。ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、投資対象の取得につき多数のその他の投資者と競争を行いますが、その他の投資者の一部は、ファンドより多くのリソースを有していることがあります。適格投資対象に関する競争の増加または適格投資対象の利用可能な供給の削減によって当該投資対象の価格が上がり、したがって利回りが低くなる可能性があります。更に、投資機会の利用可能性は、通常、市況およびある場合において優勢である規制上の情勢または政治情勢に従います。したがって、魅力的な投資機会の特定は困難であり、高度な不確実性および競争を伴います。

執行リスクおよび取引ミス

グローバル市場でプラスのリターンを追求するため、投資運用会社のファンドの勘定における取引戦略および投資戦略は、複数の商品、複数のブローカーおよびカウンターパーティーならびに複数の戦略を必要とします。その結果、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が採用する取引戦略および投資戦略の執行において、多くの場合、カウンターパーティーと交渉した条件（デリバティブの使用等）に基づいて、取引、大量の取引、複雑な取引、実行困難な取引を速やかに執行すること、および、あまり一般的でなく、または新しい手段を伴う取引を執行することが要求されます。それぞれの場合において、投資運用会社は、最良の執行を目指します。ただし、大量であること、ならびに複雑性および関連する世界的な多様性を考慮すると、遅延、誤りならびにブローカーおよびカウンターパーティーとの連絡ミスが発生し、ファンドの勘定において損失が発生する可能性があります。かかる状況において、投資運用会社は、ファンドの勘定において、責任を負うべきブローカーおよびカウンターパーティーに対する潜在的な損害請求のメリットを評価し、管理会社の事前の書面による同意を得た上で、かかる当事者らにより被った損失を取り戻すことを目指します。

システムおよび運営上のリスク

受益者は、ファンドの活動に関する適切なシステムを開発および実行するため、投資運用会社に依拠します。投資運用会社は、多数かつ多様な市場においてファンドの勘定で取引を執行し、決済し、かつ清算するため、特定の有価証券を評価するため、投資対象および資本を監督するため、および投資運用会社の活動を監督するために必要不可欠なリスク管理およびその他の報告書を作成するために、財務データ、会計データおよびその他のデータの処理システムに日々大きく依拠します。更に、投資運用会社は、ファンド、投資運用会社、その関連会社および受益者に関する機密情報を保存するため、情報システムに依拠します。投資運用会社の一部の活動は、第三者（プライム・ブローカー、管理事務代行会社、市場取引相手およびその他のサービス・プロバイダーを含みます。）によって運用されるシステムに依拠し、投資運用会社は、かかる第三者によるシステムのリスクまたは信頼性を確認する立場にありません。投資運用会社、プライム・ブローカー、管理事務代行会社、カウンターパーティー、取引所および類似の決済および清算機関ならびにその他の当事者によって採用されるシステムの故障により、取引の確認または清算に誤りが生じるか、または、適切に登録されていないか、評価されていないか、または、計上されていない取引に誤りが生じる可能性があります。投資運用会社の運営に混乱が生じることにより、特に、財務上の損失、その事業の混乱、第三者に対する責任、規制上の介入またはファンドの勘定における風評被害が生じることがあります。上記のいずれかの不履行または混乱は、受益者の投資対象に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

破産および関連リスク

一般的な信用リスク

ファンドの勘定で行為する投資運用会社が購入するローンおよびその他の債券関連商品または債券関連証券には、裏付けとなる借入人が要求された支払を行うことができず債務不履行に陥るリスクが伴います。投資運用会社がファンドの勘定で購入するローンまたはその他のかかる債務関連商品もしくは債券関連証券は担保により保証されることがありますが、ファンドは、債務不履行および担保権執行により生じる損失を被る可能性があります。そのため、裏付けとなる担保の価値、借入人の信用度および先取特権の優先順位がそれぞれ非常に重要となります。投資運用会社は、投資対象の保護の適切性について保証することはできません。更に、投資運用会社は、強制権を妨げるような請求が申し立てられないと保証することはできません。担保権が執行された場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、原資産の直接所有権を取得することがあります。資産の売却による清算金ではローンの元利金の残高全額を支払うことができず、ファンドの勘定に損失が生じる場合があります。ローンの担保権執行の効力の発生または原資産の清算に伴い経費または遅延が発生した場合は、キャッシュフローがより一層乱れることになり、手取金が減少し、ひいては損失が拡大します。

破産手続に伴うリスクによりファンドの投資が影響を受ける可能性

投資対象に関して生じるおそれのある、破産手続に特有の重大なリスク（債権者の権利および破産手続において資産の請求を行うことができるか否かに悪影響を及ぼしうる破産に関する法律、規制および手続が改正される可能性ならびにこれらの解釈を含みます。）は数多く存在します。第一に、破産における事象の多くは、紛争中の事項および対審手続の所産であり、債権者の支配の及ぶものではありません。第二に、破産申請が企業に及ぼす影響は、当該企業に永久的に悪影響を及ぼすものとなる可能性があります。第三に、破産手続の期間を予想することは困難です。第四に、破産手続に関連する管財費用は高額であることが多く、債権者に対して返済が行われる前に債務者の財産から支払がなされる場合があります。第五に、破産法は、会社更生において債権の区分を決定するにあたり、「実質的に同一」である債権の区分を設けることを認めています。区分の基準がいまいであることにより、投資運用会社がファンドの勘定で保有する有価証券のクラスに関する、ファンドの勘定で行為する投資運用会社の影響力が当該クラスの債権数および債権額の増加分だけ失われるリスク、またはかかる影響力が異なる区分および扱いにより失われるリスクが存在します。第六に、多くの場合、破産手続の早い段階では、申立てがなされるであろう条件付請求およびかかる請求が債権回収に及ぼす影響の規模を予測または特定することは困難です。第七に、特に破産手続の開始前に行われた投資の場合、債権者が債務者を「支配および統制」しており、かつ、その他の債権者がかかる行為により損害を被ったことを立証することが可能な場合には、かかる債権者は自らの地位および優先順位を失う可能性があります。第八に、法律により優先される特定の債権（例えば、租税債権）が著しく多額となることがあります。第九に、財務の再編を行っている発行体の債務は、ほとんどの場合、現時点での利息が支払われませんが、再編中も利息が発生しないことがあり、発行体のファンダメンタル価値の下落により悪影響を受ける可能性があります。最後

に、破産裁判所は、異議を唱える債権者または債権者組に係る会社更生計画または清算計画を承認することがあり、かかる債権者は、かかる計画に定められる債権者の債権の取扱いにより拘束されます。

債権者委員会への参加によりファンドが他の原因に基づく責任にさらされる可能性

ファンドを代理する投資運用会社は、経営困難に陥った企業（破産に至った企業の場合もあれば破産に至っていない企業の場合もあります。）の経営について交渉するために債権者により組織された委員会に参加することがあり、またはファンドの勘定で行為する投資運用会社は、組織再編に関する事項に関して債務者との直接の交渉を試みることがあります。投資運用会社が債権者委員会に参加した場合、委員会の参加者は、おそらく、各個人の最善の利益に適合する結果を引き出したいという意向を持つであろうと考えられるため、かかる手続においてファンドの勘定に最も有利な結果を引き出すことができるという保証はありません。かかる委員会に参加することにより、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、委員会に代理されるその他の債権者に対して義務を負うものとみなされる場合があるため、ファンドは、投資運用会社の行為に異議を唱えるかかるその他の債権者に対して責任を負う場合があります。

貸し手責任の勘案および衡平に基づく劣後化によりファンドの投資に関する権利が影響を受ける可能性

特定の状況において、米国における判決は、様々な発展途上の法理論（「貸し手責任」と称されることがあります。）に基づき貸付人または債券保有者を相手取り訴訟を提起する借入人の権利を認容しています。一般に、貸し手責任は、機関貸付人または機関債券保有者が、借入人もしくは発行体に対して負う誠実義務および公正取引義務（黙示の義務であるかまたは契約上の義務であるかを問いません。）に違反したという前提、または借入人もしくは発行体もしくはそれらの他の債権者もしくは株主に対して負う忠実義務の発生を伴う一定程度の支配権を借入人もしくは発行体に対して有していたという前提のもとに成り立ちます。

前述の説明は、米国の連邦法および州法の法理に基づくものです。米国外の発行体が発行した債務の場合、特定の外国の法域の法律により、上記の状況に類似する事実的状況の下では貸付人または債券保有者に責任が課されることがありますが、その影響については、米国の連邦法および州法に基づく上記の影響に類似することもある場合、類似しないこともあります。

貸し手責任請求の根拠となる場合のあるコモン・ローの法理に基づき、貸付人が、借入人もしくは発行体の他の債権者の不利益になるように、当該借入人もしくは発行体を過少資本に陥らせる措置を意図的に講じた場合、かかる他の債権者の不利益になるように、その他の不衡平な行為を行った場合、かかる他の債権者に関して詐欺を行った、もしくは不実表示を行った場合、または

かかる借入人もしくは発行体の他の債権者の不利益になるように、借入人もしくは発行体を支配および統制すべく株主としての影響力を行使した場合、裁判所は、違反した貸付人または債券保有者の債権よりも、不利益を被った一または複数の債権者の債権を優先することを選択することがあります（「衡平に基づく劣後化」と称する救済）。投資運用会社がファンドの勘定でかかる行為を行った場合、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、債務者の債権者から、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が保有する債務について衡平に基づく劣後化を行うべきであるとする請求を受ける可能性があります。

その他の投資リスク

詐欺

ローン、手形、債券またはその他の有価証券もしくは商品への投資に関する主な懸念事項は、売主側に重大な不実表示または不作為が存在する可能性です。かかる不正確性または不完全性は、ローン、手形、債券またはその他の有価証券もしくは商品の価格に悪影響を及ぼす可能性があります。ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、投資を行う場合に合理的な範囲で売主およびその代理人による表明の正確性および完全性に依拠しますが、かかる正確性または完全性を保証することはできません。一定の状況において、ファンドの勘定で行為する投資運用会社に対しなされる支払は、かかる支払または分配が詐欺的譲渡または偏頗弁済であったと後日判断された場合は返還を要求される可能性があります。

詐欺およびその他の欺瞞的慣行は、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が投資する特定の会社の上級管理職によってもなされる可能性があります。これは、投資運用会社が行うかかる会社のデュー・デリジェンスを害する恐れがあり、かかる詐欺が発覚した場合は、本投資対象の評価に悪影響を及ぼす恐れがあります。また、金融詐欺が発覚した場合は、市場全体のボラティリティが影

響を受け、投資運用会社の投資プログラムは悪影響を受ける可能性があります。金融詐欺は、本投資対象を裏付けるレートまたは指数に影響を及ぼす可能性もあります。

偶発債務

投資運用会社は、随時、本投資対象に関連してファンドの勘定で偶発債務を負担することがあります。例えば、ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、未引出残高のあるリボルビング与信枠を貸付人から購入することがあります。借入人がその後当該与信枠から借入れを行った場合、投資運用会社は、ファンドの勘定で支払金額を調達する義務を負います。

流動性の低い投資対象

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、非投資適格のローンおよび債券に投資することがあり、これらは譲渡に関する法律上またはその他の規制に従う可能性があり、また上場有価証券と比べて流動性が低くなる可能性があります。これらの市場価格（もしあれば）は、変動性が高くなる傾向があり、即時に確定されない可能性があり、投資運用会社は、希望する時にこれらをファンドの勘定で売却できないことがあります。また売却できた場合でも自らが公正価値と考える額で換金することができないことがあります。制限付証券および流動性の低い有価証券の売却は、多くの場合、国内の証券取引所において取引適格性を有する有価証券を売却する場合と比べ、より多くの時間を必要とし、ビッド／オファーのスプレッドを拡大し、その他の売却費用を必要とします。投資対象の流動性が低くなった場合、投資運用会社は、ファンドの勘定でかかる投資対象を即時に処分できないことがあります。場合によっては、かかる投資対象の処分が契約上特定期間禁じられる可能性があります。制限付証券は、転売制限に従わない類似の有価証券を下回る価格で売却される可能性があります。

迅速な取引

投資運用会社による投資分析および投資判断は、多くの場合、投資運用会社がファンドの勘定で投資機会をうまく利用できるよう迅速に行われます。かかる場合、投資判断を行う際に投資運用会社が入手できる情報は限られる可能性があり、投資運用会社は、投資機会の十分な評価を行うために必要となる詳細情報を入手できないことがあります。また、投資運用会社は、予定する投資の評価につき独立コンサルタントに依拠することがあります。かかるコンサルタントがかかる投資を正確に評価するという保証はありません。

本投資対象の保有期間

投資運用会社は、満期日が事前に設定される特定のオプションまたはデリバティブ・ポジションの場合を除き、投資時に特定のポジションの最大保有期間を認知しておらず、または（最適な保有期間ではなく）予定保有期間でさえ認知していないことがあります。ポジションの保有期間の長さは、ファンドの勘定で利益を増大し、または損失を縮小する目的でポジションを清算するに適切となる時点に関する投資運用会社の主観的な判断により、著しく変化する可能性があります。投資運用会社がファンドの勘定で行う取引の多くは、様々な異なる商品または市場における関連ポジションを同時またはほぼ同時に取得する可能性があります。多くの場合、これらのポジション間の価格偏差を利用できる可能性を最大にするには、時折数か月から１年以上にわたる極めて長い保有期間を要します。実際の保有期間は、価格の収束を促し、または妨げる多くの市場要因に左右されます。ファンドの勘定で行為する投資運用会社が、特定のポジションまたは一連の関連するポジションを、かかるポジションによる予想利益を実現するためまたはかかるポジションによる損失を回避するために必要となる期間だけ保有できるという保証はありません。

市況および規制環境に関するリスク

追加の政府規制または市場規制

過去10年間における市場の途絶およびオルタナティブ投資戦略に配分された資本の劇的な増加により、オルタナティブ投資ファンドおよび金融サービス業界一般に対する政府および自主規制機関による検査が強化されています。ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」といいます。）および類似の法律等の特定の法律が国際的に導入されています。ドッド・フランク法およびその他の類似の法律の、ファンド、投資運用会社、投資運用会社が取引および投資を行う市場または投資運用会社がファンドの勘定で取引を行うカウンターパーティーに対する最終的な影響を予測することは困難です。一切のかかる法律または規制は、

ファンドに帰属する潜在的利益に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、受益者の身元に関して透明性を向上させることを要求します。

現在の市場リスク、市場の混乱および政府介入

世界的な金融市場は、過去の数年間において、著しいボラティリティおよび不確実性を生じさせた全面的かつ根本的な混乱を経験しました。市場が混乱した場合および過去の価格関係が重大に歪められるその他の例外的な事由が生じた場合、ファンドの勘定において重大な損失を被ることがあります。価格の歪みから生じる損失リスクは、混乱した市場において多数のポジションが流動性を欠くという事実によって一層大きくなり、市場の動きに反したポジションを手仕舞いすることが困難または不可能になります。混乱した市場において、銀行、ディーラーおよびその他のカウンターパーティーから入手できる融資金は、通常減額されます。かかる減額により、ファンドの勘定において重大な損失を被ることがあります。市場の途絶により、ファンドの勘定において劇的な損失を随時被ることがあり、かかる事由により、前例のないボラティリティおよびリスクに関して遂行されるその他従来の低リスク戦略を用いる可能性があります。

近年の市場の途絶により、広範囲かつ前例のない政府介入も行われる場合があります。将来の政府介入により、投資商品の評価が急激かつ重大に変化することがあります。政府による介入は、現在の経済状況および政治的検討事項に関して不確実性を内包します。

多くの国は時として空売りを禁止され、かかる禁止により、多数の市場参加者がその戦略を継続して実行すること、または、自らのオープン・ポジションのリスクを管理することが不可能となります。空売りに対する一切の継続的な規制上の制限により、投資運用会社の、ファンドの勘定でその戦略を実行する能力に悪影響が及ぶ可能性があります。

ドッド・フランク法および国内および海外におけるその他の法律（以下「新規則」といいます。）は、過去において規制されていない市場、市場参加者および金融商品を規制することを目指し、多数のその他の市場、市場参加者および金融商品に関する規則を実質的に変更します。新規則における多数の規定が、効力発生前に適用ある規制機関が米国以外の国において規則制定を行うか、または、これに相当する行為を行うことを要求するという事実により、新規則が投資運用会社および投資運用会社がファンドの勘定で取引および投資を行う市場に及ぼす最終的な影響を予測することは困難です。新規則により、ファンドの勘定で採用されるか、または、ファンドの勘定で行為する投資運用会社がその他従事することができ、実行不可能となるか、もしくは、実行が非経済的な特定の投資戦略が用いられる可能性があります。新規制は、ファンドの潜在的利益に悪影響を及ぼす可能性があります。

ドッド・フランク法の構成要素である「ボルカー・ルール」は、銀行、銀行持株会社およびその他の規制された法主体による投機的な自己勘定取引を実質的に制限します。その結果、私募ファンドに、従前は制度上の自己勘定で取引していた新規のポートフォリオ・マネージャーが著しく流入しています。かかる流入により、ファンドと同じ投資セクターで取引を行う他の有能なポートフォリオ・マネージャーとのファンドに関する競争が増えることが予想されます。

いかなる暫定的もしくは恒久的な追加政府規制が市場に課される可能性があるか、および／または、かかる規制が投資運用会社の戦略に及ぼす影響を予測することは不可能です。

情報公開法

投資運用会社が、米国情報公開法（以下「FOIA」といいます。）、政府公的記録の公開に関する法律、その目的もしくは効力につきFOIAに類似するいずれかの州もしくはその他の法域の法律またはその他の類似の法定要件もしくは規制上の要件により、受益者またはその関連会社が、受益者、その関連会社および／または投資が行われる一切の法主体に関する情報を公開することを要求されることがある旨を誠実に決定する限りにおいて（かかる開示は、例えば、魅力的な投資機会を探す際に、ファンドの勘定で行為する投資運用会社の競争上の優位性に影響を及ぼす可能性があります。）、投資運用会社は、かかる潜在的な開示を防止するために、当該受益者に別途提供される情報のすべてまたは一部を留保することができます。

ユーロ圏債務危機

投資対象および投資運用会社の投資パフォーマンスは、ファンドの勘定において、ユーロまたはユーロ圏に関連する経済的または財政的な事由により影響を受けることがあります。

ユーロ圏の国の借入コストが増加し、一部の国が（任意であるか、または、非任意であるかを問わず）ユーロ圏を離脱するというリスクに加えて経済的な危機に直面するリスクが高まることにより、投資運用会社の投資活動にマイナスの影響が及ぶことがあります。更に、ユーロ圏のソブリン

債危機が再燃する可能性があるという懸念により、一または複数のユーロ圏の国が自国通貨を再導入することになるか、または、より極端な状況においては、ユーロが完全に消滅することになる可能性があります。一もしくは複数のユーロ圏の国によるユーロ離脱もしくは離脱のリスクおよび／または通貨としてのユーロを放棄することにより、ファンドの勘定に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

米国に関連しないリスク

米国以外の諸国への投資に伴う特定のリスク

米国以外の諸国への投資には政治的および経済的な検討事項が伴い、これらは米国内への投資と比べリスクを増大します。かかるリスクには、特に、以下に関するより大きなリスクが含まれます：収用、国営化ならびに全般的な社会的、政治的および経済的不安定性、かかる国々の証券市場が比較的小規模であり、取引高が少ないこと（流動性を欠く可能性および価格の変動を招きます。）、通貨間の為替レートの変動および換金に伴う費用、源泉徴収税およびその他の税金の課税、ならびに投資運用会社がファンドの勘定で利益を得る投資機会を制限する可能性のある特定の政策。その他のリスクには、以下が含まれます：公開情報がより少ないこと、政府による規制および監視の水準が様々であること、ならびに米国外諸国の法域において法的権利を行使することが難しいこと、ならびに法律の地位、解釈および適用に関する不確実性。法的環境および規制環境（特に倒産および会社更生に関するもの）も異なる可能性があります。財務会計、監査および財務報告書開示に関する基準、実務および要件もまた、米国の会社に適用されるものとは異なる可能性があります、かかる発行体に関する公開情報は、より少なくなる可能性があります。

米国外諸国の市場はまた、決済方法が異なる可能性があり、特定の市場においては決済が有価証券の取引高に追いつかず、かかる取引が困難となる場合があります。決済の遅延は、ファンドの勘定で保有されている資産が投資されず、リターンが一切得られない期間を招く可能性があります。ファンドの勘定で行為する投資運用会社が決済の問題または仲介者の不履行リスクに起因して意図する取引を行えなかった場合、投資運用会社は、ファンドの勘定で利益を得る投資機会を失うことがあります。決済の問題により投資対象を処分できないことは、その後の当該投資対象の価格下落によりファンドの勘定に損失が生じるか、またはファンドの勘定で行為する投資運用会社が有価証券を売却する契約を締結していた場合は、買い手に対する債務が発生する可能性があります。米国外諸国の有価証券の売買に伴う取引費用（仲介手数料、税金および保管費用を含みます。）もまた、通常、米国での取引に伴う費用と比べて高額になります。更に、米国外諸国の金融市場は、一般的に取引高が増加しているものの、その大部分において米国市場の取引高を著しく下回っており、多くの米国外諸国の会社の有価証券は、米国内の類似の会社の有価証券と比べて流動性が低く、その価格は変動性がより高くなっています。

米国外諸国の経済もまた、国内総生産の成長、インフレ率、為替レートの変動、減価償却、設備投資、資源自給率および国際収支ポジション等に関して、米国経済とは異なる可能性があります。

米国外諸国の有価証券および通貨

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、本投資対象の一部を米国外諸国の発行体の有価証券または米貨以外の通貨建ての有価証券に投資することがあります。米国外諸国（新興市場を含みますが、これに限りません。）の有価証券および／または通貨への投資には、米国の有価証券への投資と比べ、為替レートの変動、為替管理、公開情報がより少ないこと、市場変動性がより高いこと、規制がより少ないこと、不利な税務規定（源泉徴収税を含みます。）、政治上の事由、戦争または収用に起因して、より大きなリスクが伴います。特に、米国外諸国の発行体のポートフォリオ証券のドル換算額は、海外の市況および経済情勢の変動ならびに相対的通貨価値の変動に応じて変動します。

米国外諸国の法的リスク

米国外諸国の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、貨幣価値の下落、資産再投資、資源自給率および国際収支ポジション等に関して、米国経済とは異なる可能性があります。更に、一部の米国外諸国の経済は、国際貿易への依存度が非常に高いため、当該国の取引相手方諸国により課されるまたは取り決められる貿易障壁、為替管理、相対的な通貨価値の管理調整およびその他の保護貿易措置によりこれまで悪影響を受けており、今後も受け続ける可能性があります。米国外諸国の一部の経済は、大部分が数少ない産業のみに基づくものとなっており、交易条件の変動の影響を受けやすく、債務またはインフレの水準がより高くなる可能性があります。

米国外諸国（特に発展途上国）における民間投資および米国外諸国への投資、証券取引、債権者の権利ならびにその他の契約上の関係を支配する法律の多くは、新しく、大部分が検証されていません。このため、ファンドは、不十分な投資家保護、矛盾する法律、不完全、不透明かつ頻繁に改正される法律、その他の市場参加者側の規則の無視または違反、法的救済に関する確立されたまたは有効な手段の欠如、先進市場の標準的実務および秘密保持慣行の特性の欠如ならびに既存の規則が施行されないことを含む、多くの特異なリスクにさらされることがあります。これらのリスクがファンドの勘定および取引に重大な悪影響を及ぼさないという保証はありません。

米国外諸国の税金

一部の国の源泉からファンドの勘定で受領される利益は、当該国により課税される源泉徴収税その他の税金により減じられる可能性があります。場合によっては、かかる源泉徴収税は、かかる本投資対象が受益者により直接保有されていた場合と比べ、高額になる可能性があります。また、ファンドの勘定で行為する投資運用会社が取得時に源泉徴収税その他の税金が課税されない金融商品に投資した場合であっても、適用ある法律、協定、規則もしくは規定またはこれらの解釈の変更により、ファンドがその後も源泉徴収税その他の税金が課税されないという保証はありません。ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、可能な場合は関連する源泉徴収税を最小限にするまたは課税されないようにすることを目的とする方法で投資対象を構築することがありますが、かかる戦略が成功するという保証はありません。投資運用会社がファンドの勘定で行う取引は、取引ごとの消費税その他の税金が課税される可能性があります。

投資運用会社への依拠

ファンドの投資方針およびファンドの勘定により構築される投資対象の成功等は、かかる投資対象の選定およびパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に大いに左右されます。投資者は、投資対象に関する経済情報、金融情報その他の情報を自ら評価する機会を与えられません。投資運用会社が成功をもたらすという保証はありません。また、投資運用会社の重要人物の死亡、就労不能または退職は、本投資対象の運用成果、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

新興市場

本投資対象は、ファンドの勘定で、直接または間接的に新興市場への投資を行うことがあり、かかる投資は高いリスクを伴います（カントリーリスク）。そのため、投機的であるとみなされる必要があります。かかるリスクには、（a）収用、重税、国営化ならびに社会的、政治的および経済的不安定性の大きなリスク、（b）新興市場の発行体の証券市場が現在小規模であり、取引高が少ないか存在しないこと（流動性を欠く可能性および価格の変動を招きます。）、（c）投資機会を制約する一定の国策（関連する国家金利および／もしくは活動における取引に感応するとみなされる発行体または業界への投資に関する制約を含みます。）ならびに（d）民間または外国投資および私的財産を支配する整備された法制度の欠如、を含みます。

ファンドの投資目的の達成

ファンドの投資目的が成功するという保証または表明はなされていません。ファンドの勘定で行う投資運用会社がその投資目的を達成するという保証はできません。

政治上、規制上、決済および保管のリスク

本投資対象の価値は、国際的な政治上の出来事、政府方針の変更、税制の変更、外国投資および通貨の本国送金に関する制約、通貨変動ならびに投資対象諸国の法令におけるその他の進展等の不確実性による影響を受けることがあります。さらに、投資が行われる特定の諸国の法的基盤ならびに会計、監査および報告基準が、主要な証券市場に通常適用されるものと同等程度の投資者保護または情報を投資者に提供するものではない可能性があります。ファンドの勘定で行為する投資運用会社は取引、決済および保管制度が十分に構築されていない市場に投資を行うことがあるため、受託会社は何らの責任も負わない状況において、かかる市場で取引され、かつ、副保管会社への委託がなされる本投資対象はリスクにさらされることがあります。

分配

分配が利用可能な収益を上回る範囲において、分配は実質的に投資者の当初資本またはキャピタル・ゲインのリターンとなりえ、そのため当初資本が減ることがあります。この可能性の帰結とし

て、資本の保全を追求する投資者は、資産価値の目減りだけでなく分配による投資者の資本のリターンによっても投資対象の価値の下落が生じる可能性がある旨検討することが強く推奨されます。

償却原価法

投資対象の一部または全部は、償却原価で評価されることがあります。

会計、監査および財務報告基準

ファンドが投資を行う諸国の一部において、会計、監査および財務報告基準が米国および欧州連合の会社に適用されるものと比べて広範囲にわたるものではないことがあります。

評価リスク

ファンドの勘定で行為する投資運用会社は、ファンドに帰属する資産の一部を非流動的または非上場の本投資対象に投資することができます。かかる投資対象は、元来評価が難しく、相当程度の不確実性を免れません。評価プロセスから生じた見積りが投資対象の実際の販売価格または「手仕舞い」価格を反映するという保証はありません。

ファンドの繰上償還

ファンドの設立経費は、当該ファンドの最初の5会計期間にわたり償却されます。ファンドが最初の5会計期間よりも前に終了した場合、当該経費は基準価額の低下によるものとして直ちに費用勘定につけられることがあります。繰上償還が発生した場合、受益者は結果的に損失を被ることがあります。

流通市場の不在

本受益証券の流通市場は存在しないことが予想されます。したがって、受益者は、買戻しによってのみ、自己の本受益証券の処分を行うことができます。関連する買戻請求日から関連する買戻日までの期間の間に自己の本受益証券の買戻しを請求する受益者が保有するコースの本受益証券に帰属する基準価額の下落に係るリスクは、買戻しの請求を行う受益者が負います。

換金性等が制限される場合

受託会社は、後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価 基準価額の計算の停止」に記載されたとおり、一定の状況において、純資産総額の計算および受益証券の買付け・買戻し（換金）を停止し、また受益証券の買戻請求を行った者に対して買戻代金の支払について延期することができます。かかる場合には、ファンドの投資対象の相当部分が上場され、相場が形成され、取引されもしくは取り扱われている金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖されている期間（通常の週末および公休日を除きます。）、または当該取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間の全部または一部を含みます。受益証券の買戻しが停止される場合、受益者は、かかる停止による受付中止の前に行われた買戻請求を撤回することができます。ただし、受益者が買戻請求を撤回しない場合には、かかる買戻請求は、買戻停止を解除した後の最初の翌買戻日まで繰り越され、受益証券は、基本信託証書の規定に従い、当該買戻日の当該コースに適用ある買戻価格により買い戻されます。

買戻しに関して考えられうる影響

受益者による受益証券の重要な買戻しにより、投資運用会社は、買戻しの資金調達を行うために必要な現金を工面するために望ましいとされる場合よりも早急に、ファンドの投資対象を清算する必要があることがあります。

将来的な規制上の変更に係る予測の不可能性

証券市場およびデリバティブ市場は、包括的な制定法、規制および証拠金要件に従います。有価証券およびデリバティブに係る規制は、法律の変更が著しい分野であり、政府および司法行為による改正の対象となります。ファンドへの将来的な規制上の変更による影響を予測することは不可能ですが、重大かつ不利なものとなる可能性があります。

無保証

ファンドは、保険で保護されておらず、また、政府、政府関係機関もしくは下部機構または銀行保証ファンドにより保証されてもいません。また、銀行の預金もしくは債務ではなく、または銀行により保証もしくは承認されておらず、受益証券に投資された金額は、上昇することも下降することもあります。投資運用会社は、安定的な基準価額の維持に努めますが、安定的な基準価額の維持は保証されていません。ファンドは、元本損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴います。

当初設立期間

投資対象は、新たに拠出される資産のうち当初の投資に関係する一定のリスクが発生する当初設立期間に従うことがあります。さらに、当初設立期間は、本投資対象の一または複数のポートフォリオの分散の度合いが投資対象の完全約定型のポートフォリオまたはグループ型ポートフォリオのリスクよりも低い点において、特別なリスクも示します。投資運用会社は、完全約定型のポートフォリオへの移行に関し異なる手順を用いることがあります。これらの手順は、市場の判断に部分的に基づくものです。これらの手順が成功するという保証はできません。

クロス・コース・ライアビリティ

受益証券が異なるコースで発行される場合、受益証券の1つのコースの保有者は、他のコースの資産に関して何らの権利も有しません。ただし、本受益証券の特定のコースの債務が当該コースに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は、受益証券のその他のコースに帰属する資産に対する遡求権を有することがあります。

決済不履行

受益証券は取引日を参照して申し込まれかつ発行されます。しかし、公募証券の申込人は、かかる取引日から起算して5取引日目に、初めて自己の申込みの決済を要求されます。投資者があるコースの受益証券に関し、支払期限が到来した時点で申込金額の決済ができなかった場合（以下「不履行投資者」といいます。）、管理会社は、不履行投資者の、不履行決済の対象となった受益証券を取り消すことができます。不履行投資者が受益証券を申し込んだ取引日から不履行投資者の受益証券が取り消された日までの間に同一コースの受益証券を申し込んだ投資者および既存受益者は、不履行投資者の受益証券申込みが受諾されなかった場合に比べて、自己の受益証券に関して高い受益証券1口当たりの申込価格を支払う結果となること、または、自己の受益証券に関して低い受益証券1口当たりの申込価格を支払うことにより恩恵を受けることがあります（かかる場合、同一のコースの受益証券を保有する既存受益者は自己の受益証券の価値について希薄化を被ります。）。同様に、かかる期間中に同一コースの受益証券を買戻しのために提出する受益者は、かかる不履行決済が起こらずに買戻しを行っていた場合に比べて、低い受益証券1口当たりの買戻価格を受け取ることがあり、または、高い受益証券1口当たりの買戻価格を受け取ることがあります。後者の場合には、同一コースの受益証券を保有するすべての残存受益者が自己の受益証券の価値について希薄化されることとなります。決済不履行があっても、発行もしくは買い戻される受益証券口数または受益者が支払うもしくは受け取る受益証券1口当たりの申込価格もしくは本受益証券1口当たりの買戻価格に対する調整は行われませんので、結果として、決済不履行により受益者が不利な影響を受けるおそれがあります。

上記のリスク要因のリストは、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明として示すことを意図したものではありません。投資予定者は、ファンドへの投資を決定する前に、本書を熟読し、自らの専門アドバイザーと協議する必要があります。

（２）リスクに対する管理体制

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、運用部門、コンプライアンス部門及びリスクの管理部門によるそれぞれ別個の確認体制を通じて法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

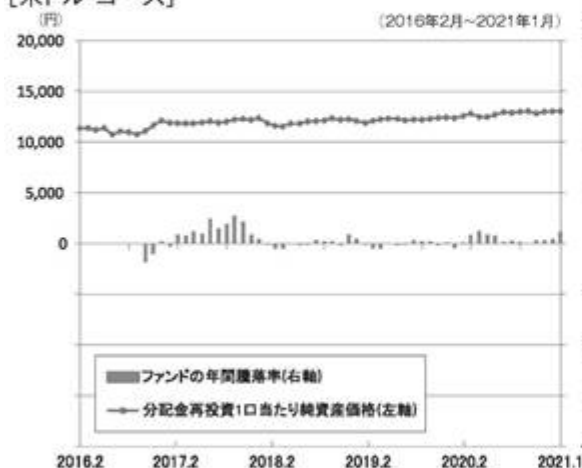
ファンドは、ヘッジ目的およびそれ以外の目的のためにデリバティブ取引等を行っています。ファンドは、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、標準的方式の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理しています。

(3) リスクに関する参考情報

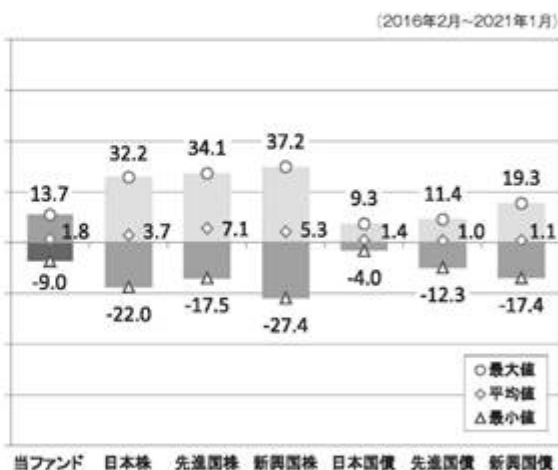
- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

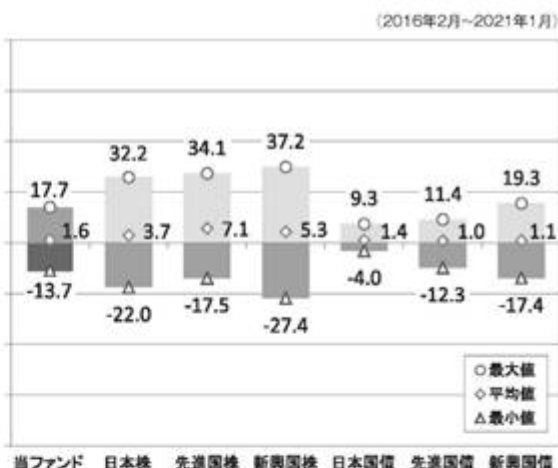
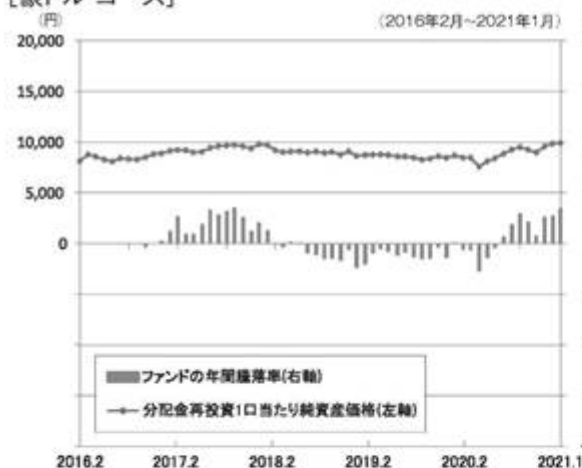
[米ドル・コース]



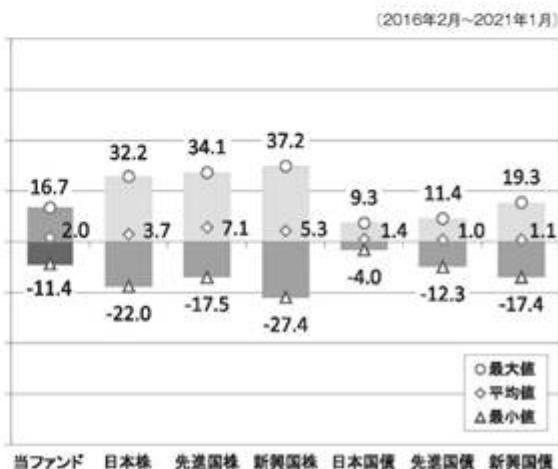
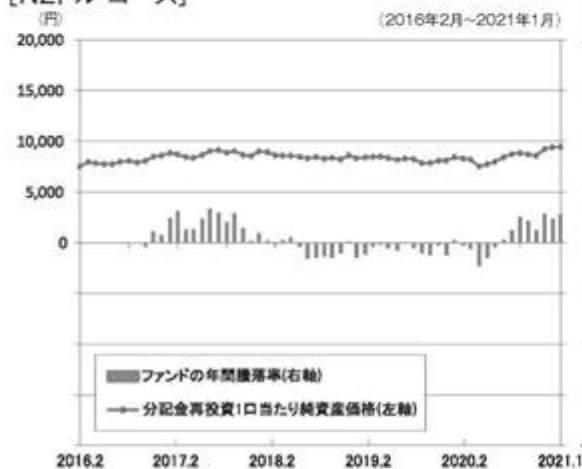
他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



[豪ドル・コース]



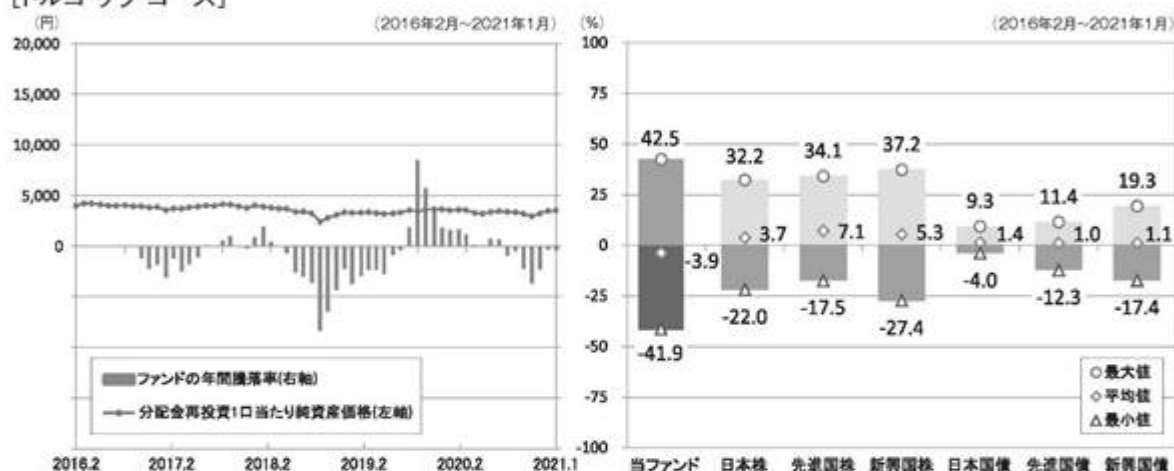
[NZドル・コース]



[南アフリカ・ランド・コース]



[トルコ・リラ・コース]



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

(注) 上記のグラフにおいては、円換算した1口当たり純資産価格をもとに計算しています。

※資産クラスについて

日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込金額の3%（適用される消費税の額を除きます。）を上限とする申込手数料を徴収することができます。

日本における申込手数料

買付は、口数でのみ申込みができます。

申込手数料の額は、申込口数に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とします。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.30%（税抜3.00%）
1万口以上5万口未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	申込金額の1.10%（税抜1.00%）
10万口以上	申込金額の0.55%（税抜0.50%）

（注）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社に支払われます。詳しくは販売会社に問い合わせのこと。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は、徴収されません。

日本における買戻し手数料

日本における買戻し手数料は、徴収されません。

(3) 【管理報酬等】

ファンドには、以下の管理報酬等がかかります。管理報酬等は、各コースの純資産総額で按分して負担されます。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から年間10,000米ドルの固定年次受託報酬を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。受託会社が、ファンドに関する事項につきいずれかの年に20時間を超える時間を費やすことを要求される場合、かかる労働に関する請求は、受託会社の標準時間報酬率に従って1時間単位で行われます。

受託会社または受託会社の関連会社が、ファンドの資金または借入れについて銀行、貸主または資金提供者として行為する場合には、かかる者は、当該地位において、通常の銀行および貸付収益を留保する権利を有します。受託会社または受託会社の関連会社が、ファンドに関するいずれかの投資対象の売買のブローカーとして行為する場合、かかる者は、当該地位において、通常のブローカー収益を得る権利を有し、かつかかる業務についての通常の手数料を課することができます。

受託報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

管理報酬

管理会社は報酬を受領しません。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から純資産総額の年率0.525%の報酬を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。

投資運用報酬は、ファンドに関する投資運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、該当するコースに帰属する資産から米ドル・コース受益証券に関してコースの純資産総額の年率0.07%を上限とする報酬ならびにヘッジコースに関して、ヘッジコースに帰属するコースの純資産総額の年率0.10%の報酬（年間45,000米ドルを最低額とします。）を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。

管理事務代行報酬は、ファンドの管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

資産保管報酬

資産保管会社は、ファンドの資産から、ファンドを代理して行った証券取引および現金取引に関して保管報酬を受け取る権利を有します。

資産保管報酬は、ファンドの資産保管業務の対価として資産保管会社に支払われます。

管理会社代行サービス報酬

管理会社代行サービス会社は、ファンドの資産から、各コースに帰属するコースの純資産総額の年率0.37%の報酬を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。

管理会社代行サービス報酬は、ファンドの管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務の対価として管理会社代行サービス会社に支払われます。

販売報酬および代行協会員報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各コースに帰属するコース純資産総額の年率0.65%の報酬を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。

代行協会員は、ファンドの資産から、各コースに帰属するコース純資産総額の年率0.10%の報酬を受け取る権利を有します。かかる報酬は、各評価日時点で発生し、計算され、毎月後払いされます。

販売報酬は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬は、ファンド証券の（1口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、更に、以下を含みますがそれらに限られない、直接の運営のコストおよび費用を負担する場合があります。

- ・ ファンドの資産および収益に対して支払われる可能性のあるすべての税金。
- ・ ファンドのポートフォリオにより保有されている証券を含む取引に関して支払われる通常の銀行手数料。
- ・ 券面の印刷費用、ならびに信託証書、および管轄当局（現地の証券業協会を含みます。）に届出られるまたは日本の投資者に配布される有価証券届出書および目論見書を含む、ファンドに関するその他すべての文書の作成または届出および印刷にかかる費用。
- ・ 年次報告書および半期報告書、ならびに適用ある法律または規則に基づき必要とされることがあるその他の報告書または文書を、ファンドの受益者のためにまたはファンドの受益者の実質的所有者のために必要な言語により、作成および配布する費用。
- ・ ファンドの受益者またはファンドの受益証券の実質的所有者に対する公告を作成および配布する費用。
- ・ ファンドの受益証券の販売促進費用（公表を含みます。）。
- ・ 法的、監査、および会計にかかる合理的な報酬および費用。

トラストの設立費用は、最初のサブ・ファンドの最初の5会計年度内、または受託会社との協議の上で、管理会社が決定することがあるその他の期間内に償却されますが、受託会社またはその適式に授權された代理人が、他の方法が適用される旨を決定する場合を除きます。トラストの設立費用は、全体として、最初のサブ・ファンドが負担します。しかし、追加のサブ・ファンドが当該期間の経過中に設定および設立された場合、その時点で未償却のトラスト設立費用は、新規サブ・ファンドの開始時点のそれぞれの純資産総額で按分してすべてのサブ・ファンドが負担します。

ファンドの設立および本受益証券の募集に関連する経費および費用は、221,632米ドルでした。かかる費用および経費は、管理会社が他の方法を適用する旨決定する場合を除いて、最初の5会計年度内に償却されます。

その他の手数料等については、ファンドが負担することにより、投資者が間接的に負担することになります。これらの費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (二) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。)

- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなります。

- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

< 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」を利用する場合 >

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」を利用する場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の者を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」を利用する場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

利用できるのは、日本における販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する者となります。詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせ下さい。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の税制に関する以下の記載は、ケイマン諸島で施行されている法律および実務に関して管理会社が本書の日付現在受領した助言に基づきます。投資者は、税制のレベルおよび根拠が変更される可能性があること、また免税金額が納税者の個々の状況により異なることを認識すべきです。

ケイマン諸島の政府は、現行法に基づき、トラスト、ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税もしくは収益税、財産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。トラストに関する支払に対して適用されるケイマン諸島と他の国の間の二重課税防止条約はありません。本書の日付現在、ケイマン諸島に為替管理は存在しません。

トラストは、ケイマン諸島の総督から、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されない旨の保証書を受領しています。ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印しました（以下「US IGA」といいます。）。また、ケイマン諸島は、100カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 — 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」といいます。）を実施するための多国間協定に調印しました。

US IGAおよびCRS（以下「AEOI規則」と総称します。）の効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されました。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負います。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOI規則に定義されます。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用されます。

ファンドは、非報告金融機関の免除に依拠することを企図していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図しています。

AEOI規則により、報告金融機関であるファンドは、特に、（ ）（US IGAのみとの関係において）グローバル仲介人識別番号（以下「GIIN」といいます。）を取得するために米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告すること、ならびに（ ）CRSコンプライアンス書面をケイマン諸島税務情報局に提出することを義務付けられています。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告対象口座に関連する海外の財政当局（例えば、米国報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信します。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「米国FATCA」といいます。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがって、米国FATCAの要件の「みなし遵守者」となり、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力的口座を閉鎖する必要はありません。ケイマン諸島報告金融機関は、米国FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らの米国FATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に証明書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合があります。US IGAの条項に基づき、ファンドへの支払に対して米国FATCA源泉徴収税は課されませんが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義されます。）とみなされた場合には、この限りではありません。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、米国FATCAその他の口座保有者による支払または口座保有者に対する支払に対して税金を源泉徴収する義務を負いません。

ファンドへの投資ならびに／またはファンドへの投資の継続により、投資者は、ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドによるAEOI規則の遵守が投資者情報の開示および口座保有者および／または支配者の情報の開示につながる可能性があること、ならびにかかる情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとします。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しもしくは解約および／または投資者の口座の閉鎖を含み、これに限られないあらゆる措置を講じること、および／またはあらゆる救済を求めることを義務付けられることがありおよび／またはかかる権利を留保します。ケイマン諸島税務情報局が発行したガイダンスに基づき、口座開設から90日以内に自己証明が得られない場合、ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければなりません。

受益証券の購入を検討する投資者は、ファンドに関する税金の勘案事項について自身の税務顧問に相談するべきです。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2021年 1 月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
資産担保証券	アメリカ合衆国	61,414,097.71	17.59
	ケイマン諸島	43,917,277.34	12.58
	バミューダ	4,391,230.80	1.26
	バルバドス	525,335.32	0.15
社債	アメリカ合衆国	134,831,923.03	38.62
	英国	9,994,893.40	2.86
	オーストラリア	3,759,591.66	1.08
	カナダ	3,344,056.28	0.96
	ガーンジー	2,617,488.59	0.75
	国際機関	1,671,884.08	0.48
	ジャージー、チャネル諸島	1,428,154.91	0.41
	フランス	415,852.00	0.12
	ドイツ	302,814.00	0.09
	アイルランド	215,556.00	0.06
	オランダ	215,276.00	0.06
	ルクセンブルグ	211,600.00	0.06
国債	アメリカ合衆国	9,297,664.56	2.66
	香港	246,661.75	0.07
政府機関債	アメリカ合衆国	8,091,645.21	2.32
ローン	アメリカ合衆国	19,649,136.90	5.63
	カナダ	1,014,732.10	0.29
	オーストラリア	688,547.48	0.20
	ルクセンブルグ	552,722.50	0.16
	マン島	488,773.27	0.14
	ガーンジー	151,225.24	0.04
地方債	アメリカ合衆国	8,295,675.50	2.38
モーゲージ担保証券/ パススルー証券	アメリカ合衆国	20,305,106.80	5.82
小計		338,038,922.43	96.83
現金・その他の資産（負債控除後）		11,064,524.93	3.17
合計（純資産総額）		349,103,447.36 (約36,474百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2021年1月末日現在）

順位	銘柄の名称	発行地	種類	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	保有数	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY STRIP PRINCIPAL ZCP	アメリカ 合衆国	国債	-	2050/2/15	15,800,000	10,524,520.83	9,077,442.54	2.60
2	CAL FUNDING IV LTD SER 2020- 1A CL A REGD 144A P/P	バミューダ	資産担保証券	2.22	2045/9/25	3,400,833	3,399,893.46	3,459,253.19	0.99
3	CAPITAL AUTOMOTIVE REIT SER 2014-1A CL A REGD 144A P/P	アメリカ 合衆国	資産担保証券	3.66	2044/10/15	3,273,913	3,284,776.99	3,276,909.80	0.94
4	FANNIE MAE POOL UMBS P#BL8603	アメリカ 合衆国	モーゲージ 担保証券/ パススルー 証券	2.07	2050/10/1	3,385,007	3,453,370.61	3,257,801.25	0.93
5	FANNIE MAE PRINCIPAL STRIP ZCP	アメリカ 合衆国	政府機関債	-	2037/7/15	4,500,000	2,461,000.76	3,182,979.33	0.91
6	TRALEE CLO III LTD SER 2014- 3A CL BRR V/R REGD P/P	ケイマン 諸島	資産担保証券	1.674	2027/10/20	3,000,000	3,000,000.00	2,979,063.00	0.85
7	NETAPP INC REGD	アメリカ 合衆国	社債	2.7	2030/6/22	2,600,000	2,644,917.07	2,765,769.66	0.79
8	SHACKLETON 2015-VIII CLO LTD SER 2015-8A CL A1R V/R REGD 144A P/P	ケイマン 諸島	資産担保証券	1.1434	2027/10/20	2,674,188	2,674,188.28	2,665,281.63	0.76
9	ALLEGHANY CORP REGD	アメリカ 合衆国	社債	3.625	2030/5/15	2,310,000	2,527,797.36	2,603,326.73	0.75
10	AASET 2018-2 US LTD SER 2018- 2A CL A REGD 144A P/P	アメリカ 合衆国	資産担保証券	4.454	2038/11/18	2,561,622	2,563,572.28	2,574,749.07	0.74
11	PARK PLACE SECURITIES INC ASSET BACKED PASS THRO SER 2005-WHQ3 CL M4 V/R REGD	アメリカ 合衆国	資産担保証券	1.075	2035/6/25	2,561,543	2,560,019.00	2,555,880.87	0.73
12	DENALI CAPITAL CLO XI LTD SER 2015-1A CL A1RR V/R REGD 144A P/P	ケイマン 諸島	資産担保証券	1.354	2028/10/20	2,515,776	2,515,775.73	2,505,910.62	0.72
13	THL CREDIT LAKE SHORE MM CLO I LTD SER 2019-1A CL A V/R REGD 144A P/P	ケイマン 諸島	資産担保証券	1.9413	2030/4/15	2,500,000	2,497,246.02	2,486,694.25	0.71
14	CROWN POINT CLO III LTD SER 2015-3A CL A2R V/R REGD 144A P/P	ケイマン 諸島	資産担保証券	1.6913	2027/12/31	2,500,000	2,500,000.00	2,469,988.00	0.71
15	BXMT 2020-FL2 LTD SER 2020- FL2 CL C V/R REGD 144A P/P	ケイマン 諸島	資産担保証券	1.7765	2037/2/16	2,350,000	2,296,828.47	2,347,885.00	0.67
16	FANNIE MAE POOL UMBS P#BL1675	アメリカ 合衆国	モーゲージ 担保証券/ パススルー 証券	4.17	2049/2/1	2,000,000	2,020,505.79	2,341,718.92	0.67
17	FREDDIE MAC MILITARY HOUSING BONDS RESECURITIZATIO SER 2015-R1 CL B1 V/R 144A P/P	アメリカ 合衆国	資産担保証券	4.671	2055/11/25	1,979,476	2,209,039.50	2,306,109.06	0.66
18	CASCADE FUNDING MORTGAGE TRUST 2018-RM2 SER 2018-RM2 CL A V/R REGD 144A P/P	アメリカ 合衆国	資産担保証券	4	2068/10/25	2,119,584	2,107,212.44	2,220,046.44	0.64
19	CITIZENS FINANCIAL GROUP REGD	アメリカ 合衆国	社債	3.25	2030/4/30	1,930,000	1,927,852.80	2,145,589.78	0.61
20	PALMER SQUARE LOAN FUNDING 2018-4 LTD SER 2018-4A CL A1 V/R REGD 144A P/P	ケイマン 諸島	資産担保証券	1.121	2026/11/15	2,143,963	2,143,926.68	2,139,034.43	0.61

21	DELTA AIR LINES INC REGD 144A P/P	アメリカ合衆国	社債	7	2025/5/1	1,795,000	1,795,000.00	2,081,448.16	0.60
22	SYSCO CORPORATION REGD	アメリカ合衆国	社債	5.95	2030/4/1	1,610,000	1,606,858.61	2,077,666.57	0.60
23	ANCHORAGE CREDIT FUNDING 4 LTD SER 2016-4A CL A REGD 144A P/P	ケイマン諸島	資産担保証券	3.5	2035/2/15	2,000,000	2,000,000.00	2,009,324.00	0.58
24	GOLUB CAPITAL PARTNERS CLO 16 LTD SER 2013-16A CL A2R V/R REGD 144A P/P	ケイマン諸島	資産担保証券	2.0648	2029/7/25	2,000,000	2,000,000.00	2,000,225.20	0.57
25	BXMT 2020-FL2 LTD SER 2020-FL2 CL AS V/R REGD 144A P/P	ケイマン諸島	資産担保証券	1.2765	2037/2/16	2,000,000	1,986,697.81	1,998,800.00	0.57
26	BOEING CO REGD	アメリカ合衆国	社債	5.15	2030/5/1	1,680,000	1,680,000.00	1,992,657.86	0.57
27	FANNIE MAE POOL UMBS P#AN7520	アメリカ合衆国	モーゲージ担保証券/ パススルー証券	2.9	2029/11/1	1,750,000	1,750,682.36	1,940,483.30	0.56
28	CSMC 2018-RPL9 TRUST SER 2018-RPL9 CL A1 V/R REGD 144A P/P	アメリカ合衆国	資産担保証券	3.85	2057/9/25	1,812,908	1,815,006.65	1,936,551.59	0.55
29	LEHMAN XS TRUST SERIES 2006-12N SER 2006-12N CL A32A V/R REGD	アメリカ合衆国	資産担保証券	0.33	2046/8/25	1,965,718	1,890,944.84	1,919,109.11	0.55
30	NATIONWIDE MUTUAL INSURA REGD 144A P/P	アメリカ合衆国	社債	4.35	2050/4/30	1,670,000	1,666,157.82	1,888,911.10	0.54

（注）利率は、2021年2月8日時点の2021年1月分クーポンレートを記載しています。

【投資不動産物件】

該当事項はありません（2021年1月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2021年1月末日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2021年１月末日前一年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

<米ドル・コース>

	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第１会計年度末 (2016年９月末日)	7,467	780	103.89	10,854
第２会計年度末 (2017年９月末日)	15,231	1,591	104.23	10,890
第３会計年度末 (2018年９月末日)	14,138	1,477	102.87	10,748
第４会計年度末 (2019年９月末日)	10,637	1,111	106.66	11,144
第５会計年度末 (2020年９月末日)	10,629	1,111	114.88	12,003
2020年２月末日	10,651	1,113	109.75	11,467
３月末日	10,325	1,079	107.27	11,208
４月末日	10,485	1,095	109.16	11,405
５月末日	10,611	1,109	110.47	11,542
６月末日	10,677	1,116	112.54	11,758
７月末日	10,850	1,134	115.38	12,055
８月末日	10,780	1,126	115.27	12,043
９月末日	10,629	1,111	114.88	12,003
10月末日	9,715	1,015	114.12	11,923
11月末日	9,624	1,006	116.56	12,178
12月末日	9,676	1,011	117.19	12,244
2021年１月末日	9,588	1,002	116.36	12,157

（注）本表の数値は、取引を取引日翌日に反映していること、および財務書類とは数値の集計基準が異なること等により、財務書類の数値と差異が生じることがあります。以下同じです。

< 豪ドル・コース >

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2016年9月末日)	8,865	710	103.57	8,294
第2会計年度末 (2017年9月末日)	16,280	1,304	103.61	8,297
第3会計年度末 (2018年9月末日)	15,408	1,234	101.93	8,163
第4会計年度末 (2019年9月末日)	15,215	1,218	105.39	8,440
第5会計年度末 (2020年9月末日)	12,629	1,011	112.23	8,987
2020年2月末日	13,739	1,100	108.07	8,654
3月末日	13,144	1,053	105.20	8,424
4月末日	13,364	1,070	106.88	8,559
5月末日	13,508	1,082	108.12	8,658
6月末日	13,934	1,116	110.05	8,813
7月末日	14,220	1,139	112.73	9,027
8月末日	14,334	1,148	112.56	9,014
9月末日	12,629	1,011	112.23	8,987
10月末日	12,700	1,017	111.44	8,924
11月末日	12,840	1,028	113.76	9,110
12月末日	12,879	1,031	114.30	9,153
2021年1月末日	12,729	1,019	113.45	9,085

< NZドル・コース >

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ニュージ ランド・ドル	百万円	ニュージ ランド・ドル	円
第1会計年度末 (2016年9月末日)	5,325	398	103.65	7,755
第2会計年度末 (2017年9月末日)	9,359	700	103.61	7,752
第3会計年度末 (2018年9月末日)	7,920	593	101.97	7,629
第4会計年度末 (2019年9月末日)	6,889	515	105.42	7,888
第5会計年度末 (2020年9月末日)	7,268	544	112.72	8,434
2020年2月末日	6,952	520	108.23	8,098
3月末日	6,783	508	105.59	7,900
4月末日	6,860	513	107.42	8,037
5月末日	6,920	518	108.69	8,132
6月末日	7,085	530	110.65	8,279
7月末日	7,258	543	113.35	8,481
8月末日	7,250	542	113.23	8,472
9月末日	7,268	544	112.72	8,434
10月末日	7,067	529	111.95	8,376
11月末日	7,117	532	114.29	8,551
12月末日	6,907	517	114.88	8,595
2021年1月末日	6,929	518	114.03	8,532

< 南アフリカ・ランド・コース >

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千南アフリカ ・ランド	百万円	南アフリカ ・ランド	円
第1会計年度末 (2016年9月末日)	18,295	126	1,052.83	7,243
第2会計年度末 (2017年9月末日)	95,868	660	1,052.77	7,243
第3会計年度末 (2018年9月末日)	74,755	514	1,036.02	7,128
第4会計年度末 (2019年9月末日)	70,071	482	1,072.24	7,377
第5会計年度末 (2020年9月末日)	80,211	552	1,143.38	7,866
2020年2月末日	78,834	542	1,125.50	7,743
3月末日	75,613	520	1,079.49	7,427
4月末日	77,182	531	1,100.92	7,574
5月末日	77,867	536	1,116.10	7,679
6月末日	80,312	553	1,139.07	7,837
7月末日	83,490	574	1,172.15	8,064
8月末日	81,744	562	1,173.67	8,075
9月末日	80,211	552	1,143.38	7,866
10月末日	78,242	538	1,139.97	7,843
11月末日	81,577	561	1,166.46	8,025
12月末日	98,959	681	1,176.57	8,095
2021年1月末日	98,587	678	1,172.78	8,069

<トルコ・リラ・コース>

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千トルコ・リラ	百万円	トルコ・リラ	円
第1会計年度末 (2016年9月末日)	7,574	108	102.88	1,465
第2会計年度末 (2017年9月末日)	80,938	1,153	103.48	1,474
第3会計年度末 (2018年9月末日)	103,452	1,473	103.87	1,479
第4会計年度末 (2019年9月末日)	109,136	1,554	108.92	1,551
第5会計年度末 (2020年9月末日)	109,987	1,566	121.58	1,731
2020年2月末日	119,902	1,707	116.53	1,659
3月末日	101,086	1,439	107.09	1,525
4月末日	105,979	1,509	112.24	1,598
5月末日	108,933	1,551	115.05	1,638
6月末日	111,240	1,584	118.20	1,683
7月末日	112,733	1,605	121.68	1,733
8月末日	115,236	1,641	125.76	1,791
9月末日	109,987	1,566	121.58	1,731
10月末日	108,921	1,551	121.46	1,730
11月末日	112,176	1,597	125.42	1,786
12月末日	113,729	1,620	127.79	1,820
2021年1月末日	114,757	1,634	127.87	1,821

参考情報

基準価額・純資産の推移

米ドル・コース

1口当たり 純資産価格	116.36米ドル
純資産総額	9,588千米ドル

(2021年1月末日現在)

豪ドル・コース

1口当たり 純資産価格	113.45豪ドル
純資産総額	12,729千豪ドル

(2021年1月末日現在)

NZドル・コース

1口当たり 純資産価格	114.03 ニュージーランドドル
純資産総額	6,929 千ニュージーランドドル

(2021年1月末日現在)

南アフリカ・ランド・コース

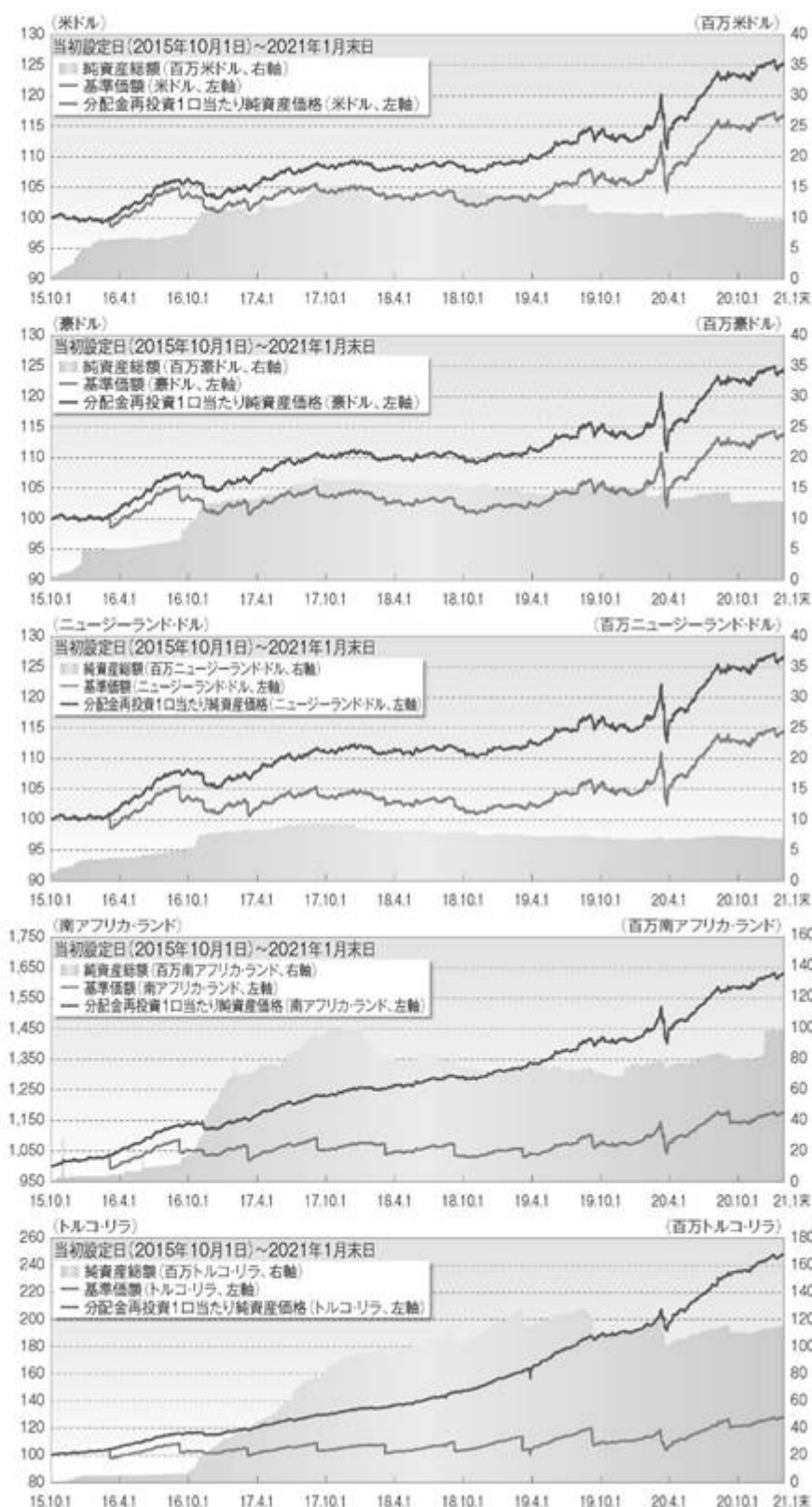
1口当たり 純資産価格	1,172.78 南アフリカランド
純資産総額	98,587 千南アフリカランド

(2021年1月末日現在)

トルコ・リラ・コース

1口当たり 純資産価格	127.87 トルコリラ
純資産総額	114,757 千トルコリラ

(2021年1月末日現在)



【分配の推移】

下記会計年度および2021年1月末日前一年間における分配の推移は、以下の通りです。

<米ドル・コース>

	1口当たりの分配金	
	米ドル	円
第1会計年度	2.20	229.86
第2会計年度	1.70	177.62
第3会計年度	1.60	167.17
第4会計年度	1.20	125.38
第5会計年度	0.60	62.69
2020年3月	0.10	10.45
9月	0.50	52.24

<豪ドル・コース>

	1口当たりの分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度	3.70	296.30
第2会計年度	2.50	200.20
第3会計年度	1.80	144.14
第4会計年度	0.70	56.06
第5会計年度	0.40	32.03
2020年3月	0.00	0.00
9月	0.40	32.03

<NZドル・コース>

	1口当たりの分配金	
	ニュージーランド・ドル	円
第1会計年度	4.20	314.24
第2会計年度	2.90	216.98
第3会計年度	2.00	149.64
第4会計年度	0.70	52.37
第5会計年度	0.60	44.89
2020年3月	0.00	0.00
9月	0.60	44.89

< 南アフリカ・ランド・コース >

	1口当たりの分配金	
	南アフリカ・ランド	円
第1会計年度	83.00	571.04
第2会計年度	80.00	550.40
第3会計年度	70.00	481.60
第4会計年度	56.00	385.28
第5会計年度	60.00	412.80
2020年3月	25.00	172.00
9月	35.00	240.80

< トルコ・リラ・コース >

	1口当たりの分配金	
	トルコ・リラ	円
第1会計年度	12.90	183.70
第2会計年度	10.60	150.94
第3会計年度	13.10	186.54
第4会計年度	21.70	309.01
第5会計年度	13.70	195.09
2020年3月	8.10	115.34
9月	5.60	79.74

参考情報

分配の推移

米ドル・コース

	1口当たりの分配金
	米ドル
第1会計年度	2.20
第2会計年度	1.70
第3会計年度	1.60
第4会計年度	1.20
第5会計年度	0.60
設定来累計 (2020年9月末日現在)	7.30

豪ドル・コース

	1口当たりの分配金
	豪ドル
第1会計年度	3.70
第2会計年度	2.50
第3会計年度	1.80
第4会計年度	0.70
第5会計年度	0.40
設定来累計 (2020年9月末日現在)	9.10

NZドル・コース

	1口当たりの分配金
	ニュージーランド・ドル
第1会計年度	4.20
第2会計年度	2.90
第3会計年度	2.00
第4会計年度	0.70
第5会計年度	0.60
設定来累計 (2020年9月末日現在)	10.40

南アフリカ・ランド・コース

	1口当たりの分配金
	南アフリカ・ランド
第1会計年度	83.00
第2会計年度	80.00
第3会計年度	70.00
第4会計年度	56.00
第5会計年度	60.00
設定来累計 (2020年9月末日現在)	349.00

トルコ・リラ・コース

	1口当たりの分配金
	トルコ・リラ
第1会計年度	12.90
第2会計年度	10.60
第3会計年度	13.10
第4会計年度	21.70
第5会計年度	13.70
設定来累計 (2020年9月末日現在)	72.00

【収益率の推移】

下記会計年度における収益率は、以下の通りです。

<米ドル・コース>

	収益率（注）
第1会計年度 （2015年10月1日～2016年9月30日）	6.09%
第2会計年度 （2016年10月1日～2017年9月30日）	1.96%
第3会計年度 （2017年10月1日～2018年9月30日）	0.23%
第4会計年度 （2018年10月1日～2019年9月30日）	4.85%
第5会計年度 （2019年10月1日～2020年9月30日）	8.27%

<豪ドル・コース>

	収益率（注）
第1会計年度 （2015年10月1日～2016年9月30日）	7.27%
第2会計年度 （2016年10月1日～2017年9月30日）	2.45%
第3会計年度 （2017年10月1日～2018年9月30日）	0.12%
第4会計年度 （2018年10月1日～2019年9月30日）	4.08%
第5会計年度 （2019年10月1日～2020年9月30日）	6.87%

<NZドル・コース>

	収益率（注）
第1会計年度 （2015年10月1日～2016年9月30日）	7.85%
第2会計年度 （2016年10月1日～2017年9月30日）	2.76%
第3会計年度 （2017年10月1日～2018年9月30日）	0.35%
第4会計年度 （2018年10月1日～2019年9月30日）	4.07%
第5会計年度 （2019年10月1日～2020年9月30日）	7.49%

<南アフリカ・ランド・コース>

	収益率（注）
第1会計年度 （2015年10月1日～2016年9月30日）	13.58%
第2会計年度 （2016年10月1日～2017年9月30日）	7.59%
第3会計年度 （2017年10月1日～2018年9月30日）	5.06%
第4会計年度 （2018年10月1日～2019年9月30日）	8.90%
第5会計年度 （2019年10月1日～2020年9月30日）	12.23%

<トルコ・リラ・コース>

	収益率（注）
第1会計年度 （2015年10月1日～2016年9月30日）	15.78%
第2会計年度 （2016年10月1日～2017年9月30日）	10.89%
第3会計年度 （2017年10月1日～2018年9月30日）	13.04%
第4会計年度 （2018年10月1日～2019年9月30日）	25.75%
第5会計年度 （2019年10月1日～2020年9月30日）	24.20%

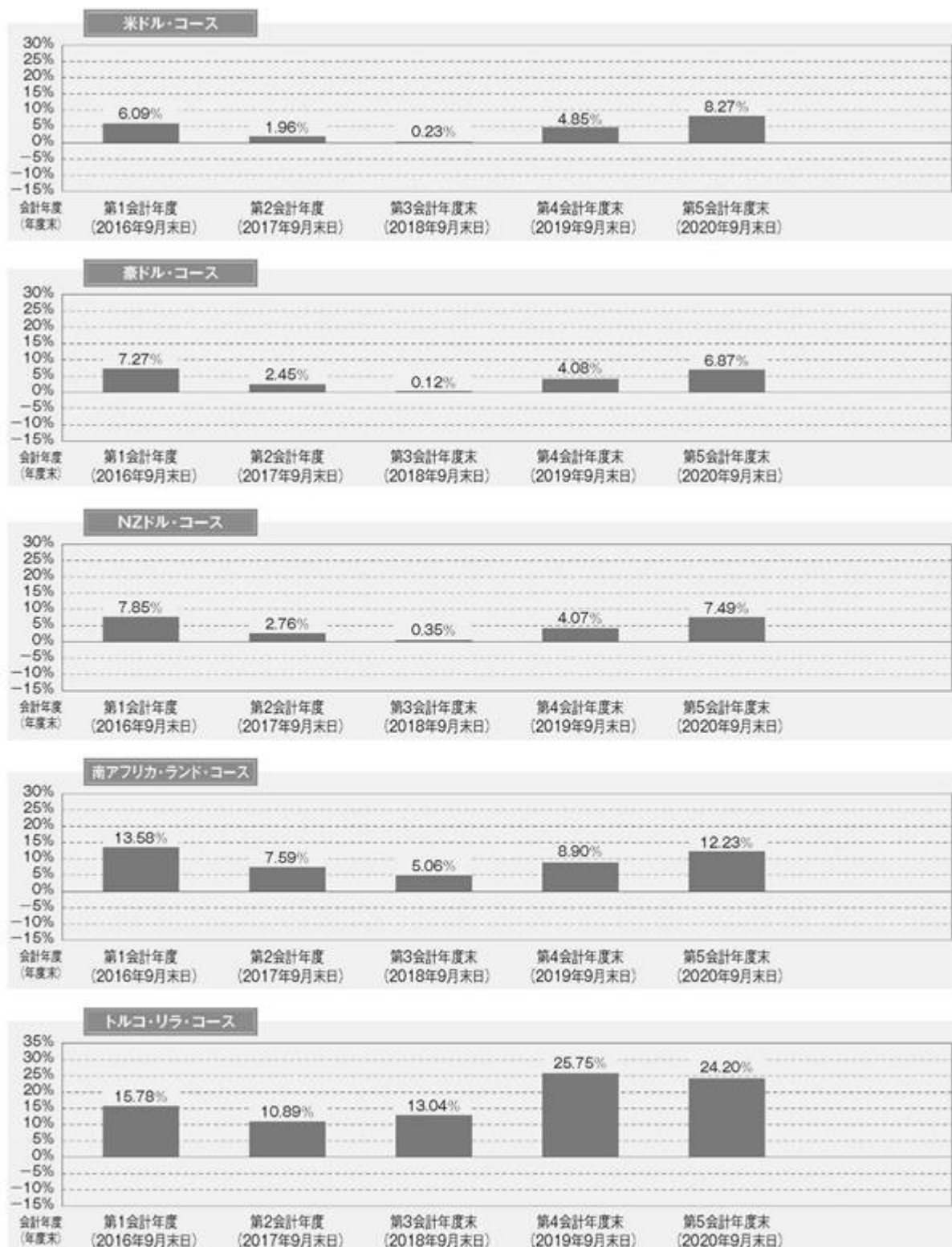
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記会計年度末の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第1会計年度の場合、1口当たり当初発行価格（米ドル・コースは100.00米ドル、豪ドル・コースは100.00豪ドル、NZドル・コースは100.00ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランドコースは1,000.00南アフリカ・ランド、トルコ・リラコースは100.00トルコ・リラ））

参考情報

年間収益率の推移



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
 a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)
 b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)(ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格(米ドル・コースは100.00米ドル、豪ドル・コースは100.00豪ドル、NZドル・コースは100.00ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランド・コースは1,000.00南アフリカ・ランド、トルコ・リラ・コースは100.00トルコ・リラ))

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下の通りです。

<米ドル・コース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	82,199 (82,199)	10,325 (10,325)	71,874 (71,874)
第２会計年度	110,536 (110,536)	36,285 (36,285)	146,125 (146,125)
第３会計年度	38,356 (38,356)	47,043 (47,043)	137,438 (137,438)
第４会計年度	9,332 (9,332)	47,044 (47,044)	99,726 (99,726)
第５会計年度	5,255 (5,255)	12,456 (12,456)	92,525 (92,525)

<豪ドル・コース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	86,330 (86,330)	740 (740)	85,590 (85,590)
第２会計年度	83,053 (83,053)	11,507 (11,507)	157,136 (157,136)
第３会計年度	9,292 (9,292)	15,265 (15,265)	151,163 (151,163)
第４会計年度	18,746 (18,746)	25,532 (25,532)	144,377 (144,377)
第５会計年度	7,770 (7,770)	39,617 (39,617)	112,530 (112,530)

<NZドル・コース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	51,372 (51,372)	0 (0)	51,372 (51,372)
第２会計年度	46,616 (46,616)	7,658 (7,658)	90,330 (90,330)
第３会計年度	3,294 (3,294)	15,954 (15,954)	77,670 (77,670)
第４会計年度	4,020 (4,020)	16,344 (16,344)	65,346 (65,346)
第５会計年度	4,662 (4,662)	5,528 (5,528)	64,480 (64,480)

<南アフリカ・ランド・コース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	50,878 (50,878)	33,501 (33,501)	17,377 (17,377)

第 2 会計年度	93,083 (93,083)	19,397 (19,397)	91,063 (91,063)
第 3 会計年度	16,750 (16,750)	35,657 (35,657)	72,156 (72,156)
第 4 会計年度	11,495 (11,495)	18,301 (18,301)	65,350 (65,350)
第 5 会計年度	12,869 (12,869)	8,066 (8,066)	70,153 (70,153)

<トルコ・リラ・コース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	76,794 (76,794)	3,170 (3,170)	73,624 (73,624)
第 2 会計年度	720,188 (720,188)	11,663 (11,663)	782,149 (782,149)
第 3 会計年度	329,159 (329,159)	115,294 (115,294)	996,014 (996,014)
第 4 会計年度	267,085 (267,085)	261,122 (261,122)	1,001,977 (1,001,977)
第 5 会計年度	115,746 (115,746)	213,103 (213,103)	904,620 (904,620)

（注 1）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

（注 2）第 1 会計年度の販売口数は、当初設定口数を含みます。

（注 3）本表の数値は、取引を取引日翌日に反映していること、および財務書類とは数値の集計基準が異なること等により、財務書類の数値と差異が生じることがあります。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

各コースの本受益証券は、以下に記載する場合を除き、各取引日に、当該コースに適用される該当する購入価格で申し込むことができます。

各コースの本受益証券一口当たり購入価格は、関連する取引日に当たる評価日の評価時点におけるコースの純資産総額を、当該評価日における当該コースの発行済本受益証券口数で除して計算されます。支払われる申込価格の総額は、該当するコース基準通貨の最低通貨単位まで四捨五入されます。かかる端数処理による利益は、ファンドによって留保されます。

購入価格の3.00%を上限とする販売手数料（適用ある消費税を除きます。）もまた、本受益証券の申込みに関して支払われるものとします。販売手数料は、日本の販売会社に支払われます。

発行限度額

管理会社は、申込みが前記「第一部 証券情報 （3）発行（売出）価額の総額」記載の限度額に違反する場合、当該申込みを受諾しません。

手続

公募証券の当初クロージング日以降、公募証券の申込人は、記入済の販売契約を（申込人の身元確認および申込代金の資金源を証明するため要求された裏付情報および文書を添付した上で）、該当する取引日の午前9時（ニューヨーク時間）または管理会社が特定の場合において決定することができるその他の時間（以下「公募証券申込取引期限」といいます。）までに管理事務代行会社に受領されるようファクシミリで送付しなければなりません。公募証券申込取引期限後に受領された一切の申込みは、当該コースの翌取引日に繰り越されます。

一般

各コースの本受益証券は、該当するコースに関して各取引日に申し込むことが可能です。

各コースに関して、決済資金は、該当する取引日以降当該コースに関して5取引日以内にファンドの口座に該当するコース基準通貨で受領されなければなりません。

管理会社、受託会社、投資運用会社もしくは管理事務代行会社またはそれらにより適式に任命された代理人もしくは代行者が、ファクシミリで送付された販売契約を受領できずもしくは判読できなかったことから発生した損失について、または、ファクシミリにより受信し、それが適切に権限を付与された者から発信されたものであると誠実に信じて、何らかの措置を講じたために発生した損失について、責任を負わないことに、投資者は留意する必要があります。

全額の即時決済可能資金による支払が、前記の該当する支払期限までに受領されなかった場合、管理会社は、（受託会社と協議の上）本受益証券が発行された日に有効となるはずであった該当する本受益証券の発行を（申込人が支払期限の到来している支払を行わなかったことに対する請求を損なうことなく）取り消すことができます。かかる取消しにより、該当する本受益証券は今まで一度も発行されることがないものとみなされ、かかる本受益証券の申込人は、当該本受益証券について管理会社、受託会社または投資運用会社に対して請求権を持たないものとします。ただし、以前の純資産総額の計算は、かかる本受益証券の取消しにより再計算され、または無効とされないものとし、管理会社は、本受益証券の申込み、発行およびその後の取消しの処理にかかった管理事務費用に相当すると管理会社が随時判断する額の取消手数料を申込人に請求し、ファンドまたはファンドに対するいずれかの業務提供者の利益のために保持する権利を有するものとします。

すべての申込代金は、申込人名義で保有されている口座から拠出されたものでなければなりません。第三者による支払は認められません。

管理会社および／または受託会社が管理事務代行会社と協議の上、投資者との間で他の通貨建てによる支払に関する取決めを行っている場合を除き、支払は、該当するコース基準通貨で行わなければなりません。

公募証券の申込みは、申込口数を指定することにより行うことができます。当初最低申込額は1口であり、1口に満たない端数の本受益証券は、小数第2位まで発行することができます。

管理会社および／または受託会社は、投資運用会社と協議の上、その絶対的な裁量により、本受益証券の申込みの全部または一部の拒絶を決定することができ、かかる場合、支払われた申込

代金またはその残額（場合によります。）は、実務上可能な限り迅速に、かつ申込人のリスクおよび費用負担において（利息を付さないで）支払銀行宛に返還されます。

受託会社は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 基準価額の計算の停止」の項に記載された一定の状況において、本受益証券の発行の停止を宣言することができます。

記入済の申込書は、管理事務代行会社により受領された後は撤回することができません。管理事務代行会社は、記入済の販売契約、ならびに、必要な場合には、申込人の身元確認および申込代金の資金源を証明するために管理事務代行会社が要請したすべての文書を受領した後、申込みが認められた申込人に対して所有確認契約証書を発行します。かかる所有確認契約証書は、通常、公募証券の場合は特定のコースに適用される当該取引日（場合によります。）に発行されます。管理事務代行会社が、所有確認契約証書を発行する前に申込人からの追加的な情報が必要であると判断した場合、管理事務代行会社は、申込人に書簡を送り、必要な情報を請求します。

疑義を避けるために述べると、申込人の身元確認および申込代金の資金源を証明するために要求されたすべての情報および文書が受領されるまで、本受益証券の申込みは処理されず、また、本受益証券は発行されません。管理事務代行会社がかかる情報および文書を受領しなかった場合、管理事務代行会社は、申込人に対して申込書を返却し、申込人が支払ったすべての申込代金を申込人のリスクおよび費用負担で支払銀行に対して利息を付さないで返金することができます。これらを前提とした上で、公募証券は、公募証券に適用される関連する取引日に発行されたものとみなされます。

非適格申込人

本受益証券の申込みを行おうとする者は、販売契約の中で、特に関係法令に違反することなく本受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する必要があります。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被らずにすむはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社および／または受託会社が判断する状況下においては、いずれの者にも本受益証券を販売または発行することができません。

本受益証券の申込人は、販売契約の中で、特にファンドに投資するリスクを評価するために金融問題に関する知識、専門性および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または売買する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければなりません。

受益証券の形式

すべての本受益証券は記名式本受益証券です。受益者の権利については、本受益証券の券面ではなく、受益者名簿の記載がその証拠となります。本受益証券は1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができます。受益者名簿の写しは、合理的な期間による通知後、通常の営業時間中、管理事務代行会社の事務所において受益者が自ら保有する本受益証券に係る部分について閲覧することができます。

マネーロンダリング防止規則

マネーロンダリングの防止を目的とした法令または規則を遵守するため、受託会社は、マネーロンダリング防止手続を採用および維持することを要求され、受益証券の申込人に対し、自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および申込金の支払資金源を証明する証拠を提出するよう要求することができます。許容される場合には、また一定の条件に従い、受託会社は、マネーロンダリング防止手続の維持（デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。）を、しかるべき者に委託することもできます。

受託会社および受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、受益証券の申込人自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および申込金の支払資金源を証明するのに必要な情報を請求する権利を有します。事情が許す場合には、受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、随時改正されるマネーロンダリング防止規則またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデューデリジェンスを要求しないこととすることもできます。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合があります。

立証に必要とされる情報を提出する際に申込人の側においてその遅滞または不履行がある場合、受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、申込みの受け付けを拒絶することができ、または申込みが既に約定している場合には、ファンドの条項に従い、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、その場合、受領された資金は、申込人の費用およびリスク負担により、送金元の口座に無利息で返還されます。

受託会社および受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、受益者に対する買戻代金または分配金の支払いが適用ある法律もしくは規制を遵守していないこととなる可能性があるか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払いの拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒絶することができます。

ケイマン諸島の者が、他の者が犯罪行為を行うかまたはテロもしくはテロリストの資産に関与していることを知りまたは関与しているという疑念を持ち、またはその認識または疑念を持つ合理的な根拠を有する場合、また、当該認識または疑念についての情報を規制業種に属する事業の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において認めた場合であって、当該者は、かかる認識または疑念を、（ ）犯罪行為またはマネーロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪所得に関する法律（2020年改訂）の手続に従いケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」といいます。）に対して、（ ）または発覚がテロまたはテロリストへの資金提供およびテロリストの資産との関わりに関する場合には、ケイマン諸島のテロに関する法律（2018年改訂）に従い巡査以上の階級を有する警察官またはFRAに対して報告しなければなりません。当該報告は、法令等により課せられる情報の開示についての秘密漏洩または制約違反とは扱われないものとします。

CIMAは、ファンドによる随時改正されるマネーロンダリング防止規則の規定の違反についてファンドに対して、また、違反に同意したか、もしくは、違反を黙認したファンドの受託会社もしくは役員または違反が起因すると証明された、懈怠を行った者に対して、多額の行政上の罰金を科す裁量的権限を有します。ファンドがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、ファンドがかかる罰金および関連する手続きの経費を負担します。

投資者は、受託会社の電子メールアドレス（cayman@intertrustgroup.com）に連絡することにより、ファンドの現任のマネーロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネーロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含みます。）を入手することができます。

申込みにより、申込人は、自らおよび実質的所有者ならびに支配者の代理として、マネーロンダリング、租税情報交換、規制ならびにケイマン諸島および他の管轄双方における類似事項に関して照会があった場合に、監督官庁およびその他に対し受託会社および受託会社の代理人としての管理事務代行会社による情報の開示に同意するものとします。

制裁

受託会社は、適用ある制裁の対象である法主体、個人および組織との取引ならびに／または投資対象の取引を制限する法律に従います。

したがって、受託会社は、申込者に対し、申込者および、申込者の知りまたは信じる限りにおいて、その実質的な所有者、管理者または授權された者（以下「関係者」といいます。）（もしあれば）が、（ ）米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」といいます。）によって維持されるか、またはEUおよび／もしくは英国の規則（後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含みます。）に基づく、制裁の対象となる法主体または個人のリストに記載されていないこと、（ ）国際連合、OFAC、EUおよび／または英国により課される制裁が適用される国または領域に事業の拠点を置いておらず、また居住していないこと、ならびに（ ）その他国際連合、OFAC、EUまたは英国により課される制裁（後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含みます。）の対象（以下総称して「制裁対象」といいます。）でないことを継続的に表明し、保証するよう要求します。

申込者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、受託会社は、申込者が制裁対象でなくなるまで、または申込者との追加の取引および／もしくはファンドにおける申込者の持分の追加の取引を続けるための認可が適用法に基づき取得されるまで、直ちに、かつ、申込者に通知を行うことなくかかる追加の取引を停止することを要求される場合があります（以下「制裁対象者事由」といいます。）。受託会社、管理会社、管理事務代行会社およびそのそれぞれの取締役は、制裁対象者事由に起因して申込者が被った一切の債務、費用、経費、損害および／または損失（直接的、間接的または派生的な損失、利益の喪失、収入の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法的費用および一切のその他の専門家費用および経費を含みますがこれらに限られません。）につき、一切の責任を負わないものとします。

（２）日本における販売

日本においては、以下の申込期間に取扱いが行われます。

2021年４月１日（木曜日）から2022年３月31日（木曜日）まで。

（注）各取引日の日本における販売会社が定める時刻（午後５時）までに当該日本における販売会社が受け付けた買付申込みを、当該取引日の受付分として取り扱います。当該時刻を過ぎて行われる買付申込みは、翌取引日の取扱いとなります。

発行価格は、取得申込みを受け付けた取引日に適用される各コースの基準価額です。

日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定の申込みが必要です。

買付は、口数でのみ申込みができます。

申込手数料の額は、申込口数に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とします。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.30%（税抜3.00%）
1万口以上5万口未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	申込金額の1.10%（税抜1.00%）
10万口以上	申込金額の0.55%（税抜0.50%）

（注）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から申込金額および申込手数料の支払と引換えに取引報告書を受領します。申込金額および申込手数料は、円貨または各コースの基準通貨（米ドル貨、豪ドル貨、ニュージーランド・ドル貨、南アフリカ・ランド貨またはトルコ・リラ貨）で支払うものとします。ただし、トルコ・リラ・コースについては、基準通貨（トルコ・リラ貨）のみでの支払となります。円貨での支払に際し、円貨と各コースの基準通貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによるものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときには、受益証券の日本における販売を行うことができません。

2 【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

本受益証券は、受益者の選択に応じて、特定のコースに適用される買戻日に買い戻すことができます。

受益者は、当初の購入に係る支払が受領されている決済された本受益証券に関してのみ、買戻請求を提出することができます。

買戻請求は、ファクシミリにより送付することができます。

受益者は、記入済の買戻請求を、管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報および文書と共に、公募証券に適用される関連する買戻日の午前9時（ニューヨーク時間）または管理会社が特定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社により受領されるよう送付しなければなりません。期限に遅れた買戻請求は、次の買戻日まで繰り越され、本受益証券は、当該買戻日に適用ある買戻価格で買い戻されます。

管理会社が一般的にまたは特定の場合に別段の定めを行った場合を除き、買戻請求は撤回不能です。

買戻請求は、買戻しを希望する公募証券の口数を指定して提出することができます。特定のコースの公募証券に適用される買戻日における受益者一人当たりの最低買戻単位は、1口以上1口の整数倍です。1口に満たない端数の本受益証券の買戻しはできません。

受益者は、ファクシミリにより買戻請求を送付することを選択する場合、かかる買戻請求の不受領のリスクを負うことに留意しなくてはなりません。管理会社、受託会社もしくは管理事務代行会社またはそれらにより適式に任命された代理人もしくは代行者は、ファクシミリで送付された買戻請求を受信できずもしくは判読できなかったことから発生した損失について、または、ファクシミリを受信し、それが適切に権限を付与された者から発信されたものであると誠実に信じて、何らかの措置を講じたために発生した損失について、責任を負いません。

適用ある法域におけるマネーロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻請求を処理するために必要と考える情報および文書を請求する権利を留保します。管理事務代行会社は、買戻しのために本受益証券を提出している受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞しもしくは履行できない場合、または管理会社、受託会社、投資運用会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの法域におけるいずれかのマネーロンダリング対策のための法令の遵守を確保するために買戻請求の拒絶が必要となる場合には、買戻請求の処理を拒絶し、または買戻代金の支払を延期することができます。

買戻価格

各コースの本受益証券1口当たり買戻価格は、当該買戻日に係る評価日の評価時点における当該コースの純資産総額を当該評価日における当該コースの発行済本受益証券口数で除して得られた金額を小数第3位を四捨五入することにより計算されます。支払われる買戻価格の総額は、該当するコース基準通貨の最低通貨単位まで四捨五入されます。かかる端数処理による利益は、ファンドにより留保されます。

決済

本書に記載されているところに従い、買戻代金は、可能な場合には常に、当該買戻日から起算して4取引日目（ニューヨーク時間）までに、またはそれより遅い場合には、管理事務代行会社が、記入済みの買戻請求および前記のように要求されるその他の情報を受領した時点で支払われます。支払は、買戻しを請求している受益者が当該本受益証券を申し込むに当たり申込代金の送金に当初使用した口座と同一の口座宛てに、当該受益者のリスクおよび費用負担で、直接送金により該当するコース基準通貨で行われます。ただし、管理事務代行会社が、その単独の裁量により、別途合意する場合を除きます。買戻代金は、関連する本受益証券の買戻しを請求している登録されている受益者にのみ支払われ、第三者に対する支払は認められません。

買戻しの停止

後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 基準価額の計算の停止」の項に掲げる特定の状況において、受託会社は、本受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。

本受益証券の買戻しが停止された場合、受益者は、当該停止が解除される前に行われた買戻請求を撤回することができます。ただし、受益者が買戻請求を撤回しない場合には、当該買戻請求は当該停止が解除された後の当該コースの次の買戻日まで繰り越され、当該本受益証券は、基本信託証書の規定に従い、当該買戻日に当該コースの本受益証券に適用ある買戻価格で買い戻されます。

かかる停止期間中は本受益証券の買戻しは行われません。

買戻しの繰越し

受益者の利益を保護するために、管理会社は、その単独の裁量により、いずれかの買戻日に買い戻すことができる本受益証券の総口数を発行済本受益証券の口数の20%に制限することができます。かかる場合、当該制限を比例按分ベースで適用し、そのため当該買戻日に本受益証券の買戻しを希望するすべての受益者は、同じ割合で本受益証券を買い戻すことができます。管理会社は、制限により影響を受ける受益者に通知を行います。当該買戻日に買戻しが行われなかったすべての本受益証券に関する買戻請求は、その後に前記の所定の期限までに受け取られたすべての買戻請求と合わせて次の買戻日まで繰り越され、そこで（当該制限および以下に定める規定に従って）買戻請求の対象となったすべての本受益証券が買い戻されます。買戻請求が繰り越された場合、繰り越された買戻請求はその後の買戻日に、繰り越された期間の長さに応じて優先して買い戻されます。

強制的買戻し

受託会社が、本受益証券が適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されている、またはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求され、税金の負担に服し、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断した場合、または受託会社がかかる本受益証券の申込みもしくは購入のための資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、受託会社は、管理会社と協議の上、その保有者に対し、受託会社が決定する期限内にかかる本受益証券を売却し、かつ、かかる売却の証拠を受託会社に提出するよう指示することができ、これに従わない場合には、かかる本受益証券は買い戻されます。

受益者の保有する本受益証券は、管理会社の裁量によりいつでも全部または一部について強制的に買い戻されることがあります。

かかる強制的買戻しに関して支払われる価格は、かかる強制的買戻しの日（当該日が評価日でない場合は、直前の評価日）における評価時点で決定された関連するコースの基準価額に、関連する買戻しの資金を調達するために換金されようとしている関連する評価日におけるファンドの投資対象の公表された価額と当該投資対象がその後実際に換金された金額の差額に対する調整分を追加または控除し（管理会社の裁量によります。）、かつ、事前に控除されていない償却額に対する調整分を控除した額に相当する基準価額になります。

(2) 日本における買戻し

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻請求は、日本における販売会社に対して行われます。

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買い戻すことができます。

（注）各買戻日（取引日）の日本における販売会社が定める時刻（午後5時）までに当該日本における販売会社が受け付けた買戻請求を、当該買戻日の受付分として取り扱います。当該時刻を過ぎて行われる買戻請求は、翌買戻日の取扱いとなります。

買戻価格（基準価額）は、買戻請求を受け付けた買戻日（取引日）に適用される各コースの基準価額です。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とします。

買戻し手数料は課せられません。

約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（約定日）であり、日本における買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して日本における4営業日目に行われます。買戻代金は、円貨または各コースの基準通貨（米ドル貨、豪ドル貨、ニュージーランド・ドル貨、南アフリカ・ランド貨またはトルコ・リラ貨）で支払われます。ただし、トルコ・リラ・コースについては、基準通貨（トルコ・リラ貨）でのみ支払われます。円貨での支払に際し、円貨と各コースの基準通貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによるものとします。

3 【受益証券の譲渡】

各受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を得た上で、自らの保有する本受益証券を、受託会社が随時承認する様式の書面による証書をもって譲渡することができます。ただし、譲受人は、最初に、当該時点で有効なもしくは受託会社が別途要求する関連するまたは適用ある法域の法規または政府もしくはその他の要件もしくは規制、または受託会社の方針を遵守するた

め、受託会社により要求される情報を提供するものとします。また、譲受人は、受託会社に対して、(a)本受益証券の譲渡が適格投資家に対するものであること、(b)譲受人が投資目的に限り自らの勘定で本受益証券を取得すること、また(c)受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項に関することを書面により表明しなければなりません。

譲渡に関するすべての証書は、受託会社または管理会社により、譲渡人および譲受人またはこれらの代理人による署名が要求されることがあります。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ、譲受人の氏名が受益者として関係する受益者名簿に記載されるまでは、引き続き受益者であるものとみなされ、また、当該譲渡対象の本受益証券に対する権利を有するものとみなされます。譲渡の登録は、受託会社が譲渡証書の原本および上記の情報を受領するまで行われません。

4 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産総額および基準価額の決定

ファンドの純資産総額は、各評価日の評価時点におけるファンドの通貨建てで、かつ、信託証書に記載されている原則に従い計算されます。ファンドの純資産総額は、ファンドの全資産の価額を確定し、そこからファンドの全負債を控除することにより計算されます。ファンドについて複数のコースの受益証券が発行されている場合、純資産総額は当該ファンドの異なるコースの発行済受益証券の間で割り当てられます。かかる割り当ては、受託会社が管理会社と協議の上決定する方法であって、特定のコースに帰属すべきファンドの資産および負債を他のコースの受益証券の保有者ではなく、当該コースの受益証券の保有者に確実に帰属させるための合理的な方法に基づくものとします。ファンドの通貨以外の他の通貨建てのコースに帰属する純資産総額は、各評価日において受託会社が管理会社と協議の上決定する為替レートによって当該他の通貨に換算されます。ファンドの通貨以外の他の通貨建てのコースの基準価額は、当該コースに帰属する純資産総額（当該他の通貨に換算後）を、当該コースの発行済受益証券口数で除す方法によって計算されます。ファンドの通貨と同じ通貨建てのコースの基準価額は、当該コースに帰属する純資産総額を、当該コースの発行済受益証券口数で除す方法によって計算されます。ファンドの基準価額は、小数第3位を四捨五入することにより計算されます。

ファンドの資産は、特に、以下の規定に従い、計算されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覽払約束手形、債権、前払費用、宣言されまたは発生済みかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覽払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その価額は、管理会社が合理的な価額とする価額とみなされます。
- (b) (c)項が適用される運用ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所また、先物取引所または店頭市場において上場され、相場を付けられ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該計算が行われる日付に、当該場所の営業終了時点の当該投資対象についての主な取引所または市場における最終取引価格（または、売買がない場合には、入手可能な最終の買呼値および売呼値の仲値）を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合、当該投資対象についてマーケット・メイクを行う個人、法人または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により相場を付けられた投資対象の価額に基づくすべての計算は、相場を付けられた最終の買呼値および売呼値の仲値を参照して行われます。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における支配的な価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと思料する場合には、管理会社は、当該価格を採用することができます。
- (c) 以下(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価される運用ファンドの各持分の価額は、当該日付で計算される当該運用ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該運用ファンドがファンドと同じ日付で評価されない場合、当該運用ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼値とします。

- (d) 純資産総額、償還価格、買呼値および売呼値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるとおりに入手できない場合、関連する資産の価額は、管理会社が決定する方法により随時決定されます。
- (e) 相場を付けられ、上場され、取引されまたは市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社および管理会社は、ファンドの投資対象の評価に関して評価を送信する機械的または電子的システムを使用しかつ依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記(b)項の目的において最終の取引価格であるとみなされます。
- (f) ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問いません。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況において管理会社が適切とみなすレート（公式のものかその他のものを問いません。）により、ファンドの表示通貨に換算されます。

コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書は、減価償却後の取得原価基準（プレミアムの償却またはディスカウントによる増価を調整した取得価額）により、評価されます。ただし、管理会社は、かかる償却原価法による評価を検討し、その絶対的な裁量により、他の評価方法が当該投資対象の公正な価格をより反映すると考える場合には、その評価方法を採用します。

ファンドに関連し、下記の事項が適用されます。

管理事務代行会社は、管理事務代行契約ならびに受託者および管理会社からの指示に基づき、各評価日の評価時点におけるファンドの純資産総額を計算します。

管理事務代行会社により計算される評価は、

- (a) 管理事務代行会社が完全、依拠可能、かつ正確であると考え、投資対象の時価価額に基づくソース、材料およびシステムを参照し、または依拠し、かつ、
- (b) 管理会社が別途決定しない限り、特定の評価日時点のものであって、その評価に関連してその後の時価もしくは価額の変動またはその他かかる評価に影響を与える一切の事項がないものとし、

管理事務代行会社は、各評価日に関連し、かかる評価日におけるファンドの純資産総額および1口当たり純資産価格に関する情報を受益者に対して提供します。

基準価額の計算の停止

受託会社は、その単独の裁量により、ファンドの純資産総額の計算もしくは受益証券の発行および買戻しを停止することができ、または、買戻しのために受益証券を提出している者に対する買戻代金の支払期間を、以下の期間等の全部もしくは一部の間、延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象の相当部分が上場され、相場を付けられ、取引されもしくは取り扱われている金融商品取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間（通常の週末および公休日の閉鎖を除きます。）、または当該取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間
- (b) 管理会社の意見によれば、結果的にファンドが投資対象の処分が合理的に実行可能でない状況、または結果的に当該処分がファンドの受益者を著しく害する状況が存在する場合
- (c) 投資対象の価額もしくはファンドの純資産総額を確定する際に通常採用されているいずれかの手段が停止している場合、または何らかの他の理由によりいずれかの投資対象もしくは他の資産の価額もしくはファンドの純資産総額が、管理会社の意見によれば、合理的にもしくは公正に確定できない場合
- (d) ファンドの投資対象の償還もしくは換金または当該償還もしくは換金に伴う資金の移転が、管理会社の意見によれば通常の価格または通常の為替レートで実行できない期間
- (e) ファンドの運営に関連する受託会社または管理会社の事業運営が、流行病、戦争行為、テロ、反逆行為、革命、騒乱、ストライキもしくは天災の結果またはそれらに起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される期間

ファンドの全受益者は、停止から30日以内に当該停止について書面で通知され、当該停止の終了時に速やかに通知されます。

（２）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

ファンドは、後記「（５）その他 ファンドの解散」に定める事由の発生により終了するまで存続します。

（４）【計算期間】

ファンドの会計年度は毎年９月30日に終了します。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、当該会計期間の最終営業日の純資産価額に基づき作成されます。

（５）【その他】

ファンドの解散

ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了されます。ファンドが終了する場合、受託会社は、ファンドの全受益者に対して、かかる終了の通知を發します。

- (a) ファンドを継続することまたはトラストを別の法域に移転することが違法となるか、または、受託会社の意見によれば、実行不可能、不可能もしくは得策ではなくもしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンドの受益者が、ファンド決議によりファンドの終了を決議した場合
- (c) 信託証書の日付に開始し、同日から150年後に終了する期間の終了
- (d) 受託会社が辞任する意図を書面により通知する場合、もしくは受託会社が強制的または自発的清算を開始した場合で、受託会社および管理会社がかかる受託会社の後任の受託者の地位を受諾する用意のある別の会社をかかると通知または清算開始から90日以内に選任または確保することができない場合
- (e) 管理会社が辞任する意図を書面により通知する場合、もしくは管理会社が強制的または自発的清算を開始した場合で、受託会社または管理会社がかかる管理会社の後任の管理者の地位を受諾する用意のある別の会社をかかると通知または清算開始から90日以内に選任または確保することができない場合

いずれかの評価日において、(a) ファンドの純資産総額が30億円（または米ドルでの30億円相当額）を下回り、管理会社が、ファンドの終了を決定する場合、または(b) 受託会社および管理会社によってファンドの終了が決定された場合のいずれかが最初に発生した時点で終了します。

ファンドは、2025年９月30日^(注)（ただし、管理会社が、かかる日の延長を事前に決定し、受託会社に書面により通知した場合を除きます。かかる場合、ファンドは、同一の方法で再延長されない限り、かかる延長された日に終了します。）に強制買戻しされます。

（注）2019年11月13日に信託期間の終了日を2025年９月30日に延長することが決定されました。

信託証書の変更

基本信託証書は、ケイマン諸島の法律を準拠法とします。すべての受益者は、基本信託証書およびそれにより追補される信託証書の要項による利益を受ける権利があり、当該要項に拘束され、また当該要項について通知を受け取るものとみなされます。本書および信託証書の条項との間に矛盾が生じた場合は、信託証書の要項が優先されます。

当該時において有効な信託証書の写しは、受託会社の営業所において、通常の営業時間中無料で閲覧することができ、合理的な手数料の支払により写しを入手することができます。

受益者に対する10日前の書面による通知（受益者決議またはファンド決議により放棄されることができます。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者の最善の利益となると考えられる態様および限度において、受託会社および管理会社は、信託証書の補遺に基づき、信託証書の規定に修正、改訂、変更または追加する権限を有します。

関係法人との契約の更改等に関する手続

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、３か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができません。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができません。

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が他の当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、マサチューセッツ州の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

資産保管契約

資産保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

業務委託契約

業務委託契約は、一当事者が他の当事者に対し、1か月前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

5 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

トラストおよびファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた詐欺行為、悪意、重過失、故意の不履行または職務懈怠の結果生じる損失について、賠償を請求する権利を有します。

議決権

受託会社は、信託証書の要項により要求される場合、提案された議案が受益者決議である場合には基準価額の総額が全サブ・ファンドの純資産総額の3分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求に応じて、または議案がファンド決議である場合には関連するサブ・ファンドの受益証券口数の3分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求に応じて、招集通知に記載される日時および場所において、全受益者集会またはファンドの受益者集会（場合によります。）を招集します。各受益者集会について場所、日付および時間ならびに当該集会で提案される決議の概要を記載した15日前の書面による通知は、受託会社により、全受益者集会の場合には各受益者に対して、またはファンドの受益者集会の場合にはファンドの受益者に対して送付されます。

受益者集会の基準日は、当該招集通知に明記される日付の21日以上前とします。不注意から招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該受益者集会の議事は無効とはなりません。受託会社または管理会社の取締役またはその他の授權された役員は、受益者集会に出席し、かつ発言することができます。定足数の要件は、受益者が1名である場合(かかる場合、定足数は当該1名の受益者とします。)を除き、2名の受益者とします。受益者集会において、受益者集会の議決に付される決議は、書面による投票で採決します。議案が受益者決議である場合には基準価額の総額が全サブ・ファンドの純資産総額の50%以上を保有する受益者により承認される場合、または議案がファンド決議である場合には発行済の関連するサブ・ファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により承認される場合、投票の結果は、受益者集会の決議とみなされます。受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会開催日の直前の関連する評価日の評価時点に行われます。投票において、議決は本人または代理人により行使することができます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c . ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2021年1月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝104.48円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

（１）【貸借対照表】

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

資産負債計算書
2020年９月30日現在

	米ドル	千円
資産		
投資、公正価値（取得原価359,966,873米ドル(37,609,339千円)）	368,055,624	38,454,452
現金	124	13
集中清算されるデリバティブ契約に係るブローカーへの 差入証拠金	13,361	1,396
先渡為替契約に係る未実現評価益	886,065	92,576
ブローカーに対する債権 - 集中清算されるデリバティブ契約に 係る変動証拠金 - スワップ	12,422	1,298
未収金：		
投資売却未収金	6,013,383	628,278
特約日受渡取引に係る投資売却未収金	38,407,323	4,012,797
受益証券販売未収金	60,719	6,344
未収配当金	2,828	295
未収利息	1,757,938	183,669
資産合計	415,209,787	43,381,119
負債		
先渡為替契約に係る未実現評価損	635,802	66,429
店頭取引スワップ契約に係る未実現評価損	16,146	1,687
店頭取引デリバティブ契約に係るブローカーからの受入担保金	750,000	78,360
ブローカーに対する債務 - 集中清算されるデリバティブ契約に係 る変動証拠金 - スワップ	1,893	198
リバース・レポ契約（取得原価1,486,005米ドル(155,258千円)）	1,486,166	155,275
未払金：		
投資購入未払金	13,355,455	1,395,378
特約日受渡取引に係る投資購入未払金	60,635,234	6,335,169
買戻受益証券未払金	190,905	19,946
未払会計および管理事務代行報酬	253,081	26,442
未払投資運用報酬	241,648	25,247
未払専門家報酬	92,852	9,701
未払販売報酬	33,731	3,524
未払資産保管報酬	25,448	2,659
未払管理会社代行サービス報酬および管理報酬	17,898	1,870
未払カレンシー・エージェント報酬	15,336	1,602
未払名義書換事務代行報酬	5,494	574
未払代行協会員報酬	5,189	542
未払印刷費	2,847	297
その他の負債	2,444	255
負債合計	77,767,569	8,125,156
純資産	337,442,218	35,255,963

添付の注記は、本財務書類の一部である。

米ドル 千円

純資産

豪ドル・コース	9,052,170	945,771
日本円ヘッジコース	29,721,688	3,105,322
日本円ヘッジなしコース	264,277,790	27,611,743
NZドル・コース	4,706,877	491,775
トルコ・リラ・コース	14,245,269	1,488,346
米ドル・コース	10,629,416	1,110,561
南アフリカ・ランド・コース	4,809,008	502,445
	<u>337,442,218</u>	<u>35,255,963</u>

発行済受益証券口数

豪ドル・コース	112,530口
日本円ヘッジコース	29,607,360口
日本円ヘッジなしコース	288,800,653口
NZドル・コース	63,170口
トルコ・リラ・コース	902,620口
米ドル・コース	92,525口
南アフリカ・ランド・コース	70,153口

受益証券1口当たり純資産価額

豪ドル・コース	80.44	8,404円
日本円ヘッジコース	1.004	105円
日本円ヘッジなしコース	0.915	96円
NZドル・コース	74.51	7,785円
トルコ・リラ・コース	15.78	1,649円
米ドル・コース	114.88	12,003円
南アフリカ・ランド・コース	68.55	7,162円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

損益計算書
2020年９月30日に終了した会計年度

	米ドル	千円
投資収益		
受取利息（5,030米ドル（526千円）の源泉徴収税控除後）	7,964,918	832,175
受取配当金（10,261米ドル（1,072千円）の源泉徴収税控除後）	19,901	2,079
投資収益合計	<u>7,984,819</u>	<u>834,254</u>
費用		
管理会社代行サービス報酬および管理報酬	1,302,713	136,107
販売報酬	303,243	31,683
会計および管理事務代行報酬	217,119	22,685
投資運用報酬	212,912	22,245
資産保管報酬	135,375	14,144
専門家報酬	96,757	10,109
代行協会員報酬	46,653	4,874
名義書換事務代行報酬	44,473	4,647
カレンシー・エージェント報酬	28,795	3,009
印刷費	13,398	1,400
支払利息	13,326	1,392
受託報酬	10,150	1,060
登録料	5,865	613
その他報酬	68	7
費用合計	<u>2,430,847</u>	<u>253,975</u>
投資純利益	<u>5,553,972</u>	<u>580,279</u>
実現および未実現利益（損失）：		
以下に係る実現利益（損失）：		
有価証券への投資	8,904,266	930,318
先物契約	213,083	22,263
スワップ契約	2,867,505	299,597
為替取引および先渡為替契約	<u>(2,740,419)</u>	<u>(286,319)</u>
実現純利益	<u>9,244,435</u>	<u>965,859</u>
以下による未実現評価益（損）の純変動：		
有価証券への投資	678,266	70,865
スワップ契約	1,435,824	150,015
為替取引および先渡為替契約	<u>1,034,547</u>	<u>108,089</u>
未実現評価益の純変動	<u>3,148,637</u>	<u>328,970</u>
実現および未実現純利益	<u>12,393,072</u>	<u>1,294,828</u>
運用による純資産の純増加	<u>17,947,044</u>	<u>1,875,107</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

純資産変動計算書
2020年9月30日に終了した会計年度

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）：		
投資純利益	5,553,972	580,279
実現純利益	9,244,435	965,859
未実現評価益の純変動	3,148,637	328,970
運用による純資産の純増加	17,947,044	1,875,107
受益者への分配	(6,493,933)	(678,486)
ファンド受益証券取引による純資産の純増加	48,711,330	5,089,360
純資産の純増加	60,164,441	6,285,981
純資産		
期首	277,277,777	28,969,982
期末	337,442,218	35,255,963

	豪ドル・コース	日本円 ヘッジコース	日本円ヘッジ なしコース	NZドル・コース
ファンド受益証券取引				
受益証券口数				
発行	7,770 □	- □	125,982,410 □	4,662 □
分配再投資	- □	152,661 □	4,410,255 □	- □
買戻し	(39,617) □	(18,529,391) □	(56,808,606) □	(6,838) □
受益証券口数の純変動	(31,847) □	(18,376,730) □	73,584,059 □	(2,176) □
金額	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
発行	585,300	-	115,587,385	317,384
分配再投資	-	152,781	3,930,600	-
買戻し	(2,969,678)	(17,755,372)	(48,629,372)	(466,432)
ファンド受益証券取引による 純増加（減少）	(2,384,378)	(17,602,591)	70,888,613	(149,048)
金額	千円	千円	千円	千円
発行	61,152	-	12,076,570	33,160
分配再投資	-	15,963	410,669	-
買戻し	(310,272)	(1,855,081)	(5,080,797)	(48,733)
ファンド受益証券取引による 純増加（減少）	(249,120)	(1,839,119)	7,406,442	(15,573)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

	トルコ・リラ・ コース	米ドル・コース	南アフリカ・ ランド・コース
ファンド受益証券取引 受益証券口数			
発行	115,746 口	5,255 口	12,869 口
買戻し	(215,103) 口	(12,456) 口	(8,066) 口
受益証券口数の純変動	(99,357) 口	(7,201) 口	4,803 口
	米ドル	米ドル	米ドル
金額			
発行	2,074,180	560,360	917,409
買戻し	(3,672,644)	(1,353,633)	(566,938)
ファンド受益証券取引による 純増加（減少）	(1,598,464)	(793,273)	350,471
	千円	千円	千円
金額			
発行	216,710	58,546	95,851
買戻し	(383,718)	(141,428)	(59,234)
ファンド受益証券取引による 純増加（減少）	(167,008)	(82,881)	36,617

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

財務ハイライト
2020年9月30日に終了した会計年度

	豪ドル・ コース	日本円ヘッジ コース	日本円ヘッジ なしコース	NZドル・ コース
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
受益証券1口当たり期首純資産価額	71.08	0.918	0.855	66.11
投資純利益 ¹	0.95	0.022	0.022	0.92
実現および未実現純利益	8.70	0.069	0.058	7.88
投資活動による収益合計	9.65	0.091	0.080	8.80
受益者への分配	(0.29)	(0.005)	(0.020)	(0.40)
受益証券1口当たり期末純資産価額	80.44	1.004	0.915	74.51
	円	円	円	円
受益証券1口当たり期首純資産価額	7,426	96	89	6,907
投資純利益 ¹	99	2	2	96
実現および未実現純利益	909	7	6	823
投資活動による収益合計	1,008	10	8	919
受益者への分配	(30)	(1)	(2)	(42)
受益証券1口当たり期末純資産価額	8,404	105	96	7,785
トータル・リターン ²	13.57 %	9.92 %	9.45 %	13.31 %
平均純資産に対する比率：				
費用合計	2.00 %	0.96 %	0.69 %	1.95 %
投資純利益	1.31 %	2.37 %	2.47 %	1.33 %

1 期中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算されている。

2 トータル・リターンは、分配再投資があれば、その影響を考慮している。

添付の注記は、本財務書類の一部である。

	トルコ・ リラ・ コース 米ドル	米ドル・ コース 米ドル	南アフリカ・ ランド・ コース 米ドル
受益証券 1 口当たり期首純資産価額	19.29	106.67	70.72
投資純利益 ¹	0.23	1.48	0.91
実現および未実現純利益（損失）	(1.67) ³	7.33	0.56
投資活動による収益（損失）合計	(1.44)	8.81	1.47
受益者への分配	(2.07)	(0.60)	(3.64)
受益証券 1 口当たり期末純資産価額	15.78	114.88	68.55
	円	円	円
受益証券 1 口当たり期首純資産価額	2,015	11,145	7,389
投資純利益 ¹	24	155	95
実現および未実現純利益（損失）	(174) ³	766	59
投資活動による収益（損失）合計	(150)	920	154
受益者への分配	(216)	(63)	(380)
受益証券 1 口当たり期末純資産価額	1,649	12,003	7,162
トータル・リターン ²	(8.20)%	8.26 %	2.12 %
平均純資産に対する比率：			
費用合計	2.04 %	1.94 %	1.98 %
投資純利益	1.31 %	1.36 %	1.33 %

1 期中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算されている。

2 トータル・リターンは、分配再投資があれば、その影響を考慮している。

3 開示金額は、発行および買戻しのタイミングにより、純資産変動計算書の同じ項目名に表示されている金額とは一致しない。このコースの先渡契約に係る実現損失はマイナスの金額となった。

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（３）【投資有価証券明細表等】

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

投資有価証券明細表

2020年９月30日現在

	元本金額	有価証券の詳細	公正価値 (米ドル)
		確定利付証券* (105.5%)	
		オーストラリア (1.0%)	
		社債 (1.0%)	
		Macquarie Bank, Ltd. (a)	
USD	1,610,000	3.62% due 06/03/30	1,711,665
		Newcrest Finance Pty, Ltd. (a),(b)	
USD	800,000	3.25% due 05/13/30	872,638
		Transurban Finance Co. Pty, Ltd. (a),(b)	
USD	850,000	2.45% due 03/16/31	865,877
		社債合計	3,450,180
		オーストラリア合計 (取得原価 3,302,808米ドル)	3,450,180
		バルバドス (0.2%)	
		アセット・バック証券 (0.2%)	
		Global SC Finance II SRL 2014-1A Class A1 (a)	
USD	575,000	3.19% due 07/17/29	584,469
		アセット・バック証券合計	584,469
		バルバドス合計 (取得原価 575,228米ドル)	584,469
		バーミューダ (1.9%)	
		アセット・バック証券 (1.9%)	
		CAL Funding III, Ltd. 2018-2A Class A (a),(b)	
USD	1,800,000	4.34% due 09/25/43	1,843,742
		CAL Funding IV, Ltd. 2020-1A Class A (a),(b)	
USD	3,500,000	2.22% due 09/25/45	3,511,125
		Textainer Marine Containers VII, Ltd. 2020-1A Class A (a)	
USD	942,012	2.73% due 08/21/45	962,806
		アセット・バック証券合計	6,317,673
		バーミューダ合計 (取得原価 6,253,028米ドル)	6,317,673
		カナダ (0.8%)	
		銀行ローン (0.2%)	
		Bombardier Recreational Products, Inc.	
USD	750,000	6.00% due 05/24/27	759,690
		銀行ローン合計	759,690
		社債 (0.6%)	
		1011778 BC ULC / New Red Finance, Inc. (a),(b)	
USD	950,000	4.00% due 10/15/30	957,324
USD	100,000	5.75% due 04/15/25	106,750
		Brookfield Finance, Inc. (b)	
USD	530,000	3.50% due 03/30/51	523,681
		Manulife Financial Corp. (b)	
USD	390,000	2.48% due 05/19/27	417,369
		社債合計	2,005,124
		カナダ合計 (取得原価 2,699,076米ドル)	2,764,814

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の詳細</u>	<u>公正価値</u> (米ドル)
		ケイマン諸島 (11.7%)	
		アセット・バック証券 (11.5%)	
		AIM Aviation Finance, Ltd., 2015-1A Class A1 (a),(b)	
USD	1,800,807	4.21% due 02/15/40	1,505,391
		Anchorage Credit Funding 4, Ltd. 2016-4A Class A (a),(b)	
USD	2,000,000	3.50% due 02/15/35	2,011,293
		BSPRT 2018-FL3 Issuer, Ltd. Class A (a),(b),(c)	
USD	338,210	1.20% due 03/15/28	336,335
		BXMT 2020-FL2, Ltd. Class AS (a),(c)	
USD	2,000,000	1.30% due 02/16/37	1,961,283
		BXMT 2020-FL2, Ltd. Class C (a),(c)	
USD	1,000,000	1.80% due 02/16/37	969,650
		Cerberus Loan Funding XVII, Ltd. 2016-3A Class A (a),(c)	
USD	1,000,000	2.81% due 01/15/28	978,825
		Crown Point CLO III, Ltd. 2015-3A Class A2R (a),(b),(c)	
USD	2,500,000	1.73% due 12/31/27	2,460,145
		Denali Capital CLO XI, Ltd. 2015-1A Class A1RR (a),(b),(c)	
USD	2,700,000	1.40% due 10/20/28	2,682,472
		FDF I, Ltd. 2015-1A Class A (a),(b)	
USD	1,000,000	4.40% due 11/12/30	1,003,175
		FDF II, Ltd. 2016-2A Class A (a),(b)	
USD	1,000,000	4.29% due 05/12/31	1,001,039
		FINS 2020-1 A1	
USD	1,750,000	0.00% due 05/15/38	1,749,125
		Fortress Credit Opportunities XI CLO, Ltd. 2018-11A Class A1T (a),(c)	
USD	1,000,000	1.58% due 04/15/31	942,401
		Goldentree Loan Management US CLO 1, Ltd. 2017-1A Class AR (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	1.22% due 04/20/29	995,570
		Golub Capital Partners CLO 16, Ltd. 2013-16A Class A1R (a),(c)	
USD	250,000	1.94% due 07/25/29	247,933
		Golub Capital Partners CLO 16, Ltd. 2013-16A Class A2R (a),(c)	
USD	2,000,000	2.09% due 07/25/29	1,961,359
		Golub Capital Partners CLO 16, Ltd. 2013-16A Class BR (a),(c)	
USD	250,000	2.49% due 07/25/29	246,305
		Golub Capital Partners CLO 36M, Ltd. 2018-36A Class A (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	1.55% due 02/05/31	961,241
		KDAC Aviation Finance, Ltd. 2017-1A Class A (a)	
USD	1,066,511	4.21% due 12/15/42	936,797
		LoanCore 2018-CRE1 Issuer, Ltd. Class AS (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	1.65% due 05/15/28	991,316
		LoanCore 2019-CRE2 Issuer, Ltd. Class AS (a),(b),(c)	
USD	650,000	1.65% due 05/15/36	636,415
		Midocean Credit CLO VII 2017-7A Class A2R (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	1.73% due 07/15/29	998,343
		Monroe Capital CLO 2014-1, Ltd. Class AR (a),(c)	
USD	459,842	1.61% due 10/22/26	457,631
		Monroe Capital CLO 2014-1, Ltd. Class BR (a),(c)	
USD	1,000,000	1.96% due 10/22/26	971,484
		Monroe Capital CLO 2015-1, Ltd. Class BR (a),(c)	
USD	1,250,000	2.01% due 05/22/27	1,235,625
		Palmer Square Loan Funding 2018-4, Ltd. Class A1 (a),(b),(c)	
USD	2,365,751	1.18% due 11/15/26	2,357,607
		Putnam Structured Product Funding 2003-1, Ltd. Class A2 (a),(c)	
USD	106,497	1.18% due 10/15/38	105,633
		Shackleton 2015-VIII CLO, Ltd. 2015-8A Class A1R (a),(b),(c)	
USD	2,813,226	1.19% due 10/20/27	2,793,333

		<u>元本金額</u>	<u>有価証券の詳細</u>	<u>公正価値 (米ドル)</u>
			THL Credit Lake Shore MM CLO I, Ltd. 2019-1A Class A (a),(b),(c)	
USD	2,500,000	1.98% due 04/15/30		2,457,850
			Tralee CLO III, Ltd. 2014-3A Class BRR (a),(b),(c)	
USD	3,000,000	1.72% due 10/20/27		2,903,099
			VENTURE XIII CLO, Ltd. 2013-13A Class SUB (a),(b),(c)	
USD	500,000	0.00% due 09/10/29		50,793
		アセット・バック証券合計		38,909,468
		銀行ローン (0.2%)		
		Globalfoundries, Inc.		
USD	598,485	5.00% due 06/05/26		598,485
		銀行ローン合計		598,485
		ケイマン諸島合計 (取得原価 40,620,088米ドル)		39,507,953
		フランス (0.1%)		
		社債 (0.1%)		
		Altice France S.A. (a),(b)		
USD	200,000	5.13% due 01/15/29		199,250
USD	200,000	7.38% due 05/01/26		209,580
		社債合計		408,830
		フランス合計 (取得原価 407,018米ドル)		408,830
		ドイツ (0.0%)		
		銀行ローン (0.0%)		
		Vertical Midco GmbH		
USD	150,000	4.57% due 07/30/27		149,036
		銀行ローン合計		149,036
		ドイツ合計 (取得原価 147,099米ドル)		149,036
		ガーンジー (0.3%)		
		社債 (0.3%)		
		Pershing Square Holdings, Ltd. (a),(b)		
USD	1,000,000	5.50% due 07/15/22		1,055,910
		社債合計		1,055,910
		ガーンジー合計 (取得原価 1,041,639米ドル)		1,055,910
		アイルランド (0.1%)		
		社債 (0.1%)		
		LCPR Senior Secured Financing DAC (a),(b)		
USD	200,000	6.75% due 10/15/27		209,000
		社債合計		209,000
		アイルランド合計 (取得原価 215,383米ドル)		209,000
		ルクセンブルク (0.3%)		
		銀行ローン (0.2%)		
		Aston FinCo S.A.R.L.		
USD	249,373	4.40% due 10/09/26		245,633
		Samsonite International S.A.		
USD	548,625	5.50% due 04/25/25		536,967
		銀行ローン合計		782,600
		社債 (0.1%)		
		Telenet Finance Luxembourg Notes S.A.R.L. (a),(b)		
USD	200,000	5.50% due 03/01/28		210,000
		社債合計		210,000
		ルクセンブルク合計 (取得原価 981,943米ドル)		992,600
		多国籍企業 (0.5%)		
		社債 (0.5%)		
		Ardagh Packaging Finance PLC / Ardagh Holdings USA, Inc. (a),(b)		
USD	430,000	4.13% due 08/15/26		435,913
		Delta Air Lines, Inc. / SkyMiles IP, Ltd. (a)		
USD	1,150,000	4.50% due 10/20/25		1,180,880
		社債合計		1,616,793
		多国籍企業 (取得原価 1,582,003米ドル)		1,616,793

<u>元本金額</u>		<u>有価証券の詳細</u>	<u>公正価値</u> <u>(米ドル)</u>
		オランダ (0.1%)	
		社債 (0.1%)	
		Alcoa Nederland Holding B.V. (a),(b)	
USD	200,000	5.50% due 12/15/27	208,440
		社債合計	208,440
		オランダ合計 (取得原価 200,000米ドル)	208,440
		英国 (3.1%)	
		銀行ローン (0.1%)	
		GVC Holdings PLC	
USD	488,747	2.47% due 03/29/24	482,637
		銀行ローン合計	482,637
		社債 (3.0%)	
		Anglo American Capital PLC (a),(b)	
USD	1,450,000	2.63% due 09/10/30	1,446,056
USD	750,000	3.95% due 09/10/50	766,445
USD	200,000	5.63% due 04/01/30	245,484
		BAE Systems PLC (a),(b)	
USD	340,000	3.40% due 04/15/30	379,988
		BP Capital Markets PLC (b),(c)	
USD	1,480,000	4.88% due 12/22/68	1,583,600
		Ferguson Finance PLC (a),(b)	
USD	750,000	3.25% due 06/02/30	815,178
		Prudential PLC	
USD	270,000	3.13% due 04/14/30	299,838
		Rolls-Royce PLC (a),(b)	
USD	700,000	2.38% due 10/14/20	698,250
		Royalty Pharma PLC (a),(b)	
USD	270,000	2.20% due 09/02/30	269,514
USD	520,000	3.55% due 09/02/50	504,276
		Standard Chartered PLC (a),(b),(c)	
USD	1,400,000	4.64% due 04/01/31	1,611,514
		Virgin Media Finance PLC (a),(b)	
USD	200,000	5.00% due 07/15/30	199,000
		Virgin Media Secured Finance PLC (a),(b)	
USD	400,000	4.50% due 08/15/30	410,976
		Vmed 02 UK Financing I PLC (a),(b)	
GBP	650,000	4.00% due 01/31/29	834,018
		社債合計	10,064,137
		英国合計 (取得原価 10,319,569米ドル)	10,546,774
		米国 (85.4%)	
		アセット・バック証券 (19.8%)	
		AASET 2017-1 Trust Class A (a)	
USD	419,010	3.97% due 05/16/42	378,813
		AASET 2018-2 US, Ltd. Class A (a)	
USD	2,608,633	4.45% due 11/18/38	2,426,206
		ABPCI Direct Lending Fund CLO VII LP 2019-7A Class A1A (a),(c)	
USD	300,000	2.08% due 10/20/31	297,764
		American Home Mortgage Investment Trust 2007-1 Class GIOP	
USD	3,506,243	2.08% due 05/25/47	583,453
		Applebee's Funding LLC / IHOP Funding LLC 2019-1A Class A2II (a),(b)	
USD	500,000	4.72% due 06/07/49	433,630
		Arbys Funding LLC 2020-1A Class A2 (a),(b)	
USD	1,600,000	3.24% due 07/30/50	1,645,296
		Asset Backed Securities Corp. Home Equity Loan Trust Series AEG	
		2006-HE1 Class M1 (b),(c)	
USD	1,000,000	0.55% due 01/25/36	954,496

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の詳細</u>	<u>公正価値 (米ドル)</u>
		Bear Stearns Asset Backed Securities I Trust 2006-HE9 Class 2A (b),(c)	
USD	547,641	0.29% due 11/25/36	524,469
		Benchmark 2018-B6 Mortgage Trust Class XA (c)	
USD	23,439,898	0.59% due 10/10/51	584,905
		BRAVO Residential Funding Trust 2019-NQM1 Class A1 (a),(b),(c)	
USD	607,899	2.67% due 07/25/59	620,347
		BX Commercial Mortgage Trust 2019-XL Class F (a),(c)	
USD	949,298	2.15% due 10/15/36	937,394
		Capital Automotive LLC 2017-1A Class A1 (a),(b)	
USD	825,975	3.87% due 04/15/47	827,482
		Capital Automotive REIT 2014-1A Class A (a),(b)	
USD	3,353,953	3.66% due 10/15/44	3,364,062
		Capmark Military Housing Trust 2007-AET2 Class A (a)	
USD	471,222	6.06% due 10/10/52	563,553
		CARS-DB4 LP 2020-1A Class A5 (a)	
USD	600,000	3.48% due 02/15/50	623,392
		CARS-DB4 LP 2020-1A Class A6 (a)	
USD	1,000,000	3.81% due 02/15/50	1,039,491
		Cascade Funding Mortgage Trust 2018-RM2 Class A (a),(b),(c)	
USD	2,336,233	4.00% due 10/25/68	2,423,378
		Castlelake Aircraft Securitization Trust 2017-1 Class A	
USD	613,832	3.97% due 07/15/42	552,709
		Castlelake Aircraft Securitization Trust 2018-1 Class A (a)	
USD	1,571,167	4.13% due 06/15/43	1,466,793
		CD 2016-CD1 Mortgage Trust Class XA (c)	
USD	959,698	1.53% due 08/10/49	58,202
		CF Hippolyta LLC 2020-1 Class B1 (a),(b)	
USD	250,000	2.28% due 07/15/60	254,367
		Citigroup Commercial Mortgage Trust 2016-C2 Class XA (c)	
USD	966,513	1.90% due 08/10/49	76,683
		Citigroup Commercial Mortgage Trust 2016-GC37 Class XA (c)	
USD	3,663,501	1.90% due 04/10/49	268,449
		Citigroup Commercial Mortgage Trust 2016-P5 Class XA (c)	
USD	1,920,778	1.65% due 10/10/49	119,074
		Citigroup Mortgage Loan Trust Series 2005-OPT3 Asset Backed Pass-Through Certificates Class M3 (b),(c)	
USD	122,719	0.87% due 05/25/35	122,567
		COMM 2015-CCRE26 Mortgage Trust Class XA (c)	
USD	6,023,396	1.08% due 10/10/48	230,189
		CSMC 2018-RPL9 Trust Class A1 (a),(b),(c)	
USD	2,032,155	3.85% due 09/25/57	2,182,472
		CSMC Series 2015-12R Class 2A1 (a),(c)	
USD	400,117	0.68% due 11/30/37	398,425
		Falcon Aerospace, Ltd. 2017-1 Class A (a)	
USD	224,780	4.58% due 02/15/42	202,467
		FirstKey Revolving Trust 2020-C2	
USD	2,147,709	0.00% due 07/31/23	2,167,039
		FNMA-Aces 2017-M11 Class A2	
USD	1,600,000	2.98% due 08/25/29	1,835,273
		FNMA-Aces 2020-M23 Class X1 (c)	
USD	4,097,713	1.61% due 03/25/35	587,934
		Freddie Mac Military Housing Bonds Resecuritization Trust Certificates 2015-R1 Class B1 (a),(c)	
USD	1,989,481	4.66% due 11/25/55	2,300,794
		Freddie Mac Military Housing Bonds Resecuritization Trust Certificates 2015-R1 Class XA1 (a),(c)	
USD	5,921,075	0.70% due 11/25/55	424,899

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の詳細</u>	<u>公正価値</u> (米ドル)
		Freddie Mac Multifamily Structured Pass Through Certificates K046 Class X1 (c)	
USD	19,815,805	0.49% due 03/25/25	295,796
		Freddie Mac Multifamily Structured Pass Through Certificates K-1513 Class A3	
USD	1,300,000	2.80% due 08/25/34	1,503,789
		GE Business Loan Trust 2007-1 Class A (a),(c)	
USD	361,624	0.32% due 04/15/35	361,624
		GMAC Commercial Mortgage Asset Corp. 2006-NELL Class A (a)	
USD	469,274	5.36% due 05/10/51	528,876
		GMAC Commercial Mortgage Asset Corp. 2007-HCKM Class A (a)	
USD	946,198	6.11% due 08/10/52	1,110,143
		GS Mortgage Securities Corp. Trust 2020-DUNE Class D (a),(c)	
USD	1,000,000	2.05% due 12/15/36	884,681
		GS Mortgage Securities Corp. Trust 2020-UPTN Class D (a),(c)	
USD	1,000,000	3.25% due 02/10/37	970,194
		Home Equity Loan Trust 2007-FRE1 Class 1A1 (b),(c)	
USD	1,865,908	0.34% due 04/25/37	1,750,805
		Homeward Opportunities Fund I Trust 2019-2 Class A1 (a),(b),(c)	
USD	617,440	2.70% due 09/25/59	623,708
		InSite Issuer LLC 2020-1A Class B (a),(b)	
USD	2,000,000	2.49% due 09/15/50	1,997,082
		Lehman XS Trust Series 2006-12N Class A32A (b),(c)	
USD	2,116,906	0.35% due 08/25/46	2,005,848
		Lehman XS Trust Series 2007-2N Class 2A (b),(c)	
USD	698,379	0.33% due 02/25/37	647,736
		Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust 2017-C34 Class XA (c)	
USD	16,164,569	0.95% due 11/15/52	721,392
		Morgan Stanley Capital I Trust 2016-UB11 Class XA (b),(c)	
USD	2,312,541	1.72% due 08/15/49	144,960
		Nassau 2019 CFO LLC Class A (a)	
USD	400,429	3.98% due 08/15/34	407,562
		New Residential Advance Receivables Trust Advance Receivables Backed 2019-T4 Class AT4 (a),(b)	
USD	2,000,000	2.33% due 10/15/51	2,014,356
		New Residential Advance Receivables Trust Advance Receivables Backed 2019-T5 Class AT5 (a),(b)	
USD	1,000,000	2.42% due 10/15/51	995,860
		NewStar Clarendon Fund CLO LLC 2014-1A Class AR (a),(b),(c)	
USD	1,536,946	1.54% due 01/25/27	1,523,788
		NXT Capital CLO 2017-1 LLC Class A (a),(c)	
USD	1,000,000	1.97% due 04/20/29	971,869
		Oxford Finance Funding 2020-1 LLC Class A2 (a),(b)	
USD	500,000	3.10% due 02/15/28	507,896
		Park Place Securities, Inc. Asset Backed Pass Through Certificates Series 2005-WHQ3 Class M4 (b),(c)	
USD	2,600,000	1.09% due 06/25/35	2,580,823
		RALI Series 2006-Q02 Trust Class A1 (b),(c)	
USD	116,526	0.37% due 02/25/46	32,873
		Raspro Trust 2005-1A Class B (a),(c)	
USD	443,606	2.89% due 03/23/24	416,128
		Ready Captial Mortgage Financing 2019-FL3 LLC Class B (a),(c)	
USD	75,000	1.80% due 03/25/34	72,389
		Sabey Data Center Issuer LLC 2020-1 Class A2 (a),(b)	
USD	500,000	3.81% due 04/20/45	517,578
		Soundview Home Loan Trust 2006-OPT5 Class 1A1 (b),(c)	
USD	1,892,667	0.29% due 07/25/36	1,834,227

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の詳細</u>	<u>公正価値 (米ドル)</u>
		Starwood Mortgage Residential Trust 2019-1 Class A1 (a),(b),(c)	
USD	415,606	2.94% due 06/25/49	422,285
		STORE Master Funding I LLC 2015-1A Class A1 (a),(b)	
USD	972,917	3.75% due 04/20/45	988,379
		STORE Master Funding I LLC 2015-1A Class A2 (a),(b)	
USD	194,583	4.17% due 04/20/45	201,726
		STORE Master Funding I-VII 2016-1A Class A1 (a),(b)	
USD	926,820	3.96% due 10/20/46	945,396
		STORE Master Funding I-VII 2018-1A Class A2 (a),(b)	
USD	960,399	4.29% due 10/20/48	1,017,038
		STORE Master Funding LLC 2013-2A Class A2 (a),(b)	
USD	376,695	5.33% due 07/20/43	343,024
		TCP Waterman CLO, Ltd. 2016-1A Class A1ST (a),(c)	
USD	1,000,000	2.30% due 12/15/28	984,044
		Textainer Marine Containers VIII, Ltd. 2020-2A Class A (a),(b)	
USD	1,750,000	2.10% due 09/20/45	1,751,124
		UBS Commercial Mortgage Trust 2017-C2 Class XA (c)	
USD	5,537,716	1.23% due 08/15/50	311,559
		Vantage Data Centers Issuer LLC 2018-1A Class A2 (a),(b)	
USD	146,250	4.07% due 02/16/43	151,282
		VB-S1 Issuer LLC 2020-1A Class C2 (a),(b)	
USD	500,000	3.03% due 06/15/50	521,140
		Wachovia Asset Securitization Issuance II LLC 2007-HE2 Trust Class A (a), (c)	
USD	545,557	0.30% due 07/25/37	489,485
		Washington Mutual Mortgage Pass-Through Certificates WMALT Series 2006-AR9 Trust Class 1A (b),(c)	
USD	808,552	1.85% due 11/25/46	704,624
		Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2015-NXS1 Class A2	
USD	157,424	2.63% due 05/15/48	157,367
		Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2016-C37 Class XA (c)	
USD	10,062,078	1.11% due 12/15/49	339,585
		Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2016-NXS5 Class XA (c)	
USD	3,963,571	1.65% due 01/15/59	236,133
		Wendy's Funding LLC Class A23 (a),(b)	
USD	237,500	4.50% due 06/15/45	242,464
		アセット・バック証券合計	66,705,105
		銀行ローン (4.4%)	
		Alchemy Copyrights LLC	
USD	700,000	4.00% due 08/16/27	700,000
		Alterra Mountain Co. (d)	
USD	497,436	0.00% due 07/31/24	481,682
		Berlin Packaging LLC	
USD	298,473	3.16% due 11/07/25	290,110
		BIFM CA Buyer, Inc. (d)	
USD	795,140	3.76% due 06/01/26	784,971
		Cambrex Corp.	
USD	249,372	6.00% due 12/04/26	250,619
		Charter NEX US, Inc.	
USD	199,219	3.75% due 05/16/24	195,069
		CHG Healthcare Services, Inc.	
USD	463,097	4.00% due 06/07/23	456,192
		CNT Holdings III Corp.	
USD	498,705	4.00% due 01/22/23	498,498
		CPI Holdco LLC	
USD	338,300	4.40% due 11/04/26	337,243
		Cushman & Wakefield U.S. Borrower LLC (d)	
USD	148,868	0.00% due 08/21/25	144,110

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の詳細</u>	<u>公正価値 (米ドル)</u>
		Delta Air Lines, Inc.	
USD	249,375	5.75% due 04/29/23	249,375
		DiversiTech Holdings, Inc.	
USD	648,325	4.00% due 06/03/24	639,411
		Elanco Animal Health, Inc.	
USD	97,661	1.91% due 08/01/27	95,066
		Filtration Group Corp.	
USD	397,879	3.15% due 03/31/25	391,041
		Graftech International, Ltd. (d)	
USD	846,721	4.50% due 02/12/25	839,312
		Hamilton Holdco LLC	
USD	692,911	2.23% due 01/02/27	679,053
		Illuminate Buyer LLC	
USD	350,000	4.15% due 06/30/27	347,849
		Jane Street Group LLC	
USD	99,749	3.15% due 01/31/25	99,219
		Jefferies Finance LLC (d)	
USD	350,000	0.00% due 09/30/27	348,688
		Mileage Plus Holdings LLC	
USD	400,000	6.25% due 06/21/27	407,196
		Navicure, Inc. (d)	
USD	500,000	0.00% due 10/22/26	496,875
		Neustar, Inc.	
USD	119,167	4.50% due 08/08/24	112,451
		Nielsen Finance LLC (d)	
USD	600,000	0.00% due 10/04/23	589,500
		Omnitracs LLC	
USD	199,487	2.98% due 03/21/25	193,377
		PQ Corporation	
USD	99,750	4.00% due 02/07/27	99,513
		Project Ruby Ultimate Parent Corp.	
USD	398,972	4.50% due 02/09/24	395,481
		ProQuest LLC	
USD	331,091	3.65% due 10/23/26	328,070
		Recorded Books, Inc.	
USD	141,519	4.16% due 08/29/25	140,811
		Siteone Landscape Supply LLC (d)	
USD	352,379	3.75% due 10/29/24	350,617
		T-Mobile USA, Inc.	
USD	897,750	3.15% due 04/01/27	898,150
		TransDigm, Inc. (d)	
USD	896,482	0.00% due 12/09/25	849,166
		Upland Software, Inc.	
USD	149,622	3.90% due 08/06/26	147,799
		US Foods, Inc.	
USD	790,000	4.25% due 04/24/25	770,250
		USI, Inc.	
USD	250,000	4.22% due 12/02/26	248,203
		USIC Holdings, Inc.	
USD	886,644	4.25% due 12/08/23	874,634
		Xplornet Communications, Inc.	
USD	249,375	4.90% due 06/10/27	245,636
		銀行ローン合計	14,975,237

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の詳細</u> <u>社債 (36.8%)</u>	<u>公正価値</u> <u>(米ドル)</u>
		Acadia Healthcare Co., Inc. (a),(b)	
USD	350,000	5.00% due 04/15/29	354,813
		AES Corp. (b)	
USD	360,000	3.95% due 07/15/30	397,786
USD	175,000	5.50% due 04/15/25	180,437
		Alcon Finance Corp. (a),(b)	
USD	620,000	2.60% due 05/27/30	656,319
		Alexandria Real Estate Equities, Inc. (b)	
USD	250,000	4.90% due 12/15/30	314,692
		Alleghany Corp. (b)	
USD	2,310,000	3.63% due 05/15/30	2,596,633
		Allison Transmission, Inc. (a),(b)	
USD	150,000	5.00% due 10/01/24	151,509
		Altria Group, Inc. (b)	
USD	490,000	3.40% due 05/06/30	534,749
USD	90,000	4.45% due 05/06/50	100,151
		Amazon.com, Inc. (b)	
USD	340,000	2.70% due 06/03/60	352,436
		American International Group, Inc. (b)	
USD	1,130,000	3.40% due 06/30/30	1,251,321
USD	950,000	4.38% due 06/30/50	1,111,354
		American Woodmark Corp. (a),(b)	
USD	75,000	4.88% due 03/15/26	75,938
		AMN Healthcare, Inc. (a),(b)	
USD	200,000	4.63% due 10/01/27	205,000
		Amsted Industries, Inc. (a),(b)	
USD	200,000	4.63% due 05/15/30	206,500
		Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc. (b)	
USD	535,000	3.50% due 06/01/30	608,686
		Aon Corp. (b)	
USD	410,000	2.80% due 05/15/30	444,218
		Aramark Services, Inc. (a),(b)	
USD	20,000	5.00% due 02/01/28	20,150
USD	300,000	6.38% due 05/01/25	312,503
		Ares Finance Co. II LLC (a),(b)	
USD	700,000	3.25% due 06/15/30	729,839
		Arizona Public Service Co. (b)	
USD	280,000	3.35% due 05/15/50	308,389
		Assurant, Inc. (b),(c)	
USD	172,000	1.48% due 03/26/21	171,939
		AT&T, Inc. (b)	
USD	690,000	2.75% due 06/01/31	727,990
		Avantor Funding, Inc. (a),(b)	
USD	200,000	4.63% due 07/15/28	207,500
		Baker Hughes a GE Co. LLC / Baker Hughes Co-Obligor, Inc. (b)	
USD	90,000	4.49% due 05/01/30	102,266
		Ball Corp. (b)	
USD	575,000	2.88% due 08/15/30	568,531
		Bank of America Corp. (b),(c)	
USD	1,400,000	2.68% due 06/19/41	1,429,514
		Bank of New York Mellon Corp. (b),(c)	
USD	230,000	4.70% due 09/20/68	244,030
		BAT Capital Corp. (b)	
USD	1,700,000	3.98% due 09/25/50	1,676,243
		Belrose Funding Trust (a),(b)	
USD	550,000	2.33% due 08/15/30	543,542

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の詳細</u>	<u>公正価値 (米ドル)</u>
		Bemis Co., Inc. (b)	
USD	240,000	2.63% due 06/19/30	255,832
		Black Hills Corp. (b)	
USD	190,000	2.50% due 06/15/30	196,478
		Blackstone Holdings Finance Co. LLC (a),(b)	
USD	1,700,000	2.80% due 09/30/50	1,672,992
		Boeing Co. (b)	
USD	1,680,000	5.15% due 05/01/30	1,888,334
USD	840,000	5.71% due 05/01/40	990,295
USD	840,000	5.81% due 05/01/50	1,016,215
		Boston Scientific Corp. (b)	
USD	450,000	2.65% due 06/01/30	477,567
		Boxer Parent Co., Inc. (a),(b)	
USD	150,000	7.13% due 10/02/25	160,209
		Broadcom, Inc. (b)	
USD	890,000	4.15% due 11/15/30	999,776
USD	250,000	4.75% due 04/15/29	291,264
		Brown & Brown, Inc. (b)	
USD	800,000	2.38% due 03/15/31	804,920
		Bunge Ltd. Finance Corp. (b)	
USD	150,000	1.63% due 08/17/25	150,656
		California Institute of Technology (b)	
USD	425,000	3.65% due 09/01/19	464,645
		Carpenter Technology Corp. (b)	
USD	500,000	6.38% due 07/15/28	523,312
		Carrier Global Corp. (a),(b)	
USD	440,000	2.70% due 02/15/31	458,405
		CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp. (a),(b)	
USD	50,000	4.25% due 02/01/31	51,823
		CDW LLC / CDW Finance Corp. (b)	
USD	160,000	3.25% due 02/15/29	159,400
		Centene Corp. (b)	
USD	600,000	3.00% due 10/15/30	612,120
		Charles Schwab Corp. (b),(c)	
USD	700,000	5.38% due 09/01/69	758,485
		Charter Communications Operating LLC / Charter Communications Operating Capital (b)	
USD	1,050,000	2.80% due 04/01/31	1,092,016
		Cheniere Corpus Christi Holdings LLC	
USD	1,300,000	3.52% due 12/31/39	1,287,035
		Chevron USA, Inc. (b)	
USD	350,000	2.34% due 08/12/50	331,462
		Choice Hotels International, Inc. (b)	
USD	530,000	3.70% due 01/15/31	557,746
		CIT Group, Inc. (b),(c)	
USD	175,000	3.93% due 06/19/24	176,365
		Citigroup, Inc. (b),(c)	
USD	1,000,000	2.57% due 06/03/31	1,048,070
		Citizens Financial Group, Inc. (b)	
USD	1,930,000	3.25% due 04/30/30	2,130,425
		Clearway Energy Operating LLC (a),(b)	
USD	50,000	4.75% due 03/15/28	51,625
		CNA Financial Corp. (b)	
USD	250,000	2.05% due 08/15/30	249,556
		CNH Industrial Capital LLC (b)	
USD	1,700,000	1.88% due 01/15/26	1,697,686
		Coca-Cola Co.	
USD	300,000	2.75% due 06/01/60	304,687

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の詳細</u>	<u>公正価値</u> <u>(米ドル)</u>
		Constellation Brands, Inc. (b)	
USD	600,000	2.88% due 05/01/30	647,838
USD	210,000	3.75% due 05/01/50	234,481
		CoStar Group, Inc. (a),(b)	
USD	1,140,000	2.80% due 07/15/30	1,181,247
		CSC Holdings LLC (a),(b)	
USD	200,000	3.38% due 02/15/31	193,650
USD	400,000	4.13% due 12/01/30	407,700
		CubeSmart LP (b)	
USD	1,700,000	2.00% due 02/15/31	1,677,373
		Cushman & Wakefield US Borrower LLC (a),(b)	
USD	450,000	6.75% due 05/15/28	467,168
		CyrusOne LP / CyrusOne Finance Corp. (b)	
USD	850,000	2.15% due 11/01/30	830,535
		DaVita, Inc. (a),(b)	
USD	525,000	3.75% due 02/15/31	505,864
USD	640,000	4.63% due 06/01/30	655,552
		Delta Air Lines, Inc. (a)	
USD	1,795,000	7.00% due 05/01/25	1,970,953
		Dollar General Corp. (b)	
USD	150,000	3.50% due 04/03/30	170,724
		EnerSys (a),(b)	
USD	50,000	4.38% due 12/15/27	51,000
		Equitable Holdings, Inc. (b),(c)	
USD	950,000	4.95% due 12/15/68	969,000
		FedEx Corp. (b)	
USD	850,000	4.25% due 05/15/30	1,021,759
		Fidelity National Financial, Inc. (b)	
USD	960,000	2.45% due 03/15/31	952,180
USD	680,000	3.40% due 06/15/30	735,473
		First American Financial Corp. (b)	
USD	610,000	4.00% due 05/15/30	672,211
		Five Corners Funding Trust II (a),(b)	
USD	1,260,000	2.85% due 05/15/30	1,353,571
		Florida Gas Transmission Co. LLC (a),(b)	
USD	200,000	2.55% due 07/01/30	209,627
		Flowserve Corp. (b)	
USD	860,000	3.50% due 10/01/30	851,579
		Fort Benning Family Communities LLC (a)	
USD	449,000	5.81% due 01/15/51	570,588
		Fox Corp. (b)	
USD	90,000	3.50% due 04/08/30	101,712
		Gartner, Inc. (a),(b)	
USD	800,000	3.75% due 10/01/30	809,240
USD	25,000	4.50% due 07/01/28	26,281
		GATX Corp. (b)	
USD	570,000	4.00% due 06/30/30	656,602
		Glenn Pool Oil & Gas Trust	
USD	50,004	6.00% due 08/02/21	42,399
		Global Payments, Inc. (b)	
USD	350,000	2.90% due 05/15/30	374,504
		GLP Capital LP / GLP Financing II, Inc. (b)	
USD	580,000	4.00% due 01/15/31	603,797
USD	450,000	5.30% due 01/15/29	501,152
		Graphic Packaging International LLC (a),(b)	
USD	225,000	3.50% due 03/01/29	226,406

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の詳細</u>	<u>公正価値 (米ドル)</u>
		Hanesbrands, Inc. (a),(b)	
USD	100,000	5.38% due 05/15/25	105,500
		Health Care Service Corp. A Mutual Legal Reserve Co. (a),(b)	
USD	320,000	3.20% due 06/01/50	332,007
		Healthcare Trust of America Holdings LP (b)	
USD	850,000	2.00% due 03/15/31	835,394
		Hilton Domestic Operating Co., Inc. (a),(b)	
USD	250,000	5.38% due 05/01/25	261,075
		Hologic, Inc. (a),(b)	
USD	850,000	3.25% due 02/15/29	855,313
		Host Hotels & Resorts LP (b)	
USD	720,000	3.50% due 09/15/30	689,191
		Howmet Aerospace, Inc. (b)	
USD	200,000	6.88% due 05/01/25	221,000
		Hyatt Hotels Corp. (b)	
USD	390,000	5.38% due 04/23/25	419,856
USD	350,000	5.75% due 04/23/30	401,892
		Intercontinental Exchange, Inc. (b)	
USD	410,000	3.00% due 06/15/50	427,466
		Iron Mountain, Inc. (a),(b)	
USD	175,000	4.50% due 02/15/31	176,645
USD	425,000	5.25% due 07/15/30	443,063
USD	200,000	5.63% due 07/15/32	211,200
		Jaguar Holding Co. II / PPD Development LP (a),(b)	
USD	475,000	4.63% due 06/15/25	489,250
		Jeffries Group LLC	
USD	640,000	2.75% due 10/15/32	633,395
		Johns Hopkins University (b)	
USD	500,000	2.81% due 01/01/60	529,964
		JPMorgan Chase & Co. (b),(c)	
USD	380,000	2.96% due 05/13/31	407,704
USD	330,000	3.11% due 04/22/41	357,964
USD	400,000	4.49% due 03/24/31	488,137
		Kaiser Aluminum Corp. (a),(b)	
USD	100,000	6.50% due 05/01/25	103,079
		Kemper Corp. (b)	
USD	1,700,000	2.40% due 09/30/30	1,682,141
		KKR Group Finance Co. III LLC (a)	
USD	350,000	5.13% due 06/01/44	437,075
		KKR Group Finance Co. VI LLC (a),(b)	
USD	700,000	3.75% due 07/01/29	805,313
		KKR Group Finance Co. VIII LLC (a),(b)	
USD	460,000	3.50% due 08/25/50	468,757
		Kraft Heinz Foods Co.	
USD	150,000	4.25% due 03/01/31	164,573
USD	340,000	4.38% due 06/01/46	349,326
USD	100,000	5.00% due 06/04/42	109,512
USD	125,000	5.50% due 06/01/50	143,257
		Level 3 Financing, Inc. (a),(b)	
USD	750,000	3.63% due 01/15/29	740,625
USD	150,000	3.88% due 11/15/29	162,359
USD	625,000	4.25% due 07/01/28	634,575
		Liberty Mutual Group, Inc. (a),(b)	
USD	470,000	3.95% due 05/15/60	516,125
		Liberty Utilities Finance GP 1 (a),(b)	
USD	850,000	2.05% due 09/15/30	837,963

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の詳細</u>	<u>公正価値</u> <u>(米ドル)</u>
		Lincoln National Corp. (b)	
USD	700,000	3.40% due 01/15/31	776,284
USD	260,000	4.38% due 06/15/50	302,256
		Loews Corp. (b)	
USD	330,000	3.20% due 05/15/30	368,883
		Magellan Midstream Partners LP (b)	
USD	330,000	3.25% due 06/01/30	354,158
		Markel Corp. (b),(c)	
USD	1,120,000	6.00% due 12/01/68	1,184,400
		Marriott International, Inc. (c)	
USD	330,000	0.85% due 12/01/20	329,413
USD	570,000	3.50% due 10/15/32	565,649
USD	560,000	4.63% due 06/15/30	599,730
USD	440,000	5.75% due 05/01/25	491,049
		Masco Corp. (b)	
USD	850,000	2.00% due 10/01/30	850,320
		Match Group Holdings II LLC (a),(b)	
USD	200,000	4.63% due 06/01/28	206,000
		MetLife, Inc. (b),(c)	
USD	1,700,000	3.85% due 03/15/69	1,696,175
		Midwest Connector Capital Co. LLC (a),(b)	
USD	110,000	4.63% due 04/01/29	111,175
		Mileage Plus Holdings LLC / Mileage Plus Intellectual Property Assets, Ltd. (a),(b)	
USD	500,000	6.50% due 06/20/27	520,625
		Minerals Technologies, Inc. (a),(b)	
USD	225,000	5.00% due 07/01/28	232,828
		MSCI, Inc. (a),(b)	
USD	425,000	3.88% due 02/15/31	442,935
		Nasdaq, Inc. (b)	
USD	190,000	3.25% due 04/28/50	198,436
		Nationwide Mutual Insurance Co. (a),(b)	
USD	1,670,000	4.35% due 04/30/50	1,789,055
		NCR Corp. (a),(b)	
USD	400,000	5.00% due 10/01/28	400,320
		NetApp, Inc. (b)	
USD	2,600,000	2.70% due 06/22/30	2,702,193
		New Enterprise Stone & Lime Co., Inc. (a),(b)	
USD	150,000	6.25% due 03/15/26	154,500
		NFP Corp. (a),(b)	
USD	350,000	6.88% due 08/15/28	354,331
USD	350,000	7.00% due 05/15/25	371,000
		Nielsen Finance LLC / Nielsen Finance Co. (a),(b)	
USD	850,000	5.63% due 10/01/28	879,155
		Nucor Corp. (b)	
USD	530,000	2.70% due 06/01/30	569,064
		NuStar Logistics LP (b)	
USD	150,000	6.38% due 10/01/30	155,625
		OneAmerica Financial Partners, Inc. (a),(b)	
USD	870,000	4.25% due 10/15/50	875,180
		Orlando Health Obligated Group	
USD	1,000,000	2.89% due 10/01/35	1,000,000
		Oshkosh Corp. (b)	
USD	70,000	3.10% due 03/01/30	74,139
		PartnerRe Finance B LLC (b),(c)	
USD	220,000	4.50% due 10/01/50	220,890
		Performance Food Group, Inc. (a),(b)	
USD	75,000	6.88% due 05/01/25	79,875

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の詳細</u>	<u>公正価値 (米ドル)</u>
		Post Holdings, Inc. (a),(b)	
USD	125,000	4.63% due 04/15/30	128,594
		Presidio Holdings, Inc. (a),(b)	
USD	75,000	4.88% due 02/01/27	75,750
		Prime Security Services Borrower LLC / Prime Finance, Inc. (a),(b)	
USD	175,000	3.38% due 08/31/27	167,868
		Prudential Financial, Inc. (b),(c)	
USD	230,000	3.70% due 10/01/50	234,669
		Qorvo, Inc. (b)	
USD	150,000	3.38% due 04/01/31	152,438
USD	290,000	4.38% due 10/15/29	308,125
		QualityTech LP / QTS Finance Corp. (a),(b)	
USD	250,000	3.88% due 10/01/28	251,650
		Quanta Services, Inc. (b)	
USD	1,140,000	2.90% due 10/01/30	1,163,495
		Quest Diagnostics, Inc. (b)	
USD	330,000	2.80% due 06/30/31	355,435
		Quicken Loans LLC / Quicken Loans Co-Issuer, Inc. (a),(b)	
USD	750,000	3.88% due 03/01/31	740,625
		Radiate Holdco LLC / Radiate Finance, Inc. (a),(b)	
USD	850,000	4.50% due 09/15/26	849,822
		Reinsurance Group of America, Inc. (b)	
USD	1,360,000	3.15% due 06/15/30	1,480,683
		Reliance Standard Life Global Funding II (a)	
USD	1,380,000	2.75% due 05/07/25	1,456,967
		RELX Capital, Inc. (b)	
USD	630,000	3.00% due 05/22/30	688,863
		Sabine Pass Liquefaction LLC (a),(b)	
USD	890,000	4.50% due 05/15/30	1,002,542
		SBA Communications Corp. (a),(b)	
USD	75,000	3.88% due 02/15/27	76,125
		SBA Tower Trust (a)	
USD	1,750,000	2.33% due 01/15/28	1,777,144
		Service Corp. International (b)	
USD	150,000	3.38% due 08/15/30	150,188
		Sirius XM Radio, Inc. (a),(b)	
USD	300,000	4.13% due 07/01/30	305,625
		Six Flags Theme Parks, Inc. (a),(b)	
USD	150,000	7.00% due 07/01/25	159,563
		Smithfield Foods, Inc. (a),(b)	
USD	490,000	3.00% due 10/15/30	491,058
		Snap-on, Inc. (b)	
USD	300,000	3.10% due 05/01/50	313,796
		Standard Industries, Inc. (a),(b)	
USD	200,000	3.38% due 01/15/31	197,399
USD	175,000	4.38% due 07/15/30	179,421
USD	100,000	5.00% due 02/15/27	104,000
		Starbucks Corp. (b)	
USD	1,000,000	2.55% due 11/15/30	1,061,754
		Steel Dynamics, Inc. (b)	
USD	100,000	3.25% due 01/15/31	107,001
		Suburban Propane Partners LP / Suburban Energy Finance Corp. (b)	
USD	250,000	5.88% due 03/01/27	256,875
		Switch, Ltd. (a),(b)	
USD	700,000	3.75% due 09/15/28	707,000
		Sysco Corp. (b)	
USD	1,610,000	5.95% due 04/01/30	2,040,559

	<u>元本金額</u>	<u>有価証券の詳細</u>	<u>公正価値 (米ドル)</u>
		Tenet Healthcare Corp. (a),(b)	
USD	100,000	4.63% due 06/15/28	101,440
		Textron, Inc. (b)	
USD	1,000,000	2.45% due 03/15/31	993,684
USD	60,000	3.00% due 06/01/30	63,195
		T-Mobile USA, Inc. (a),(b)	
USD	1,000,000	2.55% due 02/15/31	1,034,610
USD	605,000	3.88% due 04/15/30	686,445
		Trinity Industries, Inc. (b)	
USD	200,000	4.55% due 10/01/24	203,009
		Universal Health Services, Inc. (a),(b)	
USD	800,000	2.65% due 10/15/30	796,208
		University of Chicago (b)	
USD	150,000	2.76% due 04/01/45	153,302
		US Foods, Inc. (a),(b)	
USD	350,000	6.25% due 04/15/25	370,563
		Valero Energy Corp. (b)	
USD	850,000	2.15% due 09/15/27	846,569
		Valvoline, Inc. (b)	
USD	130,000	4.38% due 08/15/25	133,738
		Vertical US Newco, Inc. (a),(b)	
USD	200,000	5.25% due 07/15/27	207,853
		VF Corp. (b)	
USD	700,000	2.95% due 04/23/30	762,105
		ViacomCBS, Inc. (b)	
USD	530,000	4.75% due 05/15/25	608,913
USD	1,085,000	4.95% due 01/15/31	1,304,667
USD	510,000	4.95% due 05/19/50	598,412
		W R Berkley Corp. (b)	
USD	140,000	4.00% due 05/12/50	165,599
		Walgreens Boots Alliance, Inc. (b)	
USD	271,000	3.20% due 04/15/30	284,035
USD	828,000	4.10% due 04/15/50	827,344
		Wells Fargo & Co. (b),(c)	
USD	1,700,000	2.39% due 06/02/28	1,773,575
USD	250,000	2.57% due 02/11/31	262,453
		Weyerhaeuser Co. (b)	
USD	68,000	4.00% due 04/15/30	80,401
		Williams Scotsman International, Inc. (a),(b)	
USD	150,000	4.63% due 08/15/28	150,606
		Willis North America, Inc. (b)	
USD	250,000	2.95% due 09/15/29	269,395
		WMG Acquisition Corp. (a),(b)	
USD	125,000	3.00% due 02/15/31	121,531
USD	100,000	3.88% due 07/15/30	103,120
		WRKCo, Inc. (b)	
USD	890,000	3.00% due 06/15/33	968,137
		Yale-New Haven Health Services Corp. (b)	
USD	1,000,000	2.50% due 07/01/50	977,385
		Zayo Group Holdings, Inc. (a),(b)	
USD	400,000	4.00% due 03/01/27	393,690
		Zimmer Biomet Holdings, Inc. (b)	
USD	460,000	3.55% due 03/20/30	515,066
		社債合計	124,154,968
		政府債 (16.1%)	
		Federal Farm Credit Banks Funding Corp.	
USD	1,400,000	2.70% due 01/30/45	1,592,956
USD	100,000	2.88% due 10/01/40	116,084

	元本金額	有価証券の詳細	公正価値 (米ドル)
		Federal Home Loan Mortgage Corp. (e)	
USD	1,500,000	0.00% due 09/15/36	1,135,814
USD	250,000	0.00% due 11/15/38	180,218
		FNMA Pool	
USD	1,000,000	2.00% due 09/01/50	1,012,690
USD	1,000,000	2.32% due 04/01/35	1,087,476
USD	2,000,000	2.43% due 03/01/35	2,203,228
USD	360,241	2.56% due 07/01/29	398,844
USD	1,750,000	2.90% due 11/01/29	1,937,711
USD	500,000	2.99% due 09/01/29	557,142
USD	500,000	3.01% due 12/01/27	546,392
USD	500,000	3.05% due 10/01/29	552,906
USD	500,000	3.11% due 10/01/29	555,828
USD	906,754	3.19% due 09/01/32	1,019,831
USD	1,666,838	3.24% due 11/01/32	1,901,677
USD	1,775,000	3.59% due 02/01/29	2,023,629
USD	1,500,000	3.60% due 03/01/31	1,757,575
USD	500,000	3.89% due 06/01/31	575,130
USD	728,268	3.99% due 09/01/33	846,122
USD	200,000	4.04% due 07/01/48	238,997
USD	2,000,000	4.17% due 02/01/49	2,516,265
USD	974,261	4.27% due 12/01/33	1,184,440
USD	690,596	4.27% due 09/01/48	837,595
		FNMA Principal Strip (e),(f)	
USD	4,500,000	0.00% due 07/15/37	3,352,280
		Tennessee Valley Authority	
USD	1,100,000	4.25% due 09/15/65	1,673,313
USD	250,000	5.38% due 04/01/56	427,784
		Tennessee Valley Authority Principal Strip (e)	
USD	450,000	0.00% due 01/15/48	235,737
		U.S. Treasury Bond	
USD	3,000,000	1.38% due 08/15/50	2,944,219
		U.S. Treasury Note	
USD	10,000,000	0.25% due 08/31/25	9,992,187
USD	2,805,000	0.63% due 08/15/30	2,790,975
		U.S. Treasury Strip Principal (e)	
USD	12,000,000	0.00% due 02/15/50	7,711,349
		United States International Development Finance Corp.	
USD	500,000	1.79% due 10/15/29	527,408
		政府債合計	54,433,802
		地方債 (1.7%)	
		Cypress School District (e)	
USD	1,000,000	0.00% due 08/01/48	396,480
		Dallas/Fort Worth International Airport	
USD	1,000,000	2.92% due 11/01/50	994,820
		Oklahoma Development Finance Authority	
USD	350,000	4.65% due 08/15/30	407,271
		San Diego Unified School District	
USD	1,200,000	0.00% due 07/01/42 (e)	708,144
USD	250,000	2.60% due 07/01/33	263,965
		San Dieguito Union High School District (b)	
USD	250,000	2.68% due 08/01/36	261,630
		State of California	
USD	150,000	7.35% due 11/01/39	247,863
USD	200,000	7.55% due 04/01/39	349,924
		State of New York Mortgage Agency (b)	
USD	200,000	3.85% due 10/01/44	208,426

元本金額		有価証券の詳細	公正価値 (米ドル)
USD	500,000	Westchester County Local Development Corp. (b)	
		3.85% due 11/01/50	502,795
USD	3,000,000	Wylie Independent School District (b),(e)	
		0.00% due 08/15/43	1,362,870
地方債合計			5,704,188
TBA証券 (6.6%)			
USD	2,350,000	Fannie Mae or Freddie Mac	
		1.50% due 10/01/35	2,404,527
USD	19,310,000	2.00% due 12/01/50	19,895,036
TBA証券合計			22,299,563
米国合計 (取得原価 280,118,529米ドル)			288,272,863
確定利付債券合計 (取得原価 348,463,411米ドル)			356,085,335
株式数			
優先株式 (0.9%)			
米国 (0.9%)			
	48,000	American Financial Group, Inc. (b)	
		4.50% due 09/15/60	1,307,040
	26,000	First Republic Bank (b),(g)	
		4.13%	660,400
	5,600	Public Storage (b),(g)	
		4.13%	145,208
	24,400		
		4.63%	656,848
	6,800	W R Berkley Corp. (b)	
		4.25% due 09/30/60	177,140
米国合計 (取得原価 2,770,000米ドル)			2,946,636
優先株式合計 (取得原価 2,770,000米ドル)			2,946,636
契約数			
買建キャップ・オプション (0.3%)			
米国 (0.3%)			
216,000,000		CMS Swap 2 Year, Put,0.395	
		Expiration date 07/29/22	784,080
72,000,000		CMS Swap 2 Year, Put,0.605	
		Expiration date 07/29/22	174,240
米国合計			958,320
買建キャップ・オプション合計 (プレミアム支払額 668,129米ドル)			958,320
元本金額			
短期投資 (2.4%)			
英国 (0.2%)			
定期預金 (0.2%)			
GBP	399,500	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria	
		0.01% due 10/01/20	516,474
定期預金合計			516,474
英国合計 (取得原価 516,474米ドル)			516,474
米国 (2.2%)			
定期預金 (2.2%)			
USD	7,548,859	Citibank, New York	
		0.01% due 10/01/20	7,548,859
定期預金合計			7,548,859
米国合計 (取得原価 7,548,859米ドル)			7,548,859
短期投資合計 (取得原価 8,065,333米ドル)			8,065,333
投資合計 (取得原価359,966,873米ドル)		109.1	368,055,624
現金およびその他の資産を超過する負債		(9.1)	(30,613,406)
純資産		100.0 %	337,442,218

- * 銀行ローンは変動利付債である。表示されているクーポンレートは期末現在の利率を表す。
- (a) 144A証券 - 1933年証券法ルール144Aに基づく登録免除証券。当該証券は登録免除取引において、通常、適格機関投資家に再売却される可能性がある。別段の記載がない限り、当該証券は流動性がないものとはみなされない。
 - (b) 償還条項付証券。
 - (c) 2020年9月30日現在の変動利付証券。
 - (d) このポジションのすべてまたは一部は、期末現在で未決済のローン・コミットメントを表す。この未決済の購入に関連する一部の詳細は、クーポンレートを含め、決済日前には不明である可能性がある。
 - (e) ゼロクーポン債。
 - (f) この証券のすべてまたは一部は、2020年9月30日現在、リバース・レボ契約の担保として取引相手に差し入れられている
 - (g) 永久債。

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ファンド・レベル 2020年9月30日現在未決済の先渡為替契約（純資産の0.2%）

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価(損) (米ドル)	未実現 純評価 益/(損) (米ドル)
EUR	JP Morgan Chase N.A.	2,297,100	07/30/2021	USD	2,639,368	72,752	-	72,752
ILS	Goldman Sachs Group, Inc.	100,799	11/30/2020	USD	26,723	2,774	-	2,774
ILS	Goldman Sachs Group, Inc.	100,250	11/30/2021	USD	26,733	2,853	-	2,853
ILS	Goldman Sachs Group, Inc.	8,120,250	11/30/2022	USD	2,172,352	240,149	-	240,149
JPY	Goldman Sachs Group, Inc.	97,500	11/02/2020	USD	909	15	-	15
JPY	Morgan Stanley Capital Service	14,932	11/02/2020	USD	140	1	-	1
JPY	JP Morgan Chase N.A.	39,000	12/01/2020	USD	364	6	-	6
JPY	Morgan Stanley Capital Service	5,973	12/01/2020	USD	56	-	-	-
JPY	Barclays Bank PLC	50,500	12/21/2020	USD	476	4	-	4
JPY	Morgan Stanley Capital Service	7,734	12/21/2020	USD	73	1	-	1
JPY	Goldman Sachs Group, Inc.	247,704	02/01/2021	USD	2,335	17	-	17
JPY	Morgan Stanley Capital Service	44,796	02/01/2021	USD	423	3	-	3
JPY	Goldman Sachs Group, Inc.	195,097,500	05/06/2021	USD	1,828,810	25,724	-	25,724
JPY	Morgan Stanley Capital Service	14,932	05/06/2021	USD	142	-	-	-
JPY	JP Morgan Chase N.A.	78,039,000	06/01/2021	USD	732,417	9,670	-	9,670
JPY	Morgan Stanley Capital Service	5,973	06/01/2021	USD	57	-	-	-
JPY	Barclays Bank PLC	50,500	06/21/2021	USD	479	2	-	2
JPY	Morgan Stanley Capital Service	7,734	06/21/2021	USD	74	-	-	-
JPY	Goldman Sachs Group, Inc.	585,247,704	08/02/2021	USD	5,568,749	1,794	-	1,794
JPY	Morgan Stanley Capital Service	44,796	08/02/2021	USD	427	-	-	-
JPY	Barclays Bank PLC	101,050,500	12/20/2021	USD	963,211	1,116	-	1,116
JPY	Morgan Stanley Capital Service	7,734	12/20/2021	USD	74	-	-	-
USD	JP Morgan Chase N.A.	826,248	10/16/2020	GBP	649,000	-	(12,837)	(12,837)
USD	Citibank N.A. JP Morgan Chase	941	11/02/2020	JPY	97,500	16	-	16
USD	JP Morgan Chase N.A.	139	11/02/2020	JPY	14,932	-	(2)	(2)
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	29,551	11/30/2020	ILS	100,799	55	-	55
USD	Barclays Bank PLC	378	12/01/2020	JPY	39,000	8	-	8
USD	JP Morgan Chase N.A.	56	12/01/2020	JPY	5,973	-	(1)	(1)
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	489	12/21/2020	JPY	50,500	9	-	9

	JP Morgan Chase							
USD	N.A.	72	12/21/2020	JPY	7,734	-	(1)	(1)
	Bank of America							
USD	N.A.	1,905	02/01/2021	JPY	195,000	54	-	54
	Morgan Stanley							
USD	Capital Service	947	02/01/2021	JPY	97,500	21	-	21
USD	Citibank N.A.	1,902,648	05/06/2021	JPY	195,097,500	48,113	-	48,113

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価(損) (米ドル)	未実現 純評価 益/(損) (米ドル)
USD	JP Morgan Chase N.A.	140	05/06/2021	JPY	14,932	-	(2)	(2)
USD	Barclays Bank PLC	763,890	06/01/2021	JPY	78,039,000	21,803	-	21,803
USD	JP Morgan Chase N.A.	56	06/01/2021	JPY	5,973	-	(1)	(1)
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	494	06/21/2021	JPY	50,500	14	-	14
USD	JP Morgan Chase N.A.	73	06/21/2021	JPY	7,734	-	(1)	(1)
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	2,668,369	07/30/2021	EUR	2,297,100	-	(43,752)	(43,752)
USD	Bank of America N.A.	3,850,545	08/02/2021	JPY	390,195,000	136,565	-	136,565
USD	Morgan Stanley Capital Service	1,914,786	08/02/2021	JPY	195,097,500	57,796	-	57,796
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	29,923	11/30/2021	ILS	100,250	336	-	336
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	998,424	12/20/2021	JPY	101,050,500	34,097	-	34,097
USD	JP Morgan Chase N.A.	73	12/20/2021	JPY	7,734	-	(1)	(1)
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	2,462,921	11/30/2022	ILS	8,120,250	50,420	-	50,420
						706,188	(56,598)	649,590

豪ドル・コース 2020年9月30日現在未決済の先渡為替契約（純資産の0.0%）

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価(損) (米ドル)	未実現 純評価 益/(損) (米ドル)
AUD	Citibank N.A.	12,645,998	10/13/2020	USD	9,204,849	-	(140,676)	(140,676)

日本円ヘッジコース 2020年9月30日現在未決済の先渡為替契約（純資産の0.1%）

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価(損) (米ドル)	未実現 純評価 益/(損) (米ドル)
JPY	Citibank N.A.	3,160,919,369	10/13/2020	USD	29,776,501	179,877	-	179,877

NZドル・コース 2020年9月30日現在未決済の先渡為替契約（純資産の0.0%）

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価(損) (米ドル)	未実現 純評価 益/(損) (米ドル)
NZD	Citibank N.A.	7,218,388	10/13/2020	USD	4,847,214	-	(75,830)	(75,830)

トルコ・リラ・コース 2020年9月30日現在未決済の先渡為替契約（純資産の(0.1)%）

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価(損) (米ドル)	未実現 純評価 益/(損) (米ドル)
TRY	Citibank N.A.	110,523,064	10/13/2020	USD	14,656,318	-	(340,915)	(340,915)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

南アフリカ・ランド・コース 2020年9月30日現在未決済の先渡為替契約（純資産の0.0%）

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価(損) (米ドル)	未実現 純評価 益/(損) (米ドル)
ZAR	Citibank N.A.	80,251,592	10/13/2020	USD	4,826,309	-	(21,783)	(21,783)

2020年9月30日現在未決済の集中清算されるスワップ契約に関して現金294,633米ドルがファンドに受領され、清算ブローカーに保有されていた。

2020年9月30日現在未決済の集中清算されるクレジット・デフォルト・インデックス・スワップ契約（純資産の0.1%）

通貨	取引相手	想定元本	信用プロテク ション	参照組織	固定金利 受取/ (支払)	満期日	プレミアム 支払額/ (受取額) (米ドル)	未実現 評価益 /(損) (米ドル)	公正価値 (米ドル)
USD	Citibank N.A.	20,150,000	Sell protection	Markit CDX North America	1.000%	06/20/2025	(396,230)	549,745	153,515
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	3,760,000	Sell protection	Markit CDX North America	5.000%	12/20/2025	161,000	1,784	162,784
							(235,230)	551,529	316,299

2020年9月30日現在未決済の集中清算される金利スワップ契約（純資産の0.0%）

通貨	取引相手	想定元本	変動金利	固定金利 受取/ (支払)	満期日	プレミアム 支払額/ (受取額) (米ドル)	未実現 評価益 /(損) (米ドル)	公正価値 (米ドル)
USD	BNP Paribas S.A.	3,000,000	1 Day Overnight Federal Funds Effective Rate	0.150%	08/17/2025	314	1,911	2,225
						314	1,911	2,225

2020年9月30日現在未決済の店頭取引トータル・リターン・スワップ契約（純資産の(0.0)%）

通貨	取引相手	想定元本	対象 インデックス	金利	満期日	プレミアム 支払額/ (受取額) (米ドル)	未実現 評価益 /(損) (米ドル)	公正価値 (米ドル)
USD	BNP Paribas S.A.	11,860	iShares IBXX High Yield Corp	0.457%	10/30/2020	-	(16,146)	(16,146)
						-	(16,146)	(16,146)

2020年9月30日現在未決済のリバース・レボ契約（純資産の(0.5)%）

取引相手	元本金額	通貨	金利	満期日	借入額 (米ドル)	リバース・レボ契約 に係る未払金 (米ドル)
Bank of Montreal	(1,486,005)	USD	0.23%	11/16/2020	(1,486,005)	(1,486,166)
					(1,486,005)	(1,486,166)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

デリバティブの価値

以下の表に、潜在的なネットティング契約を含む、ファンドのデリバティブ・ポジションの要約を示す。デリバティブの詳細情報については、本財務書類の注記2の「デリバティブ」のセクションおよび注記4の「市場リスク、信用リスクおよび戦略リスク」のセクションを参照のこと。

(単位：米ドル)

		デリバティブ	デリバティブ			
	取引相手	資産の価値	負債の価値	担保受入*	担保差入*	純額**
店頭取引デリバティブ						
先渡為替契約	Bank of America N.A.	136,619	-	(136,619)	-	-
	Barclays Bank PLC	22,933	-	-	-	22,933
	Citibank N.A.	228,006	(579,204)	-	-	(351,198)
	Goldman Sachs Group, Inc.	358,257	(43,752)	(314,505)	-	-
	JP Morgan Chase N.A.	82,428	(12,846)	(69,582)	-	-
	Morgan Stanley Capital Service	57,822	-	-	-	57,822
合計		886,065	(635,802)	(520,706)	-	(270,443)
スワップ契約	BNP Paribas S.A.	-	(16,146)	-	-	(16,146)
合計		-	(16,146)	-	-	(16,146)

* 実際に受入または差入を行う担保がある場合、上表に開示されている金額を上回る可能性がある。

** 純額は、債務不履行時における取引相手からの未収金/(への未払金)を表す。同一の法的契約に基づく同一の法的企業との取引間での相殺は認められる。

リバース・レボ契約の価値

以下の表に、潜在的なネットティング契約を含む、ファンドのリバース・レボ契約のポジションの要約を示す。リバース・レボ契約の詳細情報については、本財務書類の注記2および注記4の「リスク要因」のセクションを参照のこと。

(単位：米ドル)

	取引相手	リバース・レボ		担保受入*	担保差入*	純額**
		契約の価値				
リバース・レボ契約	Bank of Montreal	(1,486,005)	-	(1,486,005)	-	-
合計		(1,486,005)	-	(1,486,005)	-	-

* 実際に受入または差入を行う担保がある場合、上表に開示されている金額を上回る可能性がある。

** 純額は、債務不履行時における取引相手からの未収金/(への未払金)を表す。同一の法的契約に基づく同一の法的企業との取引間での相殺は認められる。

通貨の略称

AUD - 豪ドル
 EUR - ユーロ
 GBP - 英ポンド
 ILS - イスラエル・新シェケル
 JPY - 日本円
 NZD - ニュージーランド・ドル
 TRY - トルコ・リラ
 USD - 米ドル
 ZAR - 南アフリカ・ランド

添付の注記は、本財務書類の一部である。

[次へ](#)

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

財務書類に対する注記
2020年9月30日に終了した会計年度

1. 組織

ダイワ債券コア戦略ファンド（以下「ファンド」という。）は、ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドであり、インタートラスト・トラスティ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン）（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書および2015年8月7日付の追補信託証書に従い設定された。トラストはケイマン諸島で設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストであり、ファンドは2015年9月9日に運用を開始した。

ファンドは、豪ドル・コース、日本円ヘッジコース、日本円ヘッジなしコース、NZドル・コース、トルコ・リラ・コース、米ドル・コース、および南アフリカ・ランド・コースの7つの受益証券コースを提供している。すべてのコースは米ドルで販売、買戻しおよび分配を行う。各コースは類似する資産プールに投資する。各コースの通貨は米ドルに対してヘッジされるが、日本円ヘッジなしコースおよび米ドル・コースではヘッジは行われず。将来、別のコースの受益証券が発行される可能性がある。

ファンドの投資目的は、広範な確定利付証券市場の中で相対的に高い収益をもたらす仕組債および社債を含む、しかしこれらに限定されない様々な確定利付証券に投資することである。主に米ドル建確定利付証券への投資を通じて、当期収益と資本増価の組合せにより、総合利回りの最大化を追求する戦略である。

ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）会計基準コード化体系トピック946「金融サービス - 投資会社」の投資会社に関する会計および報告指針に従っている。

ファンドの投資運用会社は、グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「投資運用会社」という。）である。

2. 重要な会計方針

ファンドの財務書類には、2019年10月1日から、ファンドの会計年度末日である2020年9月30日までの期間が反映されている。

以下は、ファンドが米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務書類の作成では、経営者に、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定 ファンドの各受益証券の純資産価額は、各受益証券コースに帰属するファンドの純資産価額（「純資産価額」とは、資産合計から未払報酬や費用を含む負債を差し引いた価額である。）をその時点で発行済である各コース受益証券の合計口数で除して計算される。ファンドの純資産価額は、日本およびニューヨークのそれぞれにおいて銀行が業務を行い、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品ディーラーが業務を行い、および/または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一または複数の日（以下「営業日」という。）に毎日計算される。

米ドル以外のすべての通貨建資産（該当する場合）の価額は、承認された独立の価格形成サービスから入手した適切な直物レートをを用いて米ドル相当額に換算される。

(B) 有価証券評価 純資産価額の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券の主たる市場である取引所で直近に報告された売却価格に基づいて決定されるが、売却が報告されていない場合は、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立の価格形成サービスから入手した相場に基づき決定される。独立の価格形成サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資もしくは有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用する。満期までの期日が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。

機能通貨以外の通貨で当初評価される投資は、価格形成サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関連して通貨価値の変動により影響を受ける可能性がある。米国外の市場で取引される有価証券または機能通貨以外の通貨建の有価証券の価値は、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）の休業日に重要な影響を受ける可能性があり、純資産価額は、投資者が受益証券の購入、買戻請求または交換を行うことができない日に変動することがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、投資運用会社が誠実に決定した公正価値で評価される。投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能ではない一部の有価証券または投資は、投資運用会社が策定したガイドラインに従って、他の有価証券または指標を参照して評価されることがある。

市場相場が容易に入手可能でないと考えられる状況とは、最新のまたは信頼性の高い市場ベースのデータ（売買情報、売り／買い呼び値の情報、ブローカー気配値等）がない状況であり、これには、関連する市場の営業終了後であるが、NYSEの営業終了前にファンドの有価証券または資産の価値に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合が含まれる。また、特別な事情によって有価証券の取引が行われている取引所または市場で終日取引が行われず、他の市場価格も入手できないといった場合も、市場相場が容易に入手可能でないと考えられる。投資運用会社またはその代理人は、ファンドの有価証券または資産の価値に重要な影響を及ぼす可能性のある重要な事象をモニターし、かかる重要な事象に照らして該当する有価証券または資産の価値の再評価を実施するべきかどうかを判断する責任を負っている。

ファンドが純資産価額の決定に公正価値による価格形成を利用する場合、有価証券の価格はその有価証券が取引されている主たる市場からの相場ではなく、投資運用会社またはその指示を受けて行動する者が公正価値を正確に反映していると考え他の方法によって設定される。公正価値による価格形成では、有価証券の価値に関する主観的な判断が必要となることがある。ファンドの純資産価額の計算が最終的に価格形成時点の有価証券の価値を公正に反映しているようにすることがファンドの方針であるが、ファンドは、投資運用会社またはその指示を受けて行動する者が決定した公正価値が、ファンドが価格形成時点で（たとえば、強制売却または清算売却において）有価証券を売却した場合にその有価証券について入手できる価格を正確に反映していると保証することはできない。ファンドが使用する価格は、有価証券が売却された場合に実現するであろう価値と異なる場合があり、その差額は財務書類にとって重大なものとなりうる。

公正価値測定 ファンドは、米国GAAPに基づく公正価値の測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーによって投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値ヒエラルキーは以下の通りである。

- ・ レベル1 - 公正価値測定が、同一の資産または負債の活発な市場における公表価格（未調整）から派生したもの。
- ・ レベル2 - 公正価値測定が、資産または負債の直接的（価格）または間接的（価格から派生）に観察可能な、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットから派生したもの。
- ・ レベル3 - 公正価値測定が、観察可能な市場データに基づくものでない資産または負債に関するインプット（観察不能なインプット）を含む評価手法から派生したもの。

インプットは様々な評価技法を適用する際に用いるものであり、概して、市場参加者が評価に係る意思決定に利用する仮定（リスクに関する仮定を含む）を指す。インプットには、価格情報、具体的で広範なクレジット・データ、流動性の統計値およびその他の要素が含まれる。公正価値ヒエラルキー内の金融商品のレベルは、公正価値測定にとって重要なインプットの最も低いレベルに基づく。ただし、何を「観察可能」とするかの決定には、投資運用会社による重要な判断が必要となる。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性が高く検証可能であり、専有されておらず、該当する市場に活発に関連している独立したソースから提供される市場データを観察可能なデータとみなしている。ヒエラルキー内の金融商品の区分は、その金融商品の価格形成の透明性に基づくものであり、投資運用会社がその金融商品について認識しているリスクに必ずしも一致するものではない。

重要な観察不能なインプットを用いた公正価値評価について、米国GAAPでは、期中における公正価値ヒエラルキーのレベル3へおよびレベル3からの振替、ならびにレベル3の資産および負債の購入および発行を開示することが求められている。さらに、米国GAAPでは、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される資産または負債の公正価値の決定に用いられた重要な観察不能なインプットに関する定量的情報についても求められている。米国GAAPの要求事項に準拠して、公正価値ヒエラルキーおよび重要な観察不能なインプットの詳細がファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれている。

投資 価値が活発な市場における相場市場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、一般に、上場普通株式が含まれる。こうした金融商品の公表価格は、ファンドが多額のポジションを保有しており、売却によって公表価格に相当の影響が及ぶといった状況においても調整されない。

活発でないといみなされる市場で取引されているが、公表市場価格、ディーラー気配値または観察可能なインプットによる裏付けのある代替的な他の価格形成ソースに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。これらには一般に、社債、投資適格社債およびソブリン債が含まれ、一部の先物および先渡取引が含まれることもある。レベル2の投資には活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限が課されているポジションが含まれるため、通常、入手可能な市場情報に基づく非流動性および/または譲渡不可能なことを反映するように評価額が調整されることがある。

レベル3に分類される投資は、取引の頻度が低いために重要な観察不能なインプットを含んでいる。レベル3の投資には、プライベート・エクイティおよび特定の社債が含まれることがある。これらの有価証券についての観察可能な価格を入手できないため、公正価値の算出には評価技法が使用される。

デリバティブ ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で、デリバティブを使用することがある。ヘッジは、ファンドがデリバティブを使用してファンドの他の保有高に伴うリスクを相殺する戦略である。ヘッジは損失を軽減することができるが、市場がファンドの予想と異なる動きをした場合やデリバティブのコストがヘッジの利益を上回る場合は、利益が減少もしくは消滅し、または損失が生じることもある。ヘッジにはデリバティブの価値の変動がファンドの予想するヘッジ対象の保有高の価値の変動と一致しないリスクもあり、この場合、ヘッジ対象の保有高に係る損失が減少せずに増加することもある。ファンドのヘッジ戦略によってリスクが軽減する、またはヘッジ取引が利用できる、もしくはコスト効率が良くなるという保証はない。ファンドにはヘッジの利用が要求されておらず、ヘッジを利用しないことを選択することもできる。ファンドがデリバティブに投資した場合、投資した元本金額を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合にファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

デリバティブには、上場デリバティブや店頭で個別に取引されるものがある。先物契約や上場オプション契約等の上場デリバティブは通常、活発に取引されているとみなされるかどうかによって、公正価値ヒエラルキーのレベル1またはレベル2に分類される。

先渡為替契約およびスワップ契約を含む店頭取引デリバティブは、入手可能であり信頼性が高いとみなされる場合には、取引相手、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値等の観察可能なインプットを用いて評価される。評価モデルが使用される場合、店頭取引デリバティブの価値は、当該金融商品の契約条項および内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に影響される。かかるインプットには参照証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブ、ボラティリティの度合い、期限前償還率およびかかるインプットの相関関係が含まれる。一般的な先渡為替契約やスワップ契約等の一部の店頭取引デリバティブは通常、市場データによる裏付けが可能なインプットを有しているため、レベル2に分類される。

これらの店頭取引デリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低い店頭取引デリバティブの評価では、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、投資運用会社は観察可能なインプットを反映してレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットが重要であるため、レベル3に反映される。

以下は、ファンドの金融商品の評価に際して2020年9月30日現在で使用されたインプットに基づく公正価値評価の要約である*。

（単位：米ドル）

資産：	（未調整） 同一の投資の 活発な市場に おける 公表価格 （レベル1）	重要なその他の 観察可能な インプット （レベル2）	重要な 観察不能な インプット （レベル3）	公正価値 2020年 9月30日現在
アセット・バック証券				
バルバドス	-	584,469	-	584,469
バーミューダ	-	6,317,673	-	6,317,673
ケイマン諸島	-	38,909,468	-	38,909,468
米国	-	66,705,105	-	66,705,105
銀行ローン				
カナダ	-	759,690	-	759,690
ケイマン諸島	-	598,485	-	598,485
ドイツ	-	149,036	-	149,036
ルクセンブルク	-	782,600	-	782,600
英国	-	482,637	-	482,637
米国	-	14,975,237	-	14,975,237
社債				
オーストラリア	-	3,450,180	-	3,450,180
カナダ	-	2,005,124	-	2,005,124
フランス	-	408,830	-	408,830
ガーンジー	-	1,055,910	-	1,055,910
アイルランド	-	209,000	-	209,000
ルクセンブルク	-	210,000	-	210,000
多国籍企業	-	1,616,793	-	1,616,793
オランダ	-	208,440	-	208,440
英国	-	10,064,137	-	10,064,137
米国	-	124,112,569	42,399	124,154,968
政府債				
米国	-	76,733,365	-	76,733,365
地方債				
米国	-	5,704,188	-	5,704,188
優先株式				
米国	2,946,636	-	-	2,946,636
買建キャップ・オプション				
米国	-	958,320	-	958,320
短期投資				
定期預金	-	8,065,333	-	8,065,333
投資合計	2,946,636	365,066,589	42,399	368,055,624

デリバティブ**

資産				
先渡為替契約	-	886,065	-	886,065
集中清算されるスワップ 契約	-	553,440	-	553,440
負債				
先渡為替契約	-	(635,802)	-	(635,802)

店頭取引スワップ契約	-	(16,146)	-	(16,146)
------------	---	----------	---	----------

- * 有価証券のカテゴリの詳細情報については「投資有価証券明細表」を参照のこと。
- ** デリバティブには、先渡為替契約およびスワップ契約に係る未実現評価益（損）が含まれている。

2020年9月30日に終了した会計年度において、ファンドについて、重要な観察不能なインプット（レベル3）を用いて公正価値評価する購入、発行および振替はなかった。

レベル3の有価証券は、ブローカーの算定する価格に基づき評価される社債のポジションである。

(C) 有価証券取引および投資収益 財務報告の目的上、有価証券取引は約定日に計上される。発行日取引または特約日受渡取引により購入または売却された有価証券は、約定日から1か月以上後に決済されることがある。有価証券の売却による実現損益は個別原価法に基づき計上される。受取利息は、ディスカウントおよびプレミアムの償却額を調整して、発生主義に基づき計上される。配当収益は配当落ち日に計上される。投資収益は源泉徴収税控除後の金額で計上される。回収が見込めない有価証券については、クーポン収入は認識されない。モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券のペイダウン損益がある場合には、受取利息の構成要素として損益計算書に計上される。その他収益には、定期預金の受取利息が含まれることがある。

(D) 費用 費用は発生主義に基づき計上される。ファンドは報酬および費用を負担する。これらは、管理事務代行および会計報酬、資産保管報酬、名義書換事務代行報酬、販売報酬、投資運用報酬、監査報酬ならびにファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない。

(E) 特約日受渡取引 ファンドは、特約日受渡基準で有価証券を購入または売却することがある。当該取引は、事前に決めた価格または利回りで有価証券を購入または売却するというファンドのコミットメントを伴うものであり、支払および受渡は慣習的な決済期間を超えて行われる。特約日受渡取引において購入が未決済の場合、ファンドは、購入価格に見合った十分な金額の流動性資産を区分する。

特約日受渡基準で有価証券を購入する場合、ファンドは価格や利回りの変動リスクを含む有価証券の所有に伴う権利とリスクを引き受け、純資産価額を算定する際にかかる変動を考慮する。ファンドは、特約日受渡契約を締結後に処分または条件変更を行うことがあり、その結果、キャピタルゲインまたはキャピタルロスが生じる可能性がある。ファンドが特約日受渡基準で有価証券を売却する場合、当ファンドに当該有価証券に関する将来の損益が発生することはない。2020年9月30日現在において未決済の特約日受渡取引は、投資有価証券明細表に記載されている。

(F) 分配方針 受託会社は、管理会社の指示により、分配日に終了する各期間（分配日を含む）（以下「分配計算期間」という。）に関して受益者に分配を支払う。管理会社は通常、各分配計算期間に対応するファンドの債券ポートフォリオの満期利回り、その他の手数料、経費および費用、ならびにヘッジコースの場合には適用されるヘッジ通貨と米ドルとの金利差を含むがこれらに限定されない要素を考慮に入れた上で分配額を決定する。ただし、特定の分配計算期間について分配が行われない場合もある。管理会社は、分配を収益ならびに実現および未実現利益から支払うよう努めている。しかし、分配は関連する受益証券コースに帰属する資本から支払われることがある。

2020年9月30日に終了した会計年度に公表され、支払われた分配は以下の通りである。

（単位：米ドル）

受益者への分配	金額
豪ドル・コース	36,050
日本円ヘッジコース	152,781
日本円ヘッジなしコース	3,930,600
NZドル・コース	25,506
トルコ・リラ・コース	2,038,704
米ドル・コース	56,447
南アフリカ・ランド・コース	253,845
分配合計	6,493,933

(G) 現金および外国通貨 ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである。為替レートの変動によって生じた通貨の保有高ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益、ならびに収益および費用は、各取引日および報告日にそれぞれ換算される。有価証券への投資およびデリバティブに係る為替レートの変動による影響額は、損益計算書上でかかる有価証券の市場価格および価値の変動による影響額と区別せず、実現および未実現純損益に含まれている。

(H) 定期預金 ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「資産保管会社」という。）を通じて、投資運用会社が決定した1社または複数の適格な預託機関の翌日物定期預金に余剰現金残高を預け入れている。これらはファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(I) レボ契約 投資運用会社は、ファンドのために、レボ契約を締結し、有価証券の貸借を行うことができる。投資運用会社は、ファンドのためにレボ契約を締結する場合、金融機関に有価証券を「売却」し、当該有価証券を金融機関が支払った金額に交渉で決定した利息額を加算した金額で、相互に合意した日に買戻すことに合意する。レボ契約の利用には一定のリスクが伴う。レボ契約に基づくファンドのための投資運用会社への有価証券の売り手が、破産その他の理由により、対象有価証券の買戻義務を履行できない場合、当該有価証券の流動化におけるコストの発生または遅延に直面することになり、実現額が当該有価証券の買戻価格に合意した利息額を加算した金額を下回る場合、損失が発生する可能性がある。売り手が破産した場合、投資運用会社は、ファンドのために対象有価証券の利息を稼得できない、または対象有価証券を処分する能力が制限される可能性がある。レボ契約の取引相手が支払不能に陥った場合、ファンドのために投資運用会社に支払われるべき買戻価格の回収が遅延する可能性がある。2020年9月30日現在、ファンドはいかなるレボ契約も保有していなかった。

(J) 先渡為替契約 ファンドは、ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関連する通貨エクスポージャーのヘッジを目的とした有価証券の予定購入もしくは売却の決済に関連して、または投資戦略の一環として、先渡為替契約を締結することがある。先渡為替契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。先渡為替契約の公正価値は、先渡為替レートの変動に応じて変動する。先渡為替契約は日々時価評価され、ファンドは公正価値の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映されている未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ファンドはまた、投資者のために為替リスクのヘッジ目的で先渡為替契約を締結することも認められている。コース固有の為替契約によって生じた損益は、それぞれのコースに配分される。2020年9月30日現在において未決済の先渡為替契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(K) 先物契約 ファンドは先物契約を締結することがある。ファンドは、証券市場または金利や通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理するために、先物契約を利用することがある。先物契約の利用に伴う主なリスクは、ファンドが保有する有価証券の市場価値の変動と先物契約の価格との間の相関関係が不完全

であること、市場の流動性が低い可能性、取引相手が契約条件を履行できないことである。先物契約は、日々の公表清算価格に基づいて評価される。先物契約を締結する際に、ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金要件に従い、現金または米国政府債および政府機関債を先物ブローカーに預託することが求められる。先物契約は日々時価評価され、先物契約に係る適切な未実現評価益／（損）は資産および／または負債として資産負債計算書に計上される。損益は認識されるが、契約が満了または終了するまでは実現したとはみなされない。2020年9月30日現在において未決済の先物契約はなかった。

(L) スワップ契約 ファンドは、金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含むがこれらに限定されないスワップ取引に投資することがある。スワップ契約には、店頭取引市場において個別に組成されるもの（以下「店頭取引スワップ」という。）と、公認商品取引所等の多角的取引施設プラットフォームまたはその他の取引施設プラットフォームにおいて実行されるもの（以下「集中清算されるスワップ」という。）がある。ファンドは、信用リスクおよび金利リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト・スワップおよび金利スワップ契約を締結することがある。有価証券または現金は、債務不履行または破産／支払不能に陥った際に価値のある資産および償還請求権を提供するために、各スワップ契約の条項に従って担保または証拠金として識別される。

スワップは、入手可能な範囲において、第三者ベンダーや公認商品取引所により提供された評価額、またはマーケット・メーカーから入手した相場に基づき、日々時価評価される。時価に変動が生じる場合には、損益計算書に未実現評価益（損）の純変動の構成要素として反映される。集中清算されるスワップの評価額に日々の変動がある場合は、資産負債計算書に評価額の変動に係る未収金または未払金（以下「変動証拠金」という。）として適宜計上される。市場相場が容易に入手可能ではなく、スワップがいずれの評価方法でも評価できない場合、スワップの価値は投資運用会社が誠実に決定する。

クレジット・インデックスに係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、特定のリターンを受領する権利と引換えに、クレジット・インデックスを構成する参照組織の全部または一部の評価の切下げ、元本割れ、利払い遅延または債務不履行が生じた場合に、一方の当事者による他方の当事者への一連の支払いの実行を伴うものである。クレジット・インデックスとは、クレジット市場全体のうちの一部を示すように設計された、信用手段またはエクスポージャーの一覧である。これらのインデックスは、インデックスのセクターに基づくクレジット・デフォルト・スワップ市場において最も流動性の高い組織となるようにディーラーの調査結果によって決定された参照クレジットから組成される。インデックスの構成要素は、それぞれのセクターにおける投資適格証券、ハイ・イールド証券、資産担保證券、エマージング・マーケット、および／または様々な信用格付けに係るクレジット・デフォルト・スワップを含むが、これらに限定されない。クレジット・インデックスは、固定スプレッドと標準的な満期日を含む標準的な条件が付されたクレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは、インデックスを構成する全銘柄を参照しており、債務不履行が生じた場合、当該銘柄のインデックスにおけるウェイトに基づいて、信用事由は解消される。インデックスの構成要素は、定期的（通常6ヶ月毎）に変更され、大部分のインデックスについて、各銘柄は当該インデックス内で同等のウェイトを有している。2020年9月30日現在において未決済のクレジット・デフォルト・インデックス・スワップ契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

金利スワップ契約は、ファンドによる他の当事者との利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換（想定元本に係る変動金利による支払額と固定金利による支払額との交換等）を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。（ ）プレミアムと引換えに、一方の当事者が他方の当事者に特定の金利、すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、（ ）プレミアムと引換えに、一方の当事者が他方の当事者に特定の金利、すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、（ ）決められた最小または最大レベルを超える金利変動からの防御目的で一方の当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、（ ）取引相手がスワップ取引全体を満了日までの所定の日時までゼロ・コストで終了することができるコーラブル金利スワップ、（ ）金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークの差異（すなわちスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または（ ）異なる金融市場に基づいて、2当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。2020年9月30日現在において未決済の金利スワップ契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

トータル・リターン・スワップは通常、スワップ期間中に、特定の参照証券、証券指数または指数の構成要素に関して、一方の当事者がプラスのリターンを支払う義務を負い、もう一方の当事者がマイナスのリターンを支払う義務を負う2当事者間の契約である。トータル・リターン・スワップ契約は日々時価評価され、変動があれば、損益計算書にスワップ契約に係る未実現評価益／（損）の純変動として計上される。トータル・リターン・スワップは通常、有価証券やその他の原資産の受渡を伴わない。トータル・リターン・スワップ契約の取引相手が債務不履行に陥った場合、ファンドの損失リスクは、ファンドが契約上受け

取る権利を有する、取引相手からの正味支払額で構成される。ロングのトータル・リターン・スワップ契約を利用する場合、ファンドは、資産負債計算書に表示された金額を上回る損失リスクにさらされる。ショート・トータル・リターン・スワップ契約を利用する場合、ファンドは無制限の損失の対象となる。定期的にファンドが受け取る（支払う）金額は、損益計算書にスワップ契約に係る実現純利益／（損失）として計上される。2020年9月30日現在において未決済のトータル・リターン・スワップ契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(M) オプション契約 ファンドは、保有しているまたは投資する可能性のある有価証券およびデリバティブに係るコール・オプションおよびプット・オプションの売り手である。プット・オプションの売りにより、原資産である金融商品に対するファンドのエクスポージャーは増加する傾向にある。コール・オプションの売りにより、原資産である金融商品に対するファンドのエクスポージャーは減少する傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売る時点で受領したプレミアムと同額が負債に計上され、その後、売建オプションの現在の価値を反映するために時価評価される。当該負債は未行使の売建オプションとして資産負債計算書に反映される。オプションの売りによって受領したプレミアムは、当該オプションが失効した時点で実現利益として会計処理される。オプションの売りによって受領したプレミアムは、当該オプションが行使または決済された時点で、原資産である先物、スワップ、証券もしくは通貨取引に係る収入額に加算されるか、または支払額と相殺され、実現損益が確定される。一部のオプションの売りでは、プレミアムが将来において決定される。オプションの売り手であるファンドは、原資産である金融商品の売却（コール）もしくは購入（プット）について管理しておらず、このため売建オプションの原資産である金融商品の価格が思わしくない方向に変動するかもしれないという市場リスクを負っている。ファンドには、市場の非流動性により決済取引を行うことができないリスクがある。

ファンドは、プット・オプションおよびコール・オプションの買い手となることもある。コール・オプションの買いにより、原資産である金融商品に対するファンドのエクスポージャーは増加する傾向にある。プット・オプションの買いにより、原資産である金融商品に対するファンドのエクスポージャーは減少する傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは資産負債計算書に投資として計上され、その後、当該オプションの現在の価値を反映するために時価評価される。オプションの買いによって支払ったプレミアムは、当該オプションが失効した時点で実現損失として会計処理される。一部のオプションの買いでは、プレミアムが将来において決定される。これらのオプションのプレミアムは、特定の期間におけるインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づいている。プット・オプションおよびコール・オプションの買いに関連するリスクはプレミアムの支払額を上限とする。オプションの買いにより支払ったプレミアムは、当該オプションが行使または決済された時点で、原資産である投資取引に係る支払額に加算されるか、または収入額と相殺され、原資産である投資取引の売却時に実現損益が確定される。2020年9月30日現在において保有しているオプション証券は、投資有価証券明細表に記載されている。

(N) モーゲージ・バック証券 ファンドはモーゲージ・バック証券に投資することがある。モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券（以下「CMO」という。）、商業用モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、CMOレジデュアル、ストリップ型モーゲージ・バック証券（以下「SMBS」という。）、ならびに直接的もしくは間接的な不動産モーゲージ・ローンに対する参加持分を示している、または当該ローンを担保および支払源としているその他の証券が含まれる。ファンドは米国政府機関によって発行または保証されているモーゲージ・バック証券およびCMOにのみ投資することがある。

一部のモーゲージ・バック証券の価値は、実勢金利の変動による影響を特に大きく受ける可能性がある。一部のモーゲージ関連証券に関して元本が早期返済された場合、元本再投資によるファンドの利回りが低下する可能性がある。金利が上昇すると、通常、モーゲージ関連証券の価値は低下するが、金利が低下した場合であっても、期限前償還条項のあるモーゲージ関連証券の価値は、他の確定利付証券ほどは上昇しない可能性がある。原資産であるモーゲージの期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、当該証券の満期までの実効期間が購入時の予想より短縮または延長される可能性がある。原資産であるモーゲージの期限前償還率が予想と異なりモーゲージ関連証券の満期までの実効期間が予想より長くなった場合、当該証券のボラティリティは拡大するものと予想される。当該証券の価値は、発行体の信用度についての市場の認識に応じて変動する可能性がある。また、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は通常、何らかの形式の政府または民間による保証、および／または保険による保証によって裏付けられているが、民間の保証会社または保険会社が債務を履行する確証はない。2020年9月30日現在において保有しているモーゲージ・バック証券は、投資有価証券明細表に記載されている。

(O) 米国政府機関または政府系企業 米国政府機関または政府系企業が発行した有価証券は、米国財務省によって保証されていない場合もある。米国政府が全額出資している連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。）は、米国政府の十分な信頼と信用に裏付けられており、GNMAが承認した機関により発行され、連邦住宅局または退役軍人省により保証されているモーゲージ・プールを裏付けとする有価証券の元本および利息について、期日通りの支払を保証する権限を与えられている。政府関連保証会社（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けがない）には、連邦抵当金庫（以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。）および連邦住宅金融抵当金庫（以下「FHLMC」または「フレディマック」という。）が含まれる。FNMAが発行したパススルー証券は、元本および利息の期日通りの支払についてFNMAによる保証はあるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは利息の期日通りの支払と最終的な元本の回収を保証しているが、当該参加証券には米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。2020年9月30日現在において保有している米国政府機関または政府系企業により発行された証券は、投資有価証券明細表に記載されている。

(P) 元本利息分離債 ファンドは、元本利息分離債（以下「ストリップス債」という。）に投資することがある。ストリップ証券とは、元本と利息のキャッシュ・フローを分離し、一方の商品が原証券から元本の全額を受け取り（「P0」または「元本のみ」という）、他方の商品が利息のキャッシュ・フローを受け取る（「I0」または「利息のみ」という）ように組成された金融商品である。これらの商品の価値、流動性および関連収益は金利の変動の影響を受けやすく、元本のみ証券は一般的に原証券よりも大きな実効デュレーションを示す。2020年9月30日現在において保有している米国ストリップス債は、投資有価証券明細表に記載されている。

(Q) ソブリン債 ファンドは主に新興国によって発行または保証されているソブリン債に投資することがある。ソブリン債への投資は、高度のリスクを伴うものである。ソブリン債の返済を管理する政府機関には、元本および／または利息の返済を条件通りに行う能力もしくは意向がないことがある。元本および利息を期日通りに返済する政府機関の意向または能力は、特に、キャッシュ・フローの状況、外貨準備金の程度、支払期日における十分な外貨の利用可能性、経済全体に対する債務返済負担の相対的規模、国際通貨基金に関する政府機関の方針、および政府機関に影響を及ぼし得る政治的制約により左右される可能性がある。政府機関は、債務の元本および利息を減少させるために、米国以外の政府、国際機関およびその他の国際的な組織による支援に頼る可能性もある。これらの政府、国際機関およびその他の国際的な組織による支払のコミットメントは、経済改革の実施および／または景気や当該債務者による適時返済が条件となっている場合がある。こうした改革が実施されない場合や、景気レベルが達成されない、または元本もしくは利息が期日通りに返済されない場合には、このような第三者による政府機関への資金貸付のコミットメントが取り消されることもあり、これにより当該債務者が期日通りに債務を返済する能力または意向はさらに損なわれる可能性がある。その結果、政府機関のソブリン債はデフォルトとなる可能性がある。

ソブリン債の保有者は、債務返済の繰延を認め、当該政府機関に追加の貸付を行うよう要請されることがある。政府機関がデフォルトした場合、当該債務を回収するための効果的な法律上の救済策はほとんどない、または全くない。

逼迫している市場（経済が行き詰っている国）への投資は、逼迫していない市場への投資よりも大きなリスクを伴う可能性があり、当該投資の価格はより不安定となる可能性がある。逼迫している市場における政治、社会または経済の変化は、ファンドの投資の市場価格および収益、ならびに当該金額を本国へ送り返すファンドの能力に甚大な影響を及ぼす可能性がある。2020年9月30日現在において保有しているソブリン債は、投資有価証券明細表に記載されている。

(R) アセット・バック証券 アセット・バック証券は、満期までの利回りおよび有利な金利で再投資する能力を低下させる延長リスク、拡大リスクおよび期限前償還リスクにさらされている。アセット・バック証券の原資産であるローンに期限前返済（債務者による任意の期限前返済ならびに債務不履行および抵当権実行による清算を含む）が発生する比率は、現在の金利、および経済、人口統計、税金、社会、法律その他の要因を含む、しかしこれらに限定されない様々な要因によって影響を受ける。期限前返済率が予想と異なる場合、アセット・バック証券への投資の平均利回りに悪影響を及ぼす可能性がある。一般的に、期限前返済は金利が下落すると増加し、金利が上昇すると減少する。特定のローン・プールの金利感応度は、ローンの返済状況や特定のクラスのアセット・バック証券に依拠しており、そのため、原資産であるモーゲージ・ローンからのキャッシュ・フローの配分に依拠している。これは、予想以上の利回りの低下（特に再投資に関して）または保有期間の長期化という問題を生じさせ、アセット・バック証券の期待収益率に悪影響を及ぼす可能性がある。特定の種類のアセット・バック証券には、非常に複雑な金利およびキャッシュ・フロー条項が含まれており、満期までの利回りおよび総合利回り、ならびに市場価値の両方に関して非常に変動が

大きい可能性がある。2020年9月30日現在のアセット・バック証券残高は、投資有価証券明細表に記載されている。

(S) 地方債 地方債は通常、米国の州および地方自治体、ならびにその機関、当局およびその他の補助機関により発行されている。地方債には、金利リスク、信用リスクおよび市場リスクがある。発行体の支払能力は、訴訟、法律もしくはその他の政治的事象または発行体の破産による影響を受ける可能性がある。2020年9月30日現在の地方債残高は、投資有価証券明細表に記載されている。

(T) 銀行ローン ファンドは、固定金利および変動金利のローンに投資することがあるが、投資の形態は通常、ローン・パーティシペーションやローン・パーティシペーションの一部割当であり、以下のローン商品を含む場合がある。2020年9月30日現在の銀行ローン残高は、投資有価証券明細表に記載されている。

シニアローン シニアローンは通常、様々な業界および地域において事業を運営している企業、パートナーシップおよびその他の事業体に提供される。シニアローンは通常、借入人の資本構造の最も上位のポジションを占め、特定の担保で保証されており、借入人の一般資産に対する請求権は借入人の劣後債務保有者や株主より上位である。借入人は通常、シニアローンによる収入をレバレッジド・パイアウト、資本再構成、合併、買収および株式買戻しの資金として利用しているが、それより少ない金額を内部的成長やその他の企業目的にも利用している。シニアローンの金利は通常、基準貸出金利を参照し、プレミアムを加算して、日次、月次、四半期毎または半年毎に決定される。これらの基準貸出金利は通常、LIBOR、1つもしくは複数の主要な米国の銀行により提示されるプライム・レート、または譲渡性預金金利もしくは商業貸付会社が使用するその他の貸出基準金利である。かかる投資の質は通常、投資適格を下回る。

第二順位担保権付ローン 第二順位担保権付ローンは、公的および民間の企業ならびにその他の非政府機関および発行体が様々な目的で借入れるローンである。第二順位担保権付ローンは、関連する借入人の1つまたは複数のシニアローンに次いで返済される。第二順位担保権付ローンは通常、第二順位の担保権または当該ローンに基づく借入人の債務を保証する特定の担保に対する抵当権で保証されており、通常はシニアローンと同様の保護および権利が付されている。第二順位担保権付ローンの返済の優先順位は、関連する借入人のシニアローン以外の債務には劣後しない（劣後しない条件になっている）。シニアローン同様に、第二順位担保権付ローンにも、通常、調整可能な変動金利が付されている。第二順位担保権付ローンの返済順位はシニアローンの次であるため、投資リスクはより高いが、この追加的リスクを反映して利率も高いことが多い。かかる投資の質は通常、投資適格を下回る。返済順位が劣後することを除けば、第二順位担保権付ローンの特徴およびリスクの多くは上記のシニアローンに類似している。

その他の担保付ローン シニアローンおよび第二順位担保権付ローンを除くその他の担保付ローンは、公的および民間の企業ならびにその他の非政府機関および発行体が様々な目的で借入れるローンである。かかる担保付ローンの返済順位は、借入人の1つまたは複数のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに劣後する。かかる担保付ローンは通常、優先度の低い担保権または当該ローンに基づく借入人の債務を保証する特定の担保に対する抵当権で保証されており、通常はシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに劣後する保護および権利が付されている。担保付ローンは、将来において借入人がより上位の債務を借入れた場合、それに返済順位が劣後する可能性がある。かかる担保付ローンには固定金利または調整可能な変動金利が付されることがある。かかる担保付ローンの返済順位は、借入人のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに劣後するため、投資リスクはシニアローンおよび第二順位担保権付ローンよりも高いが、この追加的リスクを反映して利率も高いことが多い。かかる投資の質は通常、投資適格を下回る。返済順位がさらに劣後することを除けば、かかる投資の特徴およびリスクの多くは上記のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに類似している。しかし、かかる担保付ローンの返済順位は、借入人のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに劣後するため、借入人の上位にある担保付債務の影響を考慮した場合、借入人のキャッシュ・フローおよびローンの担保となっている不動産が予定されている返済を行うのに不十分となる追加的リスクにさらされる可能性がある。また、かかる担保付ローンは、シニアローンおよび第二順位担保権付ローンに比べて価格のボラティリティが高いと予想されており、流動性が低い可能性がある。さらに、オリジネーターが、その他の担保付ローンにおける参加持分を売却できず、信用リスクのエクスポージャーが拡大する可能性もある。

無担保ローン 無担保ローンは、公的および民間の企業ならびにその他の非政府機関および発行体が様々な目的で借入れるローンである。無担保ローンの返済の優先順位は通常、借入人の担保付債務保有者よりも低い。無担保ローンには、担保権または当該ローンに基づく借入人の債務を保証する特定の担保に対する抵当

権による保証はない。無担保ローンの返済順位は、その条件に従い、シニアローン、第二順位担保権付ローンおよびその他の担保付ローンを含む、借入人のその他の債務に劣後する。無担保ローンには固定金利または調整可能な変動金利が付されることがある。無担保ローンは、借入人の担保付債務に劣後するため、投資リスクは担保付ローンよりも高いが、この追加的リスクを反映して利率も高いことが多い。かかる投資の質は通常、投資適格を下回る。返済順位が劣後し無担保であることを除けば、かかる投資の特徴およびリスクの多くは上記のシニアローン、第二順位担保権付ローンおよびその他の担保付ローンに類似している。

ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング与信枠 ファンドは、ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング与信枠を締結する、またはそれらへの参加持分を取得することがある。これらのコミットメントでは、貸出人は規定の期間において借入人の要求に応じて上限金額までの貸出を行うことに同意している。これらのコミットメントにより、ファンドは、投資の増額決定を自らは行わないような場合であっても（会社の財務状況により返済されない可能性が高い場合を含む）、投資の増額を求められる可能性がある。ファンドは、追加資金を貸出す義務を有している範囲において、当該義務を果たすのに十分な金額の分だけ、投資運用会社により流動性があると判断された資産を区分する、または「確保する」。

銀行ローンの利息に関連して、ファンドは、未実行銀行ローン利息を締結することがある（以下「コミットメント」という。）。これらのコミットメントに関連して、ファンドは通常、約定額の一定割合で設定されるコミットメント手数料を稼得する。かかる手数料は、損益計算書の受取利息に含まれ、コミットメントの期間にわたって比例配分で認識される。未実行銀行ローン利息は、日々時価評価され、未実現評価損益が資産負債計算書および損益計算書に計上される。2020年9月30日現在、ファンドにはいかなる未実行銀行ローン利息もなかった。

(U) リバース・レポ契約 ファンドは、マスター買戻契約（以下「MRA」という。）の条件に従ってリバース・レポ契約（以下「RVP」という。）を締結することがある。これによりファンドは有価証券を売却し、相互に合意した日付および価格で当該有価証券を買戻すことに合意する。ファンドは、リバース・レポ契約を締結する時点で、買戻価格と同等の価値を有する流動資産を資産保管会社における分別勘定に区分する。MRAおよびその他のマスター・アグリーメントに基づき、ファンドは、債務不履行時には、支払額および／または受取額と、保有する担保および／または取引相手への差入担保とを相殺し、ファンドへの純額支払もしくはファンドによる純額支払の1回で決済することを認められている。MRAの取引相手の債務不履行時には、ファンドは、当該取引相手が保有しているおよび／または当該取引相手へ差し入れている超過担保（買戻価格を超過する市場価値のある担保）について、無担保債権者とみなされる可能性があり、このため当該超過担保の返却が遅延するまたは否認される可能性がある。2020年9月30日に終了した会計年度において、リバース・レポ契約の平均残高は1,415,414米ドル、日次加重平均金利は0.18%であった。2020年9月30日現在、ファンドのリバース・レポ契約残高は、資産負債計算書に計上されているとおり、1,486,166米ドルであった。これらのレポ契約に関連する担保として、24ページ（訳者注：原文のページ）の投資有価証券明細表の脚注の最後に記載されているとおり、財務省証券が差し入れられていた。

(V) デリバティブ 会計基準コード化体系ASC 815-10-50は、デリバティブおよびヘッジ活動に関する開示を要求している。かかる基準は、a) 事業体がデリバティブを使用する方法および理由、b) デリバティブおよび関連するヘッジ対象の会計処理方法、ならびにc) デリバティブおよび関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローに及ぼす影響について開示することをファンドに要求している。

ファンドは、主にトレーディング目的で、先物および先渡為替契約を含む様々なデリバティブ取引を行うことがある。各デリバティブの主なリスク・エクスポージャーは、金利リスク、信用リスクまたは為替リスクである。これらのデリバティブの公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は損益計算書に実現利益（損失）または未実現評価益（損）の純変動として反映される。当年度において、ファンドのデリバティブ取引は先渡為替契約、金利スワップ契約、トータル・リターン・スワップ契約および買建キャップ・オプション契約で構成されていた。

以下は、リスク・エクスポージャー別に分類されるファンドのデリバティブの公正価値評価の要約である。

2020年9月30日現在の資産負債計算書上のデリバティブの公正価値
ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

（単位：米ドル）

計上科目	為替リスク*	金利リスク*	信用リスク*	株式リスク*	合計
デリバティブ資産					
買建キャップ・オプション**	-	-	-	958,320	958,320
先渡為替契約に係る未実現 評価益	886,065	-	-	-	886,065
スワップ契約に係る未実現 評価益	-	1,911	551,529	-	553,440
	<u>886,065</u>	<u>1,911</u>	<u>551,529</u>	<u>958,320</u>	<u>2,397,825</u>
デリバティブ負債					
先渡為替契約に係る未実現 評価損	(635,802)	-	-	-	(635,802)
スワップ契約に係る未実現 評価損	-	-	-	(16,146)	(16,146)
	<u>(635,802)</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(16,146)</u>	<u>(651,948)</u>

* 総額は、資産負債計算書の先渡為替契約およびスワップ契約に係る未実現評価益（損）に表示されている。当日の変動証拠金のみが資産負債計算書に計上されている。

** 買建キャップ・オプションは、資産負債計算書の「投資、公正価値」の項目に含まれている。

デリバティブが2020年9月30日に終了した会計年度の損益計算書に及ぼす影響

ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

（単位：米ドル）

計上科目	為替リスク	金利リスク	信用リスク	株式リスク	合計
運用の結果として認識された、 デリバティブに係る実現利益 (損失)					
有価証券への投資に係る実現 純損失**	-	-	-	(42,938)	(42,938)
先渡為替契約に係る実現純損 失***	(2,689,446)	-	-	-	(2,689,446)
スワップ契約に係る実現純利益	-	711,114	2,169,616	(13,225)	2,867,505
先物契約に係る実現純利益	-	-	-	213,083	213,083
	(2,689,446)	711,114	2,169,616	156,920	348,204
運用の結果として認識された、 デリバティブに係る未実現評価 益(損)の変動					
有価証券への投資に係る未実現 評価益の純変動****	-	-	-	466,144	466,144
先渡為替契約に係る未実現評価益 の純変動*****	1,031,852	-	-	-	1,031,852
スワップ契約に係る未実現評価益 の純変動	-	230,890	1,212,201	(7,267)	1,435,824
	1,031,852	230,890	1,212,201	458,877	2,933,820

** 買建キャップ・オプション契約に係る実現損失を示している。

*** 為替取引および先渡為替契約に係る実現利益（損失）として損益計算書に表示されている金額を含んでいる。

**** 買建キャップ・オプション契約に係る未実現評価益純額を示している。

***** 為替取引および先渡為替契約に係る未実現評価益（損）の純変動として損益計算書に表示されている金額を含んでいる。

2020年9月30日に終了した会計年度において、未決済の先渡為替契約の平均月次元本金額は以下の通りであった。

（単位：米ドル）

ファンド・レベル	34,938,000
豪ドル・コース	9,633,406
日本円ヘッジコース	38,803,332
NZドル・コース	4,438,291
トルコ・リラ・コース	17,624,748
南アフリカ・ランド・コース	4,804,117

2020年9月30日に終了した会計年度において、スワップ契約の平均月次想定元本は85,270,859米ドルであった。スワップ契約が保有された期間は当年度のうち12か月間であった。

2020年9月30日に終了した会計年度において、買建キャップ・オプション契約の平均月次想定元本は549,502米ドルであった。買建キャップ・オプション契約が保有された期間は当年度のうち12か月間であった。

2020年9月30日に終了した会計年度において、先物契約の平均月次想定元本は10,155,750米ドルであった。先物契約が保有された期間は当年度のうち2か月間であった。

ファンドは、特定の取引相手との、（店頭取引デリバティブおよび随時行われる外国為替取引を扱う）国際スワップデリバティブ協会のマスター・アグリーメントのようなマスターネットティング契約の当事者であ

る。マスターネットティング契約には、特に当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、債務不履行および契約の早期終了に関する条項が含まれる。

担保要件は、各取引相手とのファンドの正味ポジションに基づいて決定される。担保の形態は、ファンドと該当する取引相手の合意に基づき、現金または他の有価証券の場合がある。特定の取引相手については、マスター・アグリーメントの条項に従い、ファンドに供された担保（該当する場合）はファンドの資産保管会社が分別勘定にて保管し、売却または再担保差入が可能な金額については投資有価証券明細表に表示されている。ファンドが差し入れた担保（該当する場合）は、ファンドの資産保管会社によって分別保管され、投資有価証券明細表において特定される。2020年9月30日現在、担保として差し入れ／受領されている現金は、投資有価証券明細表に記載されている。

3．受益証券

2020年9月30日現在、すべての発行済受益証券は4受益者によって保有されていた。

(A) 受益証券の申込 受益証券は1口当たり純資産価額で各取引日に申し込むことができる。取引日とは、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一または複数の日をいう。受益証券の申込に関して、申込価格の3.00%（適用される消費税額を除く。）を上限とする申込手数料も課される。この申込手数料は日本において大和証券株式会社（以下「販売会社」という。）に支払われる。

(B) 買戻し 各受益者は、受益証券の全部または一部を、買戻価格（すなわち、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価額）で買い戻してもらうよう、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「管理事務代行会社」という。）に買戻通知を提出することができる。

提出された買戻請求は、管理会社が通常または特定の状況（英文目論見書に「買戻停止」として記載されている状況を含む）において別段の決定をしない限り、取消不能である。

買戻請求の提出は、買戻しを希望する特定コースの受益証券口数に関して行われる。各受益証券コースに関して、買戻日（各取引日および／または管理会社が受託会社と協議の上でファンドもしくはファンドの受益証券コースに関して随時決定するその他の単一または複数の日をいう。）における受益者1名当たりの最低受益証券買戻口数は1口以上であり、その後は1口の整数倍である。1口に満たない端数の受益証券の買戻しは行われない。

４．リスク要因

以下はファンドの投資に関する全体的なリスクの要約であるが、ファンドへの投資に内在するすべてのリスクの完全なリストではない。

(A) 市場リスクおよび選定リスク 市場リスクとは、ファンドが投資している１つまたは複数の市場の価値が下落するリスクであり、市場が急激かつ予想外に下落する可能性を含んでいる。選定リスクとは、投資運用会社が選定する有価証券のパフォーマンスが、市場、関連指数または同様の投資目的および投資戦略を有する他のファンドが選定する有価証券を下回るリスクである。

(B) 金利リスク 金利リスクとは、確定利付証券の価格が一般的に、金利が下落した場合に上昇し、金利が上昇した場合に下落するリスクである。長期証券の価格は短期証券の価格と比べて、一般的に金利変動に応じてより大きく変動する。短期または長期金利が急激に上昇する場合や投資運用会社の予測とは異なる方法で変動する場合、ファンドは損失を被ることがある。

(C) カウンターパーティのブローカー・リスク 先渡為替契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されていないために標準化されておらず、これらの市場では銀行およびディーラーが主幹となってそれぞれの取引を個別に交渉している。先渡および「現物」取引には、実質的に規制が課されていないため、日々の価格変動に上限がなく、投機ポジション制限が適用されない。先渡市場で取引を行う主幹には、同社が取引している通貨で継続的にマーケット・メイクすることが求められておらず、これらの市場では、場合によっては長期間にわたり流動性が低下することがある。市場の流動性低下または混乱によって、ファンドに多額の損失が生じる可能性がある。

ファンドまたはファンドの代理人が取引または投資を行う、銀行およびブローカー会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政難に陥りファンドに対するそれぞれの債務を履行できないことがある。そのような債務不履行は、ファンドに重大な損失をもたらす可能性がある。さらに、ファンドは、特定の取引を保証するためにカウンターパーティに担保を差し入れることがある。

ファンドは、個々のカウンターパーティとマスターネットティング契約を結ぶことにより、カウンターパーティの信用リスクに対するエクスポージャーの軽減に努めている。マスターネットティング契約により、ファンドは、カウンターパーティの信用の質が特定の規準を下回る場合に当該契約に基づくすべての取引を終了させる権利を得る。マスターネットティング契約により、各当事者は、相手方の債務不履行または契約の終了時点で、当該契約に基づくすべての取引を終了させ、個々の取引に基づく一方から相手方への支払額を相殺する権利を得る。店頭取引デリバティブに関連するカウンターパーティの信用リスクによるファンドの最大損失リスクは、通常、未実現評価益とカウンターパーティの未払金との合計額がカウンターパーティがファンドに差し入れた担保を超過する金額である。ファンドは、店頭取引デリバティブに関して、カウンターパーティのために、未決済のデリバティブ契約に係る個々のカウンターパーティの未実現評価益と同額以上の担保の差し入れを要求されることがある。ただし、一部の最低移転条項の制約を受けることがあり、そのような差入担保がある場合には、投資有価証券明細表において特定される。

(D) 信用リスク 信用リスクとは、有価証券の発行体が期日到来時に利息の支払または元本の返済ができないリスクである。発行体の信用格付の変更または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、ファンドのその発行体への投資の価値に影響を及ぼす場合がある。信用リスクの程度は、発行体の財政状態と債務の条件の両方によって影響される。

(E) 為替リスク ファンドが投資している有価証券およびその他の金融商品は、ファンドの機能通貨以外の通貨建である場合がある。そのため、外国為替レートの変動はファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性がある。一般に、ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して上昇した場合、その通貨価値の下落がファンドの機能通貨への換算に影響するため、他の通貨建の有価証券は価値が下落する。反対に、ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合、他の通貨建の有価証券の価値は上昇する。このリスクは一般に「為替リスク」として知られており、ファンドの機能通貨が強い場合には投資者に対するリターンが減少し、ファンドの機能通貨が弱い場合にはかかるリターンが増加する可能性があることを意味する。各種為替取引の利用により、ファンドまたはそのコースは、該当する場合、ファンドまたはコースのパフォーマンスに寄与するために特定の通貨のパフォーマンスの影響を受けることがある。投資運用会社が採用した為替プログラムが好成績を上げる保証はなく、ファンドまたはコースの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合は為替変動によってファンドまたはコースに損失が生じる可能性がある。さらに、ファンドまたはコースは、投資運用会社が策定した通貨戦略に関連する取引費用を負担することになる。

(F) 流動性リスク ファンドのすべての投資が上場または格付されることはないことから、流動性が低下する可能性がある。さらに、一部の投資保有高の積み増しおよび処分には多大な時間がかかることがあり、不利な価格で実施せざるを得ない場合がある。また、ファンドは、流動性低下につながる不利な市況によって、資産を公正な価格で処分することが困難になる場合もある。

買戻請求に対応する資金調達のためにファンドの投資を売却する場合、当該投資の市場規模や市場の傾向によってかかる売却が投資の時価に不利な影響を及ぼすことから、これらの投資を当初予想していた価格で売却できない可能性がある。このことから、受益証券1口当たり純資産価額が下落する可能性がある。

(G) 補償リスク ファンドへの投資には、いかなる政府、政府の機関もしくは補助機関、または銀行保証基金による保険も保証も付されていない。ファンドの受益証券は、銀行の預金または債券でもなく、銀行による保証または支援も受けておらず、受益証券への投資額は上方および/または下方に変動することがある。投資運用会社は安定した受益証券1口当たり純資産価額の維持に努めるものの、安定した受益証券1口当たり純資産価額の維持は保証されない。ファンドへの投資には、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクがある。

(H) 外国証券リスク 米国外の市場で取引される有価証券のパフォーマンスは、（常にではないものの）米国内で取引される有価証券とは異なることが多い。しかし、かかる投資には米国の投資には存在しない、ファンドが損失を被る可能性を増大させうる特別なリスクが伴うことが多い。特に、ファンドは、外国の取引所における投資者が少なく、日々取引される有価証券数が少ないためにファンドがかかる取引所で有益証券を売買することが困難になるリスクを負う。さらに、外国有価証券の価格は、米国内および/または投資者の居住法域で取引される有価証券の価格と比べて大きく上下することがある。

一部の外国市場の経済は、国民総生産の成長、資本の再投資、支払ポジションの余力および残高等の事項に関して、米国または投資者の居住法域の経済と比べて劣ることがある。一部の外国経済は、特定の業種または外国資本に著しく依存していることがあり、外交の展開、特定の単一または複数の国に対する経済制裁の実施、国際取引パターンの変化、貿易障壁およびその他の保護貿易政策または報復措置の影響を受けやすいことがある。外国市場への投資はまた、資本規制の実施、企業または産業の国有化、資産の収用または重税等の政府の措置により悪影響を受けることもある。さらに、一部の国の政府は、資本市場または特定の業種への外国投資を禁じるまたは重大な制限を課す場合がある。これらの措置のいずれも、有価証券の価格に多大な影響を及ぼすことがあり、外国有価証券を売買するファンドの能力またはファンドの資産もしくは収益をファンドが所在する法域もしくはファンドの資産が保管されている法域に返還するファンドの能力を損なう、またはファンドの運用に悪影響を及ぼすことがある。その他の潜在的な外国市場リスクには、外国為替管理、有価証券の価格形成の困難性、外国政府証券のデフォルト、外国裁判所における司法判断の実施の困難性ならびに政情不安および社会不安が含まれる。特定の外国において投資者が利用できる法的救済手段は、かかる投資者の居住法域において利用できる手段と比べて範囲が狭くなることがある。

(I) デリバティブ・リスク ファンドは、ファンドの投資のヘッジまたはリターンの向上の追求を目的としてデリバティブを使用することがある。デリバティブにより、ファンドは他の種類の金融商品よりも迅速かつ効率的にリスク・エクスポージャーを増加または減少させることができる。デリバティブは変動しやすく、以下を含む重要なリスクを伴う。

- ・ 信用リスク - デリバティブ取引における取引相手（取引の相手方当事者）がファンドに対する金融債務を履行できないリスク。
- ・ レバレッジ・リスク - 比較的小さい市場の動向が投資の価値を大きく変動させることがある、一部の種類の投資または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一部の投資または取引戦略により、当初の投資額を大きく超える損失が生じる可能性がある。
- ・ 流動性リスク - 一部の有価証券について、売主が希望する時期に、または売主がその有価証券に現在その価値があると考える価格で、売却することが困難または不可能となるリスク。

デリバティブは金融契約であり、その価値は原資産、参照金利または指数の価値に依拠するか、またはこれらの価値から派生する。ファンドは通常、原資産のポジションの代わりに、および／または金利リスクや為替リスクなどの他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために策定された戦略の一環としてデリバティブを用いる。ファンドはまた、レバレッジの目的でデリバティブを使用することもあり、その場合、デリバティブの使用にはレバレッジ・リスクが伴う。

ファンドがデリバティブを使用する場合、有価証券およびその他の伝統的な投資への直接投資に内在するリスクと異なるか、またはそれを上回る可能性のあるリスクが伴う。デリバティブには、このセクション内に別途記載されている、金利リスク、市場リスクおよび信用リスク等の様々なリスクがある。デリバティブには不当な価格形成または不適切な評価のリスクもあり、デリバティブの価値の変動が原資産、金利または指数と完全には相関しないリスクもある。ファンドがデリバティブに投資する場合、投資元本を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減することが有益である場合にファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

(J) 社債 ファンドが間接的に投資している社債には、発行体が債務の元本および利息を支払えなくなるリスクがあり、金利感応度、発行体の信用度についての市場の認識および一般的な市場流動性等に起因する価格変動の影響を受ける可能性もある。金利が上昇すると社債の価値は下落することが予想される。満期までの期間が長い社債は、満期までの期間が短い社債と比べて金利感応度が高くなる傾向がある。

(K) ソブリン債 ファンドは間接的にソブリン債に投資することがある。かかる有価証券は外国政府機関によって発行または保証されている。かかる投資には、政府機関がキャッシュ・フローに関する問題、不十分な外貨準備金、政治的配慮、経済との関連での政府機関の債務ポジションの相対的規模または国際通貨基金やその他の国際機関により要求される経済改革の不実施等に起因して、ソブリン債に関する利息の支払または元本の返済を遅滞または拒否するリスクがある。政府機関がデフォルトした場合、かかる政府機関は支払期日の延長または追加の貸付を要請する可能性がある。政府が支払を行わないソブリン債の回収に関する法的手続きはなく、政府機関が返済していないソブリン債の全部または一部の回収を可能とする破産手続もない。

(L) 為替契約リスク 豪ドル・コース受益証券、日本円ヘッジコース受益証券、NZドル・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券および南アフリカ・ランド・コース受益証券の保有者の勘定では、米ドルを売却してこれらの受益証券コースの取引対象通貨を購入する為替ヘッジ取引を締結することになる。かかる為替ヘッジ取引により、豪ドル・コース受益証券、日本円ヘッジコース受益証券、NZドル・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券および南アフリカ・ランド・コース受益証券の投資家は、該当する取引対象通貨とこれらの受益証券コースの基準通貨である米ドルとの為替レートの影響を受けることになる。そのため、受益証券コースの取引対象通貨が米ドルに対して下落し、これ以外の変動はないとした場合、かかる受益証券コースの受益証券1口当たり純資産価額が下落することにより、これらの受益者は為替レートの変動によって投資額の一部を失う可能性がある。さらに、取引対象通貨の金利が米ドルの金利よりも低い場合、これらの金利差は、豪ドル・コース受益証券、日本円ヘッジコース受益証券、NZドル・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券または南アフリカ・ランド・コース受益証券に関して維持される勘定の為替取引による費用となる（該当する場合）。

新興市場国通貨の為替レートは短期間で大きく変動することがあり、外国為替レートリスクは先進国通貨よりも相対的に高い。同様に、新興市場国通貨での取引には、政府の政策変更や外国投資に係る規制の制定を含む様々な理由によって制限が課される可能性がある。こうした規制およびかかる通貨の需給の変動によって、為替取引による費用は、取引対象通貨と米ドルの金利差に基づく費用の予想水準と大きく異なる可能性がある。

(M) コール・リスク 金利が低い場合、発行体は「償還条項付証券」を対象とする債務を早期返済することが多い。この場合、ファンドは利回りの低い投資に収入を再投資しなければならない可能性があり、再投資しなければ、金利の低下により生じる可能性がある価値の上昇による便益を受けないことがある。

(N) その他のリスク 2020年3月11日、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）は世界保健機構によってパンデミックが宣言された。状況は大きく変化しており、世界中の様々な都市や国がこの大流行に様々な方法で対応している。この状況は急速に進展し、流動的であるため、最終的な影響を予測することはできないが、経済状況および市況に継続的な悪影響を及ぼし、世界経済低迷の期間をもたらす可能性がある。

受託会社と投資運用会社は、COVID-19に関する進展を監視しており、既存の事業継続計画、ならびに世界中の保健機関、関連する政府および一般的なパンデミック対応のベストプラクティスからのガイダンスに基づき、運用上の対応について協力している。

5．保証および補償

ファンドの設立書類に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は、ファンドに対する義務の履行から生じる特定の負債に対して補償される。また、ファンドは、通常の営業過程において、様々な補償条項を含む契約を締結している。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは、現時点では発生していないがファンドに対して行われうる将来の請求が含まれるため、不明である。しかしファンドには、過去にこれらの契約に基づく請求または損失はない。

6．所得税

ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従っている。ケイマン諸島の現行法に基づき、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税もしくは相続税の性質を有するいかなる税金も、ファンドを構成する資産もしくはファンドの下で生じる収益、またはかかる資産もしくは収益に関するファンドの受益者に対して適用されない。ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

ファンドは通常、米国連邦所得税上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないように活動を行う意向である。とりわけ、ファンドは1986年内国歳入法（改正後）におけるセーフ・ハーバーに資格となることを意図している。ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとみなされない。ファンドの収益のいずれもが、ファンドが行う米国の取引または事業に事実上関連していない場合でも、ファンドが米国を源泉として得る特定の種類の収益（配当および特定の種類の受取利息を含む）に対して30%の米国の税金が課される。この税金は通常、かかる収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準コード化体系740）は、ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む）時に支持される可能性が高いか否かを当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するように、受託会社に要求している。支持される可能性の方が高いとの基準を満たす税務ポジションについては、財務書類上で認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットが減額される。受託会社は、ファンドの税務ポジションをレビューし、税金引当金を財務書類に計上する必要はないと判断した。現在、不確実な税務ポジションに関連する利息または罰金はない。

2020年9月30日現在、調査対象となっている税務年度は、米国以外の主要な税務管轄ごとに、また運用開始日から当会計年度までの除斥期間に基づき、様々である。米国連邦管轄による調査対象となっている税務年度には、運用開始日から2020年9月30日までの期間が含まれる。

7．報酬および費用

(A) 会計および管理事務代行報酬 管理事務代行会社は、ファンドの純資産価額に基づき毎日計上され、毎月支払われる年間報酬を受け取る。管理事務代行会社は、純資産の最初の500百万米ドルについては0.06%、純資産の次の500百万米ドルについては0.05%、10億米ドル超の純資産については0.04%の年間報酬（月間最低報酬額は3,750米ドル）を受け取る。2020年9月30日に終了した会計年度に管理事務代行会社が稼得した報酬および2020年9月30日現在の管理事務代行会社に対する未払報酬があれば、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(B) 資産保管報酬 受託会社は、資産保管会社と資産保管契約を締結しており、それに対して資産保管会社は平均純資産の0.01%から0.70%の保管報酬を受け取る。資産保管会社は、専門的な処理に対して1取引につき10米ドルから350米ドルの取引費用も受け取る。2020年9月30日に終了した会計年度に資産保管会社が稼

得した報酬および2020年9月30日現在の資産保管会社に対する未払報酬があれば、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(C) 受託報酬 受託会社は、年間10,000米ドルで毎月後払いされる報酬を受け取る。2020年9月30日に終了した会計年度に受託会社が稼得した報酬は、損益計算書に開示されている。

(D) 名義書換事務代行報酬 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「名義書換事務代行会社」という。）は、平均純資産の年率0.01%の報酬、またすべての取引について1取引につき10米ドルの報酬およびマニュアル取引については1取引につき追加で25米ドルを受け取る。名義書換事務代行会社は、年間2,400米ドルの外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）対応費用も受け取る。2020年9月30日に終了した会計年度に名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2020年9月30日現在の名義書換事務代行会社に対する未払報酬があれば、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(E) カレンシー・エージェント報酬 受託会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「カレンシー・エージェント」という。）と為替管理事務代行契約を締結しており、それに対してカレンシー・エージェントは該当する受益証券コース - 豪ドル・コース受益証券、日本円ヘッジコース受益証券、NZドル・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券および南アフリカ・ランド・コース受益証券 - の純資産合計の年率0.03%の報酬を受け取る。2020年9月30日に終了した会計年度にカレンシー・エージェントが稼得した報酬および2020年9月30日現在のカレンシー・エージェントに対する未払報酬があれば、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(F) 投資運用報酬 投資運用会社は、ファンドの純資産から平均純資産の年率0.525%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2020年9月30日に終了した会計年度に投資運用会社が稼得した報酬および2020年9月30日現在の投資運用会社に対する未払報酬があれば、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(G) 管理会社代行サービス報酬および管理報酬 大和アセットマネジメント株式会社（以下「管理会社代行サービス会社」という。）は、ファンドの公募受益証券（すなわち、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券）に関連するサービスを提供するために管理会社から任命された。管理会社代行サービス会社は、日本国内で投資信託管理会社として業務を行う。管理会社代行サービス会社は、ファンドの純資産から該当するコースの受益証券の平均純資産の年率0.35%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2020年9月30日に終了した会計年度に管理会社代行サービス会社が稼得した報酬および2020年9月30日現在の管理会社代行サービス会社に対する未払報酬があれば、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

管理会社は、受益者への分配に関する方針を決定し、その分配責任において受託会社を指図する。管理会社は、ファンドの純資産から該当するコースの受益証券の平均純資産の年率0.02%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2020年9月30日に終了した会計年度に管理会社が稼得した報酬および2020年9月30日現在の管理会社に対する未払報酬があれば、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(H) 販売報酬および代行協会員報酬 大和証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本の法律に準拠してファンドの公募受益証券（すなわち米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券）を取り扱う販売会社である。販売会社は、ファンドの資産から該当するコースの受益証券の年率0.65%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2020年9月30日に終了した会計年度に販売会社が稼得した報酬および2020年9月30日現在の販売会社に対する未払報酬があれば、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

代行協会員は、日本において和文の目論見書を配付し、公募受益証券に関して受益証券1口当たり純資産価額を公表し、ファンドの財務書類を入手可能にする責任を有している。代行協会員は、ファンドの資産から該当するコースの受益証券の年率0.10%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2020年9月30日に終了した会計年度に代行協会員が稼得した報酬および2020年9月30日現在の代行協会員に対する未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(I) その他の費用 ファンドは、ファンドの運用に関連するその他の費用を負担することがあり、これには()政府関連の手数料、()ブローカー手数料およびコミッションならびにその他のポートフォリオ取引費用、()支払利息を含む借入費用、()訴訟および補償費用を含む特別費用、()監査報酬、()印刷費ならびに()登録料が含まれるが、これらに限定されない。

8. 最近公表された会計基準

2017年3月、財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)は会計基準アップデートASU 2017-08「受取債権 - 払戻不能の手数料およびその他の費用(サブトピック 310-20): 購入した繰上償還可能な負債性証券のプレミアムの償却」(以下「ASU 2017-08」という。)を公表した。このアップデートは、プレミアムで購入した繰上償還可能な一部の負債性証券のプレミアムの償却期間を修正し、最も早い償還日までの期間に短縮するものである。割引価格で購入した負債性証券については、ASU 2017-08は会計処理の変更を要求しておらず、割引価格は引き続き満期までの期間にわたって償却される。ASU 2017-08は、2019年12月15日より後に開始する会計年度および2020年12月15日より後に開始する会計年度内の中間会計期間から適用される。受託会社は現在、ASU 2017-08の適用およびファンドの財務書類への影響(該当する場合)について評価中である。

2018年8月28日、FASBは会計基準アップデートASU 2018-13「公正価値測定(トピック820): 開示フレームワーク - 公正価値測定の開示要求に対する変更」(以下「ASU 2018-13」という。)を公表した。ASU 2018-13は、ASC 820の開示に関するパラグラフを修正し、(1)「事業体は最低限開示する」という文言から「最低限」を削除し、(2)事業体による適切な判断の行使を促進するために、他の類似の「オープン・エンド型」に関する開示要求を削除するものである。ASU 2018-13は、ASC 820の他の要求事項も削除および修正する。ASU 2018-13は、2019年12月15日より後に開始する会計年度および当該会計年度内の中間会計期間から、すべての事業体に適用される。早期適用が認められている。ファンドは、容認されているように、2020年9月30日に終了した会計年度において、この修正を早期適用した。要求されなくなった一部の開示項目は、財務書類に対する注記に含まれていない。

ASU 2018-13の適用は、財務書類に重大な影響を及ぼさなかった。

9. 後発事象

受託会社は、本財務書類の発行準備が整った日である2021年2月23日までの決算日後のすべての取引および事象を評価した。2020年10月1日から2021年2月23日までに、11,054,309米ドルの受益証券の発行および8,026,721米ドルの受益証券の買戻しが行われた。同期間中にそれぞれ3,527,967米ドルの分配および再投資が行われた。ファンドに関連する、報告すべき他の後発事象はない。

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

資産負債計算書
2019年9月30日現在

	米ドル	千円
資産		
投資、公正価値（取得原価269,479,182米ドル(28,155,185千円)）	276,889,667	28,929,432
レボ契約、公正価値（取得原価3,137,000米ドル(327,754千円)）	3,137,000	327,754
現金	4,962	518
集中清算されるデリバティブ契約に係るブローカーへの 差入証拠金	829,057	86,620
先渡為替契約に係る未実現評価益	650,781	67,994
店頭取引スワップ契約に係る未実現評価益	6,704	700
店頭取引スワップ契約に係る前払プレミアム支払額	14,730	1,539
未収金：		
受益証券販売未収金	6,700	700
ブローカーに対する債権 - 集中清算されるデリバティブ契約に 係る変動証拠金 - スワップ	39,709	4,149
未収利息	828,923	86,606
資産合計	282,408,233	29,506,012
負債		
先渡為替契約に係る未実現評価損	1,432,370	149,654
店頭取引スワップ契約に係る未実現評価損	241,590	25,241
店頭取引スワップ契約に係る前受プレミアム受取額	22,888	2,391
取引相手方からの受入担保金	295,000	30,822
未払金：		
投資購入未払金	2,036,276	212,750
買戻受益証券未払金	61,842	6,461
未払投資運用報酬	647,883	67,691
未払会計および管理事務代行報酬	201,965	21,101
未払専門家報酬	63,654	6,651
未払資産保管報酬	42,062	4,395
未払販売報酬	33,688	3,520
未払管理会社代行サービス報酬および管理報酬	19,084	1,994
未払印刷費	12,707	1,328
未払カレンシー・エージェント報酬	11,805	1,233
未払代行協会員報酬	5,182	541
未払名義書換事務代行報酬	2,145	224
未払登録料	315	33
負債合計	5,130,456	536,030
純資産	277,277,777	28,969,982

添付の注記は、本財務書類の一部である。

	米ドル	千円
純資産		
豪ドル・コース	10,262,586	1,072,235
日本円ヘッジコース	44,026,324	4,599,870
日本円ヘッジなしコース	184,079,949	19,232,673
NZドル・コース	4,320,034	451,357
トルコ・リラ・コース	19,329,337	2,019,529
米ドル・コース	10,637,896	1,111,447
南アフリカ・ランド・コース	4,621,651	482,870
	<u>277,277,777</u>	<u>28,969,982</u>
発行済受益証券口数		
豪ドル・コース	144,377口	
日本円ヘッジコース	47,984,090口	
日本円ヘッジなしコース	215,216,593口	
NZドル・コース	65,346口	
トルコ・リラ・コース	1,001,977口	
米ドル・コース	99,726口	
南アフリカ・ランド・コース	65,350口	
受益証券1口当たり純資産価額		
豪ドル・コース	71.08	7,426円
日本円ヘッジコース	0.918	96円
日本円ヘッジなしコース	0.855	89円
NZドル・コース	66.11	6,907円
トルコ・リラ・コース	19.29	2,015円
米ドル・コース	106.67	11,145円
南アフリカ・ランド・コース	70.72	7,389円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

損益計算書

2019年9月30日に終了した会計年度

	米ドル	千円
投資収益		
受取利息	10,567,971	1,104,142
投資収益合計	10,567,971	1,104,142
費用		
投資運用報酬	1,640,405	171,390
販売報酬	353,670	36,951
会計および管理事務代行報酬	273,401	28,565
管理会社代行サービス報酬および管理報酬	252,929	26,426
資産保管報酬	165,072	17,247
専門家報酬	96,188	10,050
代行協会員報酬	54,411	5,685
名義書換事務代行報酬	45,598	4,764
印刷費	34,323	3,586
カレンシー・エージェント報酬	28,755	3,004
受託報酬	8,025	838
登録料	3,280	343
支払利息	2,394	250
費用合計	2,958,451	309,099
投資純利益	7,609,520	795,043
実現および未実現利益（損失）：		
以下に係る実現利益（損失）：		
有価証券への投資	(157,304)	(16,435)
先物契約	(98,210)	(10,261)
スワップ契約	(1,940,805)	(202,775)
売建オプション	89,252	9,325
為替取引および先渡為替契約	7,257,219	758,234
実現純利益	5,150,152	538,088
以下による未実現評価益（損）の純変動：		
有価証券への投資	13,261,878	1,385,601
スワップ契約	(1,230,763)	(128,590)
為替取引および先渡為替契約	(1,996,014)	(208,544)
未実現評価益の純変動	10,035,101	1,048,467
実現および未実現純利益	15,185,253	1,586,555
運用による純資産の純増加	22,794,773	2,381,598

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

純資産変動計算書
2019年9月30日に終了した会計年度

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）：		
投資純利益	7,609,520	795,043
実現純利益	5,150,152	538,088
未実現評価益の純変動	10,035,101	1,048,467
運用による純資産の純増加	<u>22,794,773</u>	<u>2,381,598</u>
受益者への分配	(10,984,226)	(1,147,632)
ファンド受益証券取引による純資産の純減少	<u>(20,870,950)</u>	<u>(2,180,597)</u>
純資産の純減少	(9,060,403)	(946,631)
純資産		
期首	<u>286,338,180</u>	<u>29,916,613</u>
期末	<u>277,277,777</u>	<u>28,969,982</u>

	豪ドル・コース	日本円 ヘッジコース	日本円ヘッジ なしコース	NZドル・コース
ファンド受益証券取引				
受益証券口数				
発行	18,746 □	4,823,364 □	130,281,459 □	4,020 □
分配再投資	-	350,610 □	7,223,978 □	-
買戻し	<u>(25,532) □</u>	<u>(37,241,147) □</u>	<u>(120,144,280) □</u>	<u>(16,344) □</u>
受益証券口数の純変動	<u>(6,786) □</u>	<u>(32,067,173) □</u>	<u>17,361,157 □</u>	<u>(12,324) □</u>

	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
金額				
発行	1,355,684	4,297,646	108,074,752	276,590
分配再投資	-	306,397	6,050,453	-
買戻し	<u>(1,859,223)</u>	<u>(32,817,792)</u>	<u>(100,343,148)</u>	<u>(1,107,770)</u>
ファンド受益証券取引による 純増加（減少）	<u>(503,539)</u>	<u>(28,213,749)</u>	<u>13,782,057</u>	<u>(831,180)</u>

	千円	千円	千円	千円
金額				
発行	141,642	449,018	11,291,650	28,898
分配再投資	-	32,012	632,151	-
買戻し	<u>(194,252)</u>	<u>(3,428,803)</u>	<u>(10,483,852)</u>	<u>(115,740)</u>
ファンド受益証券取引による 純増加（減少）	<u>(52,610)</u>	<u>(2,947,772)</u>	<u>1,439,949</u>	<u>(86,842)</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

	トルコ・リラ・ コース	米ドル・コース	南アフリカ・ ランド・コース
ファンド受益証券取引			
受益証券口数			

発行	264,385 □	2,332 □	11,495 □
分配再投資	-	-	-
買戻し	(261,122) □	(47,044) □	(18,301) □
受益証券口数の純変動	3,263 □	(44,712) □	(6,806) □

	米ドル	米ドル	米ドル
金額			
発行	5,254,661	242,143	858,358
分配再投資	-	-	-
買戻し	(5,204,729)	(4,910,428)	(1,344,544)
ファンド受益証券取引による 純増加（減少）	49,932	(4,668,285)	(486,186)

	千円	千円	千円
金額			
発行	549,007	25,299	89,681
分配再投資	-	-	-
買戻し	(543,790)	(513,042)	(140,478)
ファンド受益証券取引による 純増加（減少）	5,217	(487,742)	(50,797)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

財務ハイライト
2019年9月30日に終了した会計年度

	豪ドル・ コース 米ドル	日本円ヘッジ コース 米ドル	日本円ヘッジ なしコース 米ドル	NZドル・ コース 米ドル
受益証券1口当たり期首純資産価額	73.75	0.855	0.830	67.60
投資純利益 ¹	1.13	0.023	0.022	1.04
実現および未実現純利益（損失）	(3.31) ²	0.045	0.027	(2.06) ²
投資活動による収益（損失）合計	(2.18)	0.068	0.049	(1.02)
受益者への分配	(0.49)	(0.005)	(0.024)	(0.47)
受益証券1口当たり期末純資産価額	71.08	0.918	0.855	66.11
	円	円	円	円
受益証券1口当たり期首純資産価額	7,705	89	87	7,063
投資純利益 ¹	118	2	2	109
実現および未実現純利益（損失）	(346) ²	5	3	(215) ²
投資活動による収益（損失）合計	(228)	7	5	(107)
受益者への分配	(51)	(1)	(3)	(49)
受益証券1口当たり期末純資産価額	7,426	96	89	6,907
トータル・リターン ³	(2.96)%	8.86 %	6.55 %	(1.53)%
平均純資産に対する比率：				
費用合計	1.82 %	0.82 %	0.74 %	1.88 %
投資純利益	1.56 %	2.61 %	2.64 %	1.52 %

- 1 期中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算されている。
- 2 開示金額は、発行および買戻しのタイミングにより、純資産変動計算書の同じ項目名に表示されている金額とは一致しない。これら2コースの先渡契約に係る実現損失はマイナスの金額となった。
- 3 トータル・リターンは、分配再投資があれば、その影響を考慮している。

添付の注記は、本財務書類の一部である。

	トルコ・ リラ・ コース 米ドル	米ドル・ コース 米ドル	南アフリカ・ ランド・ コース 米ドル
受益証券１口当たり期首純資産価額	17.29	102.87	73.21
投資純利益 ¹	0.29	1.59	1.11
実現および未実現純利益	5.58	3.41	0.23
投資活動による収益合計	5.87	5.00	1.34
受益者への分配	(3.87)	(1.20)	(3.83)
受益証券１口当たり期末純資産価額	19.29	106.67	70.72
	円	円	円
受益証券１口当たり期首純資産価額	1,806	10,748	7,649
投資純利益 ¹	30	166	116
実現および未実現純利益	583	356	24
投資活動による収益合計	613	522	140
受益者への分配	(404)	(125)	(400)
受益証券１口当たり期末純資産価額	2,015	11,145	7,389
トータル・リターン ²	35.60 %	4.89 %	1.82 %
平均純資産に対する比率：			
費用合計	1.83 %	1.89 %	1.85 %
投資純利益	1.45 %	1.53 %	1.51 %

１ 期中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算されている。

２ トータル・リターンは、分配再投資があれば、その影響を考慮している。

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ債券コア戦略ファンド
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

財務書類に対する注記
2019年9月30日に終了した会計年度

1. 組織

ダイワ債券コア戦略ファンド（以下「ファンド」という。）は、ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドであり、インタートラスト・トラスティ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書および2015年8月7日付の追補信託証書に従い設定された。トラストはケイマン諸島で設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストであり、ファンドは2015年9月9日に運用を開始した。

ファンドは、豪ドル・コース、日本円ヘッジコース、日本円ヘッジなしコース、NZドル・コース、トルコ・リラ・コース、米ドル・コース、および南アフリカ・ランド・コースの7つの受益証券コースを提供している。すべてのコースは米ドルで販売、買戻しおよび分配を行う。各コースは類似する資産プールに投資する。各コースの通貨は米ドルに対してヘッジされるが、日本円ヘッジなしコースおよび米ドル・コースではヘッジは行われない。将来、別のコースの受益証券が発行される可能性がある。

ファンドの投資目的は、広範な確定利付証券市場の中で相対的に高い収益をもたらす仕組債および社債を含む、しかしこれらに限定されない様々な確定利付証券に投資することである。主に米ドル建確定利付証券への投資を通じて、当期収益と資本増価の組合せにより、総合利回りの最大化を追求する戦略である。

ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）会計基準コード化体系トピック946「金融サービス - 投資会社」の投資会社に関する会計および報告指針に従っている。

ファンドの投資運用会社は、グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「投資運用会社」という。）である。

2. 重要な会計方針

ファンドの財務書類には、2018年10月1日から、ファンドの会計年度末日である2019年9月30日までの期間が反映されている。

以下は、ファンドが米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務書類の作成では、経営者に、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定 ファンドの各受益証券の純資産価額は、各受益証券コースに帰属するファンドの純資産価額（「純資産価額」とは、資産合計から未払報酬や費用を含む負債を差し引いた価額である。）をその時点で発行済である各コース受益証券の合計口数で除して計算される。ファンドの純資産価額は、日本およびニューヨークのそれぞれにおいて銀行が業務を行い、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品ディーラーが業務を行い、および/または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一または複数の日（以下「営業日」という。）に毎日計算される。

米ドル以外のすべての通貨建資産（該当する場合）の価額は、承認された独立の価格形成サービスから入手した適切な直物レートをを用いて米ドル相当額に換算される。

(B) 有価証券評価 純資産価額の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券の主たる市場である取引所で直近に報告された売却価格に基づいて決定されるが、売却が報告されていない場合は、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立の価格形成サービスから入手した相場に基づき決定される。独立の価格形成サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資もしくは有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用する。満期までの期日が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。

機能通貨以外の通貨で当初評価される投資は、価格形成サービスから入手した為替レートをを用いて機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関連して通貨価値の変動によ

り影響を受ける可能性がある。米国外の市場で取引される有価証券または機能通貨以外の通貨建の有価証券の価値は、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）の休業日に重要な影響を受ける可能性があり、純資産価額は、投資家が受益証券の購入、買戻請求または交換を行うことができない日に変動することがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、投資運用会社が誠実に決定した公正価値で評価される。投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能ではない一部の有価証券または投資は、投資運用会社が策定したガイドラインに従って、その他の有価証券または指標を参照して評価されることがある。

市場相場が容易に入手可能でないと考えられる状況とは、最新のまたは信頼性の高い市場ベースのデータ（売買情報、売り／買い呼び値の情報、ブローカー気配値等）がない状況であり、これには、関連する市場の営業終了後であるが、NYSEの営業終了前にファンドの有価証券または資産の価値に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合が含まれる。また、特別な事情によって有価証券の取引が行われている取引所または市場で終日取引が行われず、他の市場価格も入手できないといった場合も、市場相場が容易に入手可能でないと考えられる。投資運用会社またはその代理人は、ファンドの有価証券または資産の価値に重要な影響を及ぼす可能性のある重要な事象をモニターし、かかる重要な事象に照らして該当する有価証券または資産の価値の再評価を実施するべきかどうかを判断する責任を負っている。

ファンドが純資産価額の決定に公正価値による価格形成を利用する場合、有価証券の価格はその有価証券が取引されている主たる市場からの相場ではなく、投資運用会社またはその指示を受けて行動する者が公正価値を正確に反映していると考え他の方法によって設定される。公正価値による価格形成では、有価証券の価値に関する主観的な判断が必要となることがある。ファンドの純資産価額の計算が最終的に価格形成時点の有価証券の価値を公正に反映しているようにすることがファンドの方針であるが、ファンドは投資運用会社またはその指示を受けて行動する者が決定した公正価値が、ファンドが価格形成時点で（たとえば、強制売却または清算売却において）有価証券を売却した場合にその有価証券について入手できる価格を正確に反映していると保証することはできない。ファンドが使用する価格は、有価証券が売却された場合に実現するであろう価値と異なる場合があり、その差額は財務書類にとって重大なものとなりうる。

公正価値測定 ファンドは、米国GAAPに基づく公正価値の測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーによって投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値ヒエラルキーは以下の通りである。

- ・ レベル1 - 公正価値測定が、同一の資産または負債の活発な市場における公表価格（未調整）から派生したもの。
- ・ レベル2 - 公正価値測定が、資産または負債の直接的（価格）または間接的（価格から派生）に観察可能な、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットから派生したもの。
- ・ レベル3 - 公正価値測定が、観察可能な市場データに基づくものでない資産または負債に関するインプット（観察不能なインプット）を含む評価手法から派生したもの。

インプットは様々な評価技法を適用する際に用いるものであり、概して、市場参加者が評価に係る意思決定に利用する仮定（リスクに関する仮定を含む）を指す。インプットには、価格情報、具体的で広範なクレジット・データ、流動性の統計値およびその他の要素が含まれる。公正価値ヒエラルキー内の金融商品のレベルは、公正価値測定にとって重要なインプットの最も低いレベルに基づく。ただし、何を「観察可能」とするかの決定には、投資運用会社による重要な判断が必要となる。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性が高く検証可能であり、専有されておらず、該当する市場に活発に関与している独立のソースから提供される市場データを観察可能なデータとみなしている。ヒエラルキー内の金融商品の区分は、その金融商品の価格形成の透明性に基づくものであり、投資運用会社はその金融商品について認識しているリスクに必ずしも一致するものではない。

重要な観察不能なインプットを用いた公正価値評価について、米国GAAPでは、期中における公正価値ヒエラルキーのレベル3へおよびレベル3からの振替、ならびにレベル3の資産および負債の購入および発行を開示することが求められている。さらに、米国GAAPでは、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される資産または負債の公正価値の決定に用いられた重要な観察不能なインプットに関する定量的情報についても求められている。米国GAAPの要求事項に準拠して、公正価値ヒエラルキーおよび重要な観察不能なインプットの詳細がファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれている。

投資 価値が活発な市場における相場市場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、一般に、上場普通株式が含まれる。こうした金融商品の公表価格は、ファンドが多額のポジションを保有しており、売却によって公表価格に相当の影響が及ぶといった状況においても調整されない。

活発でないといみなされる市場で取引されているが、公表市場価格、ディーラー気配値または観察可能なインプットによる裏付けのある代替的な他の価格形成ソースに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。これらには一般に、社債、投資適格社債およびソブリン債が含まれ、一部の先物および先渡取引が含まれることもある。レベル2の投資には活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限が課されているポジションが含まれるため、通常、入手可能な市場情報に基づく低い流動性および/または低い譲渡可能性を反映して評価額が調整されることがある。

レベル3に分類される投資は、取引の頻度が低いために重要な観察不能なインプットを含んでいる。レベル3の投資には、プライベート・エクイティおよび特定の社債が含まれることがある。これらの有価証券についての観察可能な価格を入手できないため、公正価値の算出には評価技法が使用される。

デリバティブ ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で、デリバティブを使用することがある。ヘッジは、ファンドがデリバティブを使用してファンドの他の保有高に伴うリスクを相殺する戦略である。ヘッジは損失を軽減することができるが、市場がファンドの予想と異なる動きをした場合やデリバティブのコストがヘッジの利益を上回る場合は、利益が減少もしくは消滅し、または損失が生じることもある。ヘッジにはデリバティブの価値の変動がファンドの予想するヘッジ対象の保有高の価値の変動と一致しないリスクもあり、この場合、ヘッジ対象の保有高に係る損失が減少せずに増加することもある。ファンドのヘッジ戦略によってリスクが軽減する、またはヘッジ取引が利用できる、もしくはコスト効率が良くなるという保証はない。ファンドにはヘッジの利用が要求されておらず、ヘッジを利用しないことを選択することもできる。ファンドがデリバティブに投資した場合、投資した元本金額を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合にファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

デリバティブには、上場デリバティブや店頭で個別に取引されるものがある。先物契約や上場オプション契約等の上場デリバティブは通常、活発に取引されているとみなされるかどうかによって、公正価値ヒエラルキーのレベル1またはレベル2に分類される。

先渡為替契約およびスワップ契約を含む店頭デリバティブは、入手可能であり信頼性が高いとみなされる場合には、取引相手、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値等の観察可能なインプットを用いて評価される。評価モデルが使用される場合、店頭デリバティブの価値は、当該金融商品の契約条項および内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に影響される。かかるインプットには参照証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブ、ボラティリティの度合い、期限前償還率およびかかるインプットの相関関係が含まれる。一般的な先渡為替契約やスワップ契約等の一部の店頭デリバティブは通常、市場データによる裏付けが可能なインプットを有しているため、レベル2に分類される。

これらの店頭デリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低い店頭デリバティブの評価では、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、投資運用会社は観察可能なインプットを反映してレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットが重要であるため、レベル3に反映される。

以下は、ファンドの金融商品の評価に際して2019年9月30日現在で使用されたインプットに基づく公正価値評価の要約である*。

（単位：米ドル）

	(未調整) 同一の投資の 活発な市場における 公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察不能な インプット (レベル3)	公正価値 2019年 9月30日現在
資産：				
アセット・バック証券				
バルバドス	-	724,896	-	724,896
ケイマン諸島	-	31,190,853	-	31,190,853
米国	-	96,988,421	-	96,988,421
銀行ローン				
英国	-	167,412	-	167,412
米国	-	718,322	-	718,322
譲渡性預金証書				
スイス	-	860,701	-	860,701
英国	-	870,939	-	870,939
社債				
ルクセンブルク	-	701,275	-	701,275
オランダ	-	199,969	-	199,969
英国	-	700,785	-	700,785
米国	-	15,865,322	123,831	15,989,153
政府債				
イスラエル	-	10,807,567	-	10,807,567
日本	-	8,940,339	-	8,940,339
スペイン	-	2,542,826	-	2,542,826
米国	-	91,918,751	-	91,918,751
地方債				
米国	-	2,238,126	-	2,238,126
買建キャップ・オプション				
米国	-	460,976	-	460,976
短期投資				
社債	-	2,804,723	-	2,804,723
政府債	-	7,396,416	-	7,396,416
レボ契約	-	3,137,000	-	3,137,000
定期預金	-	667,217	-	667,217
投資合計	-	279,902,836	123,831	280,026,667

	(未調整)			
	同一の投資の	重要なその他の	重要な	公正価値
	活発な市場における	観察可能な	観察不能な	2019年
	公表価格	インプット	インプット	9月30日現在
	(レベル1)	(レベル2)	(レベル3)	
デリバティブ**				
資産				
先渡為替契約	-	650,781	-	650,781
集中清算されるスワップ	-	2,755	-	2,755
契約	-	6,704	-	6,704
店頭取引スワップ契約	-			
負債				
先渡為替契約	-	(1,432,370)	-	(1,432,370)
集中清算されるスワップ	-	(666,399)	-	(666,399)
契約	-	(241,590)	-	(241,590)
店頭取引スワップ契約	-			

* 有価証券のカテゴリーの詳細情報については「投資有価証券明細表」を参照のこと。

** デリバティブには、先渡為替契約およびスワップ契約に係る未実現評価益（損）が含まれている。

2019年9月30日に終了した会計年度において、ファンドについて、重要な観察不能なインプット（レベル3）を用いて公正価値評価する購入、発行および振替はなかった。

レベル3の有価証券は、ブローカーの算定する価格に基づき評価される社債のポジションである。

(C) 有価証券取引および投資収益 財務報告の目的上、有価証券取引は約定日に計上される。発行日取引または特約日受渡取引により購入または売却された有価証券は、約定日から1か月以上後に決済されることがある。有価証券の売却による実現損益は個別原価法に基づき計上される。受取利息は、プレミアムおよびディスカウントの償却額を調整して、発生主義に基づき計上される。配当収益は配当落ち日に計上される。投資収益は源泉徴収税控除後の金額で計上される。クーポン回収が見込めない有価証券については、クーポン収入は認識されない。モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券のペイダウン損益がある場合には、受取利息の構成要素として損益計算書に計上される。その他収益には、定期預金の受取利息が含まれることがある。

(D) 費用 費用は発生主義に基づき計上される。ファンドは報酬および費用を負担する。これらは、管理事務代行および会計報酬、資産保管報酬、名義書換事務代行報酬、販売報酬、投資運用報酬、監査報酬ならびにファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない。

(E) 特約日受渡取引 ファンドは、特約日受渡基準で有価証券を購入または売却することがある。当該取引は、事前に決めた価格または利回りで有価証券を購入または売却するというファンドのコミットメントを伴うものであり、支払および受渡は慣習的な決済期間を超えて行われる。特約日受渡購入が未決済の場合、ファンドは、購入価格に見合った十分な金額の流動性資産を区分する。

(F) 分配方針 受託会社は、管理会社の指示により、分配日に終了する各期間（分配日を含む）（以下「分配計算期間」という。）に関して受益者に分配を支払う。管理会社は通常、各分配計算期間に対応するファンドの債券ポートフォリオの満期利回り、その他の手数料、経費および費用、ならびにヘッジコースの場合には適用されるヘッジ通貨と米ドルとの金利差を含むがこれらに限定されない要素を考慮に入れた上で分配額を決定する。ただし、特定の分配計算期間について分配が行われない場合もある。管理会社は、分配を収益ならびに実現および未実現利益から支払うよう努めている。しかし、分配は関連する受益証券コースに帰属する資本から支払われることがある。

2019年9月30日に終了した会計年度に公表され、支払われた分配は以下の通りである。

(単位：米ドル)	
受益者への分配	金額
豪ドル・コース	68,993
日本円ヘッジコース	306,397
日本円ヘッジなしコース	6,050,453
NZドル・コース	33,967
トルコ・リラ・コース	4,114,087
米ドル・コース	145,031
南アフリカ・ランド・コース	265,298
分配合計	10,984,226

(G) 現金および外国通貨 ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである。為替レートの変動によって生じた通貨の保有高ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益、ならびに収益および費用は、各取引日および報告日にそれぞれ換算される。有価証券への投資およびデリバティブに係る為替レートの変動による影響額は、損益計算書上でかかる有価証券の市場価格および価値の変動による影響額と区別せず、実現および未実現純損益に含まれている。

(H) 定期預金 ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「資産保管会社」という。）を通じて、投資運用会社が決定した1社または複数の適格な預託機関の翌日物定期預金に余剰現金残高を預け入れている。これらはファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(I) レボ契約 投資運用会社は、ファンドのために、レボ契約およびリバース・レボ契約を締結し、有価証券の貸借を行うことができる。投資運用会社は、ファンドのためにレボ契約を締結する場合、金融機関に有価証券を「売却」し、当該有価証券を金融機関が支払った金額に交渉で決定した利息額を加算した金額で、相互に合意した日に買戻すことに合意する。リバース・レボ取引において、投資運用会社は、ファンドのために、金融機関から有価証券を「購入」するが、これは、投資運用会社がファンドのために支払った金額に交渉で決定した利息額を加算した金額で金融機関が当該有価証券を買戻すという義務を条件としている。レボ契約およびリバース・レボ契約の利用には一定のリスクが伴う。リバース・レボ契約に基づくファンドのための投資運用会社への有価証券の売り手が、破産その他の理由により、対象有価証券の買戻義務を履行できない場合、当該有価証券の流動化コストの発生または遅延に直面することになり、実現額が当該有価証券の買戻金額に合意した利息額を加算した金額を下回る場合、損失が発生する可能性がある。売り手が破産した場合、投資運用会社は、ファンドのために対象有価証券の利息を稼得できない、または対象有価証券を処分する能力が制限される可能性がある。レボ契約またはリバース・レボ契約の取引相手方が支払不能に陥った場合、ファンドのために投資運用会社に支払われるべき買戻金額での回収、またはリバース・レボ契約の場合にはファンドのために投資運用会社が売却した有価証券の回収が遅延する可能性がある。リバース・レボ契約は借入資金と実質的に同等であると考えられるため、一種のレバレッジに相当する。投資運用会社がファンドのために契約したコストよりも低い利率でリバース・レボ契約の受取代金を再投資した場合、契約の締結はファンドの利回りを低下させることになる。2019年9月30日現在において未決済のレボ契約は、投資有価証券明細表に記載されている。これらのレボ契約に関連する担保として、添付の投資有価証券明細表の脚注に記載の通り、財務省証券が差し入れられていた。

(J) 先渡為替契約 ファンドは、ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関連する通貨エクスポージャーのヘッジを目的とした有価証券の予定購入もしくは売却の決済に関連して、または投資戦略の一環として、先渡為替契約を締結することがある。先渡為替契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。先渡為替契約の公正価値は、先渡為替レートの変動に応じて変動する。先渡為替契約は日次で時価評価され、ファンドは公正価値の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映されている未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ファンドはまた、投資者のために為替リスクのヘッジ目的で先渡為替契約を締結することも認められている。コース固有の為替契約によって生じた損益は、それぞれのコースに配分される。2019年9月30日現在において未決済の先渡為替契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(K) 先物契約 ファンドは先物契約を締結することがある。ファンドは、証券市場または金利や通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理するために、先物契約を利用することがある。先物契約の利用に伴う主なリスクは、ファンドが保有する有価証券の市場価値の変動と先物契約の価格との間の相関関係が不完全であること、市場の流動性が低い可能性、取引相手方が契約条件を満たせないことである。先物契約は、日々の公表清算価格に基づいて評価される。先物契約を締結する際に、ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金要件に従い、現金または米国政府債および政府機関債を先物ブローカーに預託することが求められる。先物契約は日々、時価評価され、先物契約に係る適切な未実現評価益／（損）は、資産および／または負債として資産負債計算書に計上される。損益は認識されるが、契約が満了または終了するまでは実現したとはみなされない。2019年9月30日現在において未決済の先物契約はなかった。

(L) スワップ契約 ファンドは、金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含むがこれらに限定されないスワップ取引に投資することがある。スワップ契約には、店頭取引市場において個別に組成されるもの（以下「店頭取引スワップ」という。）と、公認の商品取引所等の多角的取引施設プラットフォームまたはその他の取引施設プラットフォームにおいて実行されるもの（以下「集中清算されるスワップ」という。）がある。ファンドは、信用リスクおよび金利リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト・スワップおよび金利スワップ契約を締結することがある。有価証券または現金は、債務不履行または破産／倒産に陥った際において価値のある資産および償還請求権を提供するために、各スワップ契約の条項に従って担保または証拠金として識別される。

スワップは、入手可能な範囲において、第三者ベンダーや公認商品取引所により提供された評価額、またはマーケット・メーカーから入手した相場に基づき、日次で時価評価される。時価に変動が生じる場合には、損益計算書に未実現評価益（損）の純変動の構成要素として反映される。集中清算されるスワップの評価額に日々の変動がある場合は、資産負債計算書に評価額の変動に係る未収金または未払金（以下「変動証拠金」という。）として適宜計上される。市場相場が容易に入手可能でない、またはスワップがいずれの評価方法でも評価できない場合、スワップの価値は投資運用会社によって誠実に決定される。

クレジット・インデックスに係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、特定のリターンを受領する権利と引換えに、クレジット・インデックスを構成する全部または一部の参照組織の評価の切下げ、元本欠損、利払い遅延または債務不履行が生じた場合に、一方の当事者による他方の当事者への一連の支払いの実行を伴うものである。クレジット・インデックスは、クレジット市場全体のうちの一部を示すように設計された、信用手段またはエクスポージャーの一覧である。これらのインデックスは、インデックスのセクターに基づくクレジット・デフォルト・スワップ市場において最も流動性の高い組織に関するディーラーの調査結果によって決定された参照クレジットから組成される。インデックスの構成要素は、それぞれのセクターにおける投資適格証券、ハイ・イールド証券、資産担保証券、エマージング・マーケット、および／または様々な信用格付けに係るクレジット・デフォルト・スワップを含むが、これらに限定されない。クレジット・インデックスは、固定スプレッドと標準満期日を含む標準的な条件のもと、クレジット・デフォルト・スワップを使用して取引されている。インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは、インデックスを構成する全銘柄を参照しており、債務不履行が生じた場合、当該銘柄のインデックスにおけるウェイトに基づいて、信用事由は解消される。インデックスの構成要素は、定期的（通常6ヶ月毎）に変更され、大部分のインデックスについて、各銘柄は当該インデックス内で同等のウェイトを有している。2019年9月30日現在において未決済のクレジット・デフォルト・インデックス・スワップ契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

金利スワップ契約は、ファンドによる他の当事者との利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換（想定元本に係る変動金利による支払額と固定金利による支払額との交換等）を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。（ ）プレミアムと引換えに、一方の当事者が他方の当事者に特定の金利、すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、（ ）プレミアムと引換えに、一方の当事者が他方の当事者に特定の金利、すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、（ ）決められた最小または最大レベルを超える金利変動からの防御目的で一方の当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、（ ）取引相手方がすべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時までゼロ・コストで終了することができるコーラブル金利スワップ、（ ）金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークの差異（すなわちスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または（ ）異なる金融市場に基づいて、2当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。2019年9月30日現在において未決済の金利スワップ契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

トータル・リターン・スワップは通常、スワップ期間中に、特定の参照証券、証券指数または指数の構成要素に関して、一方の当事者がプラスのリターンを支払う義務を負い、もう一方の当事者がマイナスのリターンを支払う義務を負う2当事者間の契約である。トータル・リターン・スワップ契約は日々、時価評価され、変動があれば、損益計算書にスワップ契約に係る未実現評価益／（損）の純変動として計上される。トータル・リターン・スワップは通常、有価証券やその他の原資産の受渡を伴わない。トータル・リターン・スワップ契約の相手方が債務不履行に陥った場合、ファンドの損失リスクは、ファンドが契約上受け取る権利を有する、カウンターパーティからの正味支払額で構成される。ロングのトータル・リターン・スワップ契約を利用する場合、ファンドは、資産負債計算書に表示された金額を上回る損失リスクにさらされる。ショート of トータル・リターン・スワップ契約を利用する場合、ファンドは無制限の損失の対象となる。定期的にファンドが受け取る（支払う）カウンターパーティから（へ）の支払額は、損益計算書にスワップ契約に係る実現純利益／（損失）として計上される。2019年9月30日現在において未決済のトータル・リターン・スワップ契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(M) オプション契約 ファンドは、保有しているまたは投資する可能性のある有価証券および金融デリバティブに係るコール・オプションおよびプット・オプションの売り手である。プット・オプションの売りにより、原資産である金融商品に対するファンドのエクスポージャーは増加する傾向にある。コール・オプションの売りにより、原資産である金融商品に対するファンドのエクスポージャーは減少する傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売る時点で受領したプレミアムと同額が負債に計上され、その後、売建オプションの現在の価値を反映するために時価評価される。当該負債は未行使の売建オプションとして資産負債計算書に反映される。オプションの売りによって受領したプレミアムは、当該オプションが失効した時点で実現利益として会計処理される。オプションの売りによって受領したプレミアムは、当該オプションが行使または決済された時点で、原資産である先物、スワップ、証券もしくは通貨取引に係る収入額に加算されるか、または支払額と相殺され、実現損益が確定される。一部のオプションの売りでは、プレミアムが将来において決定される。オプションの売り手であるファンドは、原資産である金融商品の売却（コール）もしくは購入（プット）について管理しておらず、このため売建オプションの原資産である金融商品の価格が思わしくない方向に変動するかもしれないという市場リスクを負っている。ファンドには、市場の非流動性により決済取引を行うことができないリスクがある。

ファンドは、プット・オプションおよびコール・オプションの買い手となることもある。コール・オプションの買いにより、原資産である金融商品に対するファンドのエクスポージャーは増加する傾向にある。プット・オプションの買いにより、原資産である金融商品に対するファンドのエクスポージャーは減少する傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは資産負債計算書に投資として計上され、その後、当該オプションの現在の価値を反映するために時価評価される。オプションの買いによって支払ったプレミアムは、当該オプションが失効した時点で実現損失として会計処理される。一部のオプションの買いでは、プレミアムが将来において決定される。これらのオプションのプレミアムは、特定の期間におけるインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づいている。プット・オプションおよびコール・オプションの買いに関連するリスクはプレミアムの支払額を上限とする。オプションの買いにより支払ったプレミアムは、当該オプションが行使または決済された時点で、原資産である投資取引に係る支払額に加算されるか、または収入額と相殺され、原資産である投資取引の売却時に実現損益が確定される。2019年9月30日現在において未決済のオプション証券は、投資有価証券明細表に記載されている。

(N) モーゲージ・バック証券 ファンドはモーゲージ・バック証券に投資することがある。モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券（以下「CMO」という。）、商業用モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、CMOレジデュアル、ストリップ型モーゲージ・バック証

券（以下「SMBS」という。）、ならびに直接的もしくは間接的な不動産モーゲージ・ローンに対する参加持分を示している、または当該ローンを担保および支払源としているその他の証券が含まれる。ファンドは米国政府機関によって発行または保証されているモーゲージ・バック証券およびCMOにのみ投資することがある。

一部のモーゲージ・バック証券の価値は、実勢金利の変動による影響を特に大きく受ける可能性がある。一部のモーゲージ関連証券に関して元本が早期返済された場合、元本再投資によるファンドの利回りが低下する可能性がある。金利が上昇すると、通常、モーゲージ関連証券の価値は低下するが、金利が低下した場合であっても、期限前償還条項のあるモーゲージ関連証券の価値は、他の確定利付証券ほどは上昇しない可能性がある。原資産であるモーゲージの期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、当該証券の満期までの実効期間が購入時の予想より短縮または延長される可能性がある。原資産であるモーゲージの期限前償還率が予想と異なりモーゲージ関連証券の満期までの実効期間が予想より長くなった場合、当該証券のボラティリティは拡大するものと予想される。当該証券の価値は、発行体の信用度についての市場の認識に応じて変動する可能性がある。また、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は通常、何らかの形式の政府または民間による保証、および／または保険による保証によって裏付けられているが、民間の保証会社または保険会社が債務を履行する確証はない。2019年9月30日現在において保有しているモーゲージ・バック証券は、投資有価証券明細表に記載されている。

(O) 米国政府機関または政府系企業 米国政府機関または政府系企業が発行した証券は、米国財務省によって保証されていない場合もある。米国政府が全額出資している連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。）は、米国政府の十分な信頼と信用に裏付けられており、GNMAが承認した機関により発行され、連邦住宅局または退役軍人省により保証されているモーゲージ・プールを裏付けとする証券の元本および利息について、期日通りの支払を保証する権限を与えられている。政府関連保証会社（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けがない）には、連邦抵当金庫（以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。）および連邦住宅金融抵当金庫（以下「FHLMC」または「フレディマック」という。）が含まれる。FNMAが発行したパススルー証券は、元本および利息の期日通りの支払についてFNMAによる保証はあるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは利息の期日通りの支払と最終的な元本の回収を保証しているが、当該参加証券には米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。2019年9月30日現在において保有している米国政府機関または政府系企業により発行された証券は、投資有価証券明細表に記載されている。

(P) ソブリン債 ファンドは主に新興国によって発行または保証されているソブリン債に投資することがある。ソブリン債への投資は、高度のリスクを伴うものである。ソブリン債の返済を管理する政府機関には、元本および／または利息の返済を条件通りに行う能力もしくは意向がないことがある。元本および利息を期日通りに返済する政府機関の意向または能力は、特に、キャッシュ・フローの状況、外貨準備金の程度、支払期日における十分な外貨の利用可能性、経済全体に対する債務返済負担の相対的規模、国際通貨基金に関する政府機関の方針、および政府機関に影響を及ぼし得る政治的制約により左右される可能性がある。政府機関は、債務の元本および遅延利息を減少させるために、米国以外の政府、国際機関およびその他の国際的な組織による支援に頼る可能性もある。これらの政府、国際機関およびその他の国際的な組織による支払のコミットメントは、経済改革の実施および／または景気や当該債務者による適時返済が条件となっている場合がある。こうした改革が実施されない場合や、景気レベルが達成されない、または元本もしくは利息が期日通りに返済されない場合には、このような第三者による政府機関への資金貸付のコミットメントが取り消されることもあり、これにより当該債務者が期日通りに債務を返済する能力または意向はさらに損なわれる可能性がある。その結果、政府機関のソブリン債はデフォルトとなる可能性がある。

ソブリン債の保有者は、債務返済の繰延を認め、当該政府機関に追加の貸付を行うよう要請されることがある。政府機関がデフォルトした場合、当該債務を回収するための効果的な法律上の救済策はほとんどない、または全くない。

逼迫している市場（経済が行き詰っている国）への投資は、逼迫していない市場への投資よりも大きなリスクを伴う可能性があり、当該投資の価格はより不安定となる可能性がある。逼迫している市場における政治、社会または経済の変化は、ファンドの投資の市場価格および収益、ならびに当該金額を本国へ送り返すファンドの能力に甚大な影響を及ぼす可能性がある。2019年9月30日現在において保有しているソブリン債は、投資有価証券明細表に記載されている。

(Q) アセット・バック証券 アセット・バック証券は、満期までの利回りおよび有利な金利で再投資する能力を低下させる延長リスク、拡大リスクおよび期限前償還リスクにさらされている。アセット・バック証券の原資産であるローンに期限前返済（債務者による任意の期限前返済ならびに債務不履行および抵当権実行

による清算を含む）が発生する比率は、現在の金利、および経済、人口統計、税金、社会、法律その他の要因を含む、しかしこれらに限定されない様々な要因によって影響を受ける。期限前返済率が予想と異なる場合、アセット・バック証券への投資の平均利回りに悪影響を及ぼす可能性がある。一般的に、期限前返済は金利が下落すると増加し、金利が上昇すると減少する。特定のローン・プールの金利感応度は、ローンの返済状況や特定のクラスのアセット・バック証券に依拠しており、そのため、原資産であるモーゲージ・ローンからのキャッシュ・フローの配分に依拠している。これは、予想以上の利回りの低下（特に再投資に関して）または保有期間の長期化という問題を生じさせ、アセット・バック証券の期待収益率に悪影響を及ぼす可能性がある。特定の種類のアセット・バック証券には、非常に複雑な金利およびキャッシュ・フロー条項が含まれており、満期までの利回りおよび総合利回り、ならびに市場価値の両方に関して非常に変動が大きい可能性がある。2019年9月30日現在のアセット・バック証券残高は、投資有価証券明細表に記載されている。

(R) 地方債 地方債は通常、米国の州および地方自治体、ならびにその機関、当局およびその他の補助機関により発行されている。地方債には、金利リスク、信用リスクおよび市場リスクがある。発行体の支払能力は、訴訟、法律もしくはその他の政治的事象または発行体の破産による影響を受ける可能性がある。2019年9月30日現在の地方債残高は、投資有価証券明細表に記載されている。

(S) 銀行ローン ファンドは、固定金利および変動金利のローンに投資することがあるが、投資の形態は通常、ローン・パーティシペーションやローン・パーティシペーションの一部割当であり、以下のローン商品を含む場合がある。2019年9月30日現在の銀行ローン残高は、投資有価証券明細表に記載されている。

シニアローン シニアローンは通常、様々な業界および地域において事業を運営している企業、パートナーシップおよびその他の事業体に提供される。シニアローンは通常、借入人の資本構造の最も上位のポジションを占め、特定の担保で保証されており、借入人の一般資産に対する請求権は借入人の劣後債務保有者や株主より上位である。借入人は通常、シニアローンによる収入をレバレッジド・パイアウト、資本再構成、合併、買収および株式買戻しの資金として利用しているが、それより少ない金額を内部的成長やその他の企業目的にも利用している。シニアローンの金利は通常、基準貸出金利にプレミアムを加えたものを参照して、日次、月次、四半期毎または半年毎に決定される。これらの基準貸出金利は通常、LIBOR、1つもしくは複数の主要な米国銀行により提示されるプライム・レート、または譲渡性預金金利もしくは商業貸付会社が使用するその他の貸出基準金利である。かかる投資の質は通常、投資適格を下回る。

第二順位担保権付ローン 第二順位担保権付ローンは、公的および民間の企業ならびにその他の非政府機関および発行体が様々な目的で借入れるローンである。第二順位担保権付ローンは、関連する借入人の1つまたは複数のシニアローンに次いで返済される。第二順位担保権付ローンは通常、第二順位の担保権または当該ローンに基づく借入人の債務を保証する特定の担保に対する抵当権で保証されており、通常はシニアローンと同様の保護および権利が付されている。第二順位担保権付ローンの返済の優先順位は、関連する借入人のシニアローン以外の債務には劣後しない（劣後しない条件になっている）。シニアローン同様に、第二順位担保権付ローンにも、通常、調整可能な変動金利が付されている。第二順位担保権付ローンの返済順位はシニアローンの次であるため、投資リスクはより高いが、この追加的リスクを反映して利率も高いことが多い。かかる投資の質は通常、投資適格を下回る。返済順位が劣後することを除けば、第二順位担保権付ローンの特徴およびリスクの多くは上記のシニアローンに類似している。

その他の担保付ローン シニアローンおよび第二順位担保権付ローンを除くその他の担保付ローンは、公的および民間の企業ならびにその他の非政府機関および発行体が様々な目的で借入れるローンである。当該担保付ローンの返済順位は、借入人の1つまたは複数のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに劣後する。かかる担保付ローンは通常、優先度の低い担保権または当該ローンに基づく借入人の債務を保証する特定の担保に対する抵当権で保証されており、通常はシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに劣後する保護および権利が付されている。担保付ローンは、将来において借入人がより上位の債務を借入れた場合、それに返済順位が劣後する可能性がある。かかる担保付ローンには固定金利または調整可能な変動金利が付されることがある。かかる担保付ローンの返済順位は、借入人のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに劣後するため、投資リスクはシニアローンおよび第二順位担保権付ローンよりも高いが、この追加的リスクを反映して利率も高いことが多い。かかる投資の質は通常、投資適格を下回る。返済順位がさらに劣後することを除けば、かかる投資の特徴およびリスクの多くは上記のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに類似している。しかし、当該担保付ローンの返済順位は、借入人のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに劣後するため、上位にある担保付債務の影響を考慮した場合、借入人のキャッシュ・フロー

およびローンの担保となっている不動産が予定されている返済を行うのに不十分となる追加的リスクにさらされる可能性がある。また、かかる担保付ローンは、シニアローンおよび第二順位担保権付ローンに比べて価格のボラティリティが高いと予想されており、流動性が低い可能性がある。さらに、オリジネーターが、当該担保付ローンにおける参加持分を売却できず、信用リスクのエクスポージャーが拡大する可能性もある。

無担保ローン 無担保ローンは、公的および民間の企業ならびにその他の非政府機関および発行体が様々な目的で借入れるローンである。無担保ローンの返済の優先順位は通常、借入人の担保付債務保有者よりも低い。無担保ローンには、担保権または当該ローンに基づく借入人の債務を保証する特定の担保に対する抵当権による保証はない。無担保ローンの返済順位は、その条件に従い、シニアローン、第二順位担保権付ローンおよびその他の担保付ローンを含む、借入人のその他の債務に劣後する。無担保ローンには固定金利または調整可能な変動金利が付されることがある。無担保ローンは、借入人の担保付債務に劣後するため、投資リスクは担保付ローンよりも高いが、この追加的リスクを反映して利率も高いことが多い。かかる投資の質は通常、投資適格を下回る。返済順位が劣後し無担保であることを除けば、かかる投資の特徴およびリスクの多くは上記のシニアローン、第二順位担保権付ローンおよびその他の担保付ローンに類似している。

ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング与信枠 ファンドは、ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング与信枠を締結する、またはそれらへの参加持分を取得することがある。これらのコミットメントでは、貸出人は規定の期間において借入人の要求に応じて上限金額までの貸出を行うことに同意している。これらのコミットメントにより、ファンドは、投資の増額決定を自ら行わないような場合であっても（会社の財務状況により返済されない可能性が高い場合を含む）、投資の増額を求められる可能性がある。ファンドは、追加資金を貸出す義務を有している範囲において、当該義務を果たすのに十分な金額の分だけ、投資運用会社により流動性があると判断された資産を区分する、または「確保する」。

銀行ローンの利息に関連して、ファンドは、未実行銀行ローン利息を締結することがある（以下「コミットメント」という。）。これらのコミットメントに関連して、ファンドは、通常、約定額の一定割合で設定されるコミットメント手数料を稼得する。かかる手数料は、損益計算書の受取利息に含まれ、コミットメントの期間にわたって比例配分で認識される。未実行銀行ローン利息は、日次で時価評価され、未実現評価損益が資産負債計算書および損益計算書に計上される。2019年9月30日現在、ファンドにはいかなる未実行銀行ローン利息もなかった。

(T) **リバース・レポ契約** ファンドは、マスター買戻契約（以下「MRA」という。）の条件に従ってリバース・レポ取引（以下「RVP」という。）を行うことがある。これによりファンドは有価証券を売却し、相互に合意した日付および価格で当該有価証券を買戻すことに合意する。ファンドは、リバース・レポ契約を締結する時点で、買戻価格と同等の価値を有する流動資産を資産保管会社における分別勘定に区分する。MRAおよびその他のマスター・アグリーメントに基づき、ファンドは、債務不履行時には、支払額および／または受取額と、保有する担保および／または取引相手方への差入担保とを相殺し、ファンドへの純額支払もしくはファンドによる純額支払の1回で決済することを認められている。MRAの取引相手方の債務不履行時には、ファンドは、当該取引相手方が保有しているおよび／または当該取引相手方へ差入れている超過担保（買戻価格を超過する市場価値のある担保）について、無担保債権者とみなされる可能性があり、このため当該超過担保の返却が遅延するまたは否認される可能性がある。2019年9月30日現在、ファンドはいかなるリバース・レポ契約も保有していなかった。

(U) **デリバティブ** 会計基準コード化体系ASC 815-10-50は、デリバティブおよびヘッジ活動に関する開示を要求している。かかる基準は、a) 事業体がデリバティブを使用する方法および理由、b) デリバティブおよび関連するヘッジ対象の会計処理方法、ならびにc) デリバティブおよび関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローに及ぼす影響について開示することをファンドに要求している。

ファンドは、主にトレーディング目的で、先物および先渡為替契約を含む様々なデリバティブ取引を行うことがある。各デリバティブの主なリスク・エクスポージャーは、金利リスク、信用リスクまたは為替リスクである。これらのデリバティブの公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は損益計算書に実現利益（損失）または未実現評価益（損）の純変動として反映される。当年度において、ファンドのデリバティブ取引は先渡為替契約、金利スワップ契約、トータル・リターン・スワップおよび株式オプション契約で構成されていた。

以下は、リスク・エクスポージャー別に分類されるファンドのデリバティブの公正価値の要約である。

2019年9月30日現在の資産負債計算書上のデリバティブの公正価値
ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

（単位：米ドル）

計上科目	為替リスク*	金利リスク*	信用リスク*	合計
デリバティブ資産				
先渡為替契約に係る未実現評価益	650,781	-	-	650,781
スワップ契約に係る未実現評価益	-	2,755	6,704	9,459
	<u>650,781</u>	<u>2,755</u>	<u>6,704</u>	<u>660,240</u>
デリバティブ負債				
先渡為替契約に係る未実現評価損	(1,432,370)	-	-	(1,432,370)
スワップ契約に係る未実現評価損	-	(240,613)	(667,376)	(907,989)
	<u>(1,432,370)</u>	<u>(240,613)</u>	<u>(667,376)</u>	<u>(2,340,359)</u>

* 総額は、資産負債計算書の先渡為替契約に係る未実現評価益/(損)およびスワップ契約に係る未実現評価益/(損)の項目に表示されている。

デリバティブが2019年9月30日に終了した会計年度の損益計算書に及ぼす影響

ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

（単位：米ドル）

計上科目	為替リスク	金利リスク	信用リスク	株式リスク	合計
運用の結果として認識された、デリバティブに係る実現利益(損失)					
有価証券への投資に係る実現純損失**	-	-	-	(737,657)	(737,657)
先渡為替契約に係る実現純利益***	7,416,519	-	-	-	7,416,519
スワップ契約に係る実現純損失	-	(1,336,761)	(604,044)	-	(1,940,805)
先物契約に係る実現純損失	-	-	-	(98,210)	(98,210)
売建オプション契約に係る実現純利益	-	-	-	89,252	89,252
	7,416,519	(1,336,761)	(604,044)	(746,615)	4,729,099
運用の結果として認識された、デリバティブに係る未実現評価益(損)の変動					
有価証券への投資に係る未実現評価益の純変動****	-	-	-	148,761	148,761
先渡為替契約に係る未実現評価損の純変動*****	(1,996,042)	-	-	-	(1,996,042)
スワップ契約に係る未実現評価損の純変動	-	(570,091)	(660,672)	-	(1,230,763)
	(1,996,042)	(570,091)	(660,672)	148,761	(3,078,044)

** 買建オプション契約に係る実現損失を示している。

*** 為替取引および先渡為替契約に係る実現利益（損失）として損益計算書に表示されている金額を含んでいる。

**** 買建キャップ・オプション契約に係る未実現評価益純額を示している。

***** 為替取引および先渡為替契約に係る未実現評価益（損）の純変動として損益計算書に表示されている金額を含んでいる。

2019年9月30日に終了した会計年度において、未決済の先渡為替契約の平均月次元本金額は以下の通りであった。

（単位：米ドル）

ファンド・レベル	41,244,841
豪ドル・コース	10,516,954
日本円ヘッジコース	55,729,107
NZドル・コース	4,914,094
トルコ・リラ・コース	19,575,261
南アフリカ・ランド・コース	5,031,518

2019年9月30日に終了した会計年度において、スワップ契約の平均月次想定元本は91,810,725米ドルであった。スワップ契約が保有された期間は当年度のうち12か月間であった。

2019年9月30日に終了した会計年度において、買建オプション契約の平均月次想定元本は1,068,300米ドルであった。買建オプション契約が保有された期間は当年度のうち9か月間であった。

2019年9月30日に終了した会計年度において、売建オプション契約の平均月次想定元本は73,307米ドルであった。売建オプション契約が保有された期間は当年度のうち2か月間であった。

2019年9月30日に終了した会計年度において、先物契約の平均月次想定元本は3,077,463米ドルであった。先物契約が保有された期間は当年度のうち5か月間であった。

ファンドは、特定の取引相手（店頭デリバティブおよび随時行われる外国為替取引を扱う）との間の、国際スワップデリバティブ協会のマスター・アグリーメントのようなマスターネットティング契約の当事者である。マスターネットティング契約には、特に当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、債務不履行および契約の早期終了に関する条項が含まれる。

担保要件は、各取引相手とのファンドの正味ポジションに基づいて決定される。担保の形態は、ファンドと該当する取引相手の合意に基づき、現金または他の有価証券の場合がある。特定の取引相手については、マスター・アグリーメントの条項に従い、ファンドに供された担保（該当する場合）はファンドの資産保管会社が分別勘定にて保管し、売却または再担保差入れ可能な金額については投資有価証券明細表に表示されている。ファンドが差入れた担保（該当する場合）は、ファンドの資産保管会社によって分別保管され、投資有価証券明細表において特定される。2019年9月30日現在、担保差入れされている有価証券または現金はなかった。

3．受益証券

2019年9月30日現在、すべての発行済受益証券は4受益者によって保有されていた。

(A) 受益証券の申込 受益証券は1口当たり純資産価額で各取引日に申し込むことができる。取引日とは、各営業日および/または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一または複数の日をいう。受益証券の申込に関して、申込価格の3.00%（適用される消費税額を除く。）を上限とする申込手数料も課される。この申込手数料は日本において大和証券株式会社（以下「販売会社」という。）に支払われる。

(B) 買戻し 各受益者は、受益証券の全部または一部を、買戻価格（すなわち、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価額）で買い戻してもらうよう、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「管理事務代行会社」という。）に買戻通知を提出することができる。

提出された買戻請求は、管理会社が通常または特定の状況（英文目論見書に「買戻停止」として記載されている状況を含む）において別段の決定をしない限り、取消不能である。

買戻請求の提出は、買戻しを希望する特定コースの受益証券口数に関して行われる。各受益証券コースに関して、買戻日（各取引日および/または管理会社が受託会社と協議の上でファンドもしくはファンドの受益証券コースに関して随時決定するその他の単一または複数の日をいう。）における受益者1名当たりの最低受益証券買戻口数は1口以上であり、その後は1口の整数倍である。1口に満たない端数の受益証券の買戻しは行われない。

4．リスク要因

以下はファンドの投資に関する全体的なリスクの要約であるが、ファンドへの投資に内在するすべてのリスクの完全なリストではない。

(A) 市場リスクおよび選定リスク 市場リスクとは、ファンドが投資している1つまたは複数の市場の価値が下落するリスクであり、市場が急激かつ予想外に下落する可能性を含んでいる。選定リスクとは、投資運用会社が選定する有価証券のパフォーマンスが、市場、関連指数または同様の投資目的および投資戦略を有する他のファンドが選定する有価証券を下回るリスクである。

(B) 金利リスク 金利リスクとは、確定利付証券の価格が一般的に、金利が下落した場合に上昇し、金利が上昇した場合に下落するリスクである。長期証券の価格は短期証券の価格と比べて、一般的に金利変動に応じてより大きく変動する。短期または長期金利が急激に上昇する場合や投資運用会社の予測とは異なる方法で変動する場合、ファンドは損失を被ることがある。

(C) カウンターパーティのブローカー・リスク 先渡為替契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されていないために標準化されておらず、これらの市場では銀行およびディーラーが主幹となってそれぞれの取引を個別に交渉している。先渡および「現物」取引には、実質的に規制が課されていないため、日々の価格変動に上限がなく、投機ポジション制限が適用されない。先渡市場で取引を行う主幹には、同社が取引している通貨で継続的にマーケット・メイクすることが求められておらず、これらの市場では、場合によっては長期間にわたり流動性が低下することがある。市場の流動性低下または混乱によって、ファンドに多額の損失が生じる可能性がある。

ファンドまたはファンドの代理人が取引または投資を行う、銀行およびブローカー会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政難に陥りファンドに対して債務不履行となることがある。そのような債務不履行は、ファンドに重大な損失をもたらす可能性がある。さらに、ファンドは、特定の取引を保証するためにカウンターパーティに担保を差し入れることがある。

ファンドは、個々のカウンターパーティとマスターネットティング契約を結ぶことにより、カウンターパーティの信用リスクに対するエクスポージャーの軽減に努めている。マスターネットティング契約により、ファンドは、カウンターパーティの信用の質が特定の規準を下回る場合に当該契約に基づくすべての取引を終了させる権利を得る。マスターネットティング契約により、各当事者は、相手方の債務不履行または契約の終了時点で、当該契約に基づくすべての取引を終了させ、個々の取引に基づく一方から相手方への支払額を相殺する権利を得る。店頭デリバティブに関連するカウンターパーティの信用リスクによるファンドの最大損失リスクは、通常、未実現評価益とカウンターパーティの未払金との合計額がカウンターパーティがファンドに差し入れた担保を超過する金額である。ファンドは、店頭デリバティブに関して、カウンターパーティのために、未決済のデリバティブ契約に係る個々のカウンターパーティの未実現評価益と同額以上の担保の差し入れを要求されることがある。ただし、一部の最低移転条項の制約を受けることがあり、そのような差入担保がある場合には、投資有価証券明細表において特定される。

(D) 信用リスク 信用リスクとは、有価証券の発行体が期日到来時に利息の支払または元本の返済ができないリスクである。発行体の信用格付の変更または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、ファンドのその発行体への投資の価値に影響を及ぼす場合がある。信用リスクの程度は、発行体の財政状態と債務の条件の両方によって影響される。

(E) 為替リスク ファンドが投資している有価証券およびその他の金融商品は、ファンドの機能通貨以外の通貨建である場合がある。そのため、外国為替レートの変動はファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性がある。一般に、ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して上昇した場合、その通貨価値の下落がファンドの機能通貨への換算に影響するため、他の通貨建の有価証券は価値が下落する。反対に、ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合、他の通貨建の有価証券の価値は上昇する。このリスクは一般に「為替リスク」として知られており、ファンドの機能通貨が強い場合には投資者に対するリターンが減少し、ファンドの機能通貨が弱い場合にはかかるリターンが増加する可能性があることを意味する。各種為替取引の利用により、ファンドまたはそのコースは、該当する場合、ファンドまたはコースのパフォーマンスに寄与するために特定の通貨のパフォーマンスの影響を受けることがある。投資運用会社が採用した為替プログラムが好成績を上げる保証はなく、ファンドまたはコースの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合は為替変動によってファンドまたはコースに損失が生じる可能性がある。さらに、ファンドまたはコースは、投資運用会社が策定した通貨戦略に関連する取引費用を負担することになる。

(F) 流動性リスク ファンドのすべての投資が上場または格付されることはないことから、流動性が低下する可能性がある。さらに、一部の投資保有高の積み増しおよび処分には多大な時間がかかることがあり、不利な価格で実施せざるを得ない場合がある。また、ファンドは、流動性低下につながる不利な市況によって、資産を公正価格で処分することが困難になる場合もある。

買戻請求に対応する資金調達のためにファンドの投資を売却する場合、投資の市場規模や市場の傾向によってかかる売却が投資の時価に不利な影響を及ぼすことから、これらの投資を当初予想していた価格で売却できない可能性がある。このことから、受益証券1口当たり純資産価額が下落する可能性がある。

(G) 補償リスク ファンドへの投資には、いかなる政府、政府の機関もしくは補助機関、または銀行保証基金による保険も保証も付されていない。ファンドの受益証券は、銀行の預金または債券でもなく、銀行による保証または支援も受けておらず、受益証券への投資額は上方および/または下方に変動することがある。投資運用会社は安定した受益証券1口当たり純資産価額の維持に努めるものの、安定した受益証券1口当た

り純資産価額の維持は保証されない。ファンドへの投資には、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクがある。

(H) 外国証券リスク 米国外の市場で取引される有価証券のパフォーマンスは、（常にではないものの）米国内で取引される有価証券とは異なることが多い。しかし、かかる投資には米国の投資には存在しない、ファンドが損失を被る可能性を増大させる特別なリスクが伴うことが多い。特に、ファンドは、外国の取引所における投資者が少なく、日々取引される有価証券数が少ないためにファンドがかかる取引所で有価証券を売買することが困難になるリスクを負う。さらに、外国有価証券の価格は、米国内および／または投資者の居住法域で取引される有価証券の価格と比べて大きく上下することがある。

一部の外国市場の経済は、国民総生産の成長、資本の再投資、支払ポジションの余力および残高等の事項に関して、米国または投資者の居住法域の経済と比べて劣ることがある。一部の外国経済は、特定の業種または外国資本に著しく依存していることがあり、外交の展開、特定の単一または複数の国に対する経済制裁の実施、国際取引パターンの変化、貿易障壁およびその他の保護貿易政策または報復措置の影響を受けやすいことがある。外国市場への投資はまた、資本規制の実施、企業または産業の国有化、資産の収用または重税等の政府の行為により悪影響を受けることもある。さらに、一部の国の政府は、資本市場または特定の業種への外国投資を禁じるまたは重大な制限を課す場合がある。これらの行為のいずれも、有価証券の価格に多大な影響を及ぼす、外国有価証券を売買するファンドの能力またはファンドの資産もしくは収益をファンドが所在する法域もしくはファンドの資産が保管されている法域に返還するファンドの能力を損なう、またはファンドの運用に悪影響を及ぼすことがある。その他の潜在的な外国市場リスクには、外国為替管理、有価証券の価格形成の困難性、外国政府証券のデフォルト、外国裁判所における司法判断の実施の困難性ならびに政情不安および社会不安が含まれる。特定の外国において投資者が利用できる法的救済手段は、かかる投資者の居住法域において利用できる手段と比べて範囲が狭くなることがある。

(I) デリバティブ・リスク ファンドは、ファンドの投資のヘッジまたはリターンの向上の追求を目的としてデリバティブを使用することがある。デリバティブにより、ファンドは他の種類の金融商品よりも迅速かつ効率的にリスク・エクスポージャーを増加または減少させることができる。デリバティブは変動しやすく、以下を含む重要なリスクを伴う。

- ・ 信用リスク - デリバティブ取引における取引相手（取引の相手方当事者）がファンドに対する金融債務を履行できないリスク。
- ・ レバレッジ・リスク - 比較的小さい市場の動向が投資の価値を大きく変動させることがある、一部の種類の投資または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一部の投資または取引戦略により、当初の投資額を大きく超える損失が生じる可能性がある。
- ・ 流動性リスク - 一部の有価証券について、売主が希望する時期に、または売主がその有価証券に現在その価値があると考える価格で、売却することが困難または不可能となるリスク。

デリバティブは金融契約であり、その価値は原資産、参照金利または指数の価値に依拠するか、またはこれらの価値から派生する。ファンドは通常、原資産のポジションの代わりに、および／または金利リスクや通貨リスクなどの他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために策定された戦略の一環としてデリバティブを用いる。ファンドはまた、レバレッジの目的でデリバティブを使用することもあり、その場合、デリバティブの使用にはレバレッジ・リスクが伴う。

ファンドがデリバティブを使用する場合、有価証券およびその他の伝統的な投資への直接投資に内在するリスクと異なるか、またはそれを上回る可能性のあるリスクが伴う。デリバティブには、このセクション内に別途記載されている、金利リスク、市場リスクおよび信用リスク等の様々なリスクがある。デリバティブには不当な価格形成または不適切な評価のリスクもあり、デリバティブの価値の変動が原資産、金利または指数と完全には関連しないリスクもある。ファンドがデリバティブに投資する場合、投資元本を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減することが有益である場合にファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

(J) 社債 ファンドが間接的に投資している社債には、発行体が債務の元本および利息を支払えなくなるリスクがあり、金利感応度、発行体の信用度についての市場の認識および一般的な市場流動性等に起因する価格変動の影響を受ける可能性もある。金利が上昇すると社債の価値は下落することが予想される。満期までの期間が長い社債は、満期までの期間が短い社債と比べて金利感応度が高くなる傾向がある。

(K) ソブリン債 ファンドは間接的にソブリン債に投資することがある。かかる有価証券は外国政府機関によって発行または保証されている。かかる投資には、政府機関がキャッシュ・フローに関する問題、不十分な外貨準備金、政治的配慮、経済との関連での政府機関の債務ポジションの相対的規模または国際通貨基金やその他の国際機関により要求される経済改革の不実施等に起因して、ソブリン債に関する利息の支払または元本の返済を遅滞または拒否するリスクがある。政府機関がデフォルトした場合、かかる政府機関は支払期日の延長または追加の貸付を要請する可能性がある。政府が支払を行わないソブリン債の回収に関する法的手続はなく、政府機関が返済していないソブリン債の全部または一部の回収を可能とする破産手続もない。

(L) 為替契約リスク 豪ドル・コース受益証券、日本円ヘッジコース受益証券、NZドル・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券および南アフリカ・ランド・コース受益証券の保有者の勘定では、米ドルを売却してこれらの受益証券コースの取引対象通貨を購入する為替ヘッジ取引を締結することになる。かかる為替ヘッジ取引により、豪ドル・コース受益証券、日本円ヘッジコース受益証券、NZドル・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券および南アフリカ・ランド・コース受益証券の投資家は、該当する取引対象通貨とこれらの受益証券コースの基準通貨である米ドルとの為替レートの影響を受けることになる。そのため、受益証券コースの取引対象通貨が米ドルに対して下落し、これ以外の変動はないとした場合、かかる受益証券コースの受益証券1口当たり純資産価額が減少することにより、これらの受益者は為替レートの変動によって投資額の一部を失う可能性がある。さらに、取引対象通貨の金利が米ドルの金利よりも低い場合、これらの金利差は、豪ドル・コース受益証券、日本円ヘッジコース受益証券、NZドル・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券および南アフリカ・ランド・コース受益証券に関して維持される勘定の為替取引による費用となる（該当する場合）。

新興市場国通貨の為替レートは短期間で大きく変動することがあり、外国為替レートリスクは先進国通貨よりも相対的に高い。同様に、新興市場国通貨での取引には、政府の政策変更や外国投資に係る規制の制定を含む様々な理由によって制限が課される可能性がある。こうした規制およびかかる通貨の需給の変動によって、為替取引による費用は、取引対象通貨と米ドルの金利差に基づく費用の予想水準と大きく異なる可能性がある。

(M) コール・リスク 金利が低い場合、発行体は「償還条項付証券」を対象とする債務を早期返済することが多い。この場合、ファンドは利回りの低い投資に収入を再投資しなければならない可能性があり、再投資しなければ、金利の低下により生じる可能性がある価値の上昇による便益を受けないことがある。

5．保証および補償

ファンドの設立書類に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は、ファンドに対する義務の履行から生じる特定の負債に対して補償される。また、ファンドは、通常の営業過程において、様々な補償条項を含む契約を締結している。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは、現時点では発生していないがファンドに対して行われうる将来の請求が含まれるため、不明である。しかしファンドには、過去にこれらの契約に基づく請求または損失はない。

6．所得税

ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従っている。ケイマン諸島の現行法に基づき、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税もしくは相続税の性質を有するいかなる税金も、ファンドを構成する資産もしくはファンドの下で生じる収益、またはかかる資産もしくは収益に関するファンドの受益者に対して適用されない。ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

ファンドは通常、米国連邦所得税上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないように活動を行う意向である。とりわけ、ファンドは1986年内国歳入法（改正後）におけるセーフ・ハーバーに資格となることを意図している。ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。ファンドの収益のいずれもが、ファンドが行う米国の取引または事業に事実上関連していない場合、ファンドが米国を源泉として得る特定の種類の収益（配当および特定の種類の受取利息を含む）に対して30%の米国の税金が課される。この税金は通常、かかる収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準コード化体系740）は、ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を

含む）時に支持される可能性が高いか否かを当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するように、受託会社に要求している。支持される可能性の方が高いとの基準を満たす税務ポジションについては、財務書類上で認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットが減額される。受託会社は、ファンドの税務ポジションをレビューし、税金引当金を財務書類に計上する必要はないと判断した。現在、不確実な税務ポジションに関連する利息または罰金はない。

2019年9月30日現在、調査対象となっている税務年度は、米国以外の主要な税務管轄ごとに運用開始日から当会計年度までの除斥期間に基づき、様々である。米国連邦管轄による調査対象となっている税務年度には、運用開始日から2019年9月30日までの期間が含まれる。

7. 報酬および費用

(A) 会計および管理事務代行報酬 管理事務代行会社は、ファンドの純資産価額に基づき毎日計上され、毎月支払われる年間報酬を受け取る。管理事務代行会社は、純資産の最初の500百万米ドルについては0.06%、純資産の次の500百万米ドルについては0.05%、10億米ドル超の純資産については0.04%の年間報酬（月間最低報酬額は3,750米ドル）を受け取る。2019年9月30日に終了した会計年度に管理事務代行会社が稼得した報酬および2019年9月30日現在の管理事務代行会社に対する未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(B) 資産保管報酬 受託会社は、資産保管会社と資産保管契約を締結しており、それに対して資産保管会社は平均純資産の0.01%から0.70%の保管報酬を受け取る。資産保管会社は、専門的な処理に対して1取引につき10米ドルから350米ドルの取引費用も受け取る。2019年9月30日に終了した会計年度に資産保管会社が稼得した報酬および2019年9月30日現在の資産保管会社に対する未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(C) 受託報酬 受託会社は、年間10,000米ドルで毎月後払いされる報酬を受け取る。2019年9月30日に終了した会計年度に受託会社が稼得した報酬は、損益計算書に開示されている。

(D) 名義書換事務代行報酬 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「名義書換事務代行会社」という。）は、平均純資産の年率0.01%の報酬、またすべての取引について1取引につき10米ドルの報酬およびマニュアル取引については1取引につき追加で25米ドルを受け取る。名義書換事務代行会社は、年間2,400米ドルの外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）対応費用も受け取る。2019年9月30日に終了した会計年度に名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2019年9月30日現在の名義書換事務代行会社に対する未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(E) カレンシー・エージェント報酬 受託会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「カレンシー・エージェント」という。）と為替管理事務代行契約を締結しており、それに対してカレンシー・エージェントは該当する受益証券コース - 豪ドル・コース受益証券、日本円ヘッジコース受益証券、NZドル・コース受益証券、トルコ・リラ・コース受益証券および南アフリカ・ランド・コース受益証券 - の純資産合計の年率0.03%の年間報酬を受け取る。2019年9月30日に終了した会計年度にカレンシー・エージェントが稼得した報酬および2019年9月30日現在のカレンシー・エージェントに対する未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(F) 投資運用報酬 投資運用会社は、ファンドの純資産から平均純資産の年率0.525%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2019年9月30日に終了した会計年度に投資運用会社が稼得した報酬および2019年9月30日現在の投資運用会社に対する未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(G) 管理会社代行サービス報酬および管理報酬 大和証券投資信託委託株式会社（以下「管理会社代行サービス会社」という。）は、ファンドの公募受益証券（すなわち、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券）に関連するサービスを提供するために管理会社から任命された。管理会社代行サービス会社は、日本国内で投資信託管理会社として業務を行う。管理会社代行サービス会社は、ファンドの純資産から平均純資産の年率0.35%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2019年9月30日に終了した会計年度に管理会社代行サービス会社が稼得した報酬および2019年9月30日現在の管理会社代行サービス会社に対する未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

管理会社は、受益者への分配に関する方針を決定し、その分配責任において受託会社を指図する。管理会社は、ファンドの純資産から平均純資産の年率0.02%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2019年9月30日に終了した会計年度に管理会社が稼得した報酬および2019年9月30日現在の管理会社に対する未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(H) 販売報酬および代行協会員報酬 大和証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本の法律に準拠して公募受益証券を取り扱う販売会社である。販売会社は、ファンドの資産から年率0.65%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2019年9月30日に終了した会計年度に販売会社が稼得した報酬および2019年9月30日現在の販売会社に対する未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

代行協会員は、日本において和文の目論見書を配布し、公募受益証券に関して受益証券1口当たり純資産価額を公表し、ファンドの財務書類を入手可能にする責任を有している。代行協会員は、ファンドの資産から年率0.10%で毎月後払いされる報酬を受け取る権利を有する。2019年9月30日に終了した会計年度に代行協会員が稼得した報酬および2019年9月30日現在の代行協会員に対する未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(I) その他の費用 ファンドは、ファンドの運用に関連するその他の費用を負担することがあり、これには（ ）政府関連の手数料、（ ）仲介手数料およびコミッションならびにその他のポートフォリオ取引費用、（ ）支払利息を含む借入費用、（ ）訴訟および補償費用を含む特別費用、（ ）監査報酬ならびに（ ）印刷費が含まれるが、これらに限定されない。

8．最近公表された会計基準

2017年3月、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）は会計基準アップデートASU 2017-08「受取債権 - 払戻不能の手数料およびその他の費用（サブトピック 310-20）：購入した繰上償還可能な負債性証券のプレミアムの償却」（以下「ASU 2017-08」という。）を公表した。このアップデートは、プレミアムで購入した繰上償還可能な一部の負債性証券のプレミアムの償却期間を修正し、最も早い償還日までの期間に短縮するものである。割引価格で購入した負債性証券については、ASU 2017-08は会計処理の変更を要求しておらず、割引価格は引き続き満期までの期間にわたって償却される。ASU 2017-08は、2019年12月15日より後に開始する会計年度および2020年12月15日より後に開始する会計年度内の中間会計期間から適用される。

2018年8月28日、FASBは会計基準アップデートASU 2018-13「公正価値測定（トピック820）：開示フレームワーク - 公正価値測定の開示要求に対する変更」（以下「ASU 2018-13」という。）を公表した。ASU 2018-13は、ASC 820の開示に関するパラグラフを修正し、(1)「事業体は最低限開示する」という文言から「最低限」を削除し、(2)事業体による適切な判断の行使を促進するために、他の類似の「オープン・エンド型」に関する開示要求を削除するものである。ASU 2018-13は、ASC 820の他の要求事項も削除および修正する。ASU 2018-13は、2019年12月15日より後に開始する会計年度および当該会計年度内の中間会計期間から、すべての事業体に適用される。

経営者は現在、ASU 2017-08およびASU 2018-13の適用およびファンドの財務書類への影響（該当する場合）について評価中である。

9．後発事象

受託会社は、本財務書類の発行準備が整った日である2020年3月9日までの決算日後のすべての取引および事象を評価した。2019年10月1日から2020年3月9日までに、4,981,602米ドルの受益証券の発行および43,693,681米ドルの受益証券の買戻しが行われた。同期間中にそれぞれ1,442,133米ドルの分配および再投資が行われた。ファンドに関連する、報告すべき他の後発事象はない。

[次へ](#)

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Assets and Liabilities
September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

Assets

Investments, at fair value (cost \$359,966,873)	\$	368,055,624
Cash		124
Deposits with broker for centrally cleared derivatives		13,361
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts		886,065
Due from broker – variation margin on centrally cleared derivatives - swaps		12,422
Receivables for:		
Investments sold		6,013,383
Delayed delivery investment sold		38,407,323
Units sold		60,719
Dividends		2,828
Interest		1,757,938
Total assets		415,209,787

Liabilities

Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts		635,802
Unrealized depreciation on over-the-counter swap contracts		16,146
Deposits due to broker for over-the-counter derivatives		750,000
Due to broker – variation margin on centrally cleared derivatives - swaps		1,893
Reverse repurchase agreements (cost \$1,486,005)		1,486,166
Payables for:		
Investments purchased		13,355,455
Delayed delivery investments purchased		60,635,234
Units redeemed		190,905
Accounting and administrative fees		253,081
Investment management fees		241,648
Professional fees		92,852
Distributor fees		33,731
Custody fees		25,448
Management service providing company and manager fees		17,898
Currency agent fees		15,336
Transfer agent fees		5,494
Agent company fees		5,189
Printing fees		2,847
Other liabilities		2,444
Total liabilities		77,767,569

Net Assets	\$	337,442,218
-------------------	-----------	--------------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Assets and Liabilities (continued)
September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

Net Assets

AUD Class	\$	9,052,170
JPY Hedged Class		29,721,688
JPY Non-Hedged Class		264,277,790
NZD Class		4,706,877
TRY Class		14,245,269
USD Class		10,629,416
ZAR Class		4,809,008
	\$	337,442,218

Units outstanding

AUD Class	112,530
JPY Hedged Class	29,607,360
JPY Non-Hedged Class	288,800,653
NZD Class	63,170
TRY Class	902,620
USD Class	92,525
ZAR Class	70,153

Net Asset Value per unit

AUD Class	\$	80.44
JPY Hedged Class	\$	1.004
JPY Non-Hedged Class	\$	0.915
NZD Class	\$	74.51
TRY Class	\$	15.78
USD Class	\$	114.88
ZAR Class	\$	68.55

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Operations
For the Year Ended September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

Investment income	
Interest income (net of withholding taxes of \$5,030)	\$ 7,964,918
Dividend income (net of withholding taxes of \$10,261)	19,901
Total investment income	7,984,819
Expenses	
Management service providing company and manager fees	1,302,713
Distributor fees	303,243
Accounting and administrative fees	217,119
Investment management fees	212,912
Custody fees	135,375
Professional fees	96,757
Agent company fees	46,653
Transfer agent fees	44,473
Currency agent fees	28,795
Printing fees	13,398
Interest expense	13,326
Trustee fees	10,150
Registration fees	5,865
Other fees	68
Total expenses	2,430,847
Net investment income	5,553,972
REALIZED AND UNREALIZED GAIN (LOSS):	
Realized gain (loss) on:	
Investments in securities	8,904,266
Futures contracts	213,083
Swap contracts	2,867,505
Foreign currency transactions and forward foreign currency contracts	(2,740,419)
Net realized gain	9,244,435
Net change in unrealized appreciation (depreciation) from:	
Investments in securities	678,266
Swap contracts	1,435,824
Foreign currency translations and forward foreign currency contracts	1,034,547
Net change in unrealized appreciation	3,148,637
Net realized and unrealized gain	12,393,072
Net increase in Net Assets resulting from operations	\$ 17,947,044

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Changes in Net Assets
For the Year Ended September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

Net increase (decrease) in Net Assets resulting from operations:

Net investment income	\$ 5,553,972
Net realized gain	9,244,435
Net change in unrealized appreciation	3,148,637
Net increase in Net Assets resulting from operations	17,947,044

Distributions to unitholders	(6,493,933)
Net increase in Net Assets resulting from fund unit transactions	48,711,330
Net increase in Net Assets	60,164,441

Net Assets	
Beginning of year	277,277,777
End of year	\$ 337,442,218

	AUD Class	JPY Hedged Class	JPY Non-Hedged Class	NZD Class
Fund unit transactions				
Units				
Issued	7,770	—	125,982,410	4,662
Distributions reinvested	—	152,661	4,410,255	—
Redeemed	(39,617)	(18,529,391)	(56,808,606)	(6,838)
Net change in units	(31,847)	(18,376,730)	73,584,059	(2,176)
Amounts				
Issued	\$ 585,300	\$ —	\$ 115,587,385	\$ 317,384
Distributions reinvested	—	152,781	3,930,600	—
Redeemed	(2,969,678)	(17,755,372)	(48,629,372)	(466,432)
Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions	\$ (2,384,378)	\$ (17,602,591)	\$ 70,888,613	\$ (149,048)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Statement of Changes in Net Assets (continued)
 For the Year Ended September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	TRY Class	USD Class	ZAR Class
Fund unit transactions			
Units			
Issued	115,746	5,255	12,969
Redeemed	(215,103)	(12,456)	(8,066)
Net change in units	(99,357)	(7,201)	4,803
Amounts			
Issued	\$ 2,074,180	\$ 560,360	\$ 917,409
Redeemed	(3,672,644)	(1,353,633)	(566,938)
Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions	\$ (1,598,464)	\$ (793,273)	\$ 350,471

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Financial Highlights
For the Year Ended September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	AUD Class	JPY Hedged Class	JPY Non-Hedged Class	NZD Class
Net Asset Value per unit, beginning of year	\$ 71.08	\$ 0.918	\$ 0.855	\$ 66.11
Net investment income ¹	0.95	0.022	0.022	0.92
Net realized and unrealized gain	8.70	0.069	0.068	7.88
Total income from investment operations	9.65	0.091	0.080	8.80
Distributions to unitholders	(0.29)	(0.005)	(0.020)	(0.40)
Net Asset Value per unit, end of year	\$ 80.44	\$ 1.004	\$ 0.915	\$ 74.51
 Total return ²	 13.57%	 9.92%	 9.45%	 13.31%
 Ratios to average Net Assets:				
Total expenses	2.00%	0.96%	0.69%	1.95%
Net investment income	1.31%	2.37%	2.47%	1.33%

¹ Calculated based on average units outstanding throughout the year.

² Total return assumes the effect of reinvested distributions, if any.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Financial Highlights (continued)
For the Year Ended September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	TRY Class	USD Class	ZAR Class
Net Asset Value per unit, beginning of year	\$ 19.29	\$ 106.67	\$ 70.72
Net investment income ¹	0.23	1.48	0.91
Net realized and unrealized gain (loss)	(1.67) ²	7.33	0.56
Total income (loss) from investment operations	(1.44)	8.81	1.47
Distributions to unitholders	(2.07)	(0.60)	(3.64)
Net Asset Value per unit, end of year	\$ 15.78	\$ 114.88	\$ 68.55
 Total return ²	 (8.20)%	 8.26%	 2.12%
 Ratios to average Net Assets:			
Total expenses	2.04%	1.94%	1.98%
Net investment income	1.31%	1.36%	1.33%

¹ Calculated based on average units outstanding throughout the year.

² Total return assumes the effect of reinvested distributions, if any.

³ Amount disclosed does not appear consistent with the number shown for this caption on the Statement of Changes in Net Assets due to the timing of subscriptions and redemptions. Realized loss on forward contracts for this class attributed to the negative amount.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Schedule of Investments
September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%)	
		AUSTRALIA (1.0%)	
		CORPORATE BONDS & NOTES (1.0%)	
USD	1,610,000	Macquarie Bank, Ltd. (a) 3.62% due 06/03/30	\$ 1,711,665
USD	800,000	Newcrest Finance Pty, Ltd. (a),(b) 3.25% due 05/13/30	872,638
USD	850,000	Transurban Finance Co. Pty, Ltd. (a),(b) 2.45% due 03/16/31	865,877
		TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES	3,450,180
		TOTAL AUSTRALIA (Cost \$3,302,808)	3,450,180
		BARBADOS (0.2%)	
		ASSET-BACKED SECURITY (0.2%)	
USD	575,000	Global SC Finance II SRL 2014-1A Class A1 (a) 3.19% due 07/17/29	584,469
		TOTAL ASSET-BACKED SECURITY	584,469
		TOTAL BARBADOS (Cost \$575,228)	584,469
		BERMUDA (1.9%)	
		ASSET-BACKED SECURITIES (1.9%)	
USD	1,800,000	CAL Funding III, Ltd. 2018-2A Class A (a),(b) 4.34% due 09/25/43	1,843,742
USD	3,500,000	CAL Funding IV, Ltd. 2020-1A Class A (a),(b) 2.22% due 09/25/45	3,511,125
USD	942,012	Textainer Marine Containers VII, Ltd. 2020-1A Class A (a) 2.73% due 08/21/45	962,806
		TOTAL ASSET-BACKED SECURITIES	6,317,673
		TOTAL BERMUDA (Cost \$6,253,028)	6,317,673
		CANADA (0.8%)	
		BANK LOAN (0.2%)	
USD	750,000	Bombardier Recreational Products, Inc. 6.00% due 05/24/27	759,690
		TOTAL BANK LOAN	759,690
		CORPORATE BONDS & NOTES (0.6%)	
USD	950,000	1011778 BC ULC / New Red Finance, Inc. (a),(b) 4.00% due 10/15/30	957,324
USD	100,000	5.75% due 04/15/25	106,750
USD	530,000	Brookfield Finance, Inc. (b) 3.50% due 03/30/51	523,681
USD	390,000	Manulife Financial Corp. (b) 2.48% due 05/19/27	417,369
		TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES	2,005,124
		TOTAL CANADA (Cost \$2,699,076)	2,764,814
		CAYMAN ISLANDS (11.7%)	
		ASSET-BACKED SECURITIES (11.5%)	
USD	1,800,807	AIM Aviation Finance, Ltd., 2015-1A Class A1 (a),(b) 4.21% due 02/15/40	1,505,391
USD	2,000,000	Anchorage Credit Funding 4, Ltd. 2016-4A Class A (a),(b) 3.50% due 02/15/35	2,011,293
USD	338,210	BSPRT 2018-FL3 Issuer, Ltd. Class A (a),(b),(c) 1.20% due 03/15/28	336,335
USD	2,000,000	BXMT 2020-FL2, Ltd. Class AS (a),(c) 1.30% due 02/16/37	1,961,283
USD	1,000,000	BXMT 2020-FL2, Ltd. Class C (a),(c) 1.80% due 02/16/37	969,650
USD	1,000,000	Cerberus Loan Funding XVII, Ltd. 2016-3A Class A (a),(c) 2.81% due 01/15/28	978,825

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Schedule of Investments (continued)
September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		CAYMAN ISLANDS (11.7%) (continued)	
		ASSET-BACKED SECURITIES (11.5%) (continued)	
USD	2,500,000	Crown Point CLO III, Ltd. 2015-3A Class A2R (a),(b),(c) 1.73% due 12/31/27	\$ 2,460,145
USD	2,700,000	Denali Capital CLO XI, Ltd. 2015-1A Class A1RR (a),(b),(c) 1.40% due 10/20/28	2,682,472
USD	1,000,000	FDF I, Ltd. 2015-1A Class A (a),(b) 4.40% due 11/12/30	1,003,175
USD	1,000,000	FDF II, Ltd. 2016-2A Class A (a),(b) 4.29% due 05/12/31	1,001,039
USD	1,750,000	FINS 2020-1 A1 0.00% due 05/15/38	1,749,125
USD	1,000,000	Fortress Credit Opportunities XI CLO, Ltd. 2018-11A Class A1T (a),(c) 1.58% due 04/15/31	942,401
USD	1,000,000	Goldentree Loan Management US CLO 1, Ltd. 2017-1A Class AR (a),(b),(c) 1.22% due 04/20/29	995,570
USD	250,000	Golub Capital Partners CLO 16, Ltd. 2013-16A Class A1R (a),(c) 1.94% due 07/25/29	247,933
USD	2,000,000	Golub Capital Partners CLO 16, Ltd. 2013-16A Class A2R (a),(c) 2.09% due 07/25/29	1,961,359
USD	250,000	Golub Capital Partners CLO 16, Ltd. 2013-16A Class BR (a),(c) 2.49% due 07/25/29	246,305
USD	1,000,000	Golub Capital Partners CLO 36M, Ltd. 2018-36A Class A (a),(b),(c) 1.55% due 02/05/31	961,241
USD	1,066,511	KDAC Aviation Finance, Ltd. 2017-1A Class A (a) 4.21% due 12/15/42	936,797
USD	1,000,000	LoanCore 2018-CRE1 Issuer, Ltd. Class AS (a),(b),(c) 1.65% due 05/15/28	991,316
USD	650,000	LoanCore 2019-CRE2 Issuer, Ltd. Class AS (a),(b),(c) 1.65% due 05/15/36	636,415
USD	1,000,000	Midocean Credit Clo VII 2017-7A Class A2R (a),(b),(c) 1.73% due 07/15/29	998,343
USD	459,842	Monroe Capital CLO 2014-1, Ltd. Class AR (a),(c) 1.61% due 10/22/26	457,631
USD	1,000,000	Monroe Capital CLO 2014-1, Ltd. Class BR (a),(c) 1.96% due 10/22/26	971,484
USD	1,250,000	Monroe Capital CLO 2015-1, Ltd. Class BR (a),(c) 2.01% due 05/22/27	1,235,625
USD	2,365,751	Palmer Square Loan Funding 2018-4, Ltd. Class A1 (a),(b),(c) 1.18% due 11/15/26	2,357,607
USD	106,497	Putnam Structured Product Funding 2003-1, Ltd. Class A2 (a),(c) 1.18% due 10/15/38	105,633
USD	2,813,226	Shackleton 2015-VIII CLO, Ltd. 2015-8A Class A1R (a),(b),(c) 1.19% due 10/20/27	2,793,333
USD	2,500,000	THL Credit Lake Shore MM CLO I, Ltd. 2019-1A Class A (a),(b),(c) 1.98% due 04/15/30	2,457,850
USD	3,000,000	Tralee CLO III, Ltd. 2014-3A Class BRR (a),(b),(c) 1.72% due 10/20/27	2,903,099
USD	500,000	VENTURE XIII CLO, Ltd. 2013-13A Class SUB (a),(b),(c) 0.00% due 09/10/29	50,793
		TOTAL ASSET-BACKED SECURITIES	38,909,468
		BANK LOAN (0.2%)	
USD	598,485	Globalfoundries, Inc. 5.00% due 06/05/26	598,485
		TOTAL BANK LOAN	598,485
		TOTAL CAYMAN ISLANDS (Cost \$40,620,088)	39,507,953

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Schedule of Investments (continued)
September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		FRANCE (0.1%)	
		CORPORATE BONDS & NOTES (0.1%)	
USD	200,000	Altice France S.A. (a),(b) 5.13% due 01/15/29	\$ 199,250
USD	200,000	7.38% due 05/01/26	209,580
		TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES	408,830
		TOTAL FRANCE (Cost \$407,018)	408,830
		GERMANY (0.0%)	
		BANK LOAN (0.0%)	
USD	150,000	Vertical Midco GmbH 4.57% due 07/30/27	149,036
		TOTAL BANK LOAN	149,036
		TOTAL GERMANY (Cost \$147,099)	149,036
		GUERNSEY (0.3%)	
		CORPORATE BOND & NOTE (0.3%)	
USD	1,000,000	Pershing Square Holdings, Ltd. (a),(b) 5.50% due 07/15/22	1,055,910
		TOTAL CORPORATE BOND & NOTE	1,055,910
		TOTAL GUERNSEY (Cost \$1,041,639)	1,055,910
		IRELAND (0.1%)	
		CORPORATE BOND & NOTE (0.1%)	
USD	200,000	LCPR Senior Secured Financing DAC (a),(b) 6.75% due 10/15/27	209,000
		TOTAL CORPORATE BOND & NOTE	209,000
		TOTAL IRELAND (Cost \$215,383)	209,000
		LUXEMBOURG (0.3%)	
		BANK LOANS (0.2%)	
USD	249,373	Aston FinCo S.A.R.L. 4.40% due 10/09/26	245,633
USD	548,625	Samsonite International S.A. 5.50% due 04/25/25	536,967
		TOTAL BANK LOANS	782,600
		CORPORATE BOND & NOTE (0.1%)	
USD	200,000	Telenet Finance Luxembourg Notes S.A.R.L. (a),(b) 5.50% due 03/01/28	210,000
		TOTAL CORPORATE BOND & NOTE	210,000
		TOTAL LUXEMBOURG (Cost \$981,943)	992,600
		MULTINATIONAL (0.5%)	
		CORPORATE BONDS & NOTES (0.5%)	
USD	430,000	Ardagh Packaging Finance PLC / Ardagh Holdings USA, Inc. (a),(b) 4.13% due 08/15/26	435,913
USD	1,150,000	Delta Air Lines, Inc. / SkyMiles IP, Ltd. (a) 4.50% due 10/20/25	1,180,880
		TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES	1,616,793
		TOTAL MULTINATIONAL (Cost \$1,582,003)	1,616,793
		NETHERLANDS (0.1%)	
		CORPORATE BOND & NOTE (0.1%)	
USD	200,000	Alcoa Nederland Holding B.V. (a),(b) 5.50% due 12/15/27	208,440
		TOTAL CORPORATE BOND & NOTE	208,440
		TOTAL NETHERLANDS (Cost \$200,000)	208,440

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Schedule of Investments (continued)
 September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		UNITED KINGDOM (3.1%)	
		BANK LOAN (0.1%)	
USD	488,747	GVC Holdings PLC 2.47% due 03/29/24	\$ 482,637
		TOTAL BANK LOAN	482,637
		CORPORATE BONDS & NOTES (3.0%)	
USD	1,450,000	Anglo American Capital PLC (a),(b) 2.63% due 09/10/30	1,446,056
USD	750,000	3.95% due 09/10/50	766,445
USD	200,000	5.63% due 04/01/30	245,484
USD	340,000	BAE Systems PLC (a),(b) 3.40% due 04/15/30	379,988
USD	1,480,000	BP Capital Markets PLC (b),(c) 4.88% due 12/22/68	1,583,600
USD	750,000	Ferguson Finance PLC (a),(b) 3.25% due 06/02/30	815,178
USD	270,000	Prudential PLC 3.13% due 04/14/30	299,838
USD	700,000	Rolls-Royce PLC (a),(b) 2.38% due 10/14/20	698,250
USD	270,000	Royalty Pharma PLC (a),(b) 2.20% due 09/02/30	269,514
USD	520,000	3.55% due 09/02/50	504,276
USD	1,400,000	Standard Chartered PLC (a),(b),(c) 4.64% due 04/01/31	1,611,514
USD	200,000	Virgin Media Finance PLC (a),(b) 5.00% due 07/15/30	199,000
USD	400,000	Virgin Media Secured Finance PLC (a),(b) 4.50% due 08/15/30	410,976
GBP	650,000	Vmed O2 UK Financing I PLC (a),(b) 4.00% due 01/31/29	834,018
		TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES	10,064,137
		TOTAL UNITED KINGDOM (Cost \$10,319,569)	10,546,774
		UNITED STATES (85.4%)	
		ASSET-BACKED SECURITIES (19.8%)	
USD	419,010	AASET 2017-1 Trust Class A (a) 3.97% due 05/16/42	378,813
USD	2,608,633	AASET 2018-2 US, Ltd. Class A (a) 4.45% due 11/18/38	2,426,206
USD	300,000	ABPCI Direct Lending Fund CLO VII LP 2019-7A Class A1A (a),(c) 2.08% due 10/20/31	297,764
USD	3,506,243	American Home Mortgage Investment Trust 2007-1 Class GIOP 2.08% due 05/25/47	583,453
USD	500,000	Applebee's Funding LLC / IHOP Funding LLC 2019-1A Class A2II (a),(b) 4.72% due 06/07/49	433,630
USD	1,600,000	Arbys Funding LLC 2020-1A Class A2 (a),(b) 3.24% due 07/30/50	1,645,296
USD	1,000,000	Asset Backed Securities Corp. Home Equity Loan Trust Series AEG 2006-HE1 Class M1 (b),(c) 0.55% due 01/25/36	954,496
USD	547,641	Bear Stearns Asset Backed Securities I Trust 2006-HE9 Class 2A (b),(c) 0.29% due 11/25/36	524,469
USD	23,439,898	Benchmark 2018-B6 Mortgage Trust Class XA (c) 0.59% due 10/10/51	584,905
USD	607,899	BRAVO Residential Funding Trust 2019-NQM1 Class A1 (a),(b),(c) 2.67% due 07/25/59	620,347
USD	949,298	BX Commercial Mortgage Trust 2019-XL Class F (a),(c) 2.15% due 10/15/36	937,394

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Schedule of Investments (continued)
 September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		UNITED STATES (85.4%) (continued)	
		ASSET-BACKED SECURITIES (19.8%) (continued)	
USD	825,975	Capital Automotive LLC 2017-1A Class A1 (a),(b) 3.87% due 04/15/47	\$ 827,482
USD	3,353,953	Capital Automotive REIT 2014-1A Class A (a),(b) 3.66% due 10/15/44	3,364,062
USD	471,222	Capmark Military Housing Trust 2007-AET2 Class A (a) 6.06% due 10/10/52	563,553
USD	600,000	CARS-DB4 LP 2020-1A Class A5 (a) 3.48% due 02/15/50	623,392
USD	1,000,000	CARS-DB4 LP 2020-1A Class A6 (a) 3.81% due 02/15/50	1,039,491
USD	2,336,233	Cascade Funding Mortgage Trust 2018-RM2 Class A (a),(b),(c) 4.00% due 10/25/68	2,423,378
USD	613,832	Castlelake Aircraft Securitization Trust 2017-1 Class A 3.97% due 07/15/42	552,709
USD	1,571,167	Castlelake Aircraft Securitization Trust 2018-1 Class A (a) 4.13% due 06/15/43	1,466,793
USD	959,698	CD 2016-CD1 Mortgage Trust Class XA (c) 1.53% due 08/10/49	58,202
USD	250,000	CF Hippolyta LLC 2020-1 Class B1 (a),(b) 2.28% due 07/15/60	254,367
USD	966,513	Citigroup Commercial Mortgage Trust 2016-C2 Class XA (c) 1.90% due 08/10/49	76,683
USD	3,663,501	Citigroup Commercial Mortgage Trust 2016-GC37 Class XA (c) 1.90% due 04/10/49	268,449
USD	1,920,778	Citigroup Commercial Mortgage Trust 2016-P5 Class XA (c) 1.65% due 10/10/49	119,074
USD	122,719	Citigroup Mortgage Loan Trust Series 2005-OPT3 Asset Backed Pass-Through Certificates Class M3 (b),(c) 0.87% due 05/25/35	122,567
USD	6,023,396	COMM 2015-CCRE26 Mortgage Trust Class XA (c) 1.08% due 10/10/48	230,189
USD	2,032,155	CSMC 2018-RPL9 Trust Class A1 (a),(b),(c) 3.85% due 09/25/57	2,182,472
USD	400,117	CSMC Series 2015-12R Class 2A1 (a),(c) 0.68% due 11/30/37	398,425
USD	224,780	Falcon Aerospace, Ltd. 2017-1 Class A (a) 4.58% due 02/15/42	202,467
USD	2,147,709	FirstKey Revolving Trust 2020-C2 0.00% due 07/31/23	2,167,039
USD	1,600,000	FNMA-Aces 2017-M11 Class A2 2.98% due 08/25/29	1,835,273
USD	4,097,713	FNMA-Aces 2020-M23 Class X1 (c) 1.61% due 03/25/35	587,934
USD	1,989,481	Freddie Mac Military Housing Bonds Resecuritization Trust Certificates 2015-R1 Class B1 (a),(c) 4.66% due 11/25/55	2,300,794
USD	5,921,075	Freddie Mac Military Housing Bonds Resecuritization Trust Certificates 2015-R1 Class XA1 (a),(c) 0.70% due 11/25/55	424,899
USD	19,815,805	Freddie Mac Multifamily Structured Pass Through Certificates K046 Class X1 (c) 0.49% due 03/25/25	295,796
USD	1,300,000	Freddie Mac Multifamily Structured Pass Through Certificates K-1513 Class A3 2.80% due 08/25/34	1,503,789
USD	361,624	GE Business Loan Trust 2007-1 Class A (a),(c) 0.32% due 04/15/35	361,624
USD	469,274	GMAC Commercial Mortgage Asset Corp. 2006-NELL Class A (a) 5.36% due 05/10/51	528,876

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Schedule of Investments (continued)
 September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		UNITED STATES (85.4%) (continued)	
		ASSET-BACKED SECURITIES (19.8%) (continued)	
USD	946,198	GMAC Commercial Mortgage Asset Corp. 2007-HCKM Class A (a) 6.11% due 08/10/52	\$ 1,110,143
USD	1,000,000	GS Mortgage Securities Corp. Trust 2020-DUNE Class D (a),(c) 2.05% due 12/15/36	884,681
USD	1,000,000	GS Mortgage Securities Corp. Trust 2020-UPTN Class D (a),(c) 3.25% due 02/10/37	970,194
USD	1,865,908	Home Equity Loan Trust 2007-FRE1 Class 1A V1 (b),(c) 0.34% due 04/25/37	1,750,805
USD	617,440	Homeward Opportunities Fund I Trust 2019-2 Class A1 (a),(b),(c) 2.70% due 09/25/59	623,708
USD	2,000,000	InSite Issuer LLC 2020-1A Class B (a),(b) 2.49% due 09/15/50	1,997,082
USD	2,116,906	Lehman XS Trust Series 2006-12N Class A32A (b),(c) 0.35% due 08/25/46	2,005,848
USD	698,379	Lehman XS Trust Series 2007-2N Class 2A (b),(c) 0.33% due 02/25/37	647,736
USD	16,164,569	Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust 2017-C34 Class XA (c) 0.95% due 11/15/52	721,392
USD	2,312,541	Morgan Stanley Capital I Trust 2016-UB11 Class XA (b),(c) 1.72% due 08/15/49	144,960
USD	400,429	Nassau 2019 CFO LLC Class A (a) 3.98% due 08/15/34	407,562
USD	2,000,000	New Residential Advance Receivables Trust Advance Receivables Backed 2019-T4 Class AT4 (a),(b) 2.33% due 10/15/51	2,014,356
USD	1,000,000	New Residential Advance Receivables Trust Advance Receivables Backed 2019-T5 Class AT5 (a),(b) 2.42% due 10/15/51	995,860
USD	1,536,946	NewStar Clarendon Fund CLO LLC 2014-1A Class AR (a),(b),(c) 1.54% due 01/25/27	1,523,788
USD	1,000,000	NXT Capital CLO 2017-1 LLC Class A (a),(c) 1.97% due 04/20/29	971,869
USD	500,000	Oxford Finance Funding 2020-1 LLC Class A2 (a),(b) 3.10% due 02/15/28	507,896
USD	2,600,000	Park Place Securities, Inc. Asset Backed Pass Through Certificates Series 2005-WHQ3 Class M4 (b),(c) 1.09% due 06/25/35	2,580,823
USD	116,526	RALI Series 2006-QO2 Trust Class A1 (b),(c) 0.37% due 02/25/46	32,873
USD	443,606	Raspro Trust 2005-1A Class B (a),(c) 2.89% due 03/23/24	416,128
USD	75,000	Ready Capital Mortgage Financing 2019-FL3 LLC Class B (a),(c) 1.80% due 03/25/34	72,389
USD	500,000	Sabey Data Center Issuer LLC 2020-1 Class A2 (a),(b) 3.81% due 04/20/45	517,578
USD	1,892,667	Soundview Home Loan Trust 2006-OPT5 Class 1A1 (b),(c) 0.29% due 07/25/36	1,834,227
USD	415,606	Starwood Mortgage Residential Trust 2019-1 Class A1 (a),(b),(c) 2.94% due 06/25/49	422,285
USD	972,917	STORE Master Funding I LLC 2015-1A Class A1 (a),(b) 3.75% due 04/20/45	988,379
USD	194,583	STORE Master Funding I LLC 2015-1A Class A2 (a),(b) 4.17% due 04/20/45	201,726
USD	926,820	STORE Master Funding I-VII 2016-1A Class A1 (a),(b) 3.96% due 10/20/46	945,396
USD	960,399	STORE Master Funding I-VII 2018-1A Class A2 (a),(b) 4.29% due 10/20/48	1,017,038

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Schedule of Investments (continued)
 September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		UNITED STATES (85.4%) (continued)	
		ASSET-BACKED SECURITIES (19.8%) (continued)	
USD	376,695	STORE Master Funding LLC 2013-2A Class A2 (a),(b) 5.33% due 07/20/43	\$ 343,024
USD	1,000,000	TCP Waterman CLO, Ltd. 2016-1A Class A1ST (a),(c) 2.30% due 12/15/28	984,044
USD	1,750,000	Textainer Marine Containers VIII, Ltd. 2020-2A Class A (a),(b) 2.10% due 09/20/45	1,751,124
USD	5,537,716	UBS Commercial Mortgage Trust 2017-C2 Class XA (c) 1.23% due 08/15/50	311,559
USD	146,250	Vantage Data Centers Issuer LLC 2018-1A Class A2 (a),(b) 4.07% due 02/16/43	151,282
USD	500,000	VB-S1 Issuer LLC 2020-1A Class C2 (a),(b) 3.03% due 06/15/50	521,140
USD	545,557	Wachovia Asset Securitization Issuance II LLC 2007-HE2 Trust Class A (a),(c) 0.30% due 07/25/37	489,485
USD	808,552	Washington Mutual Mortgage Pass-Through Certificates WMALT Series 2006-AR9 Trust Class 1A (b),(c) 1.85% due 11/25/46	704,624
USD	157,424	Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2015-NXS1 Class A2 2.63% due 05/15/48	157,367
USD	10,062,078	Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2016-C37 Class XA (c) 1.11% due 12/15/49	339,585
USD	3,963,571	Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2016-NXS5 Class XA (c) 1.65% due 01/15/59	236,133
USD	237,500	Wendy's Funding LLC Class A23 (a),(b) 4.50% due 06/15/45	242,464
		TOTAL ASSET-BACKED SECURITIES	66,705,105
		BANK LOANS (4.4%)	
USD	700,000	Alchemy Copyrights LLC 4.00% due 08/16/27	700,000
USD	497,436	Alterra Mountain Co. (d) 0.00% due 07/31/24	481,682
USD	298,473	Berlin Packaging LLC 3.16% due 11/07/25	290,110
USD	795,140	BIFM CA Buyer, Inc. (d) 3.76% due 06/01/26	784,971
USD	249,372	Cambrex Corp. 6.00% due 12/04/26	250,619
USD	199,219	Charter NEX US, Inc. 3.75% due 05/16/24	195,069
USD	463,097	CHG Healthcare Services, Inc. 4.00% due 06/07/23	456,192
USD	498,705	CNT Holdings III Corp. 4.00% due 01/22/23	498,498
USD	338,300	CPI Holdco LLC 4.40% due 11/04/26	337,243
USD	148,868	Cushman & Wakefield U.S. Borrower LLC (d) 0.00% due 08/21/25	144,110
USD	249,375	Delta Air Lines, Inc. 5.75% due 04/29/23	249,375
USD	648,325	DiversiTech Holdings, Inc. 4.00% due 06/03/24	639,411
USD	97,661	Elanco Animal Health, Inc. 1.91% due 08/01/27	95,066
USD	397,879	Filtration Group Corp. 3.15% due 03/31/25	391,041
USD	846,721	Graftech International, Ltd. (d) 4.50% due 02/12/25	839,312

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Schedule of Investments (continued)
 September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		UNITED STATES (85.4%) (continued)	
		BANK LOANS (4.4%) (continued)	
USD	692,911	Hamilton Holdco LLC 2.23% due 01/02/27	\$ 679,053
USD	350,000	Illuminate Buyer LLC 4.15% due 06/30/27	347,849
USD	99,749	Jane Street Group LLC 3.15% due 01/31/25	99,219
USD	350,000	Jefferies Finance LLC (d) 0.00% due 09/30/27	348,688
USD	400,000	Mileage Plus Holdings LLC 6.25% due 06/21/27	407,196
USD	500,000	Navicure, Inc. (d) 0.00% due 10/22/26	496,875
USD	119,167	Neustar, Inc. 4.50% due 08/08/24	112,451
USD	600,000	Nielsen Finance LLC (d) 0.00% due 10/04/23	589,500
USD	199,487	Omnitracs LLC 2.98% due 03/21/25	193,377
USD	99,750	PQ Corporation 4.00% due 02/07/27	99,513
USD	398,972	Project Ruby Ultimate Parent Corp. 4.50% due 02/09/24	395,481
USD	331,091	ProQuest LLC 3.65% due 10/23/26	328,070
USD	141,519	Recorded Books, Inc. 4.16% due 08/29/25	140,811
USD	352,379	Siteone Landscape Supply LLC (d) 3.75% due 10/29/24	350,617
USD	897,750	T-Mobile USA, Inc. 3.15% due 04/01/27	898,150
USD	896,482	TransDigm, Inc. (d) 0.00% due 12/09/25	849,166
USD	149,622	Upland Software, Inc. 3.90% due 08/06/26	147,799
USD	790,000	US Foods, Inc. 4.25% due 04/24/25	770,250
USD	250,000	USI, Inc. 4.22% due 12/02/26	248,203
USD	886,644	USIC Holdings, Inc. 4.25% due 12/08/23	874,634
USD	249,375	Xplornet Communications, Inc. 4.90% due 06/10/27	245,636
		TOTAL BANK LOANS	14,975,237
		CORPORATE BONDS & NOTES (36.8%)	
USD	350,000	Acadia Healthcare Co., Inc. (a),(b) 5.00% due 04/15/29	354,813
USD	360,000	AES Corp. (b) 3.95% due 07/15/30	397,786
USD	175,000	5.50% due 04/15/25	180,437
USD	620,000	Alcon Finance Corp. (a),(b) 2.60% due 05/27/30	656,319
USD	250,000	Alexandria Real Estate Equities, Inc. (b) 4.90% due 12/15/30	314,692
USD	2,310,000	Alleghany Corp. (b) 3.63% due 05/15/30	2,596,633
USD	150,000	Allison Transmission, Inc. (a),(b) 5.00% due 10/01/24	151,509

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Schedule of Investments (continued)
September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>		<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)		
		UNITED STATES (85.4%) (continued)		
		CORPORATE BONDS & NOTES (36.8%) (continued)		
USD	490,000	Altria Group, Inc. (b)		
		3.40% due 05/06/30	\$	534,749
USD	90,000	4.45% due 05/06/50		100,151
		Amazon.com, Inc. (b)		
USD	340,000	2.70% due 06/03/60		352,436
		American International Group, Inc. (b)		
USD	1,130,000	3.40% due 06/30/30		1,251,321
USD	950,000	4.38% due 06/30/50		1,111,354
		American Woodmark Corp. (a),(b)		
USD	75,000	4.88% due 03/15/26		75,938
		AMN Healthcare, Inc. (a),(b)		
USD	200,000	4.63% due 10/01/27		205,000
		Amsted Industries, Inc. (a),(b)		
USD	200,000	4.63% due 05/15/30		206,500
		Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc. (b)		
USD	535,000	3.50% due 06/01/30		608,686
		Aon Corp. (b)		
USD	410,000	2.80% due 05/15/30		444,218
		Aramark Services, Inc. (a),(b)		
USD	20,000	5.00% due 02/01/28		20,150
USD	300,000	6.38% due 05/01/25		312,503
		Ares Finance Co. II LLC (a),(b)		
USD	700,000	3.25% due 06/15/30		729,839
		Arizona Public Service Co. (b)		
USD	280,000	3.35% due 05/15/50		308,389
		Assurant, Inc. (b),(c)		
USD	172,000	1.48% due 03/26/21		171,939
		AT&T, Inc. (b)		
USD	690,000	2.75% due 06/01/31		727,990
		Avantor Funding, Inc. (a),(b)		
USD	200,000	4.63% due 07/15/28		207,500
		Baker Hughes a GE Co. LLC / Baker Hughes Co-Obligor, Inc. (b)		
USD	90,000	4.49% due 05/01/30		102,266
		Ball Corp. (b)		
USD	575,000	2.88% due 08/15/30		568,531
		Bank of America Corp. (b),(c)		
USD	1,400,000	2.68% due 06/19/41		1,429,514
		Bank of New York Mellon Corp. (b),(c)		
USD	230,000	4.70% due 09/20/68		244,030
		BAT Capital Corp. (b)		
USD	1,700,000	3.98% due 09/25/50		1,676,243
		Belrose Funding Trust (a),(b)		
USD	550,000	2.33% due 08/15/30		543,542
		Bemis Co., Inc. (b)		
USD	240,000	2.63% due 06/19/30		255,832
		Black Hills Corp. (b)		
USD	190,000	2.50% due 06/15/30		196,478
		Blackstone Holdings Finance Co. LLC (a),(b)		
USD	1,700,000	2.80% due 09/30/50		1,672,992
		Boeing Co. (b)		
USD	1,680,000	5.15% due 05/01/30		1,888,334
USD	840,000	5.71% due 05/01/40		990,295
USD	840,000	5.81% due 05/01/50		1,016,215
		Boston Scientific Corp. (b)		
USD	450,000	2.65% due 06/01/30		477,567
		Boxer Parent Co., Inc. (a),(b)		
USD	150,000	7.13% due 10/02/25		160,209
		Broadcom, Inc. (b)		
USD	890,000	4.15% due 11/15/30		999,776

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Schedule of Investments (continued)
 September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		UNITED STATES (85.4%) (continued)	
		CORPORATE BONDS & NOTES (36.8%) (continued)	
USD	250,000	4.75% due 04/15/29 Brown & Brown, Inc. (b)	\$ 291,264
USD	800,000	2.38% due 03/15/31 Bunge Ltd. Finance Corp. (b)	804,920
USD	150,000	1.63% due 08/17/25 California Institute of Technology (b)	150,656
USD	425,000	3.65% due 09/01/19 Carpenter Technology Corp. (b)	464,645
USD	500,000	6.38% due 07/15/28 Carrier Global Corp. (a),(b)	523,312
USD	440,000	2.70% due 02/15/31 CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp. (a),(b)	458,405
USD	50,000	4.25% due 02/01/31 CDW LLC / CDW Finance Corp. (b)	51,823
USD	160,000	3.25% due 02/15/29 Centene Corp. (b)	159,400
USD	600,000	3.00% due 10/15/30 Charles Schwab Corp. (b),(c)	612,120
USD	700,000	5.38% due 09/01/69 Charter Communications Operating LLC / Charter Communications Operating Capital (b)	758,485
USD	1,050,000	2.80% due 04/01/31 Cheniere Corpus Christi Holdings LLC	1,092,016
USD	1,300,000	3.52% due 12/31/39 Chevron USA, Inc. (b)	1,287,035
USD	350,000	2.34% due 08/12/50 Choice Hotels International, Inc. (b)	331,462
USD	530,000	3.70% due 01/15/31 CIT Group, Inc. (b),(c)	557,746
USD	175,000	3.93% due 06/19/24 Citigroup, Inc. (b),(c)	176,365
USD	1,000,000	2.57% due 06/03/31 Citizens Financial Group, Inc. (b)	1,048,070
USD	1,930,000	3.25% due 04/30/30 Clearway Energy Operating LLC (a),(b)	2,130,425
USD	50,000	4.75% due 03/15/28 CNA Financial Corp. (b)	51,625
USD	250,000	2.05% due 08/15/30 CNH Industrial Capital LLC (b)	249,556
USD	1,700,000	1.88% due 01/15/26 Coca-Cola Co.	1,697,686
USD	300,000	2.75% due 06/01/60 Constellation Brands, Inc. (b)	304,687
USD	600,000	2.88% due 05/01/30	647,838
USD	210,000	3.75% due 05/01/50 CoStar Group, Inc. (a),(b)	234,481
USD	1,140,000	2.80% due 07/15/30 CSC Holdings LLC (a),(b)	1,181,247
USD	200,000	3.38% due 02/15/31	193,650
USD	400,000	4.13% due 12/01/30 CubeSmart LP (b)	407,700
USD	1,700,000	2.00% due 02/15/31 Cushman & Wakefield US Borrower LLC (a),(b)	1,677,373
USD	450,000	6.75% due 05/15/28 CyrusOne LP / CyrusOne Finance Corp. (b)	467,168
USD	850,000	2.15% due 11/01/30 DaVita, Inc. (a),(b)	830,535
USD	525,000	3.75% due 02/15/31	505,864
USD	640,000	4.63% due 06/01/30	655,552

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Schedule of Investments (continued)
September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		UNITED STATES (85.4%) (continued)	
		CORPORATE BONDS & NOTES (36.8%) (continued)	
USD	1,795,000	Delta Air Lines, Inc. (a) 7.00% due 05/01/25	\$ 1,970,953
USD	150,000	Dollar General Corp. (b) 3.50% due 04/03/30	170,724
USD	50,000	EnerSys (a),(b) 4.38% due 12/15/27	51,000
USD	950,000	Equitable Holdings, Inc. (b),(c) 4.95% due 12/15/68	969,000
USD	850,000	FedEx Corp. (b) 4.25% due 05/15/30	1,021,759
USD	960,000	Fidelity National Financial, Inc. (b) 2.45% due 03/15/31	952,180
USD	680,000	First American Financial Corp. (b) 3.40% due 06/15/30	735,473
USD	610,000	Five Corners Funding Trust II (a),(b) 4.00% due 05/15/30	672,211
USD	1,260,000	Florida Gas Transmission Co. LLC (a),(b) 2.85% due 05/15/30	1,353,571
USD	200,000	Flowserve Corp. (b) 2.55% due 07/01/30	209,627
USD	860,000	Fort Benning Family Communities LLC (a) 3.50% due 10/01/30	851,579
USD	449,000	Fox Corp. (b) 5.81% due 01/15/51	570,588
USD	90,000	Gartner, Inc. (a),(b) 3.50% due 04/08/30	101,712
USD	800,000	GATX Corp. (b) 3.75% due 10/01/30	809,240
USD	25,000	Glenn Pool Oil & Gas Trust 4.50% due 07/01/28	26,281
USD	570,000	Global Payments, Inc. (b) 4.00% due 06/30/30	656,602
USD	50,004	GLP Capital LP / GLP Financing II, Inc. (b) 6.00% due 08/02/21	42,399
USD	350,000	Graphic Packaging International LLC (a),(b) 2.90% due 05/15/30	374,504
USD	580,000	Hanesbrands, Inc. (a),(b) 4.00% due 01/15/31	603,797
USD	450,000	Health Care Service Corp. A Mutual Legal Reserve Co. (a),(b) 5.30% due 01/15/29	501,152
USD	225,000	Healthcare Trust of America Holdings LP (b) 3.50% due 03/01/29	226,406
USD	100,000	Hilton Domestic Operating Co., Inc. (a),(b) 5.38% due 05/15/25	105,500
USD	320,000	Hologic, Inc. (a),(b) 3.20% due 06/01/50	332,007
USD	850,000	Host Hotels & Resorts LP (b) 2.00% due 03/15/31	835,394
USD	250,000	Howmet Aerospace, Inc. (b) 5.38% due 05/01/25	261,075
USD	850,000	Hyatt Hotels Corp. (b) 3.25% due 02/15/29	855,313
USD	720,000	Intercontinental Exchange, Inc. (b) 3.50% due 09/15/30	689,191
USD	200,000	Intercontinental Exchange, Inc. (b) 6.88% due 05/01/25	221,000
USD	390,000	Intercontinental Exchange, Inc. (b) 5.38% due 04/23/25	419,856
USD	350,000	Intercontinental Exchange, Inc. (b) 5.75% due 04/23/30	401,892
USD	410,000	Intercontinental Exchange, Inc. (b) 3.00% due 06/15/50	427,466

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Schedule of Investments (continued)
September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		UNITED STATES (85.4%) (continued)	
		CORPORATE BONDS & NOTES (36.8%) (continued)	
		Iron Mountain, Inc. (a),(b)	
USD	175,000	4.50% due 02/15/31	\$ 176,645
USD	425,000	5.25% due 07/15/30	443,063
USD	200,000	5.63% due 07/15/32	211,200
		Jaguar Holding Co. II / PPD Development LP (a),(b)	
USD	475,000	4.63% due 06/15/25	489,250
		Jeffries Group LLC	
USD	640,000	2.75% due 10/15/32	633,395
		Johns Hopkins University (b)	
USD	500,000	2.81% due 01/01/60	529,964
		JPMorgan Chase & Co. (b),(c)	
USD	380,000	2.96% due 05/13/31	407,704
USD	330,000	3.11% due 04/22/41	357,964
USD	400,000	4.49% due 03/24/31	488,137
		Kaiser Aluminum Corp. (a),(b)	
USD	100,000	6.50% due 05/01/25	103,079
		Kemper Corp. (b)	
USD	1,700,000	2.40% due 09/30/30	1,682,141
		KKR Group Finance Co. III LLC (a)	
USD	350,000	5.13% due 06/01/44	437,075
		KKR Group Finance Co. VI LLC (a),(b)	
USD	700,000	3.75% due 07/01/29	805,313
		KKR Group Finance Co. VIII LLC (a),(b)	
USD	460,000	3.50% due 08/25/50	468,757
		Kraft Heinz Foods Co.	
USD	150,000	4.25% due 03/01/31	164,573
USD	340,000	4.38% due 06/01/46	349,326
USD	100,000	5.00% due 06/04/42	109,512
USD	125,000	5.50% due 06/01/50	143,257
		Level 3 Financing, Inc. (a),(b)	
USD	750,000	3.63% due 01/15/29	740,625
USD	150,000	3.88% due 11/15/29	162,359
USD	625,000	4.25% due 07/01/28	634,575
		Liberty Mutual Group, Inc. (a),(b)	
USD	470,000	3.95% due 05/15/60	516,125
		Liberty Utilities Finance GP 1 (a),(b)	
USD	850,000	2.05% due 09/15/30	837,963
		Lincoln National Corp. (b)	
USD	700,000	3.40% due 01/15/31	776,284
USD	260,000	4.38% due 06/15/50	302,256
		Loews Corp. (b)	
USD	330,000	3.20% due 05/15/30	368,883
		Magellan Midstream Partners LP (b)	
USD	330,000	3.25% due 06/01/30	354,158
		Markel Corp. (b),(c)	
USD	1,120,000	6.00% due 12/01/68	1,184,400
		Marriott International, Inc. (c)	
USD	330,000	0.85% due 12/01/20	329,413
USD	570,000	3.50% due 10/15/32	565,649
USD	560,000	4.63% due 06/15/30	599,730
USD	440,000	5.75% due 05/01/25	491,049
		Masco Corp. (b)	
USD	850,000	2.00% due 10/01/30	850,320
		Match Group Holdings II LLC (a),(b)	
USD	200,000	4.63% due 06/01/28	206,000
		MetLife, Inc. (b),(c)	
USD	1,700,000	3.85% due 03/15/69	1,696,175
		Midwest Connector Capital Co. LLC (a),(b)	
USD	110,000	4.63% due 04/01/29	111,175

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Schedule of Investments (continued)
September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		UNITED STATES (85.4%) (continued)	
		CORPORATE BONDS & NOTES (36.8%) (continued)	
		Mileage Plus Holdings LLC / Mileage Plus Intellectual Property Assets, Ltd. (a),(b)	
USD	500,000	6.50% due 06/20/27	\$ 520,625
		Minerals Technologies, Inc. (a),(b)	
USD	225,000	5.00% due 07/01/28	232,828
		MSCI, Inc. (a),(b)	
USD	425,000	3.88% due 02/15/31	442,935
		Nasdaq, Inc. (b)	
USD	190,000	3.25% due 04/28/50	198,436
		Nationwide Mutual Insurance Co. (a),(b)	
USD	1,670,000	4.35% due 04/30/50	1,789,055
		NCR Corp. (a),(b)	
USD	400,000	5.00% due 10/01/28	400,320
		NetApp, Inc. (b)	
USD	2,600,000	2.70% due 06/22/30	2,702,193
		New Enterprise Stone & Lime Co., Inc. (a),(b)	
USD	150,000	6.25% due 03/15/26	154,500
		NFP Corp. (a),(b)	
USD	350,000	6.88% due 08/15/28	354,331
USD	350,000	7.00% due 05/15/25	371,000
		Nielsen Finance LLC / Nielsen Finance Co. (a),(b)	
USD	850,000	5.63% due 10/01/28	879,155
		Nucor Corp. (b)	
USD	530,000	2.70% due 06/01/30	569,064
		NuStar Logistics LP (b)	
USD	150,000	6.38% due 10/01/30	155,625
		OneAmerica Financial Partners, Inc. (a),(b)	
USD	870,000	4.25% due 10/15/50	875,180
		Orlando Health Obligated Group	
USD	1,000,000	2.89% due 10/01/35	1,000,000
		Oshkosh Corp. (b)	
USD	70,000	3.10% due 03/01/30	74,139
		PartnerRe Finance B LLC (b),(c)	
USD	220,000	4.50% due 10/01/50	220,890
		Performance Food Group, Inc. (a),(b)	
USD	75,000	6.88% due 05/01/25	79,875
		Post Holdings, Inc. (a),(b)	
USD	125,000	4.63% due 04/15/30	128,594
		Presidio Holdings, Inc. (a),(b)	
USD	75,000	4.88% due 02/01/27	75,750
		Prime Security Services Borrower LLC / Prime Finance, Inc. (a),(b)	
USD	175,000	3.38% due 08/31/27	167,868
		Prudential Financial, Inc. (b),(c)	
USD	230,000	3.70% due 10/01/50	234,669
		Qorvo, Inc. (b)	
USD	150,000	3.38% due 04/01/31	152,438
USD	290,000	4.38% due 10/15/29	308,125
		QualityTech LP / QTS Finance Corp. (a),(b)	
USD	250,000	3.88% due 10/01/28	251,650
		Quanta Services, Inc. (b)	
USD	1,140,000	2.90% due 10/01/30	1,163,495
		Quest Diagnostics, Inc. (b)	
USD	330,000	2.80% due 06/30/31	355,435
		Quicken Loans LLC / Quicken Loans Co-Issuer, Inc. (a),(b)	
USD	750,000	3.88% due 03/01/31	740,625
		Radiate Holdco LLC / Radiate Finance, Inc. (a),(b)	
USD	850,000	4.50% due 09/15/26	849,822
		Reinsurance Group of America, Inc. (b)	
USD	1,360,000	3.15% due 06/15/30	1,480,683

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Schedule of Investments (continued)
September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		UNITED STATES (85.4%) (continued)	
		CORPORATE BONDS & NOTES (36.8%) (continued)	
USD	1,380,000	Reliance Standard Life Global Funding II (a) 2.75% due 05/07/25	\$ 1,456,967
USD	630,000	RELX Capital, Inc. (b) 3.00% due 05/22/30	688,863
USD	890,000	Sabine Pass Liquefaction LLC (a),(b) 4.50% due 05/15/30	1,002,542
USD	75,000	SBA Communications Corp. (a),(b) 3.88% due 02/15/27	76,125
USD	1,750,000	SBA Tower Trust (a) 2.33% due 01/15/28	1,777,144
USD	150,000	Service Corp. International (b) 3.38% due 08/15/30	150,188
USD	300,000	Sirius XM Radio, Inc. (a),(b) 4.13% due 07/01/30	305,625
USD	150,000	Six Flags Theme Parks, Inc. (a),(b) 7.00% due 07/01/25	159,563
USD	490,000	Smithfield Foods, Inc. (a),(b) 3.00% due 10/15/30	491,058
USD	300,000	Snap-on, Inc. (b) 3.10% due 05/01/50	313,796
USD	200,000	Standard Industries, Inc. (a),(b) 3.38% due 01/15/31	197,399
USD	175,000	4.38% due 07/15/30	179,421
USD	100,000	5.00% due 02/15/27	104,000
USD	1,000,000	Starbucks Corp. (b) 2.55% due 11/15/30	1,061,754
USD	100,000	Steel Dynamics, Inc. (b) 3.25% due 01/15/31	107,001
USD	250,000	Suburban Propane Partners LP / Suburban Energy Finance Corp. (b) 5.88% due 03/01/27	256,875
USD	700,000	Switch, Ltd. (a),(b) 3.75% due 09/15/28	707,000
USD	1,610,000	Sysco Corp. (b) 5.95% due 04/01/30	2,040,559
USD	100,000	Tenet Healthcare Corp. (a),(b) 4.63% due 06/15/28	101,440
USD	1,000,000	Textron, Inc. (b) 2.45% due 03/15/31	993,684
USD	60,000	3.00% due 06/01/30	63,195
USD	1,000,000	T-Mobile USA, Inc. (a),(b) 2.55% due 02/15/31	1,034,610
USD	605,000	3.88% due 04/15/30	686,445
USD	200,000	Trinity Industries, Inc. (b) 4.55% due 10/01/24	203,009
USD	800,000	Universal Health Services, Inc. (a),(b) 2.65% due 10/15/30	796,208
USD	150,000	University of Chicago (b) 2.76% due 04/01/45	153,302
USD	350,000	US Foods, Inc. (a),(b) 6.25% due 04/15/25	370,563
USD	850,000	Valero Energy Corp. (b) 2.15% due 09/15/27	846,569
USD	130,000	Valvoline, Inc. (b) 4.38% due 08/15/25	133,738
USD	200,000	Vertical US Newco, Inc. (a),(b) 5.25% due 07/15/27	207,853
USD	700,000	VF Corp. (b) 2.95% due 04/23/30	762,105

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Schedule of Investments (continued)
September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		UNITED STATES (85.4%) (continued)	
		CORPORATE BONDS & NOTES (36.8%) (continued)	
USD	530,000	ViacomCBS, Inc. (b) 4.75% due 05/15/25	\$ 608,913
USD	1,085,000	4.95% due 01/15/31	1,304,667
USD	510,000	4.95% due 05/19/50	598,412
		W R Berkley Corp. (b) 4.00% due 05/12/50	165,599
USD	140,000	Walgreens Boots Alliance, Inc. (b) 3.20% due 04/15/30	284,035
USD	828,000	4.10% due 04/15/50	827,344
		Wells Fargo & Co. (b),(c) 2.39% due 06/02/28	1,773,575
USD	1,700,000	2.57% due 02/11/31	262,453
		Weyerhaeuser Co. (b) 4.00% due 04/15/30	80,401
USD	68,000	Williams Scotsman International, Inc. (a),(b) 4.63% due 08/15/28	150,606
USD	150,000	Willis North America, Inc. (b) 2.95% due 09/15/29	269,395
USD	250,000	WMG Acquisition Corp. (a),(b) 3.00% due 02/15/31	121,531
USD	125,000	3.88% due 07/15/30	103,120
USD	100,000	WRKCo, Inc. (b) 3.00% due 06/15/33	968,137
USD	890,000	Yale-New Haven Health Services Corp. (b) 2.50% due 07/01/50	977,385
USD	1,000,000	Zayo Group Holdings, Inc. (a),(b) 4.00% due 03/01/27	393,690
USD	400,000	Zimmer Biomet Holdings, Inc. (b) 3.55% due 03/20/30	515,066
USD	460,000	TOTAL CORPORATE BONDS & NOTES	124,154,968
		GOVERNMENT BONDS (16.1%)	
		Federal Farm Credit Banks Funding Corp. 2.70% due 01/30/45	1,592,956
USD	1,400,000	2.88% due 10/01/40	116,084
USD	100,000	Federal Home Loan Mortgage Corp. (e) 0.00% due 09/15/36	1,135,814
USD	1,500,000	0.00% due 11/15/38	180,218
USD	250,000	FNMA Pool 2.00% due 09/01/50	1,012,690
USD	1,000,000	2.32% due 04/01/35	1,087,476
USD	1,000,000	2.43% due 03/01/35	2,203,228
USD	2,000,000	2.56% due 07/01/29	398,844
USD	360,241	2.90% due 11/01/29	1,937,711
USD	1,750,000	2.99% due 09/01/29	557,142
USD	500,000	3.01% due 12/01/27	546,392
USD	500,000	3.05% due 10/01/29	552,906
USD	500,000	3.11% due 10/01/29	555,828
USD	906,754	3.19% due 09/01/32	1,019,831
USD	1,666,838	3.24% due 11/01/32	1,901,677
USD	1,775,000	3.59% due 02/01/29	2,023,629
USD	1,500,000	3.60% due 03/01/31	1,757,575
USD	500,000	3.89% due 06/01/31	575,130
USD	728,268	3.99% due 09/01/33	846,122
USD	200,000	4.04% due 07/01/48	238,997
USD	2,000,000	4.17% due 02/01/49	2,516,265
USD	974,261	4.27% due 12/01/33	1,184,440
USD	690,596	4.27% due 09/01/48	837,595

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Schedule of Investments (continued)
 September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

	<u>Principal Amount</u>	<u>Security Description</u>	<u>Fair Value</u>
		FIXED INCOME SECURITIES* (105.5%) (continued)	
		UNITED STATES (85.4%) (continued)	
		GOVERNMENT BONDS (16.1%) (continued)	
USD	4,500,000	FNMA Principal Strip (e),(f) 0.00% due 07/15/37 Tennessee Valley Authority	\$ 3,352,280
USD	1,100,000	4.25% due 09/15/65	1,673,313
USD	250,000	5.38% due 04/01/56	427,784
USD	450,000	Tennessee Valley Authority Principal Strip (e) 0.00% due 01/15/48	235,737
USD	3,000,000	U.S. Treasury Bond 1.38% due 08/15/50	2,944,219
USD	10,000,000	U.S. Treasury Note 0.25% due 08/31/25	9,992,187
USD	2,805,000	0.63% due 08/15/30	2,790,975
USD	12,000,000	U.S. Treasury Strip Principal (e) 0.00% due 02/15/50	7,711,349
USD	500,000	United States International Development Finance Corp. 1.79% due 10/15/29	527,408
		TOTAL GOVERNMENT BONDS	54,433,802
		MUNICIPAL BONDS (1.7%)	
USD	1,000,000	Cypress School District (e) 0.00% due 08/01/48	396,480
USD	1,000,000	Dallas/Fort Worth International Airport 2.92% due 11/01/50	994,820
USD	350,000	Oklahoma Development Finance Authority 4.65% due 08/15/30	407,271
USD	1,200,000	San Diego Unified School District 0.00% due 07/01/42 (e)	708,144
USD	250,000	2.60% due 07/01/33	263,965
USD	250,000	San Dieguito Union High School District (b) 2.68% due 08/01/36	261,630
USD	150,000	State of California 7.35% due 11/01/39	247,863
USD	200,000	7.55% due 04/01/39	349,924
USD	200,000	State of New York Mortgage Agency (b) 3.85% due 10/01/44	208,426
USD	500,000	Westchester County Local Development Corp. (b) 3.85% due 11/01/50	502,795
USD	3,000,000	Wylie Independent School District (b),(e) 0.00% due 08/15/43	1,362,870
		TOTAL MUNICIPAL BONDS	5,704,188
		TO BE ANNOUNCED SECURITIES (6.6%)	
USD	2,350,000	Fannie Mae or Freddie Mac 1.50% due 10/01/35	2,404,527
USD	19,310,000	2.00% due 12/01/50	19,895,036
		TOTAL TO BE ANNOUNCED SECURITIES	22,299,563
		TOTAL UNITED STATES (Cost \$280,118,529)	288,272,863
		TOTAL FIXED INCOME SECURITIES (Cost \$348,463,411)	356,085,335
	<u>Shares</u>		
		PREFERRED STOCKS (0.9%)	
		UNITED STATES (0.9%)	
	48,000	American Financial Group, Inc. (b) 4.50% due 09/15/60	1,307,040
	26,000	First Republic Bank (b),(g) 4.13%	660,400
	5,600	Public Storage (b),(g) 4.13%	145,208
	24,400	4.63%	656,848

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Schedule of Investments (continued)
 September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

<u>Shares</u>	<u>Security Description</u>	<u>% of Net Assets</u>	<u>Fair Value</u>
	PREFERRED STOCKS (0.9%) (continued)		
	UNITED STATES (0.9%) (continued)		
6,800	W R Berkley Corp. (b) 4.25% due 09/30/60		\$ 177,140
	TOTAL UNITED STATES (Cost \$2,770,000)		<u>2,946,636</u>
	TOTAL PREFERRED STOCKS (Cost \$2,770,000)		<u>2,946,636</u>
	CONTRACTS		
	PURCHASED CAP OPTIONS (0.3%)		
	UNITED STATES (0.3%)		
216,000,000	CMS Swap 2 Year, Put, 0.395 Expiration date 07/29/22		784,080
72,000,000	CMS Swap 2 Year, Put, 0.605 Expiration date 07/29/22		174,240
	TOTAL UNITED STATES		<u>958,320</u>
	TOTAL PURCHASED CAP OPTIONS (Premiums Paid \$668,129)		<u>958,320</u>
	Principal Amount		
	SHORT-TERM INVESTMENTS (2.4%)		
	UNITED KINGDOM (0.2%)		
	TIME DEPOSITS (0.2%)		
GBP 399,500	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria 0.01% due 10/01/20		516,474
	TOTAL TIME DEPOSIT		<u>516,474</u>
	TOTAL UNITED KINGDOM (Cost \$516,474)		<u>516,474</u>
	UNITED STATES (2.2%)		
	TIME DEPOSITS (2.2%)		
USD 7,548,859	Citibank, New York 0.01% due 10/01/20		7,548,859
	TOTAL TIME DEPOSITS		<u>7,548,859</u>
	TOTAL UNITED STATES (Cost \$7,548,859)		<u>7,548,859</u>
	TOTAL SHORT-TERM INVESTMENTS (Cost \$8,065,333)		<u>8,065,333</u>
	TOTAL INVESTMENTS (Cost \$359,966,873)	109.1	\$ 368,055,624
	LIABILITIES IN EXCESS OF CASH AND OTHER ASSETS	(9.1)	(30,613,406)
	NET ASSETS	100.0%	<u>\$ 337,442,218</u>

* Banks loans are variable rate obligations. The coupon rate shown represents the rate at period end.

- (a) 144A Security - Security exempt from registration under Rule 144A of the Securities Act of 1933. These securities may be resold in transactions exempt from registration, typically to qualified institutional buyers. Unless otherwise indicated, these securities are not considered illiquid.
- (b) Callable security.
- (c) Variable rate security as of September 30, 2020.
- (d) All or a portion of this position represents an unsettled loan commitment at period end. Certain details associated with this unsettled purchase may not be known prior to settlement date, including coupon rate.
- (e) Zero coupon bond.
- (f) All or a portion of this security is pledged as collateral with the counterparty for reverse repurchase agreements as of September 30, 2020.
- (g) Perpetual maturity.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Schedule of Investments (continued)
September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

Fund Level Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at September 30, 2020 (0.2% of Net Assets)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Net Unrealized	
							Unrealized Depreciation	Appreciation/Depreciation
EUR	JP Morgan Chase N.A.	2,297,100	07/30/2021	USD	2,639,368	\$ 72,752	\$ -	\$ 72,752
ILS	Goldman Sachs Group, Inc.	100,799	11/30/2020	USD	26,723	2,774	-	2,774
ILS	Goldman Sachs Group, Inc.	100,250	11/30/2021	USD	26,733	2,853	-	2,853
ILS	Goldman Sachs Group, Inc.	8,120,250	11/30/2022	USD	2,172,352	240,149	-	240,149
JPY	Goldman Sachs Group, Inc.	97,500	11/02/2020	USD	909	15	-	15
JPY	Morgan Stanley Capital Service	14,932	11/02/2020	USD	140	1	-	1
JPY	JP Morgan Chase N.A.	39,000	12/01/2020	USD	364	6	-	6
JPY	Morgan Stanley Capital Service	5,973	12/01/2020	USD	56	-	-	-
JPY	Barclays Bank PLC	50,500	12/21/2020	USD	476	4	-	4
JPY	Morgan Stanley Capital Service	7,734	12/21/2020	USD	73	1	-	1
JPY	Goldman Sachs Group, Inc.	247,704	02/01/2021	USD	2,335	17	-	17
JPY	Morgan Stanley Capital Service	44,796	02/01/2021	USD	423	3	-	3
JPY	Goldman Sachs Group, Inc.	195,097,500	05/06/2021	USD	1,828,810	25,724	-	25,724
JPY	Morgan Stanley Capital Service	14,932	05/06/2021	USD	142	-	-	-
JPY	JP Morgan Chase N.A.	78,039,000	06/01/2021	USD	732,417	9,670	-	9,670
JPY	Morgan Stanley Capital Service	5,973	06/01/2021	USD	57	-	-	-
JPY	Barclays Bank PLC	50,500	06/21/2021	USD	479	2	-	2
JPY	Morgan Stanley Capital Service	7,734	06/21/2021	USD	74	-	-	-
JPY	Goldman Sachs Group, Inc.	585,247,704	08/02/2021	USD	5,568,749	1,794	-	1,794
JPY	Morgan Stanley Capital Service	44,796	08/02/2021	USD	427	-	-	-
JPY	Barclays Bank PLC	101,050,500	12/20/2021	USD	963,211	1,116	-	1,116
JPY	Morgan Stanley Capital Service	7,734	12/20/2021	USD	74	-	-	-
USD	JP Morgan Chase N.A.	826,248	10/16/2020	GBP	649,000	-	(12,837)	(12,837)
USD	Citibank N.A.	941	11/02/2020	JPY	97,500	16	-	16
USD	JP Morgan Chase N.A.	139	11/02/2020	JPY	14,932	-	(2)	(2)
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	29,551	11/30/2020	ILS	100,799	55	-	55
USD	Barclays Bank PLC	378	12/01/2020	JPY	39,000	8	-	8
USD	JP Morgan Chase N.A.	56	12/01/2020	JPY	5,973	-	(1)	(1)
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	489	12/21/2020	JPY	50,500	9	-	9
USD	JP Morgan Chase N.A.	72	12/21/2020	JPY	7,734	-	(1)	(1)
USD	Bank of America N.A.	1,905	02/01/2021	JPY	195,000	54	-	54
USD	Morgan Stanley Capital Service	947	02/01/2021	JPY	97,500	21	-	21
USD	Citibank N.A.	1,902,648	05/06/2021	JPY	195,097,500	48,113	-	48,113
USD	JP Morgan Chase N.A.	140	05/06/2021	JPY	14,932	-	(2)	(2)
USD	Barclays Bank PLC	763,890	06/01/2021	JPY	78,039,000	21,803	-	21,803
USD	JP Morgan Chase N.A.	56	06/01/2021	JPY	5,973	-	(1)	(1)
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	494	06/21/2021	JPY	50,500	14	-	14

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Schedule of Investments (continued)
 September 30, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

Fund Level Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at September 30, 2020 (0.2% of Net Assets)
 (continued)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
USD	JP Morgan Chase N.A. Goldman Sachs Group, Inc.	73	06/21/2021	JPY	7,734	\$ -	\$ (1)	\$ (1)
USD	Bank of America N.A. Morgan Stanley Capital Service	2,668,369	07/30/2021	EUR	2,297,100	-	(43,752)	(43,752)
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	3,850,545	08/02/2021	JPY	390,195,000	136,565	-	136,565
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	1,914,786	08/02/2021	JPY	195,097,500	57,796	-	57,796
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	29,923	11/30/2021	ILS	100,250	336	-	336
USD	JP Morgan Chase N.A. Goldman Sachs Group, Inc.	998,424	12/20/2021	JPY	101,050,500	34,097	-	34,097
USD	JP Morgan Chase N.A. Goldman Sachs Group, Inc.	73	12/20/2021	JPY	7,734	-	(1)	(1)
USD	Inc.	2,462,921	11/30/2022	ILS	8,120,250	50,420	-	50,420
						\$ 706,188	\$ (56,598)	\$ 649,590

AUD Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at September 30, 2020 (0.0% of Net Assets)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
AUD	Citibank N.A.	12,645,998	10/13/2020	USD	9,204,849	\$ -	\$ (140,676)	\$ (140,676)

JPY Hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at September 30, 2020 (0.1% of Net Assets)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
JPY	Citibank N.A.	3,160,919,369	10/13/2020	USD	29,776,501	\$ 179,877	\$ -	\$ 179,877

NZD Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at September 30, 2020 (0.0% of Net Assets)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
NZD	Citibank N.A.	7,218,388	10/13/2020	USD	4,847,214	\$ -	\$ (75,830)	\$ (75,830)

TRY Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at September 30, 2020 ((0.1)% of Net Assets)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
TRY	Citibank N.A.	110,523,064	10/13/2020	USD	14,656,318	\$ -	\$ (340,915)	\$ (340,915)

ZAR Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at September 30, 2020 (0.0% of Net Assets)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
ZAR	Citibank N.A.	80,251,592	10/13/2020	USD	4,826,309	\$ -	\$ (21,783)	\$ (21,783)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund

A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series

(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Schedule of Investments (continued)

September 30, 2020

(Expressed in United States Dollars)

Cash of \$294,633 was received by the Fund and held with the clearing broker for open centrally cleared swap contracts on September 30, 2020.

Centrally Cleared Credit Default Index Swap Contracts Outstanding at September 30, 2020 (0.1% of Net Assets)

Currency	Counterparty	Notional Amount	Credit Protection	Reference Entity	Fixed Rate Receive/(Pay)	Termination Date	Premiums Paid/(Received)	Unrealized Appreciation/(Depreciation)	Fair Value
USD	Citibank N.A.	20,150,000	Sell protection	Markit CDX North America	1.000%	06/20/2025	\$ (396,230)	\$ 549,745	\$ 153,515
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	3,760,000	Sell protection	Markit CDX North America	5.000%	12/20/2025	\$ 161,000	\$ 1,784	\$ 162,784
							<u>\$ (235,230)</u>	<u>\$ 551,529</u>	<u>\$ 316,299</u>

Centrally Cleared Interest Rate Swap Contracts Outstanding at September 30, 2020 (0.0% of Net Assets)

Currency	Counterparty	Notional Amount	Floating Rate	Fixed Rate Receive/(Pay)	Termination Date	Premiums Paid/(Received)	Unrealized Appreciation/(Depreciation)	Fair Value
USD	BNP Paribas S.A.	3,000,000	1 Day Overnight Federal Funds Effective Rate	0.150%	08/17/2025	\$ 314	\$ 1,911	\$ 2,225
						<u>\$ 314</u>	<u>\$ 1,911</u>	<u>\$ 2,225</u>

Over-the-Counter Total Return Swap Contracts Outstanding at September 30, 2020 ((0.0)% of Net Assets)

Currency	Counterparty	Notional Amount	Underlying Index	Interest Rate	Termination Date	Premiums Paid/(Received)	Unrealized Appreciation/(Depreciation)	Fair Value
USD	BNP Paribas S.A.	11,860	iShares IBOXX High Yield Corp	0.457%	10/30/2020	\$ -	\$ (16,146)	\$ (16,146)
						<u>\$ -</u>	<u>\$ (16,146)</u>	<u>\$ (16,146)</u>

Reverse Repurchase Agreements Outstanding at September 30, 2020 ((0.5)% of Net Assets)

Counterparty	Principal Amount	Currency	Interest Rate	Maturity Date	Amount Borrowed	Payable for Reverse Repurchase Agreements
Bank of Montreal	(1,486,005)	USD	0.23%	11/16/2020	\$ (1,486,005)	\$ (1,486,166)
					<u>\$ (1,486,005)</u>	<u>\$ (1,486,166)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Schedule of Investments (continued)
September 30, 2020
(Expressed in United States Dollars)

Value of Derivative Instruments

The following table is a summary of the Series Trust's derivative positions inclusive of potential netting arrangements. For additional information on derivative instruments, please refer to the Derivative Instruments section in Note 2 and the Market, Credit and Strategy Risks section in Note 4 of the accompanying Notes to Financial Statements.

	Counterparty	Value of Derivative Assets	Value of Derivative Liabilities	Collateral Received*	Collateral Pledged*	Net**
Over-the-Counter Derivatives						
Forward Foreign Currency Contracts						
	Bank of America N.A.	\$ 136,619	\$ -	(136,619)	\$ -	-
	Barclays Bank PLC	22,933	-	-	-	22,933
	Citibank N.A.	228,006	(579,204)	-	-	(351,198)
	Goldman Sachs Group, Inc.	358,257	(43,752)	(314,505)	-	-
	JP Morgan Chase N.A.	82,428	(12,846)	(69,582)	-	-
	Morgan Stanley Capital Service	57,822	-	-	-	57,822
Total		\$ 886,065	\$ (635,802)	\$ (520,706)	\$ -	\$ (270,443)
Swap Contracts						
	BNP Paribas S.A.	\$ -	\$ (16,146)	\$ -	\$ -	(16,146)
Total		\$ -	\$ (16,146)	\$ -	\$ -	\$ (16,146)

* Actual collateral received or pledged, if any, may be more than disclosed in the table above.

** Net represents the receivable/(payable) that would be due from/(to) the counterparty in an event of default. Netting is allowed across transactions traded under the same legal agreement with the same legal entity.

Value of Reverse Repurchase Agreements

The following is a summary of the Series Trust's reverse repurchase positions inclusive of potential netting arrangements. For additional information on reverse repurchase agreements, please refer to Note 2 and the Risk Factors section in Note 4 of the accompanying Notes to Financial Statements.

	Counterparty	Value of Reverse Repurchase Agreements	Collateral Received*	Collateral Pledged*	Net**
Reverse Repurchase Agreements					
	Bank of Montreal	\$ (1,486,005)	\$ -	(1,486,005)	\$ -
Total		\$ (1,486,005)	\$ -	\$ (1,486,005)	\$ -

* Actual collateral received or pledged, if any, may be more than disclosed in the table above.

** Net represents the receivable/(payable) that would be due from/(to) the counterparty in an event of default. Netting is allowed across transactions traded under the same legal agreement with the same legal entity.

Currency Abbreviations:

AUD	-	Australian Dollar
EUR	-	Euro
GBP	-	British Pound
ILS	-	Israeli New Shekel
JPY	-	Japanese Yen
NZD	-	New Zealand Dollar
TRY	-	Turkish Lira
USD	-	United States Dollar
ZAR	-	South African Rand

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund

A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series

(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

For the Year Ended September 30, 2020

1. ORGANIZATION

Daiwa Core Bond Strategy Fund (the "Series Trust") is a series trust of Daiwa Discovery Fund Series (the "Trust"), which was constituted pursuant to the master trust deed and a supplemental trust deed dated August 7, 2015 and made between Intertrust Trustees (Cayman) Limited (the "Trustee") and Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman) (the "Manager"). The Trust is an open-ended unit trust established in the Cayman Islands and the Series Trust commenced operations on September 9, 2015.

The Series Trust offers seven classes of units: AUD Class Units, JPY Hedged Class Units, JPY Non-Hedged Class Units, NZD Class Units, TRY Class Units, USD Class Units, and ZAR Class Units. All classes subscribe, redeem, and distribute in U.S. Dollar ("USD"). Each class invests in a similar asset pool. The denominated currency of each class is hedged against the U.S. Dollar except for the JPY Non-Hedged Class Units and USD Class Units which will not be hedged. Other classes of units may be issued in the future.

The investment objective of the Series Trust is to invest in a wide array of fixed income securities, including but not limited to structured securities and corporate debt which offer strong relative returns to the broad fixed income market. The strategy seeks to maximize total return mainly through investments in USD denominated fixed income instruments and a combination of current income and capital appreciation.

The Series Trust is an investment company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Board ("FASB") Accounting Standard Codification Topic 946 Financial Services – Investment Companies.

The investment manager of the Series Trust is Guggenheim Partners Investment Management, LLC (the "Investment Manager").

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Series Trust's financial statements reflect the period from October 1, 2019 through September 30, 2020 which is the Series Trust's financial year end.

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Series Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

(A) Determination of Net Asset Value of Units. The Net Asset Value of each unit of the Series Trust is calculated by dividing the Net Asset Value of the Series Trust attributable to each class of units ("Net Asset Value" being the value of its total assets minus its liabilities including accrued fees and expenses) by the total number of units of each class then outstanding. The Net Asset Value of the Series Trust is calculated each day on which banks in each of Japan and New York are open for business and on which the New York Stock Exchange and financial instruments dealers in Japan are open for business and/or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine (the "Business Day").

The value of all assets not denominated in USD (if any) will be converted to their USD equivalent using the appropriate spot rates from an approved independent pricing service.

(B) Security Valuation. For purposes of calculating the Net Asset Value, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are stated at fair value. Fair value is generally determined on the basis of last reported sale prices on the exchange that is the primary market for such securities, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market maker, or independent pricing services. Independent pricing services use information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value.

Daiwa Core Bond Strategy Fund

A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series

(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

Investments initially valued in currencies other than the functional currency are converted to the functional currency using exchange rates obtained from pricing services. As a result, the Net Asset Value of the Series Trust's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to its functional currency. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the New York Stock Exchange ("NYSE") is closed and the Net Asset Value may change on days when an investor is not able to purchase, request the repurchase of, or exchange units.

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Investment Manager. The Investment Manager has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available. For instance, certain securities or investments for which daily market quotes are not readily available may be valued, pursuant to guidelines established by the Investment Manager, with reference to other securities or indices.

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/asked information, broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE close, that materially affect the values of a Series Trust's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Investment Manager or its delegate is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of a Series Trust's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

When the Series Trust uses fair value pricing to determine its Net Asset Value, securities will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Investment Manager or persons acting at their direction believe accurately reflects fair value. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security. While the Series Trust's policy is intended to result in a calculation of a Series Trust's Net Asset Value that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Series Trust cannot ensure that fair values determined by the Investment Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Series Trust could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Series Trust may differ from the value that would be realized if the securities were sold and the differences could be material to the financial statements.

Fair Value Measurements. In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Series Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurement). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Manager. The Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager's perceived risk of that instrument.

For fair valuations using significant unobservable inputs, U.S. GAAP requires to disclose transfers into and out of Level 3 of the fair value hierarchy and purchases and issues of Level 3 assets and liabilities during the period. Additionally, U.S. GAAP requires quantitative information regarding the significant unobservable inputs used in the determination of fair value of assets or liabilities categorized as Level 3 in the fair value hierarchy. In accordance with the requirements of U.S. GAAP, a fair value hierarchy, details of significant unobservable inputs, have been included in the Notes to Schedule of Investments of the Series Trust.

Investments. Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, usually include exchange-traded common stocks. The quoted price for such instruments is not adjusted even in situations where the Series Trust holds a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These usually include corporate bonds, investment-grade corporate bonds and sovereign obligations and can include certain futures and forward transactions. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs as they trade infrequently. Level 3 investments may include private equity and certain corporate debt securities. As observable prices are not available for these securities, valuation techniques are used to derive fair value.

Derivative Instruments. The Series Trust may use derivatives for hedging purposes, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Series Trust uses a derivative to offset the risks associated with other Series Trust holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Series Trust or if the cost of the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Series Trust, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There can be no assurance that the Series Trust's hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions will be either available or cost effective. The Series Trust is not required to use hedging and may choose not to do so. If the Series Trust invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested. Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Series Trust will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

Derivative instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter ("OTC"). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts and exchange-traded option contracts, are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

OTC derivatives, including forward foreign currency contracts and swap contracts are valued using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves, measures of volatility, prepayment rates and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as generic forward foreign currency contracts and swap contracts, have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

Those OTC derivatives for which inputs are unobservable are classified within Level 3. While the valuations of these less liquid OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination. At each measurement date, the Investment Manager updates the Level 1 and Level 2 inputs to reflect observable inputs, though the resulting gains and losses are reflected within Level 3 due to the significance of unobservable inputs.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Notes to Financial Statements (continued)
 For the Year Ended September 30, 2020

The following is a summary of the fair valuation according to the inputs used as of September 30, 2020 in valuing the Series Trust's financial instruments*:

	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at September 30, 2020
Assets:				
Asset-backed securities				
Barbados	\$ —	\$ 584,469	\$ —	\$ 584,469
Bermuda	—	6,317,673	—	6,317,673
Cayman Islands	—	38,909,468	—	38,909,468
United States	—	66,705,105	—	66,705,105
Bank Loans				
Canada	—	759,690	—	759,690
Cayman Islands	—	598,485	—	598,485
Germany	—	149,036	—	149,036
Luxembourg	—	782,600	—	782,600
United Kingdom	—	482,637	—	482,637
United States	—	14,975,237	—	14,975,237
Corporate Bonds & Notes				
Australia	—	3,450,180	—	3,450,180
Canada	—	2,005,124	—	2,005,124
France	—	408,830	—	408,830
Guernsey	—	1,055,910	—	1,055,910
Ireland	—	209,000	—	209,000
Luxembourg	—	210,000	—	210,000
Multinational	—	1,616,793	—	1,616,793
Netherlands	—	208,440	—	208,440
United Kingdom	—	10,064,137	—	10,064,137
United States	—	124,112,569	42,399	124,154,968
Government Bonds				
United States	—	76,733,365	—	76,733,365
Municipal Bonds				
United States	—	5,704,188	—	5,704,188
Preferred Stocks				
United States	2,946,636	—	—	2,946,636
Purchased cap options				
United States	—	958,320	—	958,320
Short-Term investments				
Time deposit	—	8,065,333	—	8,065,333
Total Investments	\$ 2,946,636	\$ 365,066,589	\$ 42,399	\$ 368,055,624
Financial Derivative Instruments**				
Assets				
Forward foreign currency contracts	—	886,065	—	886,065
Centrally cleared swap contracts	—	553,440	—	553,440
Liabilities				
Forward foreign currency contracts	—	(635,802)	—	(635,802)
Over-the-counter swap contracts	—	(16,146)	—	(16,146)

* For further information on categories of securities refer to the Schedule of Investments.

** Financial derivative instruments include unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign currency contracts and swap contracts.

There were no purchases, issuances, and transfers of the fair valuations using significant unobservable inputs (Level 3) for the Series Trust during the year ended September 30, 2020.

The level 3 security is a corporate bond position that is valued on the basis of broker quotations.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

(C) Securities Transactions and Investment Income. Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled a month or more after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Interest income, adjusted for the accretion of discount and amortization of premium, is recorded on the accrual basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date. Investment income is recorded net of withholding taxes. Coupon income is not recognized for securities which collection is not expected. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities, if any, are recorded as components of interest income on the Statement of Operations. Other income may include the interest income from time deposits.

(D) Expenses. Expenses are recorded on the accrual basis. The Series Trust incurs fees and expenses, which include, but are not limited to, administration and accounting, custody, transfer agent, distribution, investment management, audit fees and other expenses associated with the operation of the Series Trust.

(E) Delayed Delivery Transactions. The Series Trust may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by the Series Trust to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery purchases are outstanding, the Series Trust will designate liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price.

When purchasing a security on a delayed-delivery basis, the Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAV. The Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into which may result in a capital gain or loss. When the Fund has sold a security on a delayed delivery basis, the Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security. Delayed-delivery transactions outstanding at September 30, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

(F) Distribution Policy. The Trustee will, upon the direction of the Manager, pay distributions to the unitholders in respect of each period ending on and including a distribution date ("Distribution Period"). The Manager will generally determine the amount of distribution after having regard to factors including, but not limited to, the yield to maturity of the bond portfolio of the Series Trust, other fees, costs and expenses, corresponding to each Distribution Period and, in the case of the hedged classes, the difference between the interest rates in the applicable Hedging Currency and USD, provided, however, that it is possible that no distribution is made for a particular Distribution Period. The Manager seeks to pay distributions out of income and realized and unrealized profits. However, distributions may be paid out of capital attributable to the relevant class of units.

Distributions declared and paid for the year ended September 30, 2020 are as follows:

Distributions to Unitholders	Amount
AUD Class	\$ 36,050
JPY Hedged Class	152,781
JPY Non-Hedged Class	3,930,600
NZD Class	25,506
TRY Class	2,038,704
USD Class	56,447
ZAR Class	253,845
Total distributions	\$ 6,493,933

(G) Cash and Foreign Currency. The functional currency and reporting currency of the Series Trust is U.S. Dollar. The fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gains or losses.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

(H) Time Deposits. The Series Trust, through Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian"), places excess cash balances into overnight time deposits with one or more eligible depository institutions, as determined by the Investment Manager. These are classified as short-term investments in the Series Trust's Schedule of Investments.

(I) Repurchase Agreements. The Investment Manager, for the account of the Series Trust, may borrow or lend securities by entering into repurchase agreements. When the Investment Manager enters into a repurchase agreement for the account of the Series Trust, it "sells" securities to a financial institution and agrees to repurchase such securities on a mutually agreed date for the price paid by the financial institution, plus interest at a negotiated rate. The use of repurchase agreements involves certain risks. If the seller of securities to the Investment Manager, for the account of the Series Trust, under a repurchase agreement defaults on its obligation to repurchase the underlying securities, as a result of its bankruptcy or otherwise, costs or delays in liquidating those securities may be encountered and a loss may be incurred if the amount realized does not equal or exceed the repurchase price of such securities plus the agreed interest amount. In the event of the seller's bankruptcy, the Investment Manager, for the account of the Series Trust, may not be able to substantiate its interest in the underlying securities, or its ability to dispose of the underlying securities may be restricted. In the event of the insolvency of the counterparty to a repurchase agreement, recovery of the repurchase price owed to the Investment Manager, for the account of the Series Trust. As of September 30, 2020, the Series Trust did not hold any repurchase agreements.

(J) Forward Foreign Currency Contracts. The Series Trust may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of the Series Trust's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in forward foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by the Series Trust as an unrealized appreciation or depreciation. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized appreciation or depreciation reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Series Trust could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Series Trust is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for investors. Gains and losses arising from class specific foreign currency contracts are allocated to those specific classes. Forward foreign currency contracts outstanding at September 30, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

(K) Future Contracts. The Series Trust may enter into futures contracts. The Series Trust may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by the Series Trust and the prices of futures contracts, the possibility of an illiquid market, and the inability of the counterparty to meet the terms of the contract. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, the Series Trust is required to deposit with its futures broker, an amount of cash or U.S. Government and Agency Obligations in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and an appropriate unrealized appreciation/(depreciation) on futures contracts is recorded the Statement of Assets and Liabilities as an asset and/or liability. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are closed. There were no future contracts outstanding at September 30, 2020.

(L) Swap Contracts. The Series Trust may invest in swap transactions, including, but not limited to, swap agreements on interest rates and credit default swaps. Swap agreements are privately negotiated in the over-the-counter market ("OTC swaps") and executed in a multilateral or other trade facility platform, such as a registered commodities exchange ("centrally cleared swaps"). The Series Trust may enter into credit default and interest rate swap agreements to manage its exposure to credit and interest rate risk. Securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

Swaps are marked to market daily based upon values provided by third party vendors, registered commodities exchanges, or quotations from market makers to the extent available. Changes in market value, if any, are reflected as a component of net changes in unrealized appreciation (depreciation) on the Statement of Operations. Daily changes in valuation of centrally cleared swaps, if any, are recorded as a receivable or payable for the change in

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

value as appropriate ("variation margin") on the Statement of Assets and Liabilities. In the event that market quotes are not readily available and the swap cannot be valued pursuant to one of the valuation methods, the value of the swap will be determined in good faith by the Investment Manager.

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the reference entities comprising the credit index. A credit index is a list of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a poll of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include, but are not limited to: credit default swaps on investment grade securities, high yield securities, asset-backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index. Credit Default Index Swap Contracts outstanding at September 30, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

Interest rate swap agreements involve the exchange by the Series Trust with another party of their respective commitments to pay or receive interest, e.g., an exchange of floating rate payments for fixed rate payments with respect to the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or "cap", (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or "floor", (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the counterparty may terminate the swap transaction in whole at zero cost by a predetermined date and time prior to the expiration date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different money markets. Interest Rate Swap Contracts outstanding at September 30, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

Total return swaps are two-party contracts that generally obligate one party to pay the positive return and the other party to pay the negative return on a specified reference security, security index or index component during the period of the swap. Total return swap contracts are marked to market daily and the change, if any, is recorded as net change in unrealized appreciation/(depreciation) on swap contracts in the Statement of Operations. Total return swaps normally do not involve the delivery of securities or other underlying assets. If the counterparty to a total return swap contract defaults, a Series Trust's risk of loss consists of the net amount of payments the Series Trust is contractually entitled to receive, if any. The use of long total return swap contracts subject the Series Trust to risk of loss in excess of the amounts shown on the Statement of Assets and Liabilities. The use of short total return swaps subject the Series Trust to unlimited loss. Periodic payments received (paid) by the Series Trust are recorded as net realized gain/(loss) on swap contracts in the Statement of Operations. Total Return Swap Contracts outstanding at September 30, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

(M) Option Contracts. The Series Trust writes call and put options on securities and financial derivative instruments they own or in which they may invest. Writing put options tends to increase a Series Trust's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease a Series Trust's exposure to the underlying instrument. When the Series Trust writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. These liabilities are reflected as written options outstanding on the Statement of Assets and Liabilities. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against the amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determinate the realized gain or loss. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The Series Trust as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold (call) or purchased (put) and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk a Series Trust may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

The Series Trust may also purchase put and call options. Purchasing call options tends to increase a Series Trust's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease the Series Trust's exposure to the underlying instrument. The Series Trust pays a premium which is included on the Statement of Assets and Liabilities as an investment and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss when the underlying transaction is sold. Option securities held at September 30, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

(N) Mortgage-Backed Securities. The Series Trust may invest in mortgage-backed securities. Mortgage-related securities include mortgage pass-through securities, collateralized mortgage obligations ("CMOs"), commercial mortgage-backed securities, mortgage dollar rolls, CMO residuals, stripped mortgage-backed securities ("SMBs") and other securities that directly or indirectly represent a participation in, or are secured by and payable from, mortgage loans on real property. The Series Trust may invest only in mortgage-backed securities and CMOs issued or guaranteed by U.S. government agencies.

The value of some mortgage-backed securities may be particularly sensitive to changes in prevailing interest rates. Early repayment of principal on some mortgage-related securities may expose the Series Trust to a lower rate of return upon reinvestment of principal. When interest rates rise, the value of a mortgage-related security generally will decline; however, when interest rates are declining, the value of mortgage-related securities with prepayment features may not increase as much as other fixed income securities. The rate of prepayments on underlying mortgages will affect the price and volatility of a mortgage-related security, and may shorten or extend the effective maturity of the security beyond what was anticipated at the time of purchase. If unanticipated rates of prepayment on underlying mortgages increase the effective maturity of a mortgage-related security, the volatility of the security can be expected to increase. The value of these securities may fluctuate in response to the market's perception of the creditworthiness of the issuers. Additionally, although mortgages and mortgage-related securities are generally supported by some form of government or private guarantee and/or insurance, there is no assurance that private guarantors or insurers will meet their obligations. Mortgage-backed securities held at September 30, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

(O) U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises. Securities issued by U.S. government agencies or government-sponsored enterprises may not be guaranteed by the U.S. Treasury. The Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), a wholly owned U.S. government corporation, is authorized to guarantee, with the full faith and credit of the U.S. government, the timely payment of principal and interest on securities issued by institutions approved by GNMA and backed by pools of mortgages insured by the Federal Housing Administration or guaranteed by the Department of Veterans Affairs. Government related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. government) include the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae") and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA but are not backed by the full faith and credit of the U.S. government. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but its participation certificates are not backed by the full faith and credit of the U.S. government. Securities issued by U.S. government agency or government-sponsored enterprises held at September 30, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

(P) Separate Trading of Registered Interest and Principal of Securities Investments. The Series Trust may invest in Separate Trading of Registered Interest and Principal of Securities ("STRIPS") investments. Stripped securities are financial instruments structured to separate the principal and interest cash flows so that one instrument receives the entire principal from the underlying security ("PO" or "principal only"), while the other instrument receives the interest cash flows ("IO" or "interest only"). The value, liquidity and related income of these instruments are sensitive to changes in interest rates, with principal only securities generally exhibiting a greater effective duration than the underlying security. U.S. Treasury and Agency STRIPS held at September 30, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

(Q) Sovereign Debt Securities. The Series Trust may invest mainly in sovereign debt securities issued or guaranteed by emerging nations. Investment in sovereign debt involves a high degree of risk. The government entity that controls the repayment of sovereign debt may not be able or willing to repay the principal and/or interest when

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

due in accordance with the terms of such debt. A government entity's willingness or ability to repay principal and interest due in a timely manner may be affected by, among other factors, its cash flow situation, the extent of its foreign reserves, the availability of sufficient foreign exchange on the date a payment is due, the relative size of the debt service burden to the economy as a whole, the government entity's policy towards the International Monetary Fund and the political constraints to which a government entity may be subject. Government entities may also be dependent on expected disbursements from non-U.S. governments, multilateral agencies and other international organizations to reduce principal and interest arrearages on their debt. The commitment on the part of these governments, agencies and others to make such disbursements may be conditioned on the implementation of economic reforms and/or economic performance and the timely service of such debtor's obligations. Failure to implement such reforms, achieve such levels of economic performance or repay principal or interest when due may result in the cancellation of such third parties' commitments to lend funds to the government entity, which may further impair such debtor's ability or willingness to timely service its debts. Consequently, government entities may default on their sovereign debt.

Holders of sovereign debt may be requested to participate in the rescheduling of such debt and to extend further loans to government entities. In the event of a default by a government entity, there may be few or no effective legal remedies for collecting on such debt.

Any investments in a distress market (countries in which the economy is distressed) may involve greater risks than investments in non-distressed markets and the prices of such investments may be more volatile. The consequences of political, social or economic changes in these markets may have disruptive effects on the market prices of the Series Trust's investments and the income they generate, as well as the Series Trust's ability to repatriate such amounts. Sovereign debt securities held at September 30, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

(R) Asset-Backed Securities. Asset-backed securities are subject to extension, widening and prepayment risk which can reduce yield to maturity and the ability to reinvest at attractive rates. The rate at which prepayments (including voluntary prepayments by the obligors and liquidations due to default and foreclosures) occur on loans underlying asset-backed securities will be affected by a variety of factors including, without limitation, the current rates of interest and economic, demographic, tax, social, legal and other factors. To the extent that prepayment rates are different than anticipated, the average yield of investments in asset-backed securities may be adversely affected. Generally, prepayments increase when interest rates fall and decrease when interest rates rise. The interest rate sensitivity of any particular pool of loans is dependent upon their payment status and particular class of asset-backed security and therefore the allocation of cash flow from the underlying mortgage loans. This may present either a problem of lower yield (particularly on reinvestment) or a longer holding period than expected and may adversely affect the expected rate of return on the asset-backed securities. Certain types of asset-backed securities contain highly complex interest rate and cash flow provisions and may be highly volatile both with respect to yield and total return to maturity and with respect to market value. Asset-backed securities outstanding as of September 30, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

(S) Municipal Bonds. Municipal bonds are generally issued by U.S. state and local governments and their agencies, authorities and other instrumentalities. Municipal bonds are subject to interest rate, credit and market risk. The ability of an issuer to make payments could be affected by litigation, legislation or other political events or the bankruptcy of the issuer. Municipal Bonds outstanding as of September 30, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

(T) Bank Loans. The Series Trust may invest in fixed and floating-rate loans, which investments generally will be in the form of loan participations and assignments of portions of such loans and may include the loan instruments described below. Bank loans outstanding of September 30, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

Senior Loans. Senior loans generally are made to corporations, partnerships and other business entities that operate in various industries and geographical regions. Senior loans typically hold the most senior position in a borrower's capital structure, are typically secured with specific collateral and have a claim on the general assets of the borrower that is senior to that held by subordinated debt holders and stockholders of the borrower. Borrowers typically use proceeds from senior loans to finance leveraged buyouts, recapitalizations, mergers, acquisitions and stock repurchases and, to a lesser extent, to finance internal growth and for other corporate purposes. Senior loans typically have rates of interest which are determined either daily, monthly, quarterly or semi-annually by reference to a base lending rate, plus a premium. These base lending rates generally are LIBOR, the prime rate offered by one or more major U.S. banks or the certificate of deposit rate or other base lending rates used by commercial lenders. Such investments generally are of below investment grade quality.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

Second Lien Loans. Second lien loans are loans made by public and private corporations and other non-governmental entities and issuers for a variety of purposes. Second lien loans are second in right of payment to one or more senior loans of the related borrower. Second lien loans typically are secured by a second priority security interest or lien to or on specified collateral securing the borrower's obligation under the loan and typically have similar protections and rights as senior loans. Second lien loans are not (and by their terms cannot become) subordinate in right of payment to any obligation of the related borrower other than senior loans of such borrower. Second lien loans, like senior loans, typically have adjustable floating rate interest payments. Because second lien loans are second to senior loans, they present a greater degree of investment risk but often pay interest at higher rates reflecting this additional risk. Such investments generally are of below investment grade quality. Other than their subordinated status, second lien loans have many characteristics and risks similar to senior loans discussed above.

Other Secured Loans. Secured loans other than senior loans and second lien loans are made by public and private corporations and other non-governmental entities and issuers for a variety of purposes. Such secured loans may rank lower in right of payment to one or more senior loans and second lien loans of the borrower. Such secured loans typically are secured by a lower priority security interest or lien to or on specified collateral securing the borrower's obligation under the loan, and typically have more subordinated protections and rights than senior loans and second lien loans. Secured loans may become subordinated in right of payment to more senior obligations of the borrower issued in the future. Such secured loans may have fixed or adjustable floating rate interest payments. Because such secured loans may rank lower as to right of payment than senior loans and second lien loans of the borrower, they may present a greater degree of investment risk than senior loans and second lien loans but often pay interest at higher rates reflecting this additional risk. Such investments generally are of below investment grade quality. Other than their more subordinated status, such investments have many characteristics and risks similar to senior loans and second lien loans discussed above. Because such loans, however, may rank lower in right of payment to senior loans and second lien loans of the borrower, they may be subject to additional risk that the cash flow of the borrower and any property securing the loan may be insufficient to repay the scheduled payments after giving effect to more senior secured obligations of the borrower. Such secured loans are also expected to have greater price volatility than senior loans and second lien loans and may be less liquid. There is also a possibility that originators will not be able to sell participations in other secured loans, which would create greater credit risk exposure.

Unsecured Loans. Unsecured loans are loans made by public and private corporations and other nongovernmental entities and issuers for a variety of purposes. Unsecured loans generally have lower priority in right of payment compared to holders of secured debt of the borrower. Unsecured loans are not secured by a security interest or lien to or on specified collateral securing the borrower's obligation under the loan. Unsecured loans by their terms may be or may become subordinate in right of payment to other obligations of the borrower, including senior loans, second lien loans and other secured loans. Unsecured loans may have fixed or adjustable floating rate interest payments. Because unsecured loans are subordinate to the secured debt of the borrower, they present a greater degree of investment risk than secured loans but often pay interest at higher rates reflecting this additional risk. Such investments generally are of below investment grade quality. Other than their subordinated and unsecured status, such investments have many characteristics and risks similar to senior loans, second lien loans and other secured loans discussed above.

Delayed Funding Loans and Revolving Credit Facilities. The Series Trust may enter into, or acquire participations in, delayed funding loans and revolving credit facilities in which a lender agrees to make loans up to a maximum amount upon demand by the borrower during a specified term. These commitments may have the effect of requiring the Series Trust to increase its investment in a company at a time when it might not otherwise decide to do so (including at a time when the company's financial condition makes it unlikely that such amounts will be repaid). To the extent that the Series Trust is committed to advance additional funds, it will segregate or " earmark " assets determined to be liquid by the Investment Manager in an amount sufficient to meet such commitments.

In connection with bank loan interests, the Series Trust may enter into unfunded bank loan interests ("commitments"). In connection with these commitments, the Series Trust earns a commitment fee, typically set as a percentage of the commitment amount. Such fee income, which is included in interest income in the Statement of Operations, is recognized ratably over the commitment period. Unfunded bank loan interests are marked to market daily, and any unrealized appreciation or depreciation is included in the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations. As of September 30, 2020, the Series Trust did not hold any unfunded bank loan interests.

(U) Reverse Repurchase Agreements. The Series Trust may enter into reverse repurchase transactions ("RVP") in accordance with the terms of a Master Repurchase Agreement ("MRA"), under which the Series Trust sells securities

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Notes to Financial Statements (continued)
 For the Year Ended September 30, 2020

and agrees to repurchase them at a mutually agreed upon date and price. At the time the Series Trust enters into a reverse repurchase agreement, it will establish a segregated account with the custodian containing liquid assets having a value comparable to the repurchase price. Under the MRA and other Master Agreements, the Series Trust is permitted to offset payables and/or receivables with collateral held and/or posted to the counterparty and create one single net payment due to or from the Series Trust in the event of a default. In the event of a default by a MRA counterparty, the Series Trust may be considered an unsecured creditor with respect to any excess collateral (collateral with a market value in excess of the repurchase price) held by and/or posted to the counterparty, and as such the return of such excess collateral may be delayed or denied. For the year ended September 30, 2020, the average amount of reverse repurchase agreements outstanding was \$1,415,414 and the daily weighted average interest rate was 0.18%. As of September 30, 2020, the Series Trust had reverse repurchase agreements outstanding in the amount of \$1,486,166 as reported in the Statement of Assets and Liabilities. Noted collateral associated with these repurchase agreements was pledged by the way of treasury securities as noted in the end of notes of the Schedule of Investments on page 24.

(V) Derivative Instruments. Accounting Standards Codification ASC 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Series Trust disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows.

The Series Trust may transact in a variety of derivative instruments including futures and forward foreign currency contracts primarily for trading purposes with each instrument's primary risk exposure being interest rate, credit or foreign exchange risk. The fair value of these derivative instruments is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gains (losses) or net change in unrealized appreciation (depreciation) within the Statement of Operations. During the year, the Series Trust's transactions in derivative instruments consisted of forward foreign currency contracts, interest rate swap contracts, total return swaps and purchased cap option contracts.

The following is a summary of the fair valuations of the Series Trust's derivative instruments categorized by risk exposure:

Fair Values of Derivative Instruments on the Statement of Assets and Liabilities as of September 30, 2020

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk*	Interest Rate Risk*	Credit Risk*	Equity Risk*	Total
Asset derivatives					
Purchased cap options**	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 958,320	\$ 958,320
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	886,065	-	-	-	886,065
Unrealized appreciation on swap contracts	-	1,911	551,529	-	553,440
	\$ 886,065	\$ 1,911	\$ 551,529	\$ 958,320	\$ 2,397,825
Liability derivatives					
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	\$ (635,802)	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (635,802)
Unrealized depreciation on swap contracts	-	-	-	(16,146)	(16,146)
	\$ (635,802)	\$ -	\$ -	\$ (16,146)	\$ (651,948)

* Gross value is presented in the Statement of Assets and Liabilities in the unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and swap contracts line items. Only current day's variation margin is reported in the Statement of Assets and Liabilities.

** Purchased cap options are included in Investments, at fair value line item in the Statement of Assets and Liabilities.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Notes to Financial Statements (continued)
 For the Year Ended September 30, 2020

Effect on Derivative Instruments on the Statement of Operations for the year ended September 30, 2020

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk	Interest Rate Risk	Credit Risk	Equity risk	Total
Realized gain (loss) on derivatives recognized as a result from operations					
Net realized loss on investments in securities**	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (42,938)	\$ (42,938)
Net realized loss on forward foreign currency contracts***	(2,689,446)	-	-	-	(2,689,446)
Net realized gain on swap contracts	-	711,114	2,169,616	(13,225)	2,867,505
Net realized gain on futures contracts	-	-	-	213,083	213,083
	\$ (2,689,446)	\$ 711,114	\$ 2,169,616	\$ 156,920	\$ 348,204
Change in unrealized appreciation (depreciation) on derivatives recognized as a result from operations					
Net change in unrealized appreciation from investments in securities****	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 466,144	\$ 466,144
Net change in unrealized appreciation on forward foreign currency contracts*****	1,031,852	-	-	-	1,031,852
Net change in unrealized appreciation on swap contracts	-	230,890	1,212,201	(7,267)	1,435,824
	\$ 1,031,852	\$ 230,890	\$ 1,212,201	\$ 458,877	\$ 2,933,820

** Represents realized loss on purchased cap options contracts.

*** Included in the amount shown on the Statement of Operations as realized gain (loss) on foreign currency transactions and forward foreign currency contracts.

**** Represents net unrealized appreciation on purchased cap options contracts.

***** Included in the amount shown on the Statement of Operations as net change in unrealized appreciation (depreciation) from foreign currency translations and forward foreign currency contracts.

During the year ended September 30, 2020, the average monthly principal amounts of open forward foreign currency contracts were:

Fund Level	\$	34,938,000
AUD Class	\$	9,633,406
JPY Hedged Class	\$	38,803,332
NZD Class	\$	4,438,291
TRY Class	\$	17,624,748
ZAR Class	\$	4,804,117

During the year ended September 30, 2020, the average monthly notional amount of swap contracts was \$85,270,859. Swap contracts were held during 12 months of the year.

During the year ended September 30, 2020, the average monthly notional amount of purchased cap options contracts was \$549,502. Purchased cap options contracts were held during 12 months of the year.

Daiwa Core Bond Strategy Fund

A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series

(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

During the year ended September 30, 2020, the average monthly notional amount of future contracts was \$10,155,750. Future contracts were held during 2 months of the year.

The Series Trust is a party to master netting agreements, such as an International Swaps and Derivatives Association Master Agreement with certain counterparties that govern over-the-counter derivative and foreign exchange contracts entered into from time to time. The master netting agreements may contain provisions regarding, among other things, the parties' general obligations, representations, agreements, collateral requirements, events of default and early termination.

Collateral requirements are determined based on the Series Trust's net position with each counterparty. Collateral can be in the form of cash or other securities as agreed to by the Series Trust and the applicable counterparty. With respect to certain counterparties, in accordance with the terms of the Master Agreements, collateral posted to the Series Trust, if any, is held in a segregated account by the Series Trust's custodian and with respect to those amounts which can be sold or repledged, are presented in the Schedule of Investments. Collateral pledged by the Series Trust, if any, is segregated by the Series Trust's custodian and identified in the Schedule of Investments. As of September 30, 2020, cash pledged and/or received as collateral is presented in the Statement of Assets and Liabilities.

3. UNITS

As of September 30, 2020, all issued units were held by four unitholders.

(A) Subscriptions for Units. Units are available for subscription at the Net Asset Value per unit on each Dealing Day. A Dealing Day means each Business Day and/or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine. A sales charge of up to 3.00% (excluding any applicable consumption tax) of the purchase price is also payable in respect of subscriptions for units. The sales charge will be payable to Daiwa Securities Co. Ltd. (the "Distributor") in Japan.

(B) Repurchases. Each unitholder may submit to Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator") a repurchase notice requesting to have all or a portion of its units repurchased at the repurchase price, which means the Net Asset Value per unit on the relevant repurchase date.

A repurchase request, once given, is irrevocable unless the Manager determines generally or in any particular case or cases, including as described as "Suspension" in the offering memorandum.

A repurchase request shall be submitted in respect of the number of units of a particular class it is desired to be repurchased. The minimum number of units for repurchase per unitholder as of a repurchase day (which means each dealing day and/or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine in respect of the Series Trust or a class of units of the Series Trust) in respect of such classes of units is one unit or more, and thereafter in integral multiples of one unit. No fractional units will be repurchased.

4. RISK FACTORS

The following summary of risks refer to the combined risks relating to the investments of the Series Trust, which do not purport to be a complete list of all risks involved in an investment in the Series Trust.

(A) Market Risk and Selection Risk. Market risk is the risk that one or more markets in which the Series Trust invests will go down in value, including the possibility that a market will go down sharply and unpredictably. Selection risk is the risk that the securities that the Investment Manager selects will underperform the markets, the relevant indices or the securities selected by other funds with similar investment objectives and investment strategies.

(B) Interest Rate Risk. Interest rate risk is the risk that prices of fixed income securities generally increase when interest rates decline and decrease when interest rates increase. Prices of longer term securities generally change more in response to interest rate changes than prices of shorter term securities. The Series Trust may lose money if short-term or long-term interest rates rise sharply or otherwise change in a manner not anticipated by Investment Manager.

(C) Counterparty Broker Risk. Forward foreign currency contracts and options thereon, unlike futures contracts, are not traded on exchanges and are not standardized; rather, banks and dealers act as principals in these markets,

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

negotiating each transaction on an individual basis. Forward and "cash" trading is substantially unregulated; there is no limitation on daily price movements and speculative position limits are not applicable. The principals who deal in the forward markets are not required to continue to make markets in the currencies they trade and these markets can experience periods of illiquidity, sometimes of significant duration. Market illiquidity or disruption could result in major losses to the Series Trust.

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, with which the Series Trust or a delegate on behalf of the Series Trust, trades or invests, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations to the Series Trust. Any such default could result in material losses to the Series Trust. In addition, the Series Trust may pledge collateral to the counterparties in order to secure certain transactions.

The Series Trust attempts to reduce its exposure to counterparty credit risk by entering into a master netting agreement with each of its counterparties. The master netting agreement gives the Series Trust the right to terminate all transactions traded under such agreement upon deterioration in the credit quality of the counterparty beyond specified levels. The master netting agreement gives each party the right, upon an event of default by the other party or a termination of the agreement, to close out all transactions traded under such agreement and to net amounts owed under each transaction to one payable by one party to other. The Series Trust's maximum risk of loss from counterparty credit risk related to OTC derivatives is generally aggregate unrealized appreciation and unpaid counterparty payments in excess of any collateral pledged by the counterparty to the Series Trust. The Series Trust may be required to pledge collateral for the benefit of the counterparties on OTC derivatives in an amount not less than each counterparty's unrealized appreciation on outstanding derivative contracts, subject to certain minimum transfer provisions, and such pledged collateral, if any, is identified in the Schedule of Investments.

(D) Credit Risk. Credit risk is the risk that the issuer of a security will be unable to pay interest or repay the principal when due. Changes in an issuer's credit rating or the market's perception of an issuer's creditworthiness may also affect the value of the Series Trust's investment in that issuer. The degree of credit risk depends on both the financial condition of the issuer and the terms of the obligation.

(E) Currency Risk. Securities and other instruments in which the Series Trust invests may be denominated or quoted in currencies other than the functional currency of the Series Trust. For this reason, changes in foreign currency exchange rates can affect the value of the Series Trust's portfolio. Generally, when the Series Trust's functional currency rises in value against another currency, a security denominated in that currency loses value because the currency is worth less giving effect to the conversion into the Series Trust's functional currency. Conversely, when the Series Trust's functional currency decreases in value against another currency, a security denominated in that currency gains value. This risk, generally known as "currency risk," means that a strong functional currency of the Series Trust may reduce returns to investors while a weak functional currency of the Series Trust may increase those returns. Through the use of various types of foreign currency transactions, the Series Trust or classes thereof, as applicable, may be exposed to the performance of a particular currency or currencies to contribute to the performance of the Series Trust or class. There can be no assurance that the Investment Manager will employ a successful currency program and the Series Trust or classes could incur losses attributable to its currency activities when the value of the functional currency weakens against the other currencies of the Series Trust or classes. In addition, the Series Trust or classes will incur transaction costs in connection with the currency strategy designated by the Investment Manager.

(F) Liquidity Risk. Not all investments of the Series Trust will be listed or rated and consequently liquidity may be low. Moreover, the accumulation and disposal of holdings in some investments may be time consuming and may need to be conducted at unfavorable prices. The Series Trust may also encounter difficulties in disposing of assets at their fair price due to adverse market conditions leading to limited liquidity.

In the case of the sale of investments of the Series Trust for the purpose of funding repurchase requests, it is possible that those investments will not be sold at the price originally expected, because such sales negatively contribute to the prevailing market value of such investments as a result of the market size or market trends of such investments. This may result in a fall in the Net Asset Value per unit.

(G) Risk of Indemnification. An investment in the Series Trust is neither insured nor guaranteed by the any government, government agencies or instrumentalities or any bank guarantee fund. Units of the Series Trust are not deposits or obligations of, or guaranteed or endorsed by, any bank and the amount invested in units may fluctuate

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

upwards and/or downwards. Although the Investment Manager will seek to maintain a stable Net Asset Value per unit, maintenance of a stable Net Asset Value per unit is not guaranteed. An investment in the Series Trust involves certain investment risks, including the possible loss of principal.

(H) Foreign Securities Risk. Securities traded in foreign markets have often (though not always) performed differently from securities traded in the United States. However, such investments often involve special risks not present in U.S. investments that can increase the chances that the Series Trust will lose money. In particular, the Series Trust is subject to the risk that because there may be fewer investors on foreign exchanges and a smaller number of securities traded each day, it may be more difficult for the Series Trust to buy and sell securities on those exchanges. In addition, prices of foreign securities may go up and down more than prices of securities traded in the United States and/or in an investor's jurisdiction of domicile.

The economies of certain foreign markets may not compare favorably with the economy of the United States or an investor's jurisdiction of domicile with respect to such issues as growth of gross national product, reinvestment of capital, resources and balance of payments position. Certain foreign economies may rely heavily on particular industries or foreign capital and are more vulnerable to diplomatic developments, the imposition of economic sanctions against a particular country or countries, changes in international trading patterns, trade barriers and other protectionist or retaliatory measures. Investments in foreign markets may also be adversely affected by governmental actions such as the imposition of capital controls, nationalization of companies or industries, expropriation of assets or the imposition of punitive taxes. In addition, the governments of certain countries may prohibit or impose substantial restrictions on foreign investments in their capital markets or in certain industries. Any of these actions could severely affect securities prices or impair the Series Trust's ability to purchase or sell foreign securities or transfer the Series Trust's assets or income back into the jurisdiction of its domicile or to the jurisdiction in which its assets are custodied, or otherwise adversely affect the Series Trust's operations. Other potential foreign market risks include foreign exchange controls, difficulties in pricing securities, defaults on foreign government securities, difficulties in enforcing legal judgments in foreign courts and political and social instability. Legal remedies available to investors in certain foreign countries may be less extensive than those available in an investor's home jurisdiction.

(I) Derivatives Risk. The Series Trust may use derivative instruments to hedge its investments or to seek to enhance returns. Derivatives allow the Series Trust to increase or decrease its risk exposure more quickly and efficiently than other types of instruments. Derivatives are volatile and involve significant risks, including:

- *Credit Risk* — the risk that the counterparty (the party on the other side of the transaction) on a derivative transaction will be unable to honor its financial obligation to the Series Trust.
- *Leverage Risk* — the risk associated with certain types of investments or trading strategies that relatively small market movements may result in large changes in the value of an investment. Certain investments or trading strategies that involve leverage can result in losses that greatly exceed the amount originally invested.
- *Liquidity Risk* — the risk that certain securities may be difficult or impossible to sell at the time that the seller would like or at the price that the seller believes the security is currently worth.

Derivatives are financial contracts, the values of which depend on, or are derived from, the value of an underlying asset, reference rate or index. The Series Trust typically uses derivatives as a substitute for taking a position in the underlying asset and/or as part of a strategy designed to reduce exposure to other risks, such as interest rate or currency risk. The Series Trust may also use derivatives for leverage, in which case, their use would involve leverage risk.

The Series Trust's use of derivative instruments involves risks different from, or possibly greater than, the risks associated with investing directly in securities and other traditional investments. Derivatives are subject to a number of risks described elsewhere in this section, such as, interest rate risk, market risk and credit risk. They also involve the risk of mispricing or improper valuation and the risk that changes in the value of the derivative may not correlate perfectly with the underlying asset, rate or index. If the Series Trust invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested. Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Series Trust will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

Daiwa Core Bond Strategy Fund

A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series

(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

(J) Corporate Debt. Corporate debt securities in which the Series Trust indirectly invests are subject to the risk of the issuer's inability to meet principal and interest payments on the obligation and may also be subject to price volatility due to such factors as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the issuer and general market liquidity. When interest rates rise, the value of corporate debt securities can be expected to decline. Debt securities with longer maturities tend to be more sensitive to interest rate movements than those with shorter maturities.

(K) Sovereign Debt. The Series Trust may indirectly invest in sovereign debt securities. These securities are issued or guaranteed by foreign government entities. These investments are subject to the risk that a governmental entity may delay or refuse to pay interest or repay principal on its sovereign debt due to, for example, cash flow problems, insufficient foreign currency reserves, political considerations, the relative size of the governmental entity's debt position in relation to the economy or the failure to put in place economic reforms required by the International Monetary Fund or other multilateral agencies. If a government entity defaults, it may ask for more time in which to pay or for further loans. There is no legal process for collecting sovereign debts that a government does not pay nor are there bankruptcy proceedings through which all or part of the sovereign debt that a governmental entity has not repaid may be collected.

(L) Foreign Currency Contract Risk. Currency hedging transactions will be entered into for the account of holders of AUD Class Units, JPY Hedged Class Units, NZD Class Units, TRY Class Units and ZAR Class Units by selling US dollars and buying the applicable hedging currency for such classes of units. As a result of such currency hedging transactions, investors in AUD Class Units, JPY Hedged Class Units, NZD Class Units, TRY Class Units and ZAR Class Units will be exposed to the currency exchange rate between the applicable hedging currency and USD being the class base currency of such classes of units. Therefore, a depreciation in the hedging currency of a class of units against USD will, all else being equal, lead to a decrease in the Net Asset Value per unit of such class of units and as a result such unitholders may lose some of the monies they invested due to fluctuations in the foreign exchange rate. Furthermore, if the interest rate in the hedging currency is lower than the interest rate in USD, then the difference between these interest rates will be hedging costs for the account maintained in respect of the AUD Class Units, JPY Hedged Class Units, NZD Class Units, TRY Class Units or ZAR Class Units, as applicable.

The exchange rate of currencies of emerging market countries may fluctuate wildly on a short-term basis and the foreign exchange rate risk is relatively higher than the currencies of more developed countries. Similarly, dealings in currencies of emerging market countries may be restricted for various reasons, including changes in governmental policies or the establishment of restrictions on foreign investment. As a result of such restrictions and also changes in the supply and demand of such currencies, hedging costs may differ significantly from the anticipated levels of hedging costs which are based on the differences between the interest rates of the hedging currency and USD.

(M) Call Risk. When Interest rates are low, issuers will often repay the obligation underlying a "callable security" early, in which case the Series Trust may have to reinvest the proceeds in an investment offering a lower yield and may not benefit from any increase in value that might otherwise result from declining interest rates.

(N) Other Risk. On March 11, 2020, the COVID-19 outbreak was declared a pandemic by the World Health Organization. The situation is dynamic with various cities and countries around the world responding in different ways to address the outbreak. The rapid development and fluidity of this situation precludes any prediction as its ultimate impact, which may have a continued adverse impact on economic and market conditions and trigger a period of global economic slowdown.

The Trustee and Investment Manager are monitoring developments relating to COVID-19 and are coordinating its operational response based on existing business continuity plans and on guidance from global health organizations, relevant governments, and general pandemic response best practices.

5. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Series Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and Investment Manager) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Series Trust. Additionally, in the normal course of business, the Series Trust enters into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Series Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Series Trust that have not yet occurred. However, the Series Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

Daiwa Core Bond Strategy Fund

A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series

(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

6. TAX

The Series Trust is subject to the Cayman Islands laws in respect to its tax status. Under current Cayman Islands laws, there is no tax or duty to be levied on profits, income, gains or appreciation, and no tax in the nature of estate duty or inheritance tax, will apply to any property comprised in or any income arising under the Series Trust, or the unitholders thereof, in respect of any such property or income. No withholding tax is applicable to distributions by the Series Trust or with regard to the payment of Net Asset Value on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

The Series Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Series Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Series Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Series Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Series Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Series Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which is generally withheld from such income.

Authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires the Trustee to determine whether a tax position of the Series Trust is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has reviewed the Series Trust's tax positions and has concluded that no provision for taxes is required in the financial statements. There are currently no interests or penalties related to uncertain tax positions.

As of September 30, 2020, the tax years that remain subject to examination vary by the major tax jurisdictions, other than the U.S., and under the statute of limitations range from the commencement of operations to current fiscal year. The years subject to examination by U.S. federal jurisdiction include the commencement of operations through September 30, 2020.

7. FEES AND EXPENSES

(A) Accounting and Administrative Fees. The Administrator receives an annual fee accrued daily and paid monthly based on the Net Asset Value of the Series Trust. The Administrator receives an annual fee of 0.06% on the first \$500 million of Net Assets, 0.05% on the next \$500 million of Net Assets, and 0.04% on Net Assets over \$1 billion subject to a monthly minimum fee of \$3,750. The fees earned by the Administrator during the year ended September 30, 2020 and outstanding fees payable to the Administrator as of September 30, 2020, if any, have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(B) Custody Fees. The Trustee has a custody agreement with the Custodian for which the Custodian receives safekeeping fees ranging between 0.01% - 0.70% of average Net Assets. The Custodian also receives transaction charges for specialized processing ranging from \$10 to \$350 per transaction. The fees earned by the Custodian during the year ended September 30, 2020 and outstanding fees payable to the Custodian as of September 30, 2020, if any, have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(C) Trustee Fees. The Trustee receives an annual fee of \$10,000 per annum payable monthly in arrears. The fees earned by the Trustee during the year ended September 30, 2020 have been disclosed in the Statement of Operations.

(D) Transfer Agent Fees. Brown Brothers Harriman & Co. (the "Transfer Agent") receives a fee at the annual rate of 0.01% of average Net Assets along with a \$10 per transaction fee for all transactions and an additional \$25 per transaction fee for manual transactions. The Transfer Agent also receives a Foreign Account Tax Compliance Act ("FATCA") facility fee of \$2,400 per annum. The fees earned by the Transfer Agent during the year ended September

Daiwa Core Bond Strategy Fund

A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series

(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements (continued)

For the Year Ended September 30, 2020

30, 2020 and outstanding fees payable to the Transfer Agent as of September 30, 2020, if any, have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(E) Currency Agent Fees. The Trustee has a currency administration agreement with Brown Brothers Harriman & Co. (the "Currency Agent") for which the Currency Agent receives a fee at the annual rate of 0.03% of the aggregate Net Assets of the relevant class of units – AUD Class Units, JPY Hedged Class Units, NZD Class Units, TRY Class Units and ZAR Class Units. The fees earned by the Currency Agent during the year ended September 30, 2020 and outstanding fees payable to the Currency Agent as of September 30, 2020, if any, have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(F) Investment Management Fees. The Investment Manager is entitled to receive out of the Net Assets of the Series Trust an annual fee of 0.525% of average Net Assets, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Investment Manager during the year ended September 30, 2020 and outstanding fees payable to the Investment Manager as of September 30, 2020, if any, have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(G) Management Service Providing Company and Manager Fees. Daiwa Asset Management Co., Ltd. (the "Management Service Providing Company") was appointed by the Manager to provide services in relation to the Publicly Offered Units meaning USD Class Units, AUD Class Units, NZD Class Units, ZAR Class Units and TRY Class Units of the Series Trust. The Management Service Providing Company carries on business as an investment trust management company in Japan. The Management Service Providing Company is entitled to receive out of the Net Assets of the Series Trust an annual fee of 0.35% of average Net Assets for the applicable Class Units, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Management Service Providing Company during the year ended September 30, 2020 and outstanding fees payable to the Management Service Providing Company as of September 30, 2020, if any, have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

The Manager determines unitholder distribution policy and directs the Trustee in its distribution responsibilities. The Manager is entitled to receive out of the Net Assets of the Series Trust an annual fee of 0.02% of average Net Assets for the applicable Class Units, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Manager during the year ended September 30, 2020 and outstanding fees payable to the Manager as of September 30, 2020, if any, have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(H) Distributor and Agent Company Fees. Daiwa Securities Co., Ltd. (the "Agent Company") serves as the Distributor responsible for dealing in the public offering of the Publicly Offered Units meaning USD Class Units, AUD Class Units, NZD Class Units, ZAR Class Units and TRY Class Units of the Series Trust in accordance with Japanese law. The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.65% per annum for applicable Class Units, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Distributor during the year ended September 30, 2020 and outstanding fees payable to the Distributor as of September 30, 2020, if any, have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

The Agent Company is responsible for distributing the Japanese prospectus, publishing the Net Asset Value per unit in respect of the Publicly Offered Units and making available the financial statements of the Series Trust in Japan. The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum for the applicable Class Units, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Agent Company during the year ended September 30, 2020 and outstanding fees payable to the Agent Company as of September 30, 2020, if any, have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(I) Other Expenses. The Series Trust may bear other expenses related to its operations including but not limited to: (i) governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expenses; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; (v) audit fees, (vi) printing fees and (vii) registration fees.

8. RECENT ACCOUNTING PRONOUNCEMENTS

In March 2017, the Financial Accounting Standards Board (the "FASB") issued ASU 2017-08, Receivable – Nonrefundable Fees and Other Costs (Subtopic 310-20), Premium Amortization on Purchased Callable Debt

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2020

Securities ("ASU 2017-08") which amends the amortization period for certain purchased callable debt securities held at a premium, shortening such period to the earliest call date. The ASU 2017-08 does not require any accounting change for debt securities held at a discount; the discount continues to be amortized to maturity. The ASU 2017-08 is effective for fiscal years beginning after December 15, 2019, and interim periods within fiscal years beginning after December 15, 2020. The Trustee is currently evaluating the application of ASU 2017-08 and its impact, if any, on the Fund's financial statements.

On August 28, 2018, the FASB issued an Accounting Standards Update, ASU 2018-13, Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosure Framework-Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement ("ASU 2018-13"). ASU 2018-13 modifies the disclosure objective paragraphs of ASC 820 to eliminate (1) "at a minimum" from the phrase "an entity shall disclose at a minimum" and (2) other similar "open ended" disclosure requirements to promote the appropriate exercise of discretion by entities. ASU 2018-13 also eliminates and modifies other requirements under ASC 820. ASU 2018-13 is effective for all entities for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2019. Early application is permitted. The Fund has early adopted the amendments, as is permitted, for the year ended September 30, 2020. Certain disclosures that are no longer required were removed from the notes to the financial statements.

The application of ASU 2018-13 did not have a significant impact on the financial statements.

9. SUBSEQUENT EVENTS

The Trustee has evaluated all subsequent transactions and events through February 23, 2021, the date on which these financial statements were available to be issued. From October 1, 2020 through February 23, 2021, there were subscriptions of \$11,054,309 and redemptions of \$8,026,721. During the same period, there were distributions and reinvestments of \$3,527,967, respectively. There are no other subsequent events to report as they relate to the Series Trust.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Assets and Liabilities
September 30, 2019
 (Expressed in United States Dollars)

Assets

Investments, at fair value (cost \$269,479,182)	\$	276,889,667
Repurchase agreements, at fair value (cost \$3,137,000)		3,137,000
Cash		4,962
Deposits with broker for centrally cleared derivatives		829,057
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts		650,781
Unrealized appreciation on over-the-counter swap contracts		6,704
Upfront premiums paid on over-the-counter swap contracts		14,730
Receivables for:		
Units sold		6,700
Due from broker – variation margin on centrally cleared derivatives - Swaps		39,709
Interest		828,923
Total assets		282,408,233

Liabilities

Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	1,432,370
Unrealized depreciation on over-the-counter swap contracts	241,590
Upfront premiums received on over-the-counter swap contracts	22,888
Deposits due to counterparty	295,000
Payables for:	
Investments purchased	2,036,276
Units redeemed	61,842
Investment management fees	647,883
Accounting and administrative fees	201,965
Professional fees	63,654
Custody fees	42,062
Distributor fees	33,688
Management service providing company and manager fees	19,084
Printing fees	12,707
Currency agent fees	11,805
Agent company fees	5,182
Transfer agent fees	2,145
Registration fees	315
Total liabilities	5,130,456

Net Assets	\$	277,277,777
-------------------	-----------	--------------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Assets and Liabilities (continued)
September 30, 2019
 (Expressed in United States Dollars)

Net Assets

AUD Class	\$	10,262,586
JPY Hedged Class		44,026,324
JPY Non-Hedged Class		184,079,949
NZD Class		4,320,034
TRY Class		19,329,337
USD Class		10,637,896
ZAR Class		4,621,651
	\$	<u>277,277,777</u>

Units outstanding

AUD Class	144,377
JPY Hedged Class	47,984,090
JPY Non-Hedged Class	215,216,593
NZD Class	65,346
TRY Class	1,001,977
USD Class	99,726
ZAR Class	65,350

Net Asset Value per unit

AUD Class	\$	71.08
JPY Hedged Class	\$	0.918
JPY Non-Hedged Class	\$	0.855
NZD Class	\$	66.11
TRY Class	\$	19.29
USD Class	\$	106.67
ZAR Class	\$	70.72

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Operations
For the Year Ended September 30, 2019
 (Expressed in United States Dollars)

Investment income	
Interest income	\$ 10,567,971
Total investment income	<u>10,567,971</u>
Expenses	
Investment management fees	1,640,405
Distributor fees	353,670
Accounting and administrative fees	273,401
Management service providing company and manager fees	252,929
Custody fees	165,072
Professional fees	96,188
Agent company fees	54,411
Transfer agent fees	45,598
Printing fees	34,323
Currency agent fees	28,755
Trustee fees	8,025
Registration fees	3,280
Interest expense	2,394
Total expenses	<u>2,958,451</u>
Net investment income	<u>7,609,520</u>
REALIZED AND UNREALIZED GAIN (LOSS):	
Realized gain (loss) on:	
Investments in securities	(157,304)
Futures contracts	(98,210)
Swap contracts	(1,940,805)
Written options	89,252
Foreign currency transactions and forward foreign currency contracts	7,257,219
Net realized gain	<u>5,150,152</u>
Net change in unrealized appreciation (depreciation) from:	
Investments in securities	13,261,878
Swap contracts	(1,230,763)
Foreign currency translations and forward foreign currency contracts	(1,996,014)
Net change in unrealized appreciation	<u>10,035,101</u>
Net realized and unrealized gain	<u>15,185,253</u>
Net increase in Net Assets resulting from operations	<u>\$ 22,794,773</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Changes in Net Assets
For the Year Ended September 30, 2019
 (Expressed in United States Dollars)

Net increase (decrease) in Net Assets resulting from operations:

Net investment income	\$ 7,609,520
Net realized gain	5,150,152
Net change in unrealized appreciation	10,035,101
Net increase in Net Assets resulting from operations	22,794,773

Distributions to unitholders	(10,984,226)
Net decrease in Net Assets resulting from fund unit transactions	(20,870,950)
Net decrease in Net Assets	(9,060,403)

Net Assets

Beginning of year	286,338,180
End of year	\$ 277,277,777

	AUD Class	JPY Hedged Class	JPY Non-Hedged Class	NZD Class
Fund unit transactions				
Units				
Issued	18,746	4,823,364	130,281,459	4,020
Distributions reinvested	—	350,610	7,223,978	—
Redeemed	(25,532)	(37,241,147)	(120,144,280)	(16,344)
Net change in units	(6,786)	(32,067,173)	17,361,157	(12,324)
Amounts				
Issued	\$ 1,355,684	\$ 4,297,646	\$ 108,074,752	\$ 276,590
Distributions reinvested	—	306,397	6,050,453	—
Redeemed	(1,859,223)	(32,817,792)	(100,343,148)	(1,107,770)
Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions	\$ (503,539)	\$ (28,213,749)	\$ 13,782,057	\$ (831,180)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Changes in Net Assets (continued)
For the Year Ended September 30, 2019
 (Expressed in United States Dollars)

	TRY Class	USD Class	ZAR Class
Fund unit transactions			
Units			
Issued	264,385	2,332	11,495
Distributions reinvested	—	—	—
Redeemed	(261,122)	(47,044)	(18,301)
Net change in units	<u>3,263</u>	<u>(44,712)</u>	<u>(6,806)</u>
Amounts			
Issued	\$ 5,254,661	\$ 242,143	\$ 858,358
Distributions reinvested	—	—	—
Redeemed	(5,204,729)	(4,910,428)	(1,344,544)
Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions	<u>\$ 49,932</u>	<u>\$ (4,668,285)</u>	<u>\$ (486,186)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Financial Highlights
For the Year Ended September 30, 2019
 (Expressed in United States Dollars)

	AUD Class	JPY Hedged Class	JPY Non-Hedged Class	NZD Class
Net Asset Value per unit, beginning of year	\$ 73.75	\$ 0.855	\$ 0.830	\$ 67.60
Net investment income ¹	1.13	0.023	0.022	1.04
Net realized and unrealized gain (loss)	(3.31) ²	0.045	0.027	(2.06) ²
Total income (loss) from investment operations	(2.18)	0.068	0.049	(1.02)
Distributions to unitholders	(0.49)	(0.005)	(0.024)	(0.47)
Net Asset Value per unit, end of year	\$ 71.08	\$ 0.918	\$ 0.855	\$ 66.11
Total return ³	(2.96)%	8.86%	6.55%	(1.53)%
Ratios to average Net Assets:				
Total expenses	1.82%	0.82%	0.74%	1.88%
Net investment income	1.56%	2.61%	2.64%	1.52%

¹ Calculated based on average units outstanding throughout the year.

² Amount disclosed does not appear consistent with the number shown for this caption on the Statement of Changes in Net Assets due to the timing of subscriptions and redemptions. Realized loss on forward contracts for these two classes attributed to the negative amount.

³ Total return assumes the effect of reinvested distributions, if any.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Financial Highlights (continued)
For the Year Ended September 30, 2019
 (Expressed in United States Dollars)

	TRY Class	USD Class	ZAR Class
Net Asset Value per unit, beginning of year	\$ 17.29	\$ 102.87	\$ 73.21
Net investment income ¹	0.29	1.59	1.11
Net realized and unrealized gain	5.58	3.41	0.23
Total income from investment operations	5.87	5.00	1.34
Distributions to unitholders	(3.87)	(1.20)	(3.83)
Net Asset Value per unit, end of year	\$ 19.29	\$ 106.67	\$ 70.72
 Total return ²	 35.60%	 4.89%	 1.82%
 Ratios to average Net Assets:			
Total expenses	1.83%	1.89%	1.85%
Net investment income	1.45%	1.53%	1.51%

¹ Calculated based on average units outstanding throughout the year.

² Total return assumes the effect of reinvested distributions, if any.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

Daiwa Core Bond Strategy Fund

A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series

(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the Year Ended September 30, 2019

1. ORGANIZATION

Daiwa Core Bond Strategy Fund (the "Series Trust") is a series trust of Daiwa Discovery Fund Series (the "Trust"), which was constituted pursuant to the master trust deed and a supplemental trust deed dated August 7, 2015 and made between Intertrust Trustees (Cayman) Limited (the "Trustee") and Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman) (the "Manager"). The Trust is an open-ended unit trust established in the Cayman Islands and the Series Trust commenced operations on September 9, 2015.

The Series Trust offers seven classes of units: AUD Class Units, JPY Hedged Class Units, JPY Non-Hedged Class Units, NZD Class Units, TRY Class Units, USD Class Units, and ZAR Class Units. All classes subscribe, redeem, and distribute in U.S. Dollar ("USD"). Each class invests in a similar asset pool. The denominated currency of each class is hedged against the U.S. Dollar except for the JPY Non-Hedged Class Units and USD Class Units which will not be hedged. Other classes of units may be issued in the future.

The investment objective of the Series Trust is to invest in a wide array of fixed income securities, including but not limited to structured securities and corporate debt which offer strong relative returns to the broad fixed income market. The strategy seeks to maximize total return mainly through investments in USD denominated fixed income instruments and a combination of current income and capital appreciation.

The Series Trust is an investment company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Board ("FASB") Accounting Standard Codification Topic 946 Financial Services – Investment Companies.

The investment manager of the Series Trust is Guggenheim Partners Investment Management, LLC (the "Investment Manager").

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Series Trust's financial statements reflect the period from October 1, 2018 through September 30, 2019 which is the Series Trust's financial year end.

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Series Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

(A) Determination of Net Asset Value of Units. The Net Asset Value of each unit of the Series Trust is calculated by dividing the Net Asset Value of the Series Trust attributable to each class of units ("Net Asset Value" being the value of its total assets minus its liabilities including accrued fees and expenses) by the total number of units of each class then outstanding. The Net Asset Value of the Series Trust is calculated each day on which banks in each of Japan and New York are open for business and on which the New York Stock Exchange and financial instruments dealers in Japan are open for business and/or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine (the "Business Day").

The value of all assets not denominated in USD (if any) will be converted to their USD equivalent using the appropriate spot rates from an approved independent pricing service.

(B) Security Valuation. For purposes of calculating the Net Asset Value, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are stated at fair value. Fair value is generally determined on the basis of last reported sale prices on the exchange that is the primary market for such securities, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market maker, or independent pricing services. Independent pricing services use information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

Investments initially valued in currencies other than the functional currency are converted to the functional currency using exchange rates obtained from pricing services. As a result, the Net Asset Value of the Series Trust's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to its functional currency. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the New York Stock Exchange ("NYSE") is closed and the Net Asset Value may change on days when an investor is not able to purchase, request the repurchase of, or exchange units.

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Investment Manager. The Investment Manager has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available. For instance, certain securities or investments for which daily market quotes are not readily available may be valued, pursuant to guidelines established by the Investment Manager, with reference to other securities or indices.

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/asked information, broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE close, that materially affect the values of a Series Trust's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Investment Manager or its delegate is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of a Series Trust's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

When the Series Trust uses fair value pricing to determine its Net Asset Value, securities will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Investment Manager or persons acting at their direction believe accurately reflects fair value. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security. While the Series Trust's policy is intended to result in a calculation of a Series Trust's Net Asset Value that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Series Trust cannot ensure that fair values determined by the Investment Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Series Trust could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Series Trust may differ from the value that would be realized if the securities were sold and the differences could be material to the financial statements.

Fair Value Measurements. In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Series Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurement). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Manager. The Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager's perceived risk of that instrument.

For fair valuations using significant unobservable inputs, U.S. GAAP requires to disclose transfers into and out of Level 3 of the fair value hierarchy and purchases and issues of Level 3 assets and liabilities during the period. Additionally, U.S. GAAP requires quantitative information regarding the significant unobservable inputs used in the determination of fair value of assets or liabilities categorized as Level 3 in the fair value hierarchy. In accordance with the requirements of U.S. GAAP, a fair value hierarchy, details of significant unobservable inputs, have been included in the Notes to Schedule of Investments of the Series Trust.

Investments. Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, usually include exchange-traded common stocks. The quoted price for such instruments is not adjusted even in situations where the Series Trust holds a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These usually include corporate bonds, investment-grade corporate bonds and sovereign obligations and can include certain futures and forward transactions. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs as they trade infrequently. Level 3 investments may include private equity and certain corporate debt securities. As observable prices are not available for these securities, valuation techniques are used to derive fair value.

Derivative Instruments. The Series Trust may use derivatives for hedging purposes, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Series Trust uses a derivative to offset the risks associated with other Series Trust holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Series Trust or if the cost of the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Series Trust, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There can be no assurance that the Series Trust's hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions will be either available or cost effective. The Series Trust is not required to use hedging and may choose not to do so. If the Series Trust invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested. Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Series Trust will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

Derivative instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter ("OTC"). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts and exchange-traded option contracts, are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

OTC derivatives, including forward foreign currency contracts and swap contracts are valued using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves, measures of volatility, prepayment rates and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as generic forward foreign currency contracts and swap contracts, have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

Those OTC derivatives for which inputs are unobservable are classified within Level 3. While the valuations of these less liquid OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination. At each measurement date, the Investment Manager updates the Level 1 and Level 2 inputs to reflect observable inputs, though the resulting gains and losses are reflected within Level 3 due to the significance of unobservable inputs.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Notes to Financial Statements (continued)
 For the Year Ended September 30, 2019

The following is a summary of the fair valuation according to the inputs used as of September 30, 2019 in valuing the Series Trust's financial instruments*:

	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at September 30, 2019
Assets:				
Asset-backed securities				
Barbados	\$ -	\$ 724,896	\$ -	\$ 724,896
Cayman Islands	-	31,190,853	-	31,190,853
United States	-	96,988,421	-	96,988,421
Bank loans				
United Kingdom	-	167,412	-	167,412
United States	-	718,322	-	718,322
Certificate of deposit				
Switzerland	-	860,701	-	860,701
United Kingdom	-	870,939	-	870,939
Corporate bonds & notes				
Luxembourg	-	701,275	-	701,275
Netherlands	-	199,969	-	199,969
United Kingdom	-	700,785	-	700,785
United States	-	15,865,322	123,831	15,989,153
Government bonds				
Israel	-	10,807,567	-	10,807,567
Japan	-	8,940,339	-	8,940,339
Spain	-	2,542,826	-	2,542,826
United States	-	91,918,751	-	91,918,751
Municipal bonds				
United States	-	2,238,126	-	2,238,126
Purchased CAP options				
United States	-	460,976	-	460,976
Short-Term Investments				
Corporate Bond	-	2,804,723	-	2,804,723
Government Bond	-	7,396,416	-	7,396,416
Repurchase agreement	-	3,137,000	-	3,137,000
Time deposit	-	667,217	-	667,217
Total Investments	\$ -	\$ 279,902,836	\$ 123,831	\$ 280,026,667
Financial Derivative Instruments**				
Assets				
Forward foreign currency contracts	\$ -	\$ 650,781	\$ -	\$ 650,781
Centrally cleared swap contracts	-	2,755	-	2,755
Over-the-counter swap contracts	-	6,704	-	6,704
Liabilities				
Forward foreign currency contracts	\$ -	\$ (1,432,370)	\$ -	\$ (1,432,370)
Centrally cleared swap contracts	-	(666,399)	-	(666,399)
Over-the-counter swap contracts	-	(241,590)	-	(241,590)

* For further information on categories of securities refer to the Schedule of Investments.

** Financial derivative instruments include unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign currency contracts and swap contracts.

There were no purchases, issuances, and transfers of the fair valuations using significant unobservable inputs (Level 3) for the Series Trust during the year ended September 30, 2019.

The level 3 security is a corporate bond position that is valued on the basis of broker quotations.

(C) Securities Transactions and Investment Income. Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled a month or more after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Interest income, adjusted for the accretion of discount and amortization of premium, is recorded on the accrual basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date. Investment income is recorded net of withholding

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

taxes. Coupon income is not recognized for securities which collection is not expected. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities, if any, are recorded as components of interest income on the Statement of Operations. Other income may include the interest income from time deposits.

(D) Expenses. Expenses are recorded on the accrual basis. The Series Trust incurs fees and expenses, which include, but are not limited to, administration and accounting, custody, transfer agent, distribution, investment management, audit fees and other expenses associated with the operation of the Series Trust.

(E) Delayed Delivery Transactions. The Series Trust may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by the Series Trust to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery purchases are outstanding, the Series Trust will designate liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price.

(F) Distribution Policy. The Trustee will, upon the direction of the Manager, pay distributions to the unitholders in respect of each period ending on and including a distribution date ("Distribution Period"). The Manager will generally determine the amount of distribution after having regard to factors including, but not limited to, the yield to maturity of the bond portfolio of the Series Trust, other fees, costs and expenses, corresponding to each Distribution Period and, in the case of the hedged classes, the difference between the interest rates in the applicable Hedging Currency and USD, provided, however, that it is possible that no distribution is made for a particular Distribution Period. The Manager seeks to pay distributions out of income and realized and unrealized profits. However, distributions may be paid out of capital attributable to the relevant class of units.

Distributions declared and paid for the year ended September 30, 2019 are as follows:

Distributions to Unitholders	Amount
AUD Class	\$ 68,993
JPY Hedged Class	306,397
JPY Non-Hedged Class	6,050,453
NZD Class	33,967
TRY Class	4,114,087
USD Class	145,031
ZAR Class	265,298
Total distributions	\$ 10,984,226

(G) Cash and Foreign Currency. The functional currency and reporting currency of the Series Trust is U.S. Dollar. The fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gains or losses.

(H) Time Deposits. The Series Trust, through Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian"), places excess cash balances into overnight time deposits with one or more eligible depository institutions, as determined by the Investment Manager. These are classified as short-term investments in the Series Trust's Schedule of Investments.

(I) Repurchase Agreements. The Investment Manager, for the account of the Series Trust, may borrow or lend securities by entering into repurchase and reverse repurchase agreements. When the Investment Manager enters into a repurchase agreement for the account of the Series Trust, it "sells" securities to a financial institution and agrees to repurchase such securities on a mutually agreed date for the price paid by the financial institution, plus interest at a negotiated rate. In a reverse repurchase transaction, the Investment Manager "buys" securities from a financial institution, for the account of the Series Trust, subject to the obligation of the financial institution to repurchase such securities at the price paid by the Investment Manager, for the account of the Series Trust, plus interest at a negotiated rate. The use of repurchase and reverse repurchase agreements involves certain risks. If the seller of securities to the Investment Manager, for the account of the Series Trust, under a reverse repurchase agreement defaults on its obligation to repurchase the underlying securities, as a result of its bankruptcy or otherwise,

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

costs or delays in liquidating those securities may be encountered and a loss may be incurred if the amount realised does not equal or exceed the repurchase price of such securities plus the agreed interest amount. In the event of the seller's bankruptcy, the Investment Manager, for the account of the Series Trust, may not be able to substantiate its interest in the underlying securities, or its ability to dispose of the underlying securities may be restricted. In the event of the insolvency of the counterparty to a repurchase agreement or reverse repurchase agreement, recovery of the repurchase price owed to the Investment Manager, for the account of the Series Trust, or, in the case of a reverse repurchase agreement, the securities sold by the Investment Manager, for the account of the Series Trust, may be delayed. Due to the fact that reverse repurchase agreements may be considered to be the practical equivalent of borrowing funds, they constitute a form of leverage. If the Investment Manager, for the account of the Series Trust, reinvests the proceeds of a reverse repurchase agreement at a rate lower than the cost of the agreement, entering into the agreement will lower the yield for the account of the Series Trust. Repurchase agreements outstanding at September 30, 2019 are listed in the Schedule of Investments. Noted collateral associated with these repurchase agreements was pledged by the way of treasury securities as noted in the end notes of the Schedule of Investments on page 16.

(J) Forward Foreign Currency Contracts. The Series Trust may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of the Series Trust's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in forward foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by the Series Trust as an unrealized appreciation or depreciation. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized appreciation or depreciation reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Series Trust could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Series Trust is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for investors. Gains and losses arising from class specific foreign currency contracts are allocated to those specific classes. Forward foreign currency contracts outstanding at September 30, 2019 are listed in the Schedule of Investments.

(K) Future Contracts. The Series Trust may enter into futures contracts. The Series Trust may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by the Series Trust and the prices of futures contracts, the possibility of an illiquid market, and the inability of the counterparty to meet the terms of the contract. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, the Series Trust is required to deposit with its futures broker, an amount of cash or U.S. Government and Agency Obligations in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and an appropriate unrealized appreciation/(depreciation) on futures contracts is recorded the Statement of Assets and Liabilities as an asset and/or liability. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are closed. There were no future contracts outstanding at September 30, 2019.

(L) Swap Contracts. The Series Trust may invest in swap transactions, including, but not limited to, swap agreements on interest rates and credit default swaps. Swap agreements are privately negotiated in the over-the-counter market ("OTC swaps") and executed in a multilateral or other trade facility platform, such as a registered commodities exchange ("centrally cleared swaps"). The Series Trust may enter into credit default and interest rate swap agreements to manage its exposure to credit and interest rate risk. Securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

Swaps are marked to market daily based upon values provided by third party vendors, registered commodities exchanges, or quotations from market makers to the extent available. Changes in market value, if any, are reflected as a component of net changes in unrealized appreciation (depreciation) on the Statement of Operations. Daily changes in valuation of centrally cleared swaps, if any, are recorded as a receivable or payable for the change in value as appropriate ("variation margin") on the Statement of Assets and Liabilities. In the event that market quotes are not readily available and the swap cannot be valued pursuant to one of the valuation methods, the value of the swap will be determined in good faith by the Investment Manager.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the reference entities comprising the credit index. A credit index is a list of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a poll of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include, but are not limited to: credit default swaps on investment grade securities, high yield securities, asset-backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index. Credit Default Index Swap Contracts outstanding at September 30, 2019 are listed in the Schedule of Investments.

Interest rate swap agreements involve the exchange by the Series Trust with another party of their respective commitments to pay or receive interest, e.g., an exchange of floating rate payments for fixed rate payments with respect to the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or "cap", (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or "floor", (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the counterparty may terminate the swap transaction in whole at zero cost by a predetermined date and time prior to the expiration date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different money markets. Interest Rate Swap Contracts outstanding at September 30, 2019 are listed in the Schedule of Investments.

Total return swaps are two-party contracts that generally obligate one party to pay the positive return and the other party to pay the negative return on a specified reference security, security index or index component during the period of the swap. Total return swap contracts are marked to market daily and the change, if any, is recorded as net change in unrealized appreciation/(depreciation) on swap contracts in the Statement of Operations. Total return swaps normally do not involve the delivery of securities or other underlying assets. If the counterparty to a total return swap contract defaults, a Series Trust's risk of loss consists of the net amount of payments the Series Trust is contractually entitled to receive, if any. The use of long total return swap contracts subject the Series Trust to risk of loss in excess of the amounts shown on the Statement of Assets and Liabilities. The use of short total return swaps subject the Series Trust to unlimited loss. Periodic payments received (paid) by the Series Trust are recorded as net realized gain/(loss) on swap contracts in the Statement of Operations. Total Return Swap Contracts outstanding at September 30, 2019 are listed in the Schedule of Investments.

(M) Option Contracts. The Series Trust writes call and put options on securities and financial derivative instruments they own or in which they may invest. Writing put options tends to increase a Series Trust's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease a Series Trust's exposure to the underlying instrument. When the Series Trust writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. These liabilities are reflected as written options outstanding on the Statement of Assets and Liabilities. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against the amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The Series Trust as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold (call) or purchased (put) and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk a Series Trust may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

The Series Trust may also purchase put and call options. Purchasing call options tends to increase a Series Trust's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease the Series Trust's exposure to the underlying instrument. The Series Trust pays a premium which is included on the Statement of Assets and Liabilities

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

as an investment and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss when the underlying transaction is sold. Option securities held at September 30, 2019 are listed in the Schedule of Investments.

(N) Mortgage-Backed Securities. The Series Trust may invest in mortgage-backed securities. Mortgage-related securities include mortgage pass-through securities, collateralized mortgage obligations ("CMOs"), commercial mortgage-backed securities, mortgage dollar rolls, CMO residuals, stripped mortgage-backed securities ("SMBs") and other securities that directly or indirectly represent a participation in, or are secured by and payable from, mortgage loans on real property. The Series Trust may invest only in mortgage-backed securities and CMOs issued or guaranteed by U.S. government agencies.

The value of some mortgage-backed securities may be particularly sensitive to changes in prevailing interest rates. Early repayment of principal on some mortgage-related securities may expose the Series Trust to a lower rate of return upon reinvestment of principal. When interest rates rise, the value of a mortgage-related security generally will decline; however, when interest rates are declining, the value of mortgage-related securities with prepayment features may not increase as much as other fixed income securities. The rate of prepayments on underlying mortgages will affect the price and volatility of a mortgage-related security, and may shorten or extend the effective maturity of the security beyond what was anticipated at the time of purchase. If unanticipated rates of prepayment on underlying mortgages increase the effective maturity of a mortgage-related security, the volatility of the security can be expected to increase. The value of these securities may fluctuate in response to the market's perception of the creditworthiness of the issuers. Additionally, although mortgages and mortgage-related securities are generally supported by some form of government or private guarantee and/or insurance, there is no assurance that private guarantors or insurers will meet their obligations. Mortgage-backed securities held at September 30, 2019 are listed in the Schedule of Investments.

(O) U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises. Securities issued by U.S. government agencies or government-sponsored enterprises may not be guaranteed by the U.S. Treasury. The Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), a wholly owned U.S. government corporation, is authorized to guarantee, with the full faith and credit of the U.S. government, the timely payment of principal and interest on securities issued by institutions approved by GNMA and backed by pools of mortgages insured by the Federal Housing Administration or guaranteed by the Department of Veterans Affairs. Government related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. government) include the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae") and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA but are not backed by the full faith and credit of the U.S. government. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but its participation certificates are not backed by the full faith and credit of the U.S. government. Securities issued by U.S. government agency or government-sponsored enterprises held at September 30, 2019 are listed in the Schedule of Investments.

(P) Sovereign Debt Securities. The Series Trust may invest mainly in sovereign debt securities issued or guaranteed by emerging nations. Investment in sovereign debt involves a high degree of risk. The government entity that controls the repayment of sovereign debt may not be able or willing to repay the principal and/or interest when due in accordance with the terms of such debt. A government entity's willingness or ability to repay principal and interest due in a timely manner may be affected by, among other factors, its cash flow situation, the extent of its foreign reserves, the availability of sufficient foreign exchange on the date a payment is due, the relative size of the debt service burden to the economy as a whole, the government entity's policy towards the International Monetary Fund and the political constraints to which a government entity may be subject. Government entities may also be dependent on expected disbursements from non-U.S. governments, multilateral agencies and other international organizations to reduce principal and interest arrearages on their debt. The commitment on the part of these governments, agencies and others to make such disbursements may be conditioned on the implementation of economic reforms and/or economic performance and the timely service of such debtor's obligations. Failure to implement such reforms, achieve such levels of economic performance or repay principal or interest when due may result in the cancellation of such third parties' commitments to lend funds to the government entity, which may further

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

impair such debtor's ability or willingness to timely service its debts. Consequently, government entities may default on their sovereign debt.

Holders of sovereign debt may be requested to participate in the rescheduling of such debt and to extend further loans to government entities. In the event of a default by a government entity, there may be few or no effective legal remedies for collecting on such debt.

Any investments in a distress market (countries in which the economy is distressed) may involve greater risks than investments in non-distressed markets and the prices of such investments may be more volatile. The consequences of political, social or economic changes in these markets may have disruptive effects on the market prices of the Series Trust's investments and the income they generate, as well as the Series Trust's ability to repatriate such amounts. Sovereign debt securities held at September 30, 2019 are listed in the Schedule of Investments.

(Q) Asset-Backed Securities. Asset-backed securities are subject to extension, widening and prepayment risk which can reduce yield to maturity and the ability to reinvest at attractive rates. The rate at which prepayments (including voluntary prepayments by the obligors and liquidations due to default and foreclosures) occur on loans underlying asset-backed securities will be affected by a variety of factors including, without limitation, the current rates of interest and economic, demographic, tax, social, legal and other factors. To the extent that prepayment rates are different than anticipated, the average yield of investments in asset-backed securities may be adversely affected. Generally, prepayments increase when interest rates fall and decrease when interest rates rise. The interest rate sensitivity of any particular pool of loans is dependent upon their payment status and particular class of asset-backed security and therefore the allocation of cash flow from the underlying mortgage loans. This may present either a problem of lower yield (particularly on reinvestment) or a longer holding period than expected and may adversely affect the expected rate of return on the asset-backed securities. Certain types of asset-backed securities contain highly complex interest rate and cash flow provisions and may be highly volatile both with respect to yield and total return to maturity and with respect to market value. Asset-backed securities outstanding as of September 30, 2019 are listed in the Schedule of Investments.

(R) Municipal Bonds. Municipal bonds are generally issued by U.S. state and local governments and their agencies, authorities and other instrumentalities. Municipal bonds are subject to interest rate, credit and market risk. The ability of an issuer to make payments could be affected by litigation, legislation or other political events or the bankruptcy of the issuer. Municipal Bonds outstanding as of September 30, 2019 are listed in the Schedule of Investments.

(S) Bank Loans. The Series Trust may invest in fixed and floating-rate loans, which investments generally will be in the form of loan participations and assignments of portions of such loans and may include the loan instruments described below. Bank loans outstanding of September 30, 2019 are listed in the Schedule of Investments.

Senior Loans. Senior loans generally are made to corporations, partnerships and other business entities that operate in various industries and geographical regions. Senior loans typically hold the most senior position in a borrower's capital structure, are typically secured with specific collateral and have a claim on the general assets of the borrower that is senior to that held by subordinated debt holders and stockholders of the borrower. Borrowers typically use proceeds from senior loans to finance leveraged buyouts, recapitalizations, mergers, acquisitions and stock repurchases and, to a lesser extent, to finance internal growth and for other corporate purposes. Senior loans typically have rates of interest which are determined either daily, monthly, quarterly or semi-annually by reference to a base lending rate, plus a premium. These base lending rates generally are LIBOR, the prime rate offered by one or more major U.S. banks or the certificate of deposit rate or other base lending rates used by commercial lenders. Such investments generally are of below investment grade quality.

Second Lien Loans. Second lien loans are loans made by public and private corporations and other non-governmental entities and issuers for a variety of purposes. Second lien loans are second in right of payment to one or more senior loans of the related borrower. Second lien loans typically are secured by a second priority security interest or lien to or on specified collateral securing the borrower's obligation under the loan and typically have similar protections and rights as senior loans. Second lien loans are not (and by their terms cannot become) subordinate in right of payment to any obligation of the related borrower other than senior loans of such borrower. Second lien loans, like senior loans, typically have adjustable floating rate interest payments. Because second lien loans are second to senior loans, they present a greater degree of investment risk but often pay interest at higher rates reflecting this additional risk. Such investments generally are of below investment grade quality. Other than their subordinated status, second lien loans have many characteristics and risks similar to senior loans discussed above.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

Other Secured Loans. Secured loans other than senior loans and second lien loans are made by public and private corporations and other non-governmental entities and issuers for a variety of purposes. Such secured loans may rank lower in right of payment to one or more senior loans and second lien loans of the borrower. Such secured loans typically are secured by a lower priority security interest or lien to or on specified collateral securing the borrower's obligation under the loan, and typically have more subordinated protections and rights than senior loans and second lien loans. Secured loans may become subordinated in right of payment to more senior obligations of the borrower issued in the future. Such secured loans may have fixed or adjustable floating rate interest payments. Because such secured loans may rank lower as to right of payment than senior loans and second lien loans of the borrower, they may present a greater degree of investment risk than senior loans and second lien loans but often pay interest at higher rates reflecting this additional risk. Such investments generally are of below investment grade quality. Other than their more subordinated status, such investments have many characteristics and risks similar to senior loans and second lien loans discussed above. Because such loans, however, may rank lower in right of payment to senior loans and second lien loans of the borrower, they may be subject to additional risk that the cash flow of the borrower and any property securing the loan may be insufficient to repay the scheduled payments after giving effect to more senior secured obligations of the borrower. Such secured loans are also expected to have greater price volatility than senior loans and second lien loans and may be less liquid. There is also a possibility that originators will not be able to sell participations in other secured loans, which would create greater credit risk exposure.

Unsecured Loans. Unsecured loans are loans made by public and private corporations and other nongovernmental entities and issuers for a variety of purposes. Unsecured loans generally have lower priority in right of payment compared to holders of secured debt of the borrower. Unsecured loans are not secured by a security interest or lien to or on specified collateral securing the borrower's obligation under the loan. Unsecured loans by their terms may be or may become subordinate in right of payment to other obligations of the borrower, including senior loans, second lien loans and other secured loans. Unsecured loans may have fixed or adjustable floating rate interest payments. Because unsecured loans are subordinate to the secured debt of the borrower, they present a greater degree of investment risk than secured loans but often pay interest at higher rates reflecting this additional risk. Such investments generally are of below investment grade quality. Other than their subordinated and unsecured status, such investments have many characteristics and risks similar to senior loans, second lien loans and other secured loans discussed above.

Delayed Funding Loans and Revolving Credit Facilities. The Series Trust may enter into, or acquire participations in, delayed funding loans and revolving credit facilities in which a lender agrees to make loans up to a maximum amount upon demand by the borrower during a specified term. These commitments may have the effect of requiring the Series Trust to increase its investment in a company at a time when it might not otherwise decide to do so (including at a time when the company's financial condition makes it unlikely that such amounts will be repaid). To the extent that the Series Trust is committed to advance additional funds, it will segregate or " earmark " assets determined to be liquid by the Investment Manager in an amount sufficient to meet such commitments.

In connection with bank loan interests, the Series Trust may enter into unfunded bank loan interests ("commitments"). In connection with these commitments, the Series Trust earns a commitment fee, typically set as a percentage of the commitment amount. Such fee income, which is included in interest income in the Statement of Operations, is recognized ratably over the commitment period. Unfunded bank loan interests are marked to market daily, and any unrealized appreciation or depreciation is included in the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations. As of September 30, 2019, the Series Trust did not hold any unfunded bank loan interests.

(T) Reverse Repurchase Agreements. The Series Trust may enter into reverse repurchase transactions ("RVP") in accordance with the terms of a Master Repurchase Agreement ("MRA"), under which the Series Trust sells securities and agrees to repurchase them at a mutually agreed upon date and price. At the time the Series Trust enters into a reverse repurchase agreement, it will establish a segregated account with the custodian containing liquid assets having a value comparable to the repurchase price. Under the MRA and other Master Agreements, the Series Trust is permitted to offset payables and/or receivables with collateral held and/or posted to the counterparty and create one single net payment due to or from the Series Trust in the event of a default. In the event of a default by a MRA counterparty, the Series Trust may be considered an unsecured creditor with respect to any excess collateral (collateral with a market value in excess of the repurchase price) held by and/or posted to the counterparty, and as such the return of such excess collateral may be delayed or denied. As of September 30, 2019, the Series Trust did not hold any reverse repurchase agreements.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Notes to Financial Statements (continued)
 For the Year Ended September 30, 2019

(U) Derivative Instruments. Accounting Standards Codification ASC 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Series Trust disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows.

The Series Trust may transact in a variety of derivative instruments including futures and forward foreign currency contracts primarily for trading purposes with each instrument's primary risk exposure being interest rate, credit or foreign exchange risk. The fair value of these derivative instruments is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gains (losses) or net change in unrealized appreciation (depreciation) within the Statement of Operations. During the year, the Series Trust's transactions in derivative instruments consisted of forward foreign currency contracts, interest rate swap contracts, total return swaps and equity option contracts.

The following is a summary of the fair valuations of the Series Trust's derivative instruments categorized by risk exposure:

Fair Values of Derivative Instruments on the Statement of Assets and Liabilities as of September 30, 2019

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk*	Interest Rate Risk*	Credit Risk*	Total
Asset derivatives				
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	\$ 650,781	\$ -	\$ -	\$ 650,781
Unrealized appreciation on swap contracts	-	2,755	6,704	9,459
	\$ 650,781	\$ 2,755	\$ 6,704	\$ 660,240
Liability derivatives				
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	\$ (1,432,370)	\$ -	\$ -	\$ (1,432,370)
Unrealized depreciation on swap contracts	-	(240,613)	(667,376)	(907,989)
	\$ (1,432,370)	\$ (240,613)	\$ (667,376)	\$ (2,340,359)

* Gross value is presented in the Statement of Assets and Liabilities in the unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and swap contracts line items.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
 (An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Notes to Financial Statements (continued)
 For the Year Ended September 30, 2019

Effect on Derivative Instruments on the Statement of Operations for the year ended September 30, 2019

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk	Interest Rate Risk	Credit Risk	Equity risk	Total
Realized gain (loss) on derivatives recognized as a result from operations					
Net realized loss on investments in securities**	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (737,657)	\$ (737,657)
Net realized gain on forward foreign currency contracts***	7,416,519	-	-	-	7,416,519
Net realized loss on swap contracts	-	(1,336,761)	(604,044)	-	(1,940,805)
Net realized loss on futures contracts	-	-	-	(98,210)	(98,210)
Net realized gain on written options contracts	-	-	-	89,252	89,252
	\$ 7,416,519	\$ (1,336,761)	\$ (604,044)	\$ (746,615)	\$ 4,729,099

Change in unrealized appreciation (depreciation) on derivatives recognized as a result from operations

Net change in unrealized appreciation from investments in securities****	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 148,761	\$ 148,761
Net change in unrealized depreciation on forward foreign currency contracts*****	(1,996,042)	-	-	-	(1,996,042)
Net change in unrealized depreciation on swap contracts	-	(570,091)	(660,672)	-	(1,230,763)
	\$ (1,996,042)	\$ (570,091)	\$ (660,672)	\$ 148,761	\$ (3,078,044)

** Represents realized loss on purchased options contracts.

*** Included in the amount shown on the Statement of Operations as realized gain (loss) on foreign currency transactions and forward foreign currency contracts.

**** Represents net unrealized appreciation on purchased cap options contracts.

***** Included in the amount shown on the Statement of Operations as net change in unrealized appreciation (depreciation) from foreign currency translations and forward foreign currency contracts.

During the year ended September 30, 2019, the average monthly principal amounts of open forward foreign currency contracts were:

Fund Level	\$	41,244,841
AUD Class	\$	10,516,954
JPY Hedged Class	\$	55,729,107
NZD Class	\$	4,914,094
TRY Class	\$	19,575,261
ZAR Class	\$	5,031,518

During the year ended September 30, 2019, the average monthly notional amount of swap contracts was \$91,810,725. Swap contracts were held during 12 months of the year.

During the year ended September 30, 2019, the average monthly notional amount of purchased options contracts was \$1,068,300. Purchased options contracts were held during 9 months of the year.

Daiwa Core Bond Strategy Fund

A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series

(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

During the year ended September 30, 2019, the average monthly notional amount of written options contracts was \$73,307. Written options contracts were held during 2 months of the year.

During the year ended September 30, 2019, the average monthly notional amount of future contracts was \$3,077,463. Future contracts were held during 5 months of the year.

The Series Trust is a party to master netting agreements, such as an International Swaps and Derivatives Association Master Agreement with certain counterparties that govern over-the-counter derivative and foreign exchange contracts entered into from time to time. The master netting agreements may contain provisions regarding, among other things, the parties' general obligations, representations, agreements, collateral requirements, events of default and early termination.

Collateral requirements are determined based on the Series Trust's net position with each counterparty. Collateral can be in the form of cash or other securities as agreed to by the Series Trust and the applicable counterparty. With respect to certain counterparties, in accordance with the terms of the Master Agreements, collateral posted to the Series Trust, if any, is held in a segregated account by the Series Trust's custodian and with respect to those amounts which can be sold or repledged, are presented in the Schedule of Investments. Collateral pledged by the Series Trust, if any, is segregated by the Series Trust's custodian and identified in the Schedule of Investments. As of September 30, 2019, there were no securities or cash pledged as collateral.

3. UNITS

As of September 30, 2019, all issued units were held by four unitholders.

(A) Subscriptions for Units. Units are available for subscription at the Net Asset Value per unit on each Dealing Day. A Dealing Day means each Business Day and/or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine. A sales charge of up to 3.00% (excluding any applicable consumption tax) of the purchase price is also payable in respect of subscriptions for units. The sales charge will be payable to Daiwa Securities Co. Ltd. (the "Distributor") in Japan.

(B) Repurchases. Each unitholder may submit to Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator") a repurchase notice requesting to have all or a portion of its units repurchased at the repurchase price, which means the Net Asset Value per unit on the relevant repurchase date.

A repurchase request, once given, is irrevocable unless the Manager determines generally or in any particular case or cases, including as described as "Suspension" in the offering memorandum.

A repurchase request shall be submitted in respect of the number of units of a particular class it is desired to be repurchased. The minimum number of units for repurchase per unitholder as of a repurchase day (which means each dealing day and/or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine in respect of the Series Trust or a class of units of the Series Trust) in respect of such classes of units is one unit or more, and thereafter in integral multiples of one unit. No fractional units will be repurchased.

4. RISK FACTORS

The following summary of risks refer to the combined risks relating to the investments of the Series Trust, which do not purport to be a complete list of all risks involved in an investment in the Series Trust.

(A) Market Risk and Selection Risk. Market risk is the risk that one or more markets in which the Series Trust invests will go down in value, including the possibility that a market will go down sharply and unpredictably. Selection risk is the risk that the securities that the Investment Manager selects will underperform the markets, the relevant indices or the securities selected by other funds with similar investment objectives and investment strategies.

(B) Interest Rate Risk. Interest rate risk is the risk that prices of fixed income securities generally increase when interest rates decline and decrease when interest rates increase. Prices of longer term securities generally change more in response to interest rate changes than prices of shorter term securities. The Series Trust may lose money if short-term or long-term interest rates rise sharply or otherwise change in a manner not anticipated by Investment Manager.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

(C) Counterparty Broker Risk. Forward foreign currency contracts and options thereon, unlike futures contracts, are not traded on exchanges and are not standardized; rather, banks and dealers act as principals in these markets, negotiating each transaction on an individual basis. Forward and "cash" trading is substantially unregulated; there is no limitation on daily price movements and speculative position limits are not applicable. The principals who deal in the forward markets are not required to continue to make markets in the currencies they trade and these markets can experience periods of illiquidity, sometimes of significant duration. Market illiquidity or disruption could result in major losses to the Series Trust.

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, with which the Series Trust or a delegate on behalf of the Series Trust, trades or invests, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations to the Series Trust. Any such default could result in material losses to the Series Trust. In addition, the Series Trust may pledge collateral to the counterparties in order to secure certain transactions.

The Series Trust attempts to reduce its exposure to counterparty credit risk by entering into a master netting agreement with each of its counterparties. The master netting agreement gives the Series Trust the right to terminate all transactions traded under such agreement upon deterioration in the credit quality of the counterparty beyond specified levels. The master netting agreement gives each party the right, upon an event of default by the other party or a termination of the agreement, to close out all transactions traded under such agreement and to net amounts owed under each transaction to one payable by one party to other. The Series Trust's maximum risk of loss from counterparty credit risk related to OTC derivatives is generally aggregate unrealized appreciation and unpaid counterparty payments in excess of any collateral pledged by the counterparty to the Series Trust. The Series Trust may be required to pledge collateral for the benefit of the counterparties on OTC derivatives in an amount not less than each counterparty's unrealized appreciation on outstanding derivative contracts, subject to certain minimum transfer provisions, and such pledged collateral, if any, is identified in the Schedule of Investments.

(D) Credit Risk. Credit risk is the risk that the issuer of a security will be unable to pay interest or repay the principal when due. Changes in an issuer's credit rating or the market's perception of an issuer's creditworthiness may also affect the value of the Series Trust's investment in that issuer. The degree of credit risk depends on both the financial condition of the issuer and the terms of the obligation.

(E) Currency Risk. Securities and other instruments in which the Series Trust invests may be denominated or quoted in currencies other than the functional currency of the Series Trust. For this reason, changes in foreign currency exchange rates can affect the value of the Series Trust's portfolio. Generally, when the Series Trust's functional currency rises in value against another currency, a security denominated in that currency loses value because the currency is worth less giving effect to the conversion into the Series Trust's functional currency. Conversely, when the Series Trust's functional currency decreases in value against another currency, a security denominated in that currency gains value. This risk, generally known as "currency risk," means that a strong functional currency of the Series Trust may reduce returns to investors while a weak functional currency of the Series Trust may increase those returns. Through the use of various types of foreign currency transactions, the Series Trust or classes thereof, as applicable, may be exposed to the performance of a particular currency or currencies to contribute to the performance of the Series Trust or class. There can be no assurance that the Investment Manager will employ a successful currency program and the Series Trust or classes could incur losses attributable to its currency activities when the value of the functional currency weakens against the other currencies of the Series Trust or classes. In addition, the Series Trust or classes will incur transaction costs in connection with the currency strategy designated by the Investment Manager.

(F) Liquidity Risk. Not all investments of the Series Trust will be listed or rated and consequently liquidity may be low. Moreover, the accumulation and disposal of holdings in some investments may be time consuming and may need to be conducted at unfavorable prices. The Series Trust may also encounter difficulties in disposing of assets at their fair price due to adverse market conditions leading to limited liquidity.

In the case of the sale of investments of the Series Trust for the purpose of funding repurchase requests, it is possible that those investments will not be sold at the price originally expected, because such sales negatively contribute to the prevailing market value of such investments as a result of the market size or market trends of such investments. This may result in a fall in the Net Asset Value per unit.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

(G) Risk of Indemnification. An investment in the Series Trust is neither insured nor guaranteed by the any government, government agencies or instrumentalities or any bank guarantee fund. Units of the Series Trust are not deposits or obligations of, or guaranteed or endorsed by, any bank and the amount invested in units may fluctuate upwards and/or downwards. Although the Investment Manager will seek to maintain a stable Net Asset Value per unit, maintenance of a stable Net Asset Value per unit is not guaranteed. An investment in the Series Trust involves certain investment risks, including the possible loss of principal.

(H) Foreign Securities Risk. Securities traded in foreign markets have often (though not always) performed differently from securities traded in the United States. However, such investments often involve special risks not present in U.S. investments that can increase the chances that the Series Trust will lose money. In particular, the Series Trust is subject to the risk that because there may be fewer investors on foreign exchanges and a smaller number of securities traded each day, it may be more difficult for the Series Trust to buy and sell securities on those exchanges. In addition, prices of foreign securities may go up and down more than prices of securities traded in the United States and/or in an investor's jurisdiction of domicile.

The economies of certain foreign markets may not compare favorably with the economy of the United States or an investor's jurisdiction of domicile with respect to such issues as growth of gross national product, reinvestment of capital, resources and balance of payments position. Certain foreign economies may rely heavily on particular industries or foreign capital and are more vulnerable to diplomatic developments, the imposition of economic sanctions against a particular country or countries, changes in international trading patterns, trade barriers and other protectionist or retaliatory measures. Investments in foreign markets may also be adversely affected by governmental actions such as the imposition of capital controls, nationalization of companies or industries, expropriation of assets or the imposition of punitive taxes. In addition, the governments of certain countries may prohibit or impose substantial restrictions on foreign investments in their capital markets or in certain industries. Any of these actions could severely affect securities prices or impair the Series Trust's ability to purchase or sell foreign securities or transfer the Series Trust's assets or income back into the jurisdiction of its domicile or to the jurisdiction in which its assets are custodied, or otherwise adversely affect the Series Trust's operations. Other potential foreign market risks include foreign exchange controls, difficulties in pricing securities, defaults on foreign government securities, difficulties in enforcing legal judgments in foreign courts and political and social instability. Legal remedies available to investors in certain foreign countries may be less extensive than those available in an investor's home jurisdiction.

(I) Derivatives Risk. The Series Trust may use derivative instruments to hedge its investments or to seek to enhance returns. Derivatives allow the Series Trust to increase or decrease its risk exposure more quickly and efficiently than other types of instruments. Derivatives are volatile and involve significant risks, including:

- *Credit Risk* — the risk that the counterparty (the party on the other side of the transaction) on a derivative transaction will be unable to honor its financial obligation to the Series Trust.
- *Leverage Risk* — the risk associated with certain types of investments or trading strategies that relatively small market movements may result in large changes in the value of an investment. Certain investments or trading strategies that involve leverage can result in losses that greatly exceed the amount originally invested.
- *Liquidity Risk* — the risk that certain securities may be difficult or impossible to sell at the time that the seller would like or at the price that the seller believes the security is currently worth.

Derivatives are financial contracts, the values of which depend on, or are derived from, the value of an underlying asset, reference rate or index. The Series Trust typically uses derivatives as a substitute for taking a position in the underlying asset and/or as part of a strategy designed to reduce exposure to other risks, such as interest rate or currency risk. The Series Trust may also use derivatives for leverage, in which case, their use would involve leverage risk.

The Series Trust's use of derivative instruments involves risks different from, or possibly greater than, the risks associated with investing directly in securities and other traditional investments. Derivatives are subject to a number of risks described elsewhere in this section, such as, interest rate risk, market risk and credit risk. They also involve the risk of mispricing or improper valuation and the risk that changes in the value of the derivative may not correlate perfectly with the underlying asset, rate or index. If the Series Trust invests in a derivative instrument, it could lose

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

more than the principal amount invested. Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Series Trust will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

(J) Corporate Debt. Corporate debt securities in which the Series Trust indirectly invests are subject to the risk of the issuer's inability to meet principal and interest payments on the obligation and may also be subject to price volatility due to such factors as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the issuer and general market liquidity. When interest rates rise, the value of corporate debt securities can be expected to decline. Debt securities with longer maturities tend to be more sensitive to interest rate movements than those with shorter maturities.

(K) Sovereign Debt. The Series Trust may indirectly invest in sovereign debt securities. These securities are issued or guaranteed by foreign government entities. These investments are subject to the risk that a governmental entity may delay or refuse to pay interest or repay principal on its sovereign debt due to, for example, cash flow problems, insufficient foreign currency reserves, political considerations, the relative size of the governmental entity's debt position in relation to the economy or the failure to put in place economic reforms required by the International Monetary Fund or other multilateral agencies. If a government entity defaults, it may ask for more time in which to pay or for further loans. There is no legal process for collecting sovereign debts that a government does not pay nor are there bankruptcy proceedings through which all or part of the sovereign debt that a governmental entity has not repaid may be collected.

(L) Foreign Currency Contract Risk. Currency hedging transactions will be entered into for the account of holders of AUD Class Units, JPY Hedged Class Units, NZD Class Units, TRY Class Units and ZAR Class Units by selling US dollars and buying the applicable hedging currency for such classes of units. As a result of such currency hedging transactions, investors in AUD Class Units, JPY Hedged Class Units, NZD Class Units, TRY Class Units and ZAR Class Units will be exposed to the currency exchange rate between the applicable hedging currency and USD being the class base currency of such classes of units. Therefore, a depreciation in the hedging currency of a class of units against USD will, all else being equal, lead to a decrease in the Net Asset Value per unit of such class of units and as a result such unitholders may lose some of the monies they invested due to fluctuations in the foreign exchange rate. Furthermore, if the interest rate in the hedging currency is lower than the interest rate in USD, then the difference between these interest rates will be hedging costs for the account maintained in respect of the AUD Class Units, JPY Hedged Class Units, NZD Class Units, TRY Class Units or ZAR Class Units, as applicable.

The exchange rate of currencies of emerging market countries may fluctuate wildly on a short-term basis and the foreign exchange rate risk is relatively higher than the currencies of more developed countries. Similarly, dealings in currencies of emerging market countries may be restricted for various reasons, including changes in governmental policies or the establishment of restrictions on foreign investment. As a result of such restrictions and also changes in the supply and demand of such currencies, hedging costs may differ significantly from the anticipated levels of hedging costs which are based on the differences between the interest rates of the hedging currency and USD.

(M) Call Risk. When Interest rates are low, issuers will often repay the obligation underlying a "callable security" early, in which case the Series Trust may have to reinvest the proceeds in an investment offering a lower yield and may not benefit from any increase in value that might otherwise result from declining interest rates.

5. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Series Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and Investment Manager) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Series Trust. Additionally, in the normal course of business, the Series Trust enters into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Series Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Series Trust that have not yet occurred. However, the Series Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

6. TAX

The Series Trust is subject to the Cayman Islands laws in respect to its tax status. Under current Cayman Islands laws, there is no tax or duty to be levied on profits, income, gains or appreciation, and no tax in the nature of estate duty or inheritance tax, will apply to any property comprised in or any income arising under the Series Trust, or the unitholders thereof, in respect of any such property or income. No withholding tax is applicable to distributions by the Series Trust or with regard to the payment of Net Asset Value on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

The Series Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Series Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Series Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Series Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Series Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Series Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which is generally withheld from such income.

Authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires the Trustee to determine whether a tax position of the Series Trust is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has reviewed the Series Trust's tax positions and has concluded that no provision for taxes is required in the financial statements. There are currently no interests or penalties related to uncertain tax positions.

As of September 30, 2019, the tax years that remain subject to examination vary by the major tax jurisdictions, other than the U.S., and under the statute of limitations range from the commencement of operations to current fiscal year. The years subject to examination by U.S. federal jurisdiction include the commencement of operations through September 30, 2019.

7. FEES AND EXPENSES

(A) Accounting and Administrative Fees. The Administrator receives an annual fee accrued daily and paid monthly based on the Net Asset Value of the Series Trust. The Administrator receives an annual fee of 0.06% on the first \$500 million of Net Assets, 0.05% on the next \$500 million of Net Assets, and 0.04% on Net Assets over \$1 billion subject to a monthly minimum fee of \$3,750. The fees earned by the Administrator during the year ended September 30, 2019 and outstanding fees payable to the Administrator as of September 30, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(B) Custody Fees. The Trustee has a custody agreement with the Custodian for which the Custodian receives safekeeping fees ranging between 0.01% - 0.70% of average Net Assets. The Custodian also receives transaction charges for specialized processing ranging from \$10 to \$350 per transaction. The fees earned by the Custodian during the year ended September 30, 2019 and outstanding fees payable to the Custodian as of September 30, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(C) Trustee Fees. The Trustee receives an annual fee of \$10,000 per annum payable monthly in arrears. The fees earned by the Trustee during the year ended September 30, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations.

(D) Transfer Agent Fees. Brown Brothers Harriman & Co. (the "Transfer Agent") receives a fee at the annual rate of 0.01% of average Net Assets along with a \$10 per transaction fee for all transactions and an additional \$25 per transaction fee for manual transactions. The Transfer Agent also receives a Foreign Account Tax Compliance Act ("FATCA") facility fee of \$2,400 per annum. The fees earned by the Transfer Agent during the year ended September 30, 2019 and outstanding fees payable to the Transfer Agent as of September 30, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

(E) Currency Agent Fees. The Trustee has a currency administration agreement with Brown Brothers Harriman & Co. (the "Currency Agent") for which the Currency Agent receives a fee at the annual rate of 0.03% of the aggregate Net Assets of the relevant class of units – AUD Class Units, JPY Hedged Class Units, NZD Class Units, TRY Class Units and ZAR Class Units. The fees earned by the Currency Agent during the year ended September 30, 2019 and outstanding fees payable to the Currency Agent as of September 30, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(F) Investment Management Fees. The Investment Manager is entitled to receive out of the Net Assets of the Series Trust an annual fee of 0.525% of average Net Assets, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Investment Manager during the year ended September 30, 2019 and outstanding fees payable to the Investment Manager as of September 30, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(G) Management Service Providing Company and Manager Fees. Daiwa Asset Management Co., Ltd. (the "Management Service Providing Company") was appointed by the Manager to provide services in relation to the Publicly Offered Units meaning USD Class Units, AUD Class Units, NZD Class Units, ZAR Class Units and TRY Class Units of the Series Trust. The Management Service Providing Company carries on business as an investment trust management company in Japan. The Management Service Providing Company is entitled to receive out of the Net Assets of the Series Trust an annual fee of 0.35% of average Net Assets, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Management Service Providing Company during the year ended September 30, 2019 and outstanding fees payable to the Management Service Providing Company as of September 30, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

The Manager determines unitholder distribution policy and directs the Trustee in its distribution responsibilities. The Manager is entitled to receive out of the Net Assets of the Series Trust an annual fee of 0.02% of average Net Assets, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Manager during the year ended September 30, 2019 and outstanding fees payable to the Manager as of September 30, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(H) Distributor and Agent Company Fees. Daiwa Securities Co., Ltd. (the "Agent Company") serves as the Distributor responsible for dealing in the public offering of the Publicly Offered Units in accordance with Japanese law. The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.65% per annum, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Distributor during the year ended September 30, 2019 and outstanding fees payable to the Distributor as of September 30, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

The Agent Company is responsible for distributing the Japanese prospectus, publishing the Net Asset Value per unit in respect of the Publicly Offered Units and making available the financial statements of the Series Trust in Japan. The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Agent Company during the year ended September 30, 2019 and outstanding fees payable to the Agent Company as of September 30, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(I) Other Expenses. The Series Trust may bear other expenses related to its operations including but not limited to: (i) governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expenses; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; (v) audit fees and (vi) printing fees.

8. RECENT ACCOUNTING PRONOUNCEMENTS

In March 2017, the Financial Accounting Standards Board (the "FASB") issued an Accounting Standards Update, ASU 2017-08, Receivable – Nonrefundable Fees and Other Costs (Subtopic 310-20), Premium Amortization on Purchased Callable Debt Securities ("ASU 2017-08") which amends the amortization period for certain purchased callable debt securities held at a premium, shortening such period to the earliest call date. ASU 2017-08 does not require any accounting change for debt securities held at a discount; the discount continues to be amortized to maturity. ASU 2017-08 is effective for fiscal years beginning after December 15, 2019, and interim periods within fiscal years beginning after December 15, 2020.

Daiwa Core Bond Strategy Fund
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended September 30, 2019

On August 28, 2018, the FASB issued an Accounting Standards Update, ASU 2018-13, Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosure Framework-Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement ("ASU 2018-13"). ASU 2018-13 modifies the disclosure objective paragraphs of ASC 820 to eliminate (1) "at a minimum" from the phrase "an entity shall disclose at a minimum" and (2) other similar "open ended" disclosure requirements to promote the appropriate exercise of discretion by entities. ASU 2018-13 also eliminates and modifies other requirements under ASC 820. ASU 2018-13 is effective for all entities for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2019.

Management is currently evaluating the application of ASU 2017-08 and ASU 2018-13 and its impact, if any, on the Series Trust's financial statements.

9. SUBSEQUENT EVENTS

The Trustee has evaluated all subsequent transactions and events through March 9, 2020, the date on which these financial statements were available to be issued. From October 1, 2019 through March 9, 2020, there were subscriptions of \$4,981,602 and redemptions of \$43,693,681. During the same period, there were distributions and reinvestments of \$1,442,133, respectively. There are no other subsequent events to report as they relate to the Series Trust.

2 【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

（2021年1月末日現在）

		米ドル (、 を除く)	千円 (、 を除く)
資産総額		392,053,107.21	40,961,709
負債総額		42,949,659.85	4,487,380
純資産総額 (-)		349,103,447.36	36,474,328
発行済口数	米ドル・コース	82,398口	
	豪ドル・コース	112,207口	
	NZドル・コース	60,762口	
	南アフリカ・ランド・コース	84,063口	
	トルコ・リラ・コース	897,480口	
1口当たり 純資産価格	米ドル・コース	116.36米ドル	12,157円
	豪ドル・コース	113.45豪ドル	9,085円
	NZドル・コース	114.03ニュージーランド・ドル	8,532円
	南アフリカ・ランド・コース	1,172.78南アフリカ・ランド	8,069円
	トルコ・リラ・コース	127.87トルコ・リラ	1,821円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

取扱場所 アメリカ合衆国、MA 02110-1548、ボストン、ポスト・オフィス・スクエア50番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（２）受益者集会

受託会社は、純資産総額の3分の1以上に相当する受益者または合計で発行済受益証券の3分の1以上の受益者から要請があった場合、かかる集会を招集しなければなりません。15日以上前の通知が、受益者に送付されなければなりません。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に記載されているとおりです。受益者は、各受益証券毎に1議決権を有します。

（３）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外があります。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）による受益証券の取得も制限することができます。

第三部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

（1）資本金の額（2021年1月末日現在）

資本金の額は5,000万円です。なお、一株当たり1円の株式5,000万株を発行済です。

設立日（2005年8月8日）以降本書の日付現在まで資本金の額の増減はありません。

（2）会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の管理・運用を行うことを主たる目的とします。

信託証書において規定されているとおり、管理会社の業務は、ファンド証券の登録名義書換事務、純資産総額の計算等の管理事務代行業務を含みます。

2021年1月末日現在、管理会社は、以下のとおり投資信託の管理および運用を行っています。

（2021年1月末日現在）

国別（設立国）	種類 （基本的性格）	本数	純資産額の合計 （通貨別）
ケイマン諸島	オープン・エンド契約型	6	3,396万豪ドル 5億5,270万米ドル 317億円 2,034万ニュージーランド・ドル 5億3,749万南アフリカ・ランド 2億4,645万トルコ・リラ

3 【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の財務諸表は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第131条第 5 項本文を適用し、我が国において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- b . 下記財務諸表は、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

貸借対照表

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

	（単位：円）	
	前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	217,764,605	76,046,433
未収収益	1,870,268	1,344,521
前払費用	1,383,164	1,186,844
流動資産合計	221,018,037	78,577,798
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	33,297	32,649
投資その他の資産合計	33,297	32,649
固定資産合計	33,297	32,649
資産合計	221,051,334	78,610,447
負債の部		
流動負債		
未払費用	1,874,800	1,891,000
流動負債合計	1,874,800	1,891,000
負債合計	1,874,800	1,891,000
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000,000	50,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	169,176,894	26,720,455
利益剰余金合計	169,176,894	26,720,455
株主資本合計	219,176,894	76,720,455
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	360	1,008
評価・換算差額等合計	360	1,008
純資産合計	219,176,534	76,719,447
負債・純資産合計	221,051,334	78,610,447

（２）【損益計算書】

損益計算書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

（単位：円）

	前事業年度 〔 自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月3 1 日 〕	当事業年度 〔 自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月3 1 日 〕
営業収益		
運用管理報酬	21,699,274	20,111,712
営業収益合計	21,699,274	20,111,712
販売費及び一般管理費		
運用管理費用	962,359	1,462,946
支払報酬手数料	4,524,793	3,491,705
通信費	665	515
租税公課	57,622	36,103
販売費及び一般管理費合計	5,545,439	4,991,269
営業利益	16,153,835	15,120,443
営業外収益		
為替差益	4,235,074	-
受取利息	374,955	234,449
その他	-	259,985
営業外収益合計	4,610,029	494,434
営業外費用		
為替差損	-	8,071,316
営業外費用合計	-	8,071,316
経常利益	20,763,864	7,543,561
税引前当期純利益	20,763,864	7,543,561
当期純利益	20,763,864	7,543,561

株主資本等変動計算書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

前事業年度 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

（単位：円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越 利益剰余金					
当期首残高	50,000,000	148,413,030	148,413,030	198,413,030	1,785	1,785	198,411,245
当期変動額							
当期純利益		20,763,864	20,763,864	20,763,864			20,763,864
株主資本以外 の項目の 当期変動額 (純額)					1,425	1,425	1,425
当期変動額 合計	-	20,763,864	20,763,864	20,763,864	1,425	1,425	20,765,289
当期末残高	50,000,000	169,176,894	169,176,894	219,176,894	360	360	219,176,534

当事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日

（単位：円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越 利益剰余金					
当期首残高	50,000,000	169,176,894	169,176,894	219,176,894	360	360	219,176,534
当期変動額							
剰余金の 配当		150,000,000	150,000,000	150,000,000			150,000,000
当期純利益		7,543,561	7,543,561	7,543,561			7,543,561
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）					648	648	648
当期変動額 合計	-	142,456,439	142,456,439	142,456,439	648	648	142,457,087
当期末残高	50,000,000	26,720,455	26,720,455	76,720,455	1,008	1,008	76,719,447

注記事項

（重要な会計方針）

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	50,000,000	-	-	50,000,000
合 計	50,000,000	-	-	50,000,000

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	50,000,000	-	-	50,000,000
合 計	50,000,000	-	-	50,000,000

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、外国投資信託等に係る管理に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	217,764,605	217,764,605	-
資産計	217,764,605	217,764,605	-

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	76,046,433	76,046,433	-
資産計	76,046,433	76,046,433	-

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(１) 其他有価証券 投資証券	33,297	32,649

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、ファンド運用管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

外国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社に関する注記

大和証券投資信託委託株式会社（非上場）

（注）親会社の大和証券投資信託委託株式会社は、2020年4月1日付で大和アセットマネジメント株式会社に社名変更しております。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）		当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	
1株当たり純資産額	4円38銭	1株当たり純資産額	1円53銭
1株当たり当期純利益	0円42銭	1株当たり当期純利益	0円15銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
当期純利益（円）	20,763,864	7,543,561
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000,000	50,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務書類

- a. 管理会社の中間財務諸表は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）第76条第4項本文を適用し、我が国において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- b. 下記中間財務諸表は、独立監査人の中間監査を受けておりません。

貸 借 対 照 表

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

（単位：円）

	前中間会計期間末 （2019年9月30日現在）	当中間会計期間末 （2020年9月30日現在）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	68,080,448	78,329,900
未収収益	2,278,715	1,347,162
前払費用	461,072	395,618
流動資産合計	70,820,235	80,072,680
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	32,376	31,740
投資その他の資産合計	32,376	31,740
固定資産合計	32,376	31,740
資産合計	70,852,611	80,104,420
負債の部		
流動負債		
未払費用	937,400	945,500
流動負債合計	937,400	945,500
負債合計	937,400	945,500
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000,000	50,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	19,916,492	29,160,837
利益剰余金合計	19,916,492	29,160,837
株主資本合計	69,916,492	79,160,837
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,281	1,917
評価・換算差額等合計	1,281	1,917
純資産合計	69,915,211	79,158,920
負債・純資産合計	70,852,611	80,104,420

損 益 計 算 書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

（単位：円）

	前中間会計期間 〔 自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日 〕	当中間会計期間 〔 自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日 〕
営業収益		
運用管理報酬	10,774,787	8,049,742
営業収益合計	10,774,787	8,049,742
販売費及び一般管理費		
運用管理費用	711,552	791,226
支払報酬手数料	1,255,880	4,048,717
通信費	515	250
租税公課	29,170	535
販売費及び一般管理費合計	1,997,117	4,840,728
営業利益	8,777,670	3,209,014
営業外収益		
受取利息	190,479	3,502
営業外収益合計	190,479	3,502
営業外費用		
為替差損	8,228,551	772,134
営業外費用合計	8,228,551	772,134
経常利益	739,598	2,440,382
税引前当期純利益	739,598	2,440,382
当期純利益	739,598	2,440,382

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

前中間会計期間 自 2019年4月1日 至 2019年9月30日

（単位：円）

（単位：円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越 利益剰余金					
当期首残高	50,000,000	169,176,894	169,176,894	219,176,894	360	360	219,176,534
当期変動額							
剰余金の配当		150,000,000	150,000,000	150,000,000			150,000,000
当期純利益		739,598	739,598	739,598			739,598
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)					921	921	921
当期変動額合計	-	149,260,402	149,260,402	149,260,402	921	921	149,261,323
当期末残高	50,000,000	19,916,492	19,916,492	69,916,492	1,281	1,281	69,915,211

当中間会計期間 自 2020年4月1日 至 2020年9月30日

（単位：円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	その他 有価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越 利益剰余金					
当期首残高	50,000,000	26,720,455	26,720,455	76,720,455	1,008	1,008	76,719,447
当期変動額							
当期純利益		2,440,382	2,440,382	2,440,382			2,440,382
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)					909	909	909
当期変動額合計	-	2,440,382	2,440,382	2,440,382	909	909	2,439,473
当期末残高	50,000,000	29,160,837	29,160,837	79,160,837	1,917	1,917	79,158,920

注記事項

（重要な会計方針）

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度期首 株式数	前中間会計期間 増加株式数	前中間会計期間 減少株式数	前中間会計期間 株式数
発行済株式				
普通株式	50,000,000	-	-	50,000,000
合 計	50,000,000	-	-	50,000,000

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 株式数
発行済株式				
普通株式	50,000,000	-	-	50,000,000
合 計	50,000,000	-	-	50,000,000

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、外国投資信託等に係る管理に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前中間会計期間（2019年9月30日現在）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	68,080,448	68,080,448	-
資産計	68,080,448	68,080,448	-

当中間会計期間（2020年9月30日現在）

（単位：円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	78,329,900	78,329,900	-
資産計	78,329,900	78,329,900	-

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：円）

区分	前中間会計期間 （2019年9月30日現在）	当中間会計期間 （2020年9月30日現在）
（１）その他有価証券 投資証券	32,376	31,740

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、ファンド運用管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

外国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

該当事項はありません。

２．親会社に関する注記

大和アセットマネジメント株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

前中間会計期間 （自 2019年4月 1 日 至 2019年9月30日）		当中間会計期間 （自 2020年4月 1 日 至 2020年9月30日）	
１株当たり純資産額	1円40銭	１株当たり純資産額	1円58銭
１株当たり中間純利益	0円01銭	１株当たり中間純利益	0円05銭

（注１）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注２）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前中間会計期間 （自 2019年4月 1 日 至 2019年9月30日）	当中間会計期間 （自 2020年4月 1 日 至 2020年9月30日）
中間純利益（円）	739,598	2,440,382
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000,000	50,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

投資者は、以下の利益相反の可能性について注意しなければなりません。

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社、ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「利害関係者」といいます。）はそれぞれ、ファンドと利益の相反を時折生じる可能性がある他の金融活動、投資活動またはその他の専門的活動に関与することができます。当該活動には、他のファンドの受託会社、管理事務代行会社、資産保管会社、管理会社または販売会社としての行為、および他のファンドもしくは他の会社の取締役、役員、助言者または代理人としての業務提供が含まれます。特に、管理会社は、組入証券の売買、仲介業務、ファンドと類似するまたは重複する投資目的を有する他の投資ファンドの運用または助言業務の提供に関与することがあります。管理会社は、ファンドに提供される業務に類似する業務を第三者に提供することができるものとし、また、利害関係者は、当該活動から得られる利益に関し説明責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社は、適切な場合には、当該利益相反の公正な解決を確保するよう努力します。

受託会社または法人である受託会社の関連会社は、ファンドに関して、得られる利益に関して説明責任を負うことなく、顧客と締結した条件と同じ条件に基づき、銀行として行為し、かつ業務を遂行することができます。また、受託会社は、業務のために関連会社のいずれかに口座を開設しかつ契約を締結することができます。

受託会社は、信託証書または一般法上認められる取引を開始する権限または裁量権を行使し、かつ当該取引を履行することができます。ただし、受託会社は、権限もしくは裁量権を行使するかまたは取引を履行する方法または結果について異なるまたは相反する一定の利害関係（個人的な利害関係であるかまたは他の決済に係る単独の受託者もしくは受託者の一人としての利害関係であるかを問いません。）を有する可能性があり、また、その結果かかる地位において取得または派生した利益について説明責任を負いません。ただし、受託会社は、自ら異なるまたは相反する利害関係を有する事項について単なる形式上の当事者である場合を除き、当事者として行為することを放棄することができます。

受託会社ならびにその役員および従業員は、ファンドに何らかの関係を有する法人、機関または会社の役員、従業員、代理人または顧問として獲得した合理的な報酬またはその他の合理的な特典について説明責任を負いません。ただし、その状況または任務は、受託会社としての立場、またはファンドに何らかの形で帰属するかもしくは関連する持分、株式、財産、権利または権限を権利として、それを用いてまたはそれを理由として取得、または保有もしくは維持されることができません。

適用法上定められるところに従い、管理会社は、ファンドの勘定で、利害関係者または当該者により助言を受け、運用される投資信託もしくは勘定から証券を取得するか、または当該利害関係者等に証券を処分することができます。利害関係者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し、自ら適切とみなすところにより当該受益証券を処理することができます。利害関係者は、類似する投資対象がファンドにより保有される可能性があるにもかかわらず、自らの勘定で、投資対象を売却、保有および処理することができます。

利害関係者は、受益者またはファンドによりもしくはファンドの勘定で証券を保有する事業体と金融取引またはその他の取引に関する契約を締結するかまたは当該契約もしくは取引を履行することができます。更に、利害関係者は、ファンドの勘定で自ら行うファンドの投資対象の売却または購入に関して協議を行う手数料および利益（ファンドの利益となるかまたは利益とならないことがあります。）を受領することができます。

5 【その他】

(a) 取締役の変更

取締役は、普通決議株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選されます。取締役に特定の任期はありません。

(b) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主資本の増加等一定の事項を除き、株主総会の特別決議が必要です。

(c) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ケイマン諸島法の一般原則に基づき、C I M Aの事前承認を得て、ケイマン諸島の投資信託を管理運用する権限を授与されている他の会社に、事業譲渡を行うことができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続します。

(d) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。
管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（「投資運用会社」）

（Guggenheim Partners Investment Management, LLC）

資本金の額

2019年12月末日現在、約2,512万米ドル（約26億円）

事業の内容

グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、デラウェア州の有限責任会社であり、1940年米国投資顧問法に基づき米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されています。

（2）インタートラスト・トラスティ（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

（Intertrust Trustees (Cayman) Limited）

資本金の額

2020年12月末日現在、約133万米ドル（約1億3,896万円）（発行済・払込済株式資本25,025ケイマン・ドル（29,910米ドル）（1株1ケイマン・ドルの株式25,025株）および株式払込剰余金130万米ドル）

事業の内容

受託会社は、信託会社としてCIMAの認可を受けているインタートラスト・コーポレート・サービス（ケイマン）リミテッドの被支配子会社であり、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき認可された投資信託管理者です。

（3）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（「管理事務代行会社」および「資産保管会社」）

（Brown Brothers Harriman & Co.）

資本金の額

2020年12月末日現在、10億4,000万米ドル（約1,087億円）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、米国、欧州および太平洋地域のトレジャリー・センターを含め、世界中の金融資産に対する業務について、一連の保管、多通貨会計および現金管理機能をすべて提供するフルサービスの金融機関です。

（4）大和アセットマネジメント株式会社（「管理会社代行サービス会社」）

資本金の額

2021年1月末日現在、151億7,427万円

事業の内容

大和アセットマネジメント株式会社は、1959年12月に設立され、金融商品取引法に基づく投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

（5）大和証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

資本金の額

2021年1月末日現在、1,000億円

事業の内容

株式会社大和証券グループ本社の100%子会社。1999年4月26日に株式会社大和証券グループ本社より国内リテール部門の営業譲渡を受け、同日付で営業を開始。日本において金融商品取引業を行っています。

2 【関係業務の概要】

（1）グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（「投資運用会社」）

ファンドに対し、投資運用業務を提供します。

（２）インタートラスト・トラスティ（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

受託会社は、基本信託証書に基づき、ファンドの管理および受益者名簿の維持について責任を負います。

（３）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（「管理事務代行会社」および「資産保管会社」）

管理事務代行会社は、適用される法律および基本信託証書に従い、ファンドのために一定の管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および会計業務、ファンドの財務記録の維持およびファンドの純資産総額の計算について責任を負います。

保管会社は、資産保管契約の規定に従い、資産保管会社に対して引き渡され、かつ資産保管会社により維持されるファンドのすべての資産のため分別勘定を維持し、かつ当該資産の権利を保有します。資産保管会社は、受託会社またはその適式に任命された代理人の指示に従い、申込代金の受領、かつ買戻請求の充足について責任を負います。

（４）大和アセットマネジメント株式会社（「管理会社代行サービス会社」）

管理会社の任命に基づき、管理会社代行サービス業務を行います。

（５）大和証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

大和証券株式会社は、代行協会員として行為し、また受益証券の販売および買戻しの取扱いを行います。

３ 【資本関係】

管理会社は、管理会社事務代行サービス会社である大和アセットマネジメント株式会社の全額出資子会社であり、また管理会社および投資運用会社の最終的な親会社は株式会社大和証券グループ本社です。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
 - (a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法または保険法（改正済）に基づく免許を受けた者

(b) 住宅金融組合法（改正済）または共済会法（改正済）に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィードー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィードー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィードー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィードー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した（改正済）ミューチュアル・ファンド法（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならず、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制

投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の(i)および(ii)に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - (ii) 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
 - (A) 会社法（改正済）（以下「会社法」という。）の第17編A
 - (B) 有限責任会社法（改正済）の第12編

(C) 有限責任事業組合法（改正済）の第8編

(以下、併せて「受益所有権法」という。)

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社があったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- (i) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有しなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - (vii) 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払

時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数の制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を

提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 大免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録に登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿に登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディーリングおよび従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケ

イマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。

- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらす、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。契約（第三者の権利）法（改正済）により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにはCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。

- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）

または第4(4)(a)（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのににもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
 - (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
 - (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
 - (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること

- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとることに命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。

- (a) 例えば秘密情報公開法（改正済）、犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）または薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
- (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
- (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（改正済）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったこ

とまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（改正済）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5（2）（a）条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。

いが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィード・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論

見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (v) 監査人の氏名および住所
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xxi) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

(xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）

(xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）

(A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動

(xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）

- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

管理会社等の情報、受託会社／管理事務代行会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・ EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・ 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・ 「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。」との趣旨を示す記載
- ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。」との趣旨を示す記載

管理会社の名称、その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

(3) 目論見書に、その他の留意点として、次の事項を記載することがあります。

「ファンドの受益証券の基準価額は、基準通貨建てにより表示されるため、円貨から投資した場合には、円貨換算した基準価額は、円貨と当該基準通貨の間の外国為替レートの変動の影響を受けます。」

「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」

「ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。」

「投資信託は預貯金と異なります。」

(4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(5) 交付目論見書の「手続・手数料等」の「税金」に、以下の文章を記載します。

「少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、日本における販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせ下さい。」

(6) 受益証券の券面は発行されません。

【別紙】

定 義

管理事務代行契約	2015年9月4日付でファンドについて受託会社と管理事務代行会社との間で締結された契約をいいます。
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーをいいます。
会計日	各年の9月30日または管理会社が受託会社と協議の上ファンドについて随時決定する各年のその他の日をいいます。
会計期間	直前の会計日の翌暦日に開始し（場合によります。）、会計日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
監査人	プライスウォーターハウスクーパースをいいます。
豪ドル	オーストラリアの法定通貨である豪ドルをいいます。
豪ドル・コース受益証券	豪ドル・コース受益証券に指定される豪ドル建て受益証券をいいます。
営業日	日本およびニューヨークの銀行ならびにニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）ならびに／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。
ケイマン営業日	ケイマン諸島の銀行が営業を行っている日（土日を除きます。）および／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。
コース基準通貨	該当するコースの表示通貨をいい、米ドル・コース受益証券の場合は、米ドル、豪ドル・コース受益証券の場合は、豪ドル、NZドル・コース受益証券の場合は、ニュージーランド・ドル、南アフリカ・ランド・コース受益証券の場合は、南アフリカ・ランド、およびトルコ・リラ・コース受益証券の場合は、トルコ・リラをいいます。
資産保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーをいいます。
資産保管契約	2015年9月4日付でファンドについて受託会社と資産保管会社との間で締結された契約をいいます。

取引日	原則として、以下に掲げる日（土、日を除きます。）をいい、および／または管理会社が受託会社と協議の上ファンドの一切のコースについて随時決定するその他の日をいいます。 (a) 米ドル・コース： 日本、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日 (b) 豪ドル・コース： 日本、ニューヨーク、オーストラリアの銀行、ニューヨーク証券取引所、オーストラリア証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日 (c) NZドル・コース： 日本、ニューヨーク、ニュージーランドの銀行、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日 (d) 南アフリカ・ランド・コース： 日本、ニューヨーク、ヨハネスブルグの銀行、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日 (e) トルコ・リラ・コース： 日本、ニューヨーク、トルコの銀行、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日
分配日	米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券の場合は、各暦年の3月7日および9月7日（当該日が営業日でない場合は、直後の営業日）または管理会社が一切のコースについて随時決定する各年のその他の日をいいます。
分配支払日	管理会社はその単独の裁量により決定する日をいい、通常は分配計算期間終了直後の取引日となることが予想され、いかなる場合も分配計算期間終了後4取引日以内とします。
分配計算期間	最初の分配計算期間の場合はファンドの設立日に開始し、その後は直前の分配日の翌暦日に開始し、分配日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
販売会社兼代行協会員	日本における公募証券の販売会社としての資格における大和証券株式会社をいいます。
適格投資家	下記 から に該当しない者、法人もしくは法主体または管理会社がファンドについて随時特定するその他の者、法人もしくは法主体をいいます。： 米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、米国の法律に基づき設立されたか、もしくは米国において存続する法人、信託その他の法主体、米国人（1933年米国証券法（改正済）に基づくレギュレーションSで定義されるところによります。）、もしくは米国人のために本受益証券を保有しているか、もしくは保有する予定の者、法人もしくは法主体、 ケイマン諸島の居住者もしくはケイマン諸島を所在地とする者（慈善信託もしくは慈善団体または免税会社もしくは非居住者であるケイマン諸島の会社を除きます。）、 関係法令に違反することなく本受益証券の申込みもしくは保有を行うことができない者、または 上記 から に記載するいずれかの者、法人もしくは団体の保管者、名義人もしくは受託者。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））をいいます。

金融庁	日本の金融庁をいいます。
F X評価時点	各評価日の午後4時（ロンドン時間）または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日時をいいます。
重過失	ある者について、当該者が別の者に対して負っている注意義務違反という結果をもたらす任務懈怠である過失を超えた行動基準をいいます。
ヘッジコース	本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針」の項において規定する意味を有します。
ヘッジ通貨	豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券の場合は、当該コースのコース基準通貨をいいます。
投資運用契約	管理会社と投資運用会社との間で2015年9月2日付で締結された投資運用契約をいいます。
投資運用会社	グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（Guggenheim Partners Investment Management, LLC）またはファンドの投資運用会社に随時任命されるその他の者をいいます。
投信法	日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号（改正済））をいいます。
日本円および／または円	日本の法定通貨である日本円をいいます。
関東財務局	日本の財務省関東財務局をいいます。
運用ファンド	ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド法人または類似のオープン・エンド型投資法人もしくはその他類似のオープン・エンド型投資ビークルをいいます。
管理会社	ダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ・リミテッド（ケイマン）をいいます。
業務委託契約	管理会社と管理会社代行サービス会社との間で2015年8月31日付で締結された業務委託契約をいいます。
管理会社代行サービス会社	公募証券の管理会社代行サービス会社としての資格において行為する大和アセットマネジメント株式会社をいいます。
基本信託証書	受託会社と管理会社との間で2011年8月5日付で締結された基本信託証書（随時改正または追補されます。）をいいます。
純資産総額	本文「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価」の項で要約されているとおり、基本信託証書の要項に従い計算された、ファンドの全資産から当該ファンドの全負債を控除した額をいいます。
ファンドの純資産総額	ファンドの基準通貨で表示されるファンドの純資産総額をいいます。
コースの純資産総額	特定のコースに帰属する純資産総額をいいます。
1口当たり純資産価格	あるコースの純資産総額を評価日時点の当該コースの発行済本受益証券口数で除して、英文目論見書の規定にかかわらず、米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券の場合は小数第3位を四捨五入した価額をいいます。

ニュージーランド・ドル	ニュージーランドの法定通貨であるニュージーランド・ドルをいいます。
NZドル・コース受益証券	NZドル・コース受益証券に指定されるニュージーランド・ドル建て受益証券をいいます。
英文目論見書	ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズに関する2011年8月付目論見書（随時改訂され、または補足されます。）をいいます。
公募証券	米ドル・コース受益証券、豪ドル・コース受益証券、NZドル・コース受益証券、南アフリカ・ランド・コース受益証券およびトルコ・リラ・コース受益証券をいいます。
基準日	ある分配日に関し、当該分配日の直前の営業日または管理会社が決定するその他の日をいいます。
買戻日	原則として、以下に掲げる日（土、日を除きます。）をいい、および／または管理会社が受託会社と協議の上ファンドの一切のコースについて随時決定するその他の日をいいます。 (a) 米ドル・コース： 日本、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日 (b) 豪ドル・コース： 日本、ニューヨーク、オーストラリアの銀行、ニューヨーク証券取引所、オーストラリア証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日 (c) NZドル・コース： 日本、ニューヨーク、ニュージーランドの銀行、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日 (d) 南アフリカ・ランド・コース： 日本、ニューヨーク、ヨハネスブルグの銀行、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日 (e) トルコ・リラ・コース： 日本、ニューヨーク、トルコの銀行、ニューヨーク証券取引所および日本の金融商品取引業者が営業を行っている日
買戻請求	買戻請求書または管理会社および管理事務代行会社が随時合意するその他の様式をいいます。
ファンド	受託会社と管理会社の間で締結された2011年8月5日付基本信託証書（随時改定、追補されます。）および2015年9月7日付変更証書に従い設立されたトラストのシリーズ・トラストであるダイワ債券コア戦略ファンドをいいます。
ファンド決議	ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上の保有者が書面で同意した決議、または当該ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により当該ファンドの受益者総会で可決された決議をいいます。
南アフリカ・ランド	南アフリカ共和国の法定通貨である南アフリカ・ランドをいいます。
トラスト	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストであるダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズをいいます。

受託会社	インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッドをいいます。
トルコ・リラ・コース受益証券	トルコ・リラ・コース受益証券に指定されるトルコ・リラ建て受益証券をいいます。
トルコ・リラ	トルコの法定通貨であるトルコ・リラをいいます。
受益証券	ファンドの受益権が随時分割された当該ファンドの現金ならびにその他の財産および資産の平等な1つの不可分の持分をいい、受益証券の端数も含みます。文脈上別の意味に解すべき場合を除き、「受益証券」という表現が一または複数のファンドについて使われる場合、発行済みの当該一または複数のファンドのすべてのコースの受益証券を含みます。
受益者	受益証券の当該時点の登録保有者（共同登録者を含みます。）をいいます。
受益者決議	受益証券1口当たり純資産価格の合計が、全ファンドの純資産総額の50%以上に当たる受益証券の保有者が書面で同意した決議、または受益証券1口当たり純資産価格の合計が全ファンドの純資産総額の50%以上に当たる受益証券を保有する受益者により受益者総会において可決された決議をいいます。
米国	アメリカ合衆国、その領域および領土をいいます。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいいます。
米ドル・コース受益証券	米ドル・コース受益証券に指定される米ドル建て受益証券をいいます。
評価日	各営業日、および／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。
評価時点	各評価日のニューヨークにおける営業終了時、または管理会社が受託会社と協議の上随時決定する日のその他の日時をいいます。
南アフリカ・ランド・コース受益証券	南アフリカ・ランド・コース受益証券に指定される南アフリカ・ランド建て受益証券をいいます。

（英語版の訳文）

独立監査人の監査報告書

ダイワ債券コア戦略ファンドの受託会社としての立場のみにおけるインタートラスト・トラスティ（ケイマン）リミテッド御中

私どもは、ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズのサブ・ファンドであるダイワ債券コア戦略ファンド（以下「ファンド」という。）の添付の財務書類、すなわち2019年9月30日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書、ならびに同日に終了した会計年度における関連する損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトの監査を実施した。以下、これらの財務書類および財務ハイライトを総称して「財務書類」という。

財務書類に関する経営者の責任

経営者は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示する責任を負っている。これには、不正または誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の設計、実施および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて財務書類に対し意見を表明することである。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて、合理的な保証を得るために私どもが監査を計画し実施する事を要求している。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は私どもの判断による。これらのリスク評価を実施するにあたり、私どもは、ファンドの財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明することが目的ではない。したがって、私どもはこのような意見を表明しない。監査は、経営者が採用した会計方針の適切性および経営者によって行われた重要な会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。私どもは、私どもの監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

意見

私どもは、上述の財務書類が、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ダイワ債券コア戦略ファンドの2019年9月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度における経営成績、純資産の変動および財務ハイライトをすべての重要な点について適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2020年3月9日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

Report of Independent Auditors

To Intertrust Trustees (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Daiwa Core Bond Strategy Fund

We have audited the accompanying financial statements of Daiwa Core Bond Strategy Fund (the "Fund"), a series trust of Daiwa Discovery Fund Series, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of September 30, 2019, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as "financial statements".

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Daiwa Core Bond Strategy Fund as of September 30, 2019, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
March 9, 2020

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

（英語版の訳文）

独立監査人の監査報告書

ダイワ債券コア戦略ファンドの受託会社としての立場のみにおけるインタートラスト・トラスティ（ケイマン）リミテッド御中

私どもは、ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズのサブ・ファンドであるダイワ債券コア戦略ファンド（以下「ファンド」という。）の添付の財務書類、すなわち2020年9月30日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書、ならびに同日に終了した会計年度における関連する損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトの監査を実施した。以下、これらの財務書類および財務ハイライトを総称して「財務書類」という。

財務書類に関する経営者の責任

経営者は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示する責任を負っている。これには、不正または誤謬による重要な虚偽の表示のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の設計、実施および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて財務書類に対し意見を表明することである。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて、合理的な保証を得るために私どもが監査を計画し実施する事を要求している。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、選択された手続は私どもの判断による。これらのリスク評価を実施するにあたり、私どもは、ファンドの財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明することが目的ではない。したがって、私どもはこのような意見を表明しない。監査は、経営者が採用した会計方針の適切性および経営者によって行われた重要な会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。私どもは、私どもの監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

意見

私どもは、上述の財務書類が、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ダイワ債券コア戦略ファンドの2020年9月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度における経営成績、純資産の変動および財務ハイライトをすべての重要な点について適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2021年2月23日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

Report of Independent Auditors

To Intertrust Trustees (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Daiwa Core Bond Strategy Fund

We have audited the accompanying financial statements of Daiwa Core Bond Strategy Fund (the "Fund"), a series trust of Daiwa Discovery Fund Series, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of September 30, 2020, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as "financial statements".

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Daiwa Core Bond Strategy Fund as of September 30, 2020, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands

February 23, 2021

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2020年 6 月12日

Daiwa Asset Management Services Ltd.(Cayman)

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

深井 康治

監査意見

当監査法人は、Daiwa Asset Management Services Ltd.(Cayman)の2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Daiwa Asset Management Services Ltd.(Cayman)の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。